

杉並区職員措置請求監査結果

(平成22年度政務調査費に関する住民監査請求)

平成24年6月

杉並区監査委員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の主たる内容	1
4 請求の受理	2
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	2
2 監査対象項目	2
3 対象部局とその抗弁要旨	2
3 - 1 総務部総務課	2
3 - 2 区議会事務局	3
4 関係人と回答要旨	4
第3 監査の結果と判断	
1 監査結果	6
2 判断	6
2 - 1 事実関係の確認	6
2 - 2 監査の基本的な考え方と視点	7
2 - 3 主要項目別判断	8
2 - 3 - 1 計上年度	8
2 - 3 - 2 按分比	8
2 - 3 - 3 領収書	9
2 - 3 - 4 会費	10
2 - 3 - 5 交通費	11
2 - 3 - 5 - 1 自動車・バイク	11
2 - 3 - 5 - 2 タクシー	12
2 - 3 - 5 - 3 区役所への交通費	12
2 - 3 - 6 視察費及び研修費	13
2 - 3 - 7 会議費	14
2 - 3 - 8 資料購入費	15
2 - 3 - 8 - 1 新聞・雑誌	15
2 - 3 - 8 - 2 書籍	16
2 - 3 - 9 広報費	17
2 - 3 - 9 - 1 区政報告	17
2 - 3 - 9 - 2 ホームページ	18
2 - 3 - 10 事務費	19
2 - 3 - 10 - 1 事務用品	20
2 - 3 - 10 - 2 固定電話・FAX	20

2 - 3 - 10 - 3	携帯電話	21
2 - 3 - 10 - 4	パソコン・インターネット	22
2 - 3 - 10 - 5	ケーブルテレビ	22
2 - 3 - 11	備品購入	23
2 - 3 - 12	事務所費	24
2 - 3 - 13	人件費	24
2 - 4	会派・議員別判断	25
3	意見	35

資料

1	措置請求書	
1 - 1	措置請求書	37
1 - 2	追加及び補足資料（平成 24 年 5 月 15 日付け）	198
2	抗弁書	
2 - 1	総務部総務課	244
2 - 2	区議会事務局	250
3	関係人の回答	
3 - 1	平成 24 年 5 月 22 日付け	268
3 - 2	平成 24 年 5 月 31 日付け	332
3 - 3	平成 24 年 6 月 15 日付け	338
4	関係条例等	
4 - 1	政務調査費条例	346
4 - 2	政務調査費施行規則	349
4 - 3	政務調査費取扱規程	351
4 - 4	事務処理の手引き	354

【注】

- 1) 政務調査費条例、政務調査費施行規則、政務調査費取扱規程は、それぞれ平成 22 年 4 月 1 日現在のものである。
- 2) 本監査結果（措置請求書、関係人の回答を含む）では、議員名・会派名称等については、特に必要とする場合を除き、原則として仮名による表記に修正した。仮名の付番は、議員個人についてはアルファベットの小文字の a から順に表示し、z より後は大文字の A から順に表示し、会派については、アルファベットの A から順に表示した。それ以外の名称については、必要に応じて記号等で表示した。
- 3) 請求人名は仮名とし、請求人の住所の記載は省略しています。

ホームページ掲載にあたり、資料 1 - 2 及び資料 2 ~ 4 の掲載は省略しました。省略した資料については、杉並区役所区政資料室及び杉並区立各図書館でご覧いただけます。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

甲

2 請求書の提出

平成24年4月25日

3 請求の主たる内容

「杉並区の被った損害額に関し、平成22年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、42,575,740円である。」(原文のまま)

(主張事実の要旨)

- ・ 請求人は、これまで平成18、19、20、21年度の政務調査費について、使途が不当であると判断した政務調査費の返還を求めて住民監査請求を行ってきた。
 - ・ 政務調査費とは、会派・議員の多岐にわたる活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した区政の活性化に寄与する活動に限定されて支出される、公金からの一時預り金である。
 - ・ 交付を受けた会派・議員には、その使途について、具体的な情報の開示を行い、その目的とする活動が、区政とどの様なつながりがあるかを、また、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任がある。
 - ・ 平成22年度の政務調査費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。
 - ・ よって、監査委員が、関係人である区議会議長に対し、政務調査費の使途の調査を要請し、その結果、個々の会派・議員から、更なる情報が開示され、説明が加えられると判断し、公正な観点からの審査を求めて、監査請求することとした。
 - ・ なお、次の諸点を、政務調査活動に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。 政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない、 主体性のある活動である、 公私混同のない活動である、 コスト低減に徹した活動である、 情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること
 - ・ 以上の点から、政務調査費の使途に疑義があり、あるいは不十分と判断した時は、その旨を記載し、原則として計上された政務調査費の全額返還を求めた。
- 請求書全文は37～243頁に掲載

4 請求の受理

請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成24年5月8日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、大熊昌巳委員、安齋昭委員の2名は除斥とした。（大熊、安齋両委員は同年5月31日に退任。）また、同年6月1日に監査委員に就任した吉田愛委員、増田裕一委員の2名については、同年6月4日の監査委員会議にて除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年5月15日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。当日、請求人のうちから3人が請求の要旨を補足する陳述を行い、新たな証拠として議員2名についての追加資料及び補足資料「検証の基準について」などの提出を受けた。

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」と主張する事項について、違法又は不当の有無及び事務手続上の適否を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、本件請求は、個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に摘示していない部分が数多く見受けられるが、請求人が提出した証拠等から可能な限り特定し、判断を示すこととした。また、「内訳を付記すべき」、「根拠の明示を求める」、「内容（目的）の開示を求める」など、請求人の意見や要望を述べている部分については、住民監査請求の対象事項に当たらないため、監査の対象外とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成24年5月25日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3 - 1 総務部総務課

- ・ 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、会派又は議員の調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。
- ・ 区は、平成13年3月に杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）を制定し、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、要件を満たす会派の代表者又

は議員に、四半期毎に議員1人当たり月16万円を交付している。なお、その年度の交付総額から支出総額を控除して残余がある場合には、区長は返還を命ずることができるとしている。(政務調査費条例第1～4条、第8及び第12条)

- ・ 政務調査費の用途については、政務調査費条例第9条に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「政務調査費施行規則」という。)で用途基準を定めている。(政務調査費施行規則第6条)
- ・ 議員の調査研究の対象は広範囲に及びその調査方法も多様であることから、政務調査費の支出適合性の判断は、会派、議員に一定の裁量が認められるものと解している。
- ・ しかし、政務調査費は公金であることから、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づく適切な支出が求められ、会計帳簿の作成や証拠書類の保管など、関係書類の整理は当然になされるべきとも認識している。
- ・ 区長は、予算の執行に関する調査権に基づく調査は行えるが、政務調査費の用途基準等に照らし、明らかに逸脱していると認められる場合を除き、会派又は議員の自主性、自律性が損なわれぬよう慎重に取り扱うべきと考えている。
- ・ 区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、政務調査費収支報告書の内容から明らかな用途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

抗弁書全文は244～249頁に掲載

3 - 2 区議会事務局

- ・ 政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動や区民、民間の団体等との意見交換、区民等に対して行う広報・広聴活動などをいう。
- ・ 政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いため、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念に鑑み、執行機関や他の会派・議員からの干渉を防ぐことも必要である。
- ・ 政務調査費条例において、議長は合理的な範囲で用途について調査することができるかと規定されているが、個々の支出が調査研究に資するかどうかまでを法的に判断する権限は有しないものとする。
- ・ したがって、政務調査活動の多様性とその性質から、合理性ないし必要性を欠くことが明らかである場合を除き、区政との関連性が類推されるものであれば、調査研究に資するかどうかは会派・議員の良識に基づく判断に委ねるべきである。
- ・ 一方、会派・議員においては、政務調査費の用途の透明性を確保し、説明責任を果たすことが求められていることを十分に認識し、区議会では、平成13年度の政務調査費条例制定時から、出納簿を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲

覧できるよう定め、さらに、収支報告の際にすべての領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行って平成19年度から実施した。(政務調査費条例第10条)

- 平成19年3月には、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「政務調査費取扱規程」という。)を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- 平成19年度に区議会内部に政務調査検討会を設置して検討を進め、学識経験者の意見を反映させ、使途基準をより具体化した詳細な使途基準細目を政務調査費取扱規程に加え、平成20年4月分交付分から適用している。
- その後も、杉並区議会政務調査費調査検討委員会(以下「調査検討委員会」という。平成21年度～)、学識経験者等第三者による杉並区議会政務調査費専門委員会(以下「専門委員会」という。平成22年度～)を設置し、監査で指摘された事項を中心に検討し、区議会内部における継続的・自主的な改善に取り組み、使途基準細目については、平成23、24年度に一部改正を行い、政務調査費の使途の適正化を図っている。さらに、今後も継続的に見直しをする。
- 区議会事務局では、政務調査費の適正な執行のために、収支報告書及び出納簿の作成など手続についての手引を作成し、会派・議員に周知するとともに、提出された収支報告書や出納簿、領収書その他証拠書類についての点検などを行っている。

この他に、請求人の主張に対する見解等が述べられている。

抗弁書全文は 250～267 頁に掲載

4 関係人と回答要旨

政務調査費条例第11条で、議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成24年5月8日付け文書により調査協力を依頼した。その回答要旨は以下のとおりである。

- 平成22年度分における、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。
- 会派・議員が行う調査研究活動として、おおむね平成22年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

この他に、請求人の主張に対する見解及び本件監査請求の対象とされた会派・議員による説明がされている。

また、平成 24 年 5 月 31 日及び同年 6 月 15 日に、本件監査請求が提出された後に
会派・議員が行った誤記控除・誤記更正についての追加回答がされている。

回答全文は 268 ~ 345 頁に掲載

本監査期間中になされた誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額は、次のとおり
である。

誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額

仮 名	自主返還額	仮 名	自主返還額
M 会派	35,245 円	u 議員	5,958 円
j 議員	25,850 円	C 議員	66,150 円
l 議員	181,695 円	E 議員	2,667 円
m 議員	1,464 円	O 会派	1,634 円
n 議員	39,755 円	F 議員	195,431 円
o 議員	34,085 円	G 議員	28,521 円
p 議員	170,917 円	X 会派	7,160 円
q 議員	10,170 円	Y 会派	42,620 円
r 議員	7,500 円		
		合 計	856,822 円

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成24年6月21日に監査委員2名の合議により、次のように決定した。

請求の一部を認容し、残余の部分について棄却する。

ただし、請求のうち任期途中で職を辞したC議員に係る部分については、平成23年2月25日に精算が行われ、監査請求期間(1年)を徒過しているため却下する。

請求を認容した部分に係る政務調査費からの支出が不適切であると認定した金額は、合計163,100円である。(内訳・理由は33頁2-4-37 V会派に記載)

当該支出を行った都政を革新する会に対し、区長は、返還に必要な措置を平成24年8月31日までに講じられるよう勧告する。

2 判断

2-1 事実関係の確認

請求人から提出された措置請求書及び陳述並びに対象部局から提出された抗弁書及び説明聴取、その他監査資料から、以下の事実関係を認めることができる。

- (1) 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することが重要であるとの趣旨から法制化された。交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保するための具体的な報告の程度及び内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定め委ねるとしたものである。
- (2) 杉並区においては、平成13年3月に政務調査費条例及び政務調査費施行規則を制定し、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、用途基準等を定め、平成13年度から会派・議員に対して政務調査費を交付している。
- (3) 議長は、会派・議員から収支報告書及び出納簿の提出を受け、区民の閲覧に供している。なお、収支報告書及び出納簿には、支出の金額や内容を科目ごとに概括的に記載することとされ、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等は具体的に記載することは求められていない。
- (4) 平成18年12月に政務調査費条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。
- (5) 平成19年3月に政務調査費取扱規程を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- (6) 平成20年4月に平成19年度に区議会内部に設置した政務調査費検討会が学識経験者等第三者の意見も反映しながら行った政務調査費の用途に関する

る検討報告を踏まえ、政務調査費取扱規程に用途基準をより具体化した用途基準細目が加えられ、その後も、平成21年度に区議会内部に調査検討委員会を、平成22年度に学識経験者等第三者によるチェック機関として専門委員会を設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を行い、調査研究費、人件費などについて用途基準細目の改正などが行われている。

- (7) 平成22年度政務調査費の交付を受けた会派・議員は6会派28議員、交付決定額は88,480,000円であるが、政務調査費残余として12,727,156円が返還されているので、平成23年5月末時点での交付総額は75,752,844円である。

2 - 2 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、以下のとおりである。

- (1) 政務調査費は、区議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的に、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費」の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保するための方法等については、各自自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による区政に関する政務調査活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、政務調査費を充てることができる調査研究に資するために必要な経費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の趣旨からみて、調査研究に有益な費用も含まれるというべきである。(平成16年4月14日東京高裁判決参照)
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務調査活動を行い、そのためにいかなる政務調査費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務調査費条例及び政務調査費施行規則に加え、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されているものである。(平成21年12月17日最高裁判決参照)

- (6) 以上から、本件監査において、政務調査費の支出については、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

2 - 3 主要項目別判断

請求人は、措置請求書及び補足資料において13項目にわたる「検証の基準」等を示している。その大半は、従来と同様の主張であるが、本件監査においては、これらの事項について検討・整理し、次のように判断する。

2 - 3 - 1 計上年度（＜検証の基準＞1））

[請求人の主張要旨]

- ・ 政務調査費として計上される経費は、当該年度内（4月1日から翌年の3月末日まで）に実施された活動を対象とし、かつ、当該年度内に、実際に支出された費用のみに原則として限られるべきであり、年度を越えて長期にわたる契約を結ぶことは認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 政務調査費の計上は現金主義で一律処理しており、交付年度内に実際に支出された経費を対象としている。現金主義によることは、平成18年11月18日の東京高裁判決でも認められており、妥当である。
- ・ ただし、どのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を採用している。
- ・ 支出の範囲が1年以内であっても、支払済みの終期までの間に議員の職を辞する場合には過払分の返還が必要であり、また、議員の職に就く前の利用実績分は計上できないとしている。

[判断]

- ・ 政務調査費条例には、区政に関する調査研究活動とその支出が同一年度内でなければならないとする特段の定めがないので、新聞・雑誌の年間購読契約など自治体の会計年度と異なる期間が設定される場合に社会慣習などに即して柔軟に対応することを否定することはできない。
- ・ ただし、対象部局の抗弁書でいう「現金主義」を採るとしても全体として1年分を超える部分は不適切である。したがって、支出の範囲が1年以内であれば、会計年度を異にする期間分の計上があっても妥当なものと判断する。

2 - 3 - 2 按分比（＜検証の基準＞2））

[請求人の主張要旨]

- ・ 政務調査活動が、他の活動の目的と重層している場合は、当該政務調査活

動の目的や根拠の情報が示され、それに基づく按分比が明示されることが必須である。

- 政党・選挙・後援会活動が主体である場合は、政務調査活動の混在が推測できるとしても、原則として、按分による政務調査費への計上を認めるべきでない。

[対象部局の抗弁要旨]

- 他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することを政務調査費取扱規程第2条第2項に明記するとともに、有識者の意見を反映し使途基準細目に各支出の按分上限を明示している。
- 使途基準細目で定めていない支出については、会派・議員によって経費の区分の必要性和区分する場合の按分割合が多種多様であると認識しており、活動の実態に即して判断している。この判断については、説明が必要であり、その説明内容から、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、支出を認めるのが妥当である。

[判断]

- 区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在する場合は、当該支出のうち政務調査費に計上することができる額は、政務調査活動に供される割合とするのが相当であるので、区政に関する調査研究活動以外の活動に当たる割合が適切に按分除外されていれば不適切ということとはできない。
(平成19年12月26日大阪高裁判決参照)
- 按分が必要なすべての政務調査活動について、採用した按分比の妥当性を個々に説明し、証明することは、仮にできたとしても多大な労力を要するし、様々な状況のすべてを説明しきることは実際上不可能である。このため、現実的な妥当性を支える仕組みとして、支出内容に応じた標準的な按分割合ないしその上限を定める按分比の制度が生まれてきたものと考えられる。
- したがって、按分比の上限が使途基準細目で定められている経費は、その範囲内であれば妥当なものと判断する。また、按分比の上限が定められていない経費は、会派・議員が自律的に判断し設定した按分割合から明らかに区政に関する調査研究への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、不適切ということとはできない。

2 - 3 - 3 領収書 (< 検証の基準 > 3)

[請求人の主張要旨]

- 領収書は、額の大小にかかわらず、支出目的等の内容、商品・製品名が明記され、関連の情報が付記・開示されていることが、基本原則である。支出の目的、内容及び内訳等の付記・明記がなく、その合理性・妥当性について、明確な判断ができない場合は、政務調査費への計上はできない。
- 正式な領収書として効力をもつ条件は、受取人が、会派・議員であること、

日付が記載され、領収証を発行した企業名・個人名の所在住所、電話番号等が明示されていること等であり、そうした内容が記載されていない場合、隠ぺいされている場合は、領収証として認められない。

- ・ 物品の購入先が仲介業者・人である場合は、単なる仲介業者・人であるかも含め、それらの情報を開示する責任を、会派・議員は有している。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 領収書に内容が記載されていない場合、支払先の住所・電話番号等連絡先が明示されていない場合、物品の購入先が仲介業者や個人のため関連性がわかりづらい場合等についても、会派・議員による内容説明や支払先発行の資料添付等があり、支出の必要性や合理性が認められれば、調査研究活動に資する適正な支出として取り扱っている。

[判断]

- ・ 政務調査費が適正に使用されていることを証明する基本となる書類が領収書であり、あて名、日付、金額、購入品名、領収書発行者名・所在地等が記載されていることが原則である。
- ・ しかし、銀行振込、口座振替、カード決済など支払方法が多様化している今日、支出を証明する書類が領収書に限定される理由はなく、領収書その他の証拠書類の扱いについては、手引の中で一定の基準が示されている。
- ・ したがって、物品の購入先が仲介業者・個人である場合も含めて手引に示されている要件等が満たされ、適正に対価が支払われたことが確認できるものであれば、領収書その他の証拠書類として認められるものである。
- ・ なお、物品購入の代金に容易に充当できる家電量販店等のポイントは、値引き的性格を有しているので、支出額から控除する必要があるが、これと異なる性格のポイントについては、支出額から控除していなくても不適切ということとはできない。

2 - 3 - 4 会費（＜検証の基準＞4）

[請求人の主張要旨]

- ・ 年会費を政務調査費から支出することは、どのような理由・背景があろうとも、その会・団体の趣旨への賛同とみなされ、意図すると否とは無関係に、結果として、その会・団体の宣伝・広報に加担し、公金によって、公的に当該会を支援することとなり、認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 団体・会の年会費については、当該団体・会等の活動目的が区政に関する調査研究に有益と判断される場合は支出できるものとする。ただし、会員であること自体が調査研究に資するとはいえないため、按分が必要である。
- ・ 講演会・研修会等の参加費については、その催しの内容が政務調査費の制度趣旨に合致しているかどうかを支出の判断基準としているため、当該議員が所属する政党・団体等が主催する会の場合でも、区政に関する調査研

究に資するために必要と判断できる内容が含まれていれば、経費を区分して支出を可としている。

[判断]

- ・ 政治団体である場合や当該団体の活動が区政と関連しない場合は、会費を政務調査費から支出することが不適切なことはない。
- ・ 団体・会の目的が、区政に関する調査研究を行うことであり、その活動に充てるための費用を会費としているなど、区政に関する調査研究に資することが認められる場合は、不適切とする理由はない。ただし、団体・会の目的・活動に区政に関する調査研究に資する以外の要素がある場合は、適切に按分しなければならないことは、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおりである。
- ・ 講演会等一時的な参加費を会費という名称で支払っている場合、講演会等の内容が区政の調査研究に資するものであれば、妥当な支出として認められるものである。

2 - 3 - 5 交通費

2 - 3 - 5 - 1 自動車・バイク（＜検証の基準＞5）

[請求人の主張要旨]

- ・ 政務調査活動における移動手段は、公共の交通機関を利用することが原則であり、自動車・バイクの利用は、合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、認められるべきである。
- ・ 自動車・バイクを利用する場合は、その種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、その推定燃費から算出したガソリン代を計上する方法を採用し、使用実態の情報を開示し、その妥当性・合理性を明確にすることが必要である。
- ・ 駐車場は自動車の購入・所有する場合の必須条件であるので、月極駐車場代は、政務調査費取扱規程で必要な経費に該当しないものと明示されている自動車の維持管理に関する経費に当たる。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 自動車やバイクを調査研究活動に伴う移動手段として利用する場合、有料道路通行料や現地での駐車料金のほか、ガソリン代や月極駐車場の賃料を用途基準の範囲内の支出として認めている。
- ・ このうち、月極駐車場賃料と宿泊を伴わない用務に使用する場合のガソリン代については、通常調査研究活動以外の用途も含まれていると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、2分の1を上限として政務調査費で支出することを用途基準細目で規定し、目的や理由の説明までは求めていない。
- ・ 政務調査費取扱規程で、政務調査費で支出できない経費として規定している自動車の維持管理に関する経費は、自動車本体の維持管理に係る費用と捉えており、月極駐車場賃料は含まない。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究を行うに当たり、移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代及び駐車料金、有料道路料金を政務調査費から支出することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ 月極駐車場代については、使途基準細目でその支出を認めており、按分比の上限が規定されていることなども勘案すると、政務調査費で支出することを不適切ということとはできない。

2 - 3 - 5 - 2 タクシー（＜検証の基準＞5）

[請求人の主張要旨]

- ・ 日常の交通手段は、手引にも一般の公共交通機関が原則とされている。特別な理由（事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること等）がある場合は別として、一般の公共交通機関ではなく、タクシーを使う理由が明示され、それが正当・妥当である場合を除いて、タクシーの使用は認められない。
- ・ タクシーの使用が認められる場合でも、迎車代は認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ タクシー以外の他の公共交通機関の利用が原則であることはいうまでもないが、調査手法、スケジュールの関係、付添いを必要とする等の同行者の事情、天候、時間帯、持参品の量等、状況により迎車代を含めタクシーを利用することが合理的なケースが多々ある。

[判断]

- ・ タクシーは他の公共交通機関と比べて料金は高いが、迅速性・随意性・利便性の点で優れている。公費により政務調査活動経費を支出する以上、効率的な執行が求められることは当然であるが、どのような移動手段を選択するかについては、費用面ばかりでなく、時間、天候、荷物、身体的状況等を総合的に勘案して、会派・議員が自律的に判断して使用するものである。
- ・ 会派・議員がより効率的に調査研究を行うために、状況に応じてこうした特性を勘案し、迎車も含めてタクシーを移動手段として利用することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切ということとはできず、使用した理由まで具体的に求める請求人の主張は首肯できない。

2 - 3 - 5 - 3 区役所への交通費

[請求人の主張要旨]

- ・ 議会や委員会出席のための費用弁償は、平成18年の杉並区議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正により廃止されているので、議会・委員会開催日は、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政務

調査費への計上は認めるべきではない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・平成18年度から費用弁償が廃止になり、本会議や委員会に出席するための登庁交通費は支給されなくなったので、本会議や委員会の開催日であるか否かにかかわらず、用務が区政に関する調査研究活動であれば、目的地が区役所庁舎であっても支出できないとする理由がない。

[判断]

- ・本会議や委員会開催日における費用弁償の廃止と政務調査活動に伴う交通費の支出は別の問題である。本会議や委員会開催日であるか否かにかかわらず、区政に関する調査研究活動に伴う交通費は認められるものであり、交通費の支出が使途基準等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 6 視察費及び研修費（＜検証の基準＞6）

[請求人の主張要旨]

- ・視察・研修については、その目的と区政との関係、視察先等の選定基準・理由、その結果等を区政にどの様に反映させるかなどについての考察等の明示とともに、宿泊費を含め支出費用が妥当で華美でないことが必要である。
- ・議員・会派が所属する党・団体・会等の主催する視察は、当該団体等の一員としての活動であるので、それに対する政務調査費からの支出は、公金による当該団体等の支援となるので認められない。
- ・視察先への謝礼品は、政務調査費取扱規程2条で区政に関する調査研究に資する経費に当たらないと規定する交際費に関する経費に当たるので認められない。
- ・大学・大学院で何かを学び・研究することは、その個人の学識・能力の向上は期待できるとしても、杉並区政の調査研究に資するとは予見できないので、学費の計上は認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・明らかに区政との関連性や必要性・合理性を欠く場合を除き、視察等に調査研究の実質があり、適切な日程・金額であると認められ、報告書の提出等がされていれば、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、広範な裁量のもとに行われるべきものと認識している。
- ・ただし、講演会参加費と同様に、政党活動や後援会活動等、政務調査費で支出できないと政務調査費取扱規程で定める経費が明らかに含まれる場合には、経費を区分し支出する必要がある。
- ・視察・研修が、宿泊を伴う場合には視察報告書の提出を義務付けており、様式で定めている事項に基づいて記載され、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものは適正な報告書の提出というべきであり、詳細まで記載するか否かは会派・議員の自律的な判断に委ねるべきである。

- ・ 視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼と考えられ、社会通念上適正な範囲内のものであれば、先進地調査又は現地調査に要する経費として「調査費」に該当し(平成19年4月26日仙台高裁判決) 使途基準に基づく適正な支出と考える。
- ・ 大学院等の学費については、その学習内容が政務調査費制度の趣旨に合致し、区政との関連性が認められるものであれば、支出は可能である。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究に資する視察及び研修は、視察報告書の提出や研修目的等が明らかにされていれば、認められるものであり、執行機関と議会との抑制と均衡の理念等を考慮すると、視察先の選定理由等について、手引で定めた範囲を超えて具体的な説明・開示を求める請求人の主張は首肯できない。
- ・ 議員が、視察や研修の主催団体の役員や会員である場合においても、当該視察や研修が区政に関する調査研究に資するか否かで判断すべきであり、主催団体の役員や会員であることが、支出の妥当性に直接影響を及ぼすものではない。
- ・ ただし、当該視察や研修の目的に、区政に関する調査研究に資する以外の要素がある場合は、相当経費を適切に按分しなければならないことは、いうまでもない。
- ・ 視察先へのお土産代については、社会通念上適正な範囲内であれば視察に要する経費として調査研究費に当たるとみるのが妥当であるので、使途基準等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。(平成19年4月26日仙台高裁判決参照)
- ・ 学費は、行政に関する調査・研究に特化された大学院など特別の理由がある場合には政務調査費からの支出を認める余地があると思われるが、個人としての学歴・資格の取得の側面もあるので、慎重な判断が求められる。

2 - 3 - 7 会議費 (< 検証の基準 > 7)

[請求人の主張要旨]

- ・ 会議等の開催目的、区政との関係等を含めたその会議の内容、開催場所や参加人数等の最低限の情報公開・説明責任がある。
- ・ 講師が招かれている場合は、その理由、講師代等について明確な説明が必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 会議の開催に伴う経費については、区政との関連性が類推され、調査研究の実質が認められるものであれば、詳細まで記載するか否かは会派・議員の自律的な判断に委ねるべきである。
- ・ 会議の開催に伴うその他の経費を支出する際にも、関連性がわかりづらいと思われる支出については、会議の目的又は内容を説明することが望ましい。

[判断]

- ・ 会議をどのような形で行うかは、基本的に会派・議員の自律性に委ねられるべきものであり、執行機関と議会との抑制と均衡の理念等を考慮すると、その内容等の開示まで求める請求人の主張は首肯できない。
- ・ 会場代や講師代などの会議開催に伴う必要な経費は、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 8 資料購入費 (< 検証の基準 > 8))

[請求人の主張要旨]

- ・ 通常の生活を営む上で、新聞、週刊誌等を購入することは一般的な慣習である。政務調査活動のために、資料、特に新聞、雑誌等を購入する場合は、その具体的な目的・理由を明示する必要がある。
- ・ 会派で事務所を共有する場合、会派の構成人数にもよるが、同一資料を2つ以上購入することは認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する支出である。
- ・ 会派・議員の活動形態はそれぞれ異なることを勘案し、購読場所や部数制限は規定していない。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究のために必要な資料の購入は、新聞、週刊誌、月刊誌等を含めて、資料名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである。
- ・ 会派で事務所を共有することを理由に資料の購入数を制限する理由はない。
- ・ 執行機関と議会との抑制と均衡の理念等を考慮すると、購入目的・理由まで求める請求人の主張は首肯できない。

2 - 3 - 8 - 1 新聞・雑誌 (< 検証の基準 > 8))

[請求人の主張要旨]

- ・ 少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政務調査費として支出することは認められない。
- ・ 政務調査活動のために、資料、特に新聞、雑誌等を購入する場合は、その具体的な目的・理由を明示する必要がある。
- ・ 所属政党の機関紙の購入は、政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があるので、当該機関紙の購読料を公金で賄うことは、認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員本人が購読しているものであれば、使途基準に合致する支出である。
- ・ 所属政党発行の機関紙の購読は、1人1部のみと使途基準細目で規定している。これは、その内容が調査研究活動に有益ではないとは言い切れないということと、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する

という側面もあることを総合的に判断した結果、一定の制限を設けたうえで支出を認めたものであり、社会通念上許容される範囲内の基準である。

- ・ 議員本人が経営する事業に関連する業界紙の場合には、区政との関連性が類推される説明が必要である。

[判断]

- ・ 2 - 3 - 8 資料購入費で述べたとおりであり、新聞、雑誌名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである。
- ・ 所属政党の機関紙については、使途基準細目で1議員1部と限定するなど一定の制約を設けているので、不適切ということはできない。
- ・ 業界紙については、区政に関する調査研究との関連性について説明されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 8 - 2 書籍（＜検証の基準＞8）

[請求人の主張要旨]

- ・ 書籍の購入は、議員用として備えられている図書の施設、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが前提であり、これらによることが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政務調査費として計上することは認められない。
- ・ 政務調査活動とのつながりに疑念を抱く書籍購入について、情報開示を求める。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 調査研究に必要な書籍を購入することは、政務調査費の趣旨に合致するものであり、議会図書室があることを理由に書籍を購入すること自体に制限を加えることは適当ではない。
- ・ 主として議会図書室を活用して調査研究を進めるのか、自己が選定し購入した書籍等を活用するのか、あるいは双方を活用するのかは、調査内容・方法により、各議員の裁量に委ねられるべきものである。
- ・ 書籍と区政に関する調査研究との関わりについては、政務調査費としての使途の特定が可能となるように書籍、雑誌、新聞等、資料の名称を明らかにしていれば、使途基準で定める資料購入費として支出できる。

[判断]

- ・ 2 - 3 - 8 資料購入費で述べたとおりであり、書籍名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである。
- ・ 政務調査活動において、資料購入と議会図書室の活用とは相反するものではなく、どう活用するかは会派・議員の自律的な判断に委ねられるものである。

2 - 3 - 9 広報費（＜検証の基準＞9）

[請求人の主張要旨]

- ・ 区政の状況報告を行う広報は、会派・議員の宣伝活動の要素を大なり小なり有しており、政務調査活動とそれ以外の活動部分を区分けすることは実質的に困難である。選挙活動・政党活動・後援会活動などが混在し、明確に区分できない場合は、政務調査費に計上すべきでない。
- ・ 広報紙やホームページの作成に要した経費については、合理性・妥当性のある按分比の根拠を明示することが必須条件である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 区政報告の発行やホームページの維持管理等、区政に関する情報を区民に提供する経費は、使途基準に定める広報費に該当する。

[判断]

- ・ 会派・議員が区民の意思を区政に反映するため、区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布し、周知を図ることは、それらの施策等に対する区民の意見等を収集・把握する前提としての意義があり、調査研究に資すると解するのが妥当である。
- ・ 区政報告などの広報に、区政に関する調査研究活動以外のものが混在する場合、それぞれの記事の占める割合により適切に按分する必要はあるが、全体を違法な支出とする必要はなく、2 - 3 - 2 按分比で述べたように、区政に関する調査研究以外の活動が混在していても、適切に按分除外されていれば、不適切とする理由はない。（平成15年1月31日名古屋地裁判決参照）

2 - 3 - 9 - 1 区政報告（＜検証の基準＞9）

[請求人の主張要旨]

- ・ 議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等の掲載を、主たる内容とする報告書は、議員の審議能力を強化し議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に該当しない。
- ・ 区政報告の製作・印刷費用等は、添付された領収証等に、印刷枚数・単価を含め、製作・印刷費用の内訳や再委託先等が明記されていることが最低必要条件である。
- ・ 郵送費用については、送付料の値引きなどを活用しているか、政務調査研究以外の活動に関する資料等の混在している場合には、按分がされ、根拠が明示され、合理性・妥当性があることが必要条件である。
- ・ 葉書は金券であるので、具体的な使用目的が明示されていることが必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 紙面の一部にエッセンスとして加える調査研究活動以外のお知らせや連絡先、文章の書き出しに使用することが一般的な儀礼的文言、写真などは、当該紙の主たる内容には当たらず、合理的な範囲内であれば、詳細に区分

せず支出できるものと解する。

- ・ 政党活動や後援会活動など政務調査費の趣旨に適合するものではない内容部分は、紙面の面積等に占める割合等で区分することにより、合理的な支出が可能である。
- ・ 領収書等や会派・議員からの説明により、区政との関連性や調査研究の実質があり適切な金額と認められる場合は、配布先や配布枚数等を明示するか否かは会派・議員の政策的判断のもとに行われるべきものである。
- ・ 葉書を大量に購入する場合は、その必要性・合理性が明確になるように努める必要がある。

[判断]

- ・ 区政報告にどのような内容を記載するかは、会派・議員の自律性に委ねられるものであり、写真や区議会報告が中心であっても、区政に関する調査研究との関係が推認できれば、作成枚数、単価等まで明示されていなくても、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば妥当なものと判断する。
- ・ ただし、選挙活動・政党活動・後援会活動に関する経費は政務調査費として支出できないので、区政報告の中にそのような記載があれば、当該記載部分の面積割合等に応じて、適切に按分除外しなければならないことは2 - 3 - 2 按分比で述べたとおりである。
- ・ 区政報告等の郵送に区内特別郵便の利用など経費削減に努めることは当然であるが、状況に応じて通常の郵送方法を選択したとしても、直ちに不適切な支出ということとはできない。なお、郵送費についても、区政報告等に区政に関する調査研究活動に当たらない記載があれば、按分が必要であることはいうまでもない。
- ・ 区政報告を葉書ですることは認められるものであり、その必要性等について説明がされていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 9 - 2 ホームページ（＜検証の基準＞ 9 ）

[請求人の主張要旨]

- ・ 区政報告等の印刷物の内容と同一のものを、ホームページを用いて、広報として流すことは、政務調査費の二重払となり、認めることはできない。
- ・ 広告収入を得ているホームページの作成費等は、政務調査費に計上できない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 紙媒体と併せて自身のホームページ等のWEB媒体でも同じ内容の情報を提供することは一般的な手法である。
- ・ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分することと使途基準細目で規定している。

[判断]

- ・ ホームページをどのような内容にするかは、会派・議員の自律性に委ねら

れるべきものである。ホームページの作成及び維持管理経費が実態に即して適切に按分され、用途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

- ・ ホームページの掲載内容が紙媒体による区政報告と同じであっても、経費の二重払となるものではない。
- ・ ホームページにバナー広告が掲載されている場合については、当該バナー広告部分の占める割合を適切に除外して計上されていれば、ホームページに係る政務調査費からの支出を不適切ということとはできない。

2 - 3 - 10 事務費（＜検証の基準＞10）

[請求人の主張要旨]

- ・ 会派・議員の活動は広範にわたっており、政務調査研究活動は、その一部を構成するのみであるので、政務調査費として計上する場合は、政務調査活動の割合について、明確に根拠を開示することが必須である。
- ・ 政務調査活動を明確に区別することが容易でない場合、政務調査以外の活動が主体である場合は、政務調査費に計上すべきでない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 他の用途との併用が明らかである場合には、区政に関する調査研究に資するために必要な経費相当額を区分して支出することを政務調査費取扱規程第2条第2項に明記するとともに、有識者の意見を反映した用途基準細目に各支出の按分上限を明示している。
- ・ 用途基準細目で定めていない支出については、会派・議員によって経費の区分の必要性和区分する場合の按分割合が多様であると認識しており、活動の実態に即して判断している。この判断については、説明が必要であり、その説明内容から、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、支出を認めるのが妥当である。

[判断]

- ・ 区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動に併用するものについては、当該支出のうち政務調査費に計上することができる額は、政務調査活動に供される割合とするのが相当である。（平成19年12月26日大阪高裁判決参照）
- ・ したがって、選挙活動・政党活動・後援会活動等他の用途にも併用する場合は、2 - 3 - 2 按分比で述べたように、按分比の上限が用途基準細目で定められている経費は、その範囲内であれば不適切とする理由はない。また、按分比の上限が定められていない経費は、会派・議員が自律的に判断し設定した按分割合が明らかに区政に関する調査研究への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、不適切ということとはできない。

2 - 3 - 10 - 1 事務用品（＜検証の基準＞10）

[請求人の主張要旨]

- ・ 事務用品の多くは、用途を特定の活動に結びつけることは意味を持たないため、活動内容の概括的割合に応じて、経費を計上すべきである。
- ・ 特殊な用途に使用されるものについては、政務調査活動で使用する特定の理由がない限り、政務調査費に該当しない。
- ・ 切手・葉書は金券であるので、区政報告郵送・関係者との事務連絡等に結びついた形でなされるべきであり、その具体的使用目的が明示されていることが必要である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 他の用途との併用が明らかである場合には一定の按分が必要であるが、一般的な文具やその他消耗品類等、他の用途との併用が明らかであると直ちに判断できない支出や合理的区分が難しい支出がある。
- ・ 購入品と調査研究活動との関連性がわかりづらい場合は別途説明が必要である。
- ・ 区政に関する調査研究活動に使用する必要性や内容に合理性を具備していることが類推できるものは、経費を按分しないで支出するケースもあり得るため、同じ支出であっても使用形態によって按分の有無やその割合が異なることがあるのは現在の基準の範囲内の支出と考える。

[判断]

- ・ 事務用品について、用途基準細目は一定の按分が必要としているだけで、具体的な按分割合まで示していないのは、様々な使用形態が考えられ、一律に按分比を定めることが難しいためであると考えられる。
- ・ したがって、会派・議員が使用実態に即して自律的に判断し設定した按分割合が明らかに適当でない場合を除き、不適切とする理由はない。按分をしない場合は、その理由が合理的に説明されなければならないことはいうまでもない。
- ・ 区政に関する調査研究活動に使用するための切手・葉書は認められるものである。

2 - 3 - 10 - 2 固定電話・FAX（＜検証の基準＞10）

[請求人の主張要旨]

- ・ 事務所が自宅等の場合は、事務所としての活動分の按分比の根拠を明示した上で、基本料金を除く電話・ファックスの使用回数に応じた使用料のみを、その按分比に応じて計上すべきである。
- ・ 事務所単独使用の場合には、会派・議員の活動における政務調査活動の按分比の明示が必須条件である。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 平成19年に仙台高裁及び大阪高裁が示した「電話・FAXの経費の内訳は調査研究活動とその他の活動を合理的に区分することが困難な支出である

ため、会派・議員の活動の実態に即した按分の割合を定めることが適切な方法である」とする判決の趣旨に沿った形で按分上限を定めている。

- ・ 規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなし、基本料金については含むべきではないとする請求人の主張には理由がない。

[判断]

- ・ 固定電話・FAXの使用料は、区政に関する調査研究活動に必要な経費として認められるものであり、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、使途基準細目に定める按分比の上限の範囲内で、適正に処理されていれば不適切とする理由がない。
- ・ 固定電話の料金は、基本料金と通話料金とから構成されており、政務調査費からの支出を通話料金のみ限定する理由はない。

2 - 3 - 10 - 3 携帯電話（＜検証の基準＞10）

[請求人の主張要旨]

- ・ 携帯電話の料金は、基本料金と通話料金とから構成されており、政務調査費からの支出を通話料金のみ限定する理由はない。
- ・ 政務調査研究活動に係る使用が、電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件である。
- ・ 調査研究のため携帯電話を使用する必要性は乏しく、社会通念上大半が調査研究以外のものであると推測され、特に、2台以上保有する場合は、特別な合理性・妥当性のある理由が明示されなければ、認められない。
- ・ 携帯電話の使用に伴い付与されるポイント相当分を差し引いて計上すべきである。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 政務調査活動は極めて広範な裁量のもとに行われるべきものであるという観点から、使用実態を考慮して、使途基準細目に規定された基準の範囲内の按分割合であれば適切な支出とみなしている。
- ・ 携帯電話のポイントは、電話利用料には充当できないので、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できるポイントとは異なる。

[判断]

- ・ 携帯電話の使用料は、区政に関する調査研究活動に必要な経費として認められるものであり、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、使途基準細目に定める按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ 携帯電話を複数所有し、用途に応じて使い分けることは考えられることである。この場合、主に政務調査活動に使用している携帯電話の使用料を政務調査費からの支出対象とするべきであり、それが使用料の高い方の携帯電話であるからといって、不当となるものではない。
- ・ 携帯電話のポイントは、物品購入の代金に容易に充当できる家電量販店等のポイントと異なり、使用用途が限定されているため、支出額から控除し

ていなくても不適切ということとはできない。

2 - 3 - 10 - 4 パソコン・インターネット(< 検証の基準 > 10))

[請求人の主張要旨]

- ・ パソコンは、会派・議員の活動を支える機器として基本的なものであるの
で、その修理や各種用品の費用を含め、議員の主たる政治活動の必要備品
と捉えるべきであり、政務調査活動への利用は少ないと解する。政務調査
活動がその利用の主体をなすとして按分することは認められない。
- ・ プロバイダー契約によるインターネットへの接続は、政務調査研究のため
の情報検索上必須であるが、按分比については、明確な根拠の明示が必要
である。
- ・ インターネット利用により付与されるポイント相当分を差し引いて計上す
べきである。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ パソコンとインターネット環境の利用は、会派・議員の活動における必需
品である。
- ・ 会派・議員の活動は、区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在
しているケースが多く、実務上合理的に経費を区分することが困難である
場合には、活動の主体を判別することよりも、それぞれの活動の実態に即
した按分率により支出費用を判断することが、現在のところ最も妥当な手
法である。

[判断]

- ・ パソコン・インターネットは、区政に関する調査研究活動を行う中で一般
的に使われるものであるの、その経費を政務調査費から支出することは
認められるものである。2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、実態に即して
適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適
切とする理由はない。
- ・ インターネット接続料に伴うポイントは、物品購入の代金に容易に充当で
きる家電量販店等のポイントと異なり、使用用途が限定されているため、
支出額から控除していなくても不適切ということとはできない。

2 - 3 - 10 - 5 ケーブルテレビ(< 検証の基準 > 10))

[請求人の主張要旨]

- ・ 政務調査研究活動のために、ケーブルテレビのチャンネルへの接続契約を
し、その経費を政務調査費に計上することは、その契約の理由に合理性・
妥当性がなければ、認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ ケーブルテレビの利用料金を政務調査費で支出すること自体に問題はない。
ただし、ケーブルテレビで放映するチャンネルすべてが、区政に関する調
査研究に資するために必要とまではいえないため、区政に関する調査研究

に資する経費相当額を区分して支出しなければならない。

- ・ 経費を合理的に区分することが困難と思われるため、現在のところ按分割合の上限を2分の1として支出することが妥当である。

[判断]

- ・ ケーブルテレビについては、地域情報番組の視聴など、区政に関する調査研究に資する情報を得るものもあるので、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、使途基準細目に定める按分比の上限の範囲内で、適正に処理されていれば不適切とする理由はない。

2 - 3 - 11 備品購入（＜検証の基準＞11）

[請求人の主張要旨]

- ・ 備品は、その耐用年数が議員の任期を超える場合は、個人の資産の購入とみなされるべきであり、政務調査費として計上ができるものに該当しない。
- ・ 備品の耐用年数に達する前に、同一品あるいは類似品を購入する場合には、合理的理由の明示がなければ、認められない。
- ・ 事務所用の家具類の購入は、その耐用年数が、議員の任期期間を超えるだけでなく、一般常識上も論外であり、認められない。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 事務所で使用する書棚・いすなどの購入経費は、平成19年の大阪高裁判決や仙台高裁判決では按分したうえでの支出が認められていることから、使途基準で定める事務費として政務調査費でその経費を支出することに問題はない。
- ・ ただし、平成22年3月23日の最高裁判決では、任期満了直前のパソコンの購入について、特段の事情がない限り必要性は認められないとされたことから、耐用年数内に再度購入する場合には、会派・議員から合理的かつその必要性が認められる説明を要する。

[判断]

- ・ どのような備品を購入するかは、基本的に会派・議員の自律性に委ねられるものであり、購入した備品が区政に関する調査研究に使用されると推認できる場合には、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ 備品は、その性格上、長期間にわたり使用されるものがあるので、当該備品の所得税法上の耐用年数内における同一品（類似品）の購入や、任期終了直前の購入は安易に行われるべきものではないが、これまで使用していたものが修理不能となるなど、購入理由が合理的に説明されていれば、不適切とまではいうことはできない。

2 - 3 - 12 事務所費（＜検証の基準＞12）

[請求人の主張要旨]

- ・ 事務所は、会派・議員の後援会活動、選挙活動等の拠点としての役割が主体であると考えられ、事務所費を政務調査費から支出することは、政務調査活動の意義からもなじまない。
- ・ 事務所は、雇用された職員・臨時職員の主たる勤務場所であり、その使用実態の情報開示は必須条件であり、特に、自宅あるいは親族所有である場合は、公私混同の温床になる可能性が大きく、その使用実態を厳格に検証する必要がある。
- ・ 光熱水費を計上する場合は、基本料金を含まない使用料のみを使用実態にあった按分比で政務調査費に計上すべきである。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員活動の基盤となる事務所の賃料は、使途基準で定められているとおり適正な支出といえることができる。
- ・ 賃借料を計上する場合には、透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の要件を具備することを示す書類の提出を義務付けている。
- ・ 平成19年の大阪高裁判決でも、自宅の一部を議員事務所として使用していることが妥当である旨の判断がなされ、一定の按分を条件として光熱水費や共同住宅管理費の支出の適法性が認められている。

[判断]

- ・ 会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、賃借料については賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出されていれば、光熱水費については按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はなく、事務所の使用実態等の開示まで求める請求人の主張は首肯できない。
- ・ 光熱水費の料金は、基本料金と使用量に応じた料金とにより構成されるものであるため、政務調査費からの支出を使用量に応じた料金のみで限定する理由はない。

2 - 3 - 13 人件費（＜検証の基準＞13）

[請求人の主張要旨]

- ・ 人件費については、事務所や広報活動等の政務調査研究活動としての位置付けと密接に関連しており、同一の基準で判断する必要がある。
- ・ どの様な基準で職員を選び、日給・時間給を設定し、どの調査研究の補助を勤務内容とし、いかにその勤務状態を管理・把握するかは、会派・議員が、独自性・自律性のもとに選択・判断する領域であろうが、政務調査費の使途については、より明確な合理性のある使途基準を設けるべきである。
- ・ 議員控室を会派事務所として活用する場合は、その中における政務調査活動の位置付けは相対的に小さくなると解するので、会派事務所で雇用する

人件費の按分比を50%で政務調査費から計上することに疑念がある。

[対象部局の抗弁要旨]

- ・ 議員の調査研究の対象が広範囲に及び、調査方法も多様なことから、明らかに議会活動に反映・寄与しない場合や使途基準等に照らして必要性・合理性を欠いている場合などを除き、その人件費は政務調査費から支出できる。
- ・ 勤務の実情を示す書類に記載する勤務内容については、区政に関する調査研究活動に対する執行機関や他の会派・議員からの干渉を防止するという側面もあることに留意する必要があるため、区政との関連性が類推できる表現であれば、記載方法の具体性の度合いは、会派・議員の自律的判断に委ねることが好ましい。

[判断]

- ・ 会派・議員が区政に関する調査研究活動を行うために、職員を雇用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、雇用契約書の写し又は職務報告書が提出され、支出が認められる金額の範囲内で適正に処理されていれば会派事務所で雇用する職員の人件費も含めて、不適切とする理由はない。
- ・ 雇用した職員の職務の中に区政に関する調査研究に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に即した按分が必要であることは2 - 3 - 2 按分比で述べたとおりである。

2 - 4 会派・議員別判断

請求人が主張している各会派・議員に対する返還請求理由等について、次のように判断する。

請求人が個々に指摘した金額等の一部に誤りがあることが判明したが、判断に影響を及ぼさない誤りについては記載を省略した。

A～Iは、請求人が用いた表記 A.調査研究費、B.研修費、C.会議費、D.資料作成費、E.資料購入費、F.広報費、G.事務費、H.事務所費、I.人件費 をそのまま記載した。

2 - 4 - 1 a議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、C、E - 1・2、F - 1、G

[判断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補足)

E - 2は、平成24年6月に誤記控除されている。

F - 1の区政報告葉書は提出されており、提出されていないとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 2 b議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・2、E - 1・2、G - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 3 c議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・2、E - 1・2、G - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 4 d議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1～3、E - 1・2、F、G - 1～5

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

G - 4 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

G - 5 は、50% 按分されており、按分がされていないとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 5 e議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 - 、E - 1・2、F - 1・2、G - 1・2、H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 6 f議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、E - 1～3、G - 1～4

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 7 g議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、C、E - 1、F - 2、G - 1、H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

Cは、平成24年5月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 8 h 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 - 、 A - 2、 E - 1、 F - 1・2、 G - 1 - ~ 、 G - 2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 9 M 会派

[監査の対象とした請求人の主張]

事務費、 E、 F

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

Eは、平成24年6月に一部が誤記控除されている。

2 - 4 - 10 i 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 ~ 4、 F - 1 ~ 9、 G - 1、 H - 1 ~ 3、 I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 2 及び G - 1 は、平成24年5月に誤記控除・誤記更正されている。

Iは、平成24年6月に3月分政務調査活動補助職員勤務報告書から除外されている。

2 - 4 - 11 j 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、 A - 2 - 、 A - 3・4、 F - 1 ~ 5、 G - 1 ~ 3、 H - 1、
I - 1

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 2 - は、平成24年5月に誤記控除・誤記更正されている。

F - 3 は、平成24年6月に誤記控除されている。

F - 4 及び G - 2 は、平成24年6月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 12 k 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、 E - 1、 F、 G - 1・2、 H - 1・2、 I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 13 1 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、A - 2 - (ア)・(イ)、A - 2 - 、B - 1 - ~、B - 2・3、D - 1、E - 1・3、F - 1 - ~、F - 2、F - 3 - ~、F - 4 ~ 6、G - 1・3 ~ 7、I - 1 ~ 4・6

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 2 - (ア)、D - 1、F - 6 及び G - 6 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

E - 1、G - 4・7 及び I - 2 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

F - 1 - 及び F - 3 - は、区政報告が追加提出されている。

F - 5 は、平成 24 年 5 月に一部が誤記控除されている。

G - 3 は、ホームページ更新料の支出は 12 回であり、14 回との指摘は請求人の誤認である。

I - 1 は、区政報告は提出されており、提出されていないとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 14 m 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・3、E - 1、F - 1 ~ 3、G - 1 ~ 4、I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 1 は、平成 24 年 5 月及び 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 15 n 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

E - 2、F - 1 ~ 5、G - 1・4・5、I - 1 ~ 3

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

F - 3 及び I - 2 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

G - 4 は、平成 24 年 5 月に誤記控除されている。

2 - 4 - 16 o 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、D - 1・2、E、G - 1 ~ 5、H、I - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 1 は、平成 24 年 5 月に一部が誤記控除されている。

E - 1 は、平成 24 年 6 月に一部が誤記控除されている。

2 - 4 - 17 p 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 ~ 3、E - 1、F - 1 ~ 12、G - 1 ~ 5、I - 1

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 3 は、支出されている事実はなく、請求人の誤認である。

F - 5 は、平成 24 年 6 月に誤記控除されている。

F - 6 及び G - 3 は、平成 24 年 5 月に誤記控除されている。

F - 10 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 18 q 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 ~ 3、B - 1、C - 1、E - 1・2、F - 1 ~ 5、G - 1 ~ 7、H - 1 ~ 3、I - 1

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 3、G - 2・5・6 及び H - 2 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

B - 1 は、平成 24 年 5 月に誤記控除されている。

E - 1 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 19 r 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、A - 2 - 、E - 1・3、F - 1 ~ 3、G - 1 ~ 4、H - 1、I - 2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

F - 2 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 20 s 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・2、E - 1、F - 1～10、G - 5・7・8、H - 1・2、I - 2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 2 は、支出されている事実はなく、請求人の誤認である。

2 - 4 - 21 t 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1～4、D - 1～5、E - 1、F - 1～4、G - 3～7、H - 1、
I - 2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 1 は、支出されている事実はなく、請求人の誤認である。

2 - 4 - 22 u 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、B、E - 1～4、G - 1～4、I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

B は、平成 24 年 5 月に誤記控除されている。

E - 3 及び G - 3 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 23 v 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・2、E - 1・2、F - 1～6、G - 1・4、H - 1・3

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

E - 1、F - 1 及び H - 3 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 24 w 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、B、C、E、F - 2、G - 1～5、I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

Bは、平成24年5月に誤記控除・誤記更正されている。

Iは、平成24年6月に政務調査活動補助職員勤務報告書に補記されている。

2 - 4 - 25 x 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、F - 1・2・4、G - 1～3、H、I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 26 y 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1 - 、E - 1・2、F - 1～3、G - 1～5、I - 2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 27 z 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

F - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 28 A 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1、E、F、G - 1

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 29 B 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

研修費

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 30 N 会派

[監査の対象とした請求人の主張]

E - 1、F - 1、G - 1

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 31 C 議員 C 議員に係る請求は却下

2 - 4 - 32 D 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1・2、E - 1・2、G - 1～3、H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 33 E 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 1～5、E - 1・2、F - 1～3、G - 1～3、H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 5 は、政務調査視察報告書が提出されており、視察内容についての情報開示がないとの指摘は請求人の誤認である。

E - 2 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

F - 3 は、平成 23 年 7 月に 27,000 円に誤記控除されており、54,000 円であるとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 34 O 会派

[監査の対象とした請求人の主張]

E - 1、G - 1、H - 1・2、I

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 35 F 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

E - 1、F - 1、G - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 36 G 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

B - 1、F - 1、G、H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

F - 1 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

H は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 37 V会派

[監査の対象とした請求人の主張]

A - 2・3、E - 1・2、F - 1・2、G - 2～4、H - 1・2、I - 1

[判 断]

E - 1、F - 1・2及びI - 1については、下記の理由により計 163,100 円を不適切な支出と認定する。

E - 1については、2 - 3 - 8 資料購入費で述べたところであるが、購入した資料の名称は明らかにされる必要がある。平成 22 年 5 月 20 日に資料購入費として支出した 30,450 円のうち 12,180 円については資料の名称が明らかにされていないので、12,180 円を不適切な支出と認定する。

F - 1については、2 - 3 - 9 - 1 区政報告で述べたところであるが、「すぎなみ未来 BOX」には、選挙活動、後援会活動、他団体の活動など政務調査費として支出できない活動に関する記載があるにもかかわらず、適切な按分がされていないので、その面積割合に応じた金額（142,320 円）を不適切な支出と認定する（詳細は下表のとおり）。

年月日	名称・号数	部数	按分 (%)	政務調査費支出額 (円)	政務調査に当たらない記載の割合 (%)	不適切な支出と認定した額 (円)
H22.8.25	「すぎなみ未来 BOX」126 号	6,000	90	21,600	30	4,800
H22.9.30	「同上」 127 号	6,000	100	24,000	4	960
H22.10.16	「同上」 10 月号外	10,000	90	45,000	40	15,000
H22.11.25	「同上」 128 号	6,000	90	21,600	30	4,800
H22.12.5	「同上」 12 月号外	10,000	90	45,000	50	20,000
H22.12.15	「同上」 129 号	6,000	100	24,000	4	960
H23.1.30	「同上」 130 号	6,000	100	24,000	30	7,200
H23.2.2	「同上」 2 月号外	10,000	90	45,000	70	30,000
H23.2.20	「同上」 2 月号外改訂	10,000	90	45,000	60	25,000
H23.3.5	「同上」 131 号	6,000	90	21,600	30	4,800
H23.3.20	「同上」 132 号	6,000	90	21,600	30	4,800
H23.3.30	「同上」 132 号改訂	6,000	100	24,000	100	24,000
計				362,400	-	142,320

F - 2については、2 - 3 - 9 - 1 区政報告で述べたところであるが、「反戦共同行動委員会ビラ」は、発行元が同委員会であり、当該会派の区政報告と見ることはできないので、その印刷費 7,000 円を不適切な支出と認定する。

I - 1については、2 - 3 - 13 人件費で述べたところであるが、「すぎなみ未来 BOX」には政務調査活動に当たらない記載があるので、支出された区政報告配布のための人件費は按分が必要である。しかし、どの号が配布されたのか特定できないので、「すぎなみ未来 BOX」各号の政務調査に当たらない割合に作成部数を掛け加重平均した割合（40%）を按分除外するのが妥当と判断し、当該人件費の 40%に当たる 1,600 円を不適切な支出と認定する。

その他の請求人の主張については、2 - 3 主要項目別判断にて述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

A - 3 は、契約書(写)に契約日の記載はもれているが、記載内容、署名、押印等から、正規の契約書の写しであると認められる。

2 - 4 - 38 I 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

F

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 39 X 会派

[監査の対象とした請求人の主張]

B - 1、F - 1・2、G - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

F - 2 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

G - 2 は、平成 24 年 5 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 40 Y 会派

[監査の対象とした請求人の主張]

B - 1、F - 1・2

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

F - 1・2 は、平成 24 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 41 L 議員

[監査の対象とした請求人の主張]

H

[判 断]

2 - 3 主要項目別判断で述べたところであり、指摘は当たらない。

3 意見

政務調査費を対象とした膨大な返還請求について、不適正と認容した支出はごく一部であるが、監査の結果を踏まえ、当事者である区議会とこれを構成する会派及び議員に対し、問題解決のためにもう一段の努力を求め、監査委員として以下に意見を述べる。

(1) 区議会による自律的な運営体制について

平成18年以降、区議会において区民の意見、監査結果等を受けとめ、政務調査費の用途の適正と透明性を確保する仕組みを順次、整備してきたことは評価されるものである。しかし、監査請求後の点検により、収支報告等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状がある。収支報告書提出後はもとより交付期間中から適切な点検と助言が行われるよう取り組み、こうした事態を速やかに解消するよう要望する。

さらに今後は、専門委員会の第三者的なチェック機関としての位置付けと機能を高めることが強く望まれる。こうした機能が整えられれば、それは制度の趣旨に相応しい自律的で責任ある運営体制として認められるものと考えられる。

(2) 検討課題等について

請求人は、すべての政務調査費の用途について詳細な説明と情報開示を求めると繰り返し主張している。政務調査費の透明性確保のあり方について、政務調査活動の特性等を踏まえて検討し、基本的な見解を明らかにしていく必要があると思われる。また、区議会事務局の抗弁書で述べられているように、引き続き取り組むべき課題もある。これらの課題等について、調査検討委員会が、学識経験者等第三者による専門委員会とともに鋭意検討を進め、解決を図ることを望むものである。

(3) 効果的な支出について

法に謳われている「最少の経費で最大の効果を挙げる」(法第2条第14項)という考え方は、政務調査費の支出に当たっても十分に考慮されなければならない。会派及び議員には、この点にいつそう留意し、政務調査費を効果的に活用し、区議会の活性化を図るとともに、区民の納得と信頼を高めるよう期待するものである。

資料 1 - 1

(平成24年4月25日 杉監査第2402号収受)

2012年4月25日

杉並区監査委員(宛)

杉並区議会の会派および議員に対する平成22年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容

別紙の通り

2. 請求人

甲

1. 請求の趣旨

1) 政務調査費（政調費と略す）に対する基本的考え・立脚点を以下に述べた。

政調費とは、何か、どのような目的のために、会派・区議会議員に交付されているのだろうか？

「政務調査費の交付に関する条例」第1条は、会派・議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9条に、「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」との明示されている。更に、条例施行規則及び議長訓令により、政調費は、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費であり、その調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費、調査研究に基づく政策立案のための会議や区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取する為の会議の開催に要する経費等への支出と規定されている。このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した「区政の活性化に寄与する活動」に限定されて支出されるものと解する。更に、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する活動は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないと解する。

それでは、そのお金は、どこから捻出されて、議員全員に交付され、どのような性格をもつものなのだろうか？

当該条例の第6, 7, 8条に、「議長から、会派・議員の状況について通知を受けた区長が、政調費交付の決定を行い、会派・議員の政調費請求に基づいて、区長が交付する」とされ、更に、第12条に、「その年度内に交付を受けた政務調査費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解する。

では、このように、私たち区民が納めた税金・公金から交付された政調費の使い道について、会派・議員には、どのような責任があるのだろうか？

政調費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その用途について、何に支出されたかの具体的な情報の開示を行い、その支出の目的とする政務調査活動が、区政とどのようなつながりがあるかを、又、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任が生じると解する。加えて、その政調費を計上した政務調査活動の進展状況及び結果を、継続的に、区民に開示し、報告する義務・責任が生じると解する。

2) 政調費検証の概要

請求人は、地方自治法第242条（住民監査請求）第1項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成18, 19, 20, 21年度の各政調費について、監査請求を行ってきた。

一方、一般市民・区民の立場から行う政調費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証は、政調費の収支報告書及び添付された領収書等の証明書や政務調査活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠って行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。平成18年度から平成21年度までの過去4回の政調費の検証作業において、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することの難しさが伴うものであった。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政調費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、そ

の開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政調費の返還を求めて監査請求を行ってきた。

この様な観点から、平成22年度の政調費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。又、議員の一部には、政調費への支出計上が、一科目のみの場合や、一科目への計上が、多額をなしているケースがあり、政調費交付の本来の趣旨から見ても、一般常識上からも、極めて不自然な収支報告書が提出されていた。更に、平成23年1月～3月に、広報費等の支出計上が集中している収支報告書が多く、それらの支出は、同年4月に予定されていた区議会議員の選挙に向けた活動への政調費の流用の疑義を抱かせるものであった。その端的な例が、〔P - 1〕議員、k議員の広報費であるが、区政レポート等広報関連の経費が計上されているのは、平成23年3月のみであった。

以下に、合理性・妥当性に疑問のある収支報告書を提出している会派・議員を例示したが、多くの場合、支出計上額は、収支報告書が個人資金を含めて提出されているため、明示した金額、割合には、会派・議員の個人資金も含まれている。又、支出の各科目への分類・振分けが、会派・議員によって異なっているものも含まれている。

偏った使途

z議員（広報費 100%）、B議員（研修費 100%）、I議員（広報費、資料購入費で98%）、L議員（広報費、人件費で93%）、A議員（広報費、資料購入費で92%）、N会派（広報費、事務所費、人件費で95%）、〔O - 1〕・〔O - 2〕（O会派-広報費、事務所費、人件費で93%）、G議員（-広報費、事務所費、人件費で91%）

広報費 90万円以上

A議員（196万円）、I議員（195万円）、z議員（166万円）、l議員（147万円）、p議員（133万円）、G議員（129万円）、r議員（125万円）、s議員（116万円）、v議員（115万円）、i議員（113万円）、y議員（106万円）、t議員（103万円）、K議員（103万円）、k議員（100万円、事務所費に計上された広報関連経費を含む）、F議員（99万円）、e議員（98万円）、L議員（97万円）、J議員（95万円）、m議員（93万円）

資料購入費 20万円以上

I議員（48万円）、D議員（31万円）、A議員（24万円）、

葉書購入費50万円以上

l議員（60万円）、w議員（54万円）、r議員（51万円）

備品購入 同一品購入頻度大

h議員

< デジタルカメラの購入 >

平成15年度 136,290円、平成16年度 44,770円、平成19年度 39,840円 - 按分比80%、平成21年度 19,314円 按分比90%、平成22年度 15,952円 按分比80%

< PC（PC関連用品を含む）の購入 >

平成15年度 202,316円、平成16年度 55,300円、平成17年度 359,908円、平成18年度 160,209円、平成19年度 120,989円、平成22年度 231,953円

事務所費 60万円以上

J議員（112万円）、k議員（94万円）、p議員（62万円）、h議員（60万円）

事務所費 60万円以上

K議員（71万円）、H議員（66万円）

所属する会派・党の事務所を使用

O会派、G議員（U会派）

人件費 60万円以上

- o 議員（62万円）、q 議員（60万円）、m 議員（60万円）、k 議員（60万円）
- 大学院授業費を研修費として計上
- B 議員
- 法政大学大学院学費 平成22年度 221,250円（平成21年度1,025,000円）
- 研修費 20万円以上
- E 議員（21万円）

<平成22年度政調費の監査請求の対象とする会派・議員について>

区議会議長は、政調費条例第11条に規定された「調査権限」を有し、又、自治法第104条に規定される議長の権限に拠って、「政調費の使途基準」等の議長訓令を定めることが出来ること、更に、毎年、議長名で、区議会事務局から、「政務調査費の支出に関する事務処理について」題する政調費使途のガイドラインが、議員・会派に配布されていること、これらのことから、請求人は、議長及びその補佐役である副議長は、政調費の使途内容を含めその在り方・運用法を熟知していると解する。又、監査委員に議員選出として就任した議員は、政調費の監査請求に対する監査自体については、除籍されるが、他の監査委員によってなされる監査結果について、その内容及び監査自体の在り方を、監査委員としての職責から、詳細に把握していると判断した。従って、このような観点から、現在の議長、副議長、監査委員及びそれら役職の経験者は、政調費について、議会の指導的役割を有し、合法的な使途を実施しえる立場にあると判断し、その提出された収支報告書等の全科目の使途を精査・検証した。

<議長経験者>

- o 議員（平成6, 16, 18年度）、j 議員（平成11年度）、r 議員（平成12, 19年度）、q 議員（平成13, 22年度）、i 議員（平成15年度）、s 議員（平成17, 21年度）、a 議員（平成20年度）、t 議員（平成23年度）

<副議長経験者（議長経験者を除く）>

- g 議員（平成19, 23年度）、x 議員（平成20年度）、e 議員（平成21年度）、h 議員（平成22年度）

<監査委員経験者（議長経験者を除く）>

- z 議員（平成19年度）、n 議員（平成20年度）、l 議員（平成20年度）、〔P - 1〕議員（平成21年度）、y 議員（平成21年度）、w 議員（平成22年度）、p 議員（平成23年度）、v 議員（平成23年度）

なお、平成22年度の監査委員であった〔P - 2〕議員は、政調費を受理していない。

一方、上述以外の会派・議員の収支報告書については、その合理性・妥当性に疑問のある使途・科目を中心に検証を行った。

更に、自治法第199条8項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政調費条例第11条「議長は、政調費の適正な運用を期すため、報告書、出納簿及び領収証等が提出されたときは、必要に応じて調査を行うことができる」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、政調費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めてきた。平成21年度の政調費監査請求に対する監査結果書においても、区議会議長を、関係人と位置づけ、文書により調査を依頼したことが明記されており、請求人は、ある範囲で、政調費の使途内容の公式な調査が行い得る法体系が整っていると解してきた。

従って、請求人は、監査委員が、関係人である区議会議長に対し、政調費の使途の調査を要請し、その結果、個々の会派・議員から、更なる情報が開示され、説明が加えられると判断し、公正な観点からの審査を求めて、監査請求することとした。

なお、平成22年度政調費の検証は、政調費条例で提出期限とされている平成23年4月30日までに提出された収支報告書を基に行った。ただし、その後、請求人が、監査請求書を提出するまでの間に、会派・議員により収支報告書の訂正がなされているが、それらについては、請求人が確認出来る範囲で検証し、個々の会派・議員の監査請求内容に加えた。

3) 交付される政調費を超えた収支報告書について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、下記の様に、交付された政調費を超えた収支報告書が法令に準拠していないことを指摘し、その訂正・再提出を求めた。

「条例第1条は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政調費を交付すると規定し、更に、当該第4条で、議員に係る政調費は月額16万円とされている。従って、条例で規定される政調費額は、月額16万円、年額192万円を限度とすると解される。このことから、各議員が、交付される年額192万円を超えて調査研究に支出した金額は、条例で規定される政調費でなく、議員個人の資金による支出となる。平成18年度以降平成21年度までの政調費の監査請求において、議員から提出された収支報告書のうち、年額192万円を越える支出を記載した収支報告書についても、監査委員が監査を実施しているが、それは、個人資金の支出を、公的立場にある監査委員が監査・判断をしたことにあたり、監査そのものに疑義が生じる。」

請求人のこのような指摘に対して、当該監査請求の監査結果書に記載された判断は、次記の通りであった。

政調費条例第10条や政調費条例施行規則第7条は、政調費収支報告書を定められた期限までに提出することや政調費出納簿の様式を定めているが、記載方法などについての定めはない。そのため、政調活動に要した経費として政調費収支報告書等の支出に計上されている額が、政調費交付額の上限である192万円を超えていることが少なからずある。もとより、交付される年額192万円は、交付額の上限として定められているものであって、会派・議員の政調活動がこの金額の範囲内に抑えられなければならないものではない。したがって、会派・議員が、この交付額の上限を超えて収支報告書に記載したとしても、それをもって直ちに不実を記載したものとはいえず、また、当然ながら交付額の上限を超えて政調費が交付されるものではない。したがって、交付額の上限を超えて収支報告書等の支出が記載されていたとしても、それをもって違法・不当とすることは出来ず、請求人の主張は採用できない。ただし、こうしたことの結果として請求人も指摘するように、支出額のどの部分が政務調査費による支出かが不明確な事態が生じる。公費として交付を受けた政調費がどの支出に充てたのかを明確にすることが望ましいことは言うまでもないことであり、収支報告書の記載のあり方については、そうした面も考慮して、今後、検討されることを期待する。なお、上限額を超えた部分について監査することが「監査そのものに疑義が生じる」としている点については、請求人の感想に過ぎない。（下線は請求人によるものである。）

請求人は、会派・議員が、交付された政調費の額を超えて、政務調査活動に個人資金を投入することの是非を指摘したのではなく、政調費の交付条例に従って交付される政調費の定義・範囲を明確にすることを要請したのである。当該条例では、会派・議員の政務調査活動に資するため必要な経費の一部として、政調費が交付されることが明示され、その上限が、議員一人当たり192万円とされている。更に、その第9条で、政務調査費の交付を受けた会派・議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、続いて第10条で、前年度分の政務調査費収支報告書に政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならないと規定されている。このような条例の規定の流れから、提出された収支報告書に、会派・議員の私的資金が含まれ、交付された公金である政調費と会派・議員の私的資金が入り混じって、「政調費」として認識することが許されるであろうか。監査結果書の判断にも言及されているように、支出額のどの部分が政務調査費による支出かが不明確な事態が生じ、公費として交付を受けた政調費がどの支出に充てたのかを明確にすることが望ましいことは言うまでもない、とすべきでないだろうか。

しかし、当該監査結果書の判断が公開された後に、平成23年5月に、区議会事務局が作成し、会派・議員に配布された「政務調査費の支出に関する事務処理について（平成23年度）」には、そのような監査結果書の判断が、何ら反映されていない。

更に、上限額を超えた部分について監査することが監査そのものに疑義が生じるとしている点については、請求人の感想に過ぎない、と請求人の指摘を切り捨てているが、公金でないものを、どのような基準で監査するのか、公的な監査の対象を、公金の範囲に限定せず、公金と私的資金の混在する収支報告書・出納簿を監査することは、法的にも疑問があり、認められないとすべきであると解している。条例で規定され、それに則した収支報告書は、公的文書であるが、法に規定されていない私的資金を含んだ収支報告書は、公的文書と言えるのだろうか。次のようなことが起こった場合、どう処理されるのだろうか。

「平成21年度政調費の監査請求に対する公的な監査結果に基づき、区長から、H議員に、452,439円の政調費の公的な返還命令が出されている。一方、当該議員の収支報告書の支出合計額は、1,987,825円とされ、私的資金67,825円を含んでいた。もし、返還命令が出された政調費の支出科目に、私的資金が含まれていた場合、法に基づき、区長から提出された公的な返還命令の金額に齟齬が生じてしまうと云えないだろうか。言い換えれば、監査委員によってなされた政調費返還の判断に間違いがあったことにならないだろうか。」

現在まで、会派・議員の半数以上が、年額192万円を超えた収支報告書を提出しており、それらが、収支報告の訂正・再提出が要請されることなく、監査対象とされ、監査が実施されてきている。この様な状況を勘案して、平成22年度の政調費の年額192万円を超える収支報告書についても、検証・精査し、監査請求を行うこととした。しかし、法令上から、交付額を超える額を計上した収支報告書は、監査対象とならず、訂正・再提出がなされなければならないとの請求人の立場に変更はない。

- 4) 甲は、平成18、19、20、21年度の各政務調査費の用途について、監査請求を求めてきたが、それらの監査結果のすべてにおいて、監査請求人の氏名がすべてあるいは一部が明示される一方、会派・議員については、政調費の返還勧告がなされた会派・議員を除いて、すべてアルファベットの仮名表示が用いられ、実名が公表されてこなかった。この監査請求人の氏名を明示することは、区民のプライバシー権を含めた人権侵害にあたり、今回の監査請求に対する監査結果を公表する際には、請求人すべての氏名を明示すべきでないことを強く要請する。又、会派・議員名が、返還勧告がなされた場合に限り、明示されているが、公金の交付の対象者である会派・議員は、公的組織・公人とみなされ、社会通念上からも、その名称・氏名の公開は、必然のことであり、会派・議員のすべての名称・氏名の明示を、再再度、要請する。
- 5) 平成18、19、20年度の各政務調査費の各監査請求において、地方自治法第252条の43第1項の規定により、監査委員に代えて、個別外部契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求めてきた。しかし、監査委員は、法第198条の3に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査を行うことを義務付けられ、これを遵守しているのであり、請求人の要請は相当とは認められずとして、棄却されてきた。平成21年度の監査請求においては、監査委員の常識ある公正な判断を期待して、外部監査請求を行わなかったが、その監査結果も、公正不偏の監査のあり方に、強い危惧を抱かざるを得ないものであった。この様な状況をもたらしている主たる要因の一つが、監査委員が、社会通念上に基づいて判断すると言及する一方、最終的には、会派・議員の自立・自律ある判断に任せるとして、会派・議員の収支報告内容を、ほとんどの場合、そのまま認める立場を保持してきていることにあると言える。このような点からも、監査の機能の果たす役割、それを遂行する監査委員の責任の在り方に、失望を超えて、疑義を持たざるを得ない。

今回提出する平成22年度の政務調査費の監査請求においては、個別外部監査ではなく、区政を熟知し、公金の監視役の重責にある監査委員に、真摯な監査を要請することとしたが、甲は、「一

区民」の集まりとして、その立場・捉え方を明示しており、監査委員が、そこに述べられている生活感に根ざした、一つの常識と対比させ、更に一般区民の立場にも目を向けた視点から、厳格な監査を実施されることを、監査委員の交代もあり、再度期待している。ただし、請求人は、公開される監査結果に対して、監査委員がその責任を負っており、それに関連して、自治法を含め各法令に規定された、区民としての権利の行使を留保するものである。

請求人は、この監査請求の結果として、更に、政調費のより明確な用途基準が確立され、公金が会派・議員の政務調査本来の活動に、より合理性・妥当性のある形で投入され、区政がより活性化することを期待している。

なお、平成22年度に交付された政調費総額は、88,480,000円であるが、年度末決算時(平成23年4月末)に返還された政調費額は、12,747,156円になり、交付額の14.4%が、支出されずに戻入・返還されている。

2. 検証の基準

請求の趣旨で、請求人の政調費の基本的捉え方を述べたが、それに沿った以下の諸点を、政務調査活動に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。

第1点：政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない

公金が交付される政調費は、区政の活性化に結び付く政務調査活動に資するものであり、政調費条例等で禁止されている会派・議員の政党活動、後援会活動、選挙活動と一線を画しているかどうかの検証を出発点とした。それらの政治的活動と政務調査活動の間には、いわゆる灰色の境界領域があるとされるが、政調費が計上された活動が、直接であれ、間接であれ、更には、将来的であるにしても、如何に、一般区民の生活に結び付いた区政の進展を目指しているかが、検証の判断基準である。請求人が行った過去4年の政調費の検証結果に抛れば、政調費のほぼ半分が、広報活動の経費として計上されているが、それは、区政報告、ホームページ等に抛る広報に加え、例えば、駅前等の街頭での宣伝活動を区政報告の政務調査活動とし、その実施日時を知らせるポスターの作成費やメガホンなどの購入費等が政調費に計上されてきた。このような街宣活動は、会派・議員の宣伝活動そのものであり、公金が交付される政務調査活動とは、明確な一線を画すべきとした。更に、検証対象とした平成22年度は、議員の任期の最終年になり、再選に向けた会派・議員の広報活動が活発に実施されており、その様な選挙活動と本来の政務調査活動との混同の有無について、慎重に検証した。「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員自身及び議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導することは、意図的であろうと結果としてであったとしても、その様な活動の経費は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないとした。一方、政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の世界生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。会派・議員の政党、後援会活動、選挙活動の一環とみなしうる活動を、“按分の魔術”で、政調費に計上されている支出に対しては、納税者・一般区民の視点から、その合理性・妥当性を検証した。

第2点：主体性のある活動である

政務調査活動の範囲としては、区民の意見の集約、現地調査、講演会、新聞・雑誌・書籍の購読等の情報収集活動、それらの調査研究に基づく区政立案・討議のための会議、区民からの要望・意見の再々聴取、関連資料の作成、更に、立案された政策の委員会・議会等における審議、具体的な実践計画・行動内容等を、区政報告を始めとした広報手段により、広く区民に伝える広報活動など多岐に亘っている。それらの活動において、会派・議員が、その活動の目的・意義を明確に、一般区民に伝え、主体的に実行されるべきであると解している。例えば、単に、一般区民と共に、当該活動に参加するにとどまらず、それらを、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを

生み出す方向性を有する活動に導くべきであると解する。

第3点：公私混同のない活動である

議員の活動ために、自宅及び議員本人や親族経営の店舗・会社等の一部を活動の事務所として使用している等、議員の実生活と結び付いた形で議員活動が営まれている場合があり、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解している。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話、水光熱費等の基本料金は、それらの使用量の大小で変動しうるとしても、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。又、事務所として使用されている自宅の部屋の家具等の備品の購入を、政調費に計上して支出する必要が生じた場合も、その備品の耐用年数と議員の任期との関係を考慮して判断すべきと解している。又、議員の所属する会派等の事務所を利用し、加え、その事務所で、雇用されている従業員が、当該議員の事務を担っている場合があるが、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解している。

第4点：コスト低減に徹した活動である

政調費が公金として交付されることから、その支出は、一般区民生活における市民感覚と同様に、あるいは、それ以上に強いコスト意識の下に行われるべきと解する。例えば、政務調査活動の視察先は、十分な予備調査・情報活動により選定されるべきであり、その目的地への公共交通手段の選択、タクシーの利用の有無、自己保有の車両の利用によるガソリン代・駐車場代等の政調費への計上は、公金の使用であるとの"緊張感"と、明確な情報開示の下に、なされるべきである。又、新聞購読、書籍等の資料購入、区政報告の作成、広報のためのホームページの作成・運営、パソコン、プリンターそれらの関連製品、各種備品、事務用品の購入・リース等について、一般常識に沿ったコスト低減意識の下に行われるべきである。

第5点：情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること

政調費収支報告書は、十分な情報の開示と説明責任を基にした透明性を有するものであるべきと解している。過去の監査請求の監査結果書においては、請求人の要請した監査に対して、その多くを「会派・議員の自律性の尊重」によるとして判断を避けてきた。このために、政調費が「会派・議員の聖域」となり、一般区民の感覚・常識が入れない状態にされてきた。会派・議員が政調費とし計上する政務調査活動については、それが公金によるものである限り、一般区民・納税者に対して、その情報開示を明示し、説明する責任があると解する。従って、この情報開示、説明責任が、どのような形で、どのような範囲でなされているかを精査することとした。

以上の点から、政調費の使途に、疑義があり、あるいは、不十分と判断した時は、その旨を記載し、原則として、計上された政調費の全額返還を求めた。

< 政調費の使途として規定されている9科目の分類の明確化について >

検証した収支報告書の政調費として計上されている支出の各科目への分類・振分けが、請求人が、政調費条例施行規則の規定から理解しているものと異なっている場合が多々あり、そのままでは、政調費を目的別に正確に検証することが難しい状態であった。そのため、必要に応じて、請求人の判断で、科目への振分けを訂正し、その旨を明示して検証を行った。請求人の判断で、科目振分け訂正を行った場合を下記に例示した。

Ｊ議員： 広報費を、94万円で計上、請求人の判定は、196万円

ウ議員： 広報費を、19万円で計上、請求人の判定は、85万円

又、同一会派で、各所属議員が、同様な形式のポスター等を作成しているが、各々が異なった政調費科割に計上している。

Ｐ会派の区政報告・ポスター

資料作成費に計上：o議員、t議員

資料購入費に計上：q議員

広報費に計上：n議員、p議員、r議員、s議員

これらは、議員の単なる誤記・間違いであるかどうかは不明であるが、会派・議員から、収支報告書を公式に受理する議長・議会事務局において、その内容等を確認し、必要に応じて、会派・議員に訂正を要請するシステムの見直しを行うことに加えて、議会事務局が作成し、議長名で、会派・議員に配布される政調費の用途ガイドラインに、上述の様な誤記を無くすことを明示することを要請する。

3. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成22年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めよう杉並区長に勧告することを求める。

要返還額の合計は、42,575,740円である。

平成22年度の政務調査費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記の順に記述した（所属会派名は、平成22年4月1日現在とし、区議会議員補欠選挙で新しく加わった議員は、その時点での会派名とした。なお、同一会派の議員については、あいうえお順とした）。又、いくつかの会派に共通する事項については、最後に、会派共通事項として、その検証内容を記した。

M会派（a議員、b議員、c議員、d議員、e議員、f議員、g議員、h議員）、P会派（i議員、j議員、k議員、l議員、m議員）、Q会派（n議員、o議員、p議員、q議員、r議員、s議員、t議員、u議員）、S会派（v議員、w議員、x議員、y議員、z議員、A議員、B議員）、N会派（〔N-1〕議員、〔N-2〕議員、〔N-3〕議員、〔N-4〕議員、〔N-5〕議員、〔N-6〕議員）、T会派（C議員、D議員、E議員）、O会派（〔O-1〕議員、〔O-2〕議員）、U会派（F議員、G議員）、V会派（H議員）、W会派（I議員）、X会派（J議員）、Y会派（K議員）、Z会派（L議員）、会派共通事項

なお、請求の原因を、政務調査費収支報告書の支出科目毎に、アルファベット順に記したが、原則として、下記の表記を用いた。

A. 調査研究費、B. 研修費、C. 会議費、D. 資料作成費、E. 資料購入費、
F. 広報費、G. 事務費、H. 事務所費、I. 人件費

別紙

事実証明書 P.46 - P.197

1. a議員 (M会派)

政調費交付金 1,920,000円 (戻入額486,861円)

返還要求額 457,444円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

タクシー代 238,590円(219回乗車)

タクシー迎車代 13,500円 (45回)

鉄道・バス 220,814円

有志視察 (参加者 a議員、g議員、x議員、y議員、s議員)

視察先 大分県豊後高田市、福岡県八女市、佐賀県佐賀市

期日 平成22年4月11日 - 13日

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康ひろげ隊事業について

計上経費 3,094円 (現地交通費、他の経費は、前年度3月に計上)

会派視察行

期間 平成22年5月19-20日

視察先 大阪府堺市園芸福祉農園、柏原市

目的 園芸農園の持つ福祉的効用、スタディ・アフター・スクール

経費(交通・宿泊費) 29,100円

期間 平成22年8月9-11日

視察先 愛媛県庁、高松市NPO法人わははネット

目的 がん対策、子育て支援

経費(交通・宿泊費) 76,638円

1) タクシーの利用について

日常の交通費は、公共交通機関の利用が原則である。a議員は、議会の合間を縫って、区民からの意見聴取を行っているため、タクシーの利用が必要だと抗弁しているが、毎日、議会が開催されている筈もなく、乗降場所を調査すると、タクシーの通行が多いにも拘らず、45回も迎車を使っている。迎車を待つより、走っているタクシーを止める方が早い状態である。従って、300円 × 45回 = 13,500円の返還を求める。

交通記録簿に記載されている出張理由、出張先が、区政調査「〃」、区民意見聴取「〃」と記載されており、杉並区以外の区、市が出張先であっても、相変わらず、区政調査、区民意見聴取と記載されている箇所が、70箇所もあり、実際何の区政調査や意見を聞いたのか、又、どの様に区政に反映しているのか不明であり、219回のタクシー利用について、明確な情報開示・説明を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額238,590円の返還を求める。

C. 会議費として、合計5,220円を計上

会議費として、喫茶店を6回使用しているが、使用したとする喫茶店は、検証すると、来客も多く狭い。話は筒抜けになってしまう。この店で実際に会議が出来るのだろうか疑問が残る。区役所3階の会派・議員控室に、応接室・会議室もあり、会議に適していると思う、喫茶店での会議内容も全く不明であり、計上額 5,220円の返還を求める。

E. 資料購入費

新聞：公明新聞 22,020円（年間購読）、朝日新聞 11,160円（3か月）、
読売新聞 23,320円（6か月）

書籍 16,668円

なくそう官製ワーキングブザー、ピーコンオーソリティ・実践自治4冊、暮らしの税金、
教えてHTMLVのこと、体が若くなる技術

1) 公明新聞の購読について

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。多くの議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

2) 書籍「教えてHTMLVのこと」は、領収書によると、NPO法人「日本からHTMLVをなくす会」通称スマイルリボンからの購入になっているが、総て手書きであり、住所、電話番号、捺印もなされていないので、正規の領収書とは認められない。購入経常費1,800円の返還を求める。

F. 広報費

区政報告の経費として、合計174,920円の支出が按分なしで計上され、a ニュース「 の風」春風号No.30（葉書）、新春号No.31（A4紙）が、参照資料として添付されている。

12月計上	区民報告宛名書き代	50,000円
1月計上	区政報告印刷代	119,250円
12, 1月	区政報告葉書代	2,750円
7, 8月	区政報告葉書代	1,030円
12, 1, 3月	区政報告切手代	1,890円(事務費として計上)
ホームページ更新料年額(按分比80%)		192,000円(事務費として計上)

1) 区政報告について

平成22年12月19日に、宛名書きとして、1枚30円×1,800枚=54,000円(50,000円が限度内額)とするが、1枚30円を政調費から支出するには高額すぎる。しかも、封筒の購入と発送費の1,800円の支出が無い。実際に宛名書きをし、郵送、ポストインの形跡の無い支出は認められず、50,000円の返還を求める。

広報として提出されている資料は2011年新春号No.31、平成23年春号No.30(ハガキ)の2枚のみである。No.30とNo.31は、内容がほとんど変わらず、問題点は、No.30に、議員退任の挨拶が掲載されておるにも拘わらず、No.31には、今後も全力で取り組んで行くと表明していることである。No.30の退任の挨拶状は按分が必要ではないか、発行号数も内容も実際には違っているのではないか。平成23年1月21日に計上されている119,250円の高額支出についても、何を印刷したのか不明であ

る。1枚66.25円もする印刷代には内訳書の記載が漏れている。

区政報告用として、7月13日500円、8月24日530円、12月31日1,550円の合計2,580円は、交換手数料1枚5円の支出で516枚分である。交換分のハガキの出所が不明である。過去に、政調費で購入したが不使用であったとしたら、経理が不透明であり、区政報告の証拠ハガキが1枚も提出されていない。1月5日計上の1,200円は、クリスマスカード用切手1枚90円×5枚=450円と新ハガキ50円×15枚=750円の購入であり、区政報告用ハガキ(添付資料なし)と記入はされているが、目的外と思われるので合計173,030円の返還を求める。

2) ホームページについて

H P 経費32,000円/2か月×6=192,000円が計上されているが、月16,000円も支払うと云う事は、附加の料金が加算されていると思われるので、加算されている内訳の記載を求める。

G. 事務費

防災用電池(按分比80%)	1,436円(広報費として計上)
手帳代(按分比80%)	1,848円(広報費として計上)

3月17日計上の防災用電池1,436円(按分比80%)は、政調費の目的外使用であると思われる。1,436円の返還を求める。12月12日計上の手帳代1,848円(按分比80%)は、毎年購入しているが、議員になる前も、退任後も、日常生活必需品として手帳は購入しているのではないか。按分してあっても、按分根拠と政務調査費との関係がむずかしいので、1,848円の返還を求める。

I. 人件費

補助職員勤務報告書によると、雇用されている職員は、土・日が多く、平日は夜間勤務となり20:00-23:00の時間帯の勤務場所は何処になっているのか。平日は、他の勤務があるので、土・日と夜の勤務なら所得の申告はなされているのだろうか。

5月区政調査資料作成補助、6月政策調査資料作成事務補助、7月政策調査事務補助、8月政策資料作成補助、9月政策調査資料作成事務補助、10月区政調査資料作成補助、11月調査研究資料作成補助、1月政策調査アンケート調査及び集計、2月第一定政策調査事務補助と月によって「」の羅列になっており、区政調査、政策調査等と記載されているが、何を調査し、どのような政策を調査したのか、結果と過程が全く不明である。勤務報告書も、1月、2月に勤務した事になっているが、収支報告書は2か月とも、12月の勤務として報告されている。何れが正しいか回答を望む。

2. b 議員(M会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入額 1,033,633円)
返還要求額	<u>251,411円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

調査研究のための移動手段の経費が、以下のように計上されている。

ガソリン代(按分比50%) 48,691円(368リットル、但し、5リットル前後の少量給油が16リットル)

駐車場代 35,480円(72回)

駐輪場代 700円(7回)

タクシー 5,970円(4回)

公共交通機関(鉄道) 104,440円(120回、内自宅-区役所往復 102回 89,760円)

会派視察(8月9-11日:愛媛県庁、高松市わははネット) 交通費 60,808円

1) 自動車の利用について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。b議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「昼夜、休日を問わず区民からの区政に関する意見聴取、相談を行っている。自動車の利用は、効率的に政務調査活動を行うために必要であり、ガソリン代や駐車場代の支出は適正である」と記している。

今回の計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で368リットルであり、使用された車種は不明であるが、例えば、その燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、2,576kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道が井之頭通りを、年間172回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、使用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が義務付けられていると同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべしと解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。

従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額48,691円及び駐車場代35,480円の返還を求める。

2) 区役所における政務調査活動について

提出された交通費記録簿によると、120回にわたる調査研究のために、鉄道による交通費を計上しているが、その内 102回は、自宅と区役所の往復費用である。

b議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査への回答として、「区役所での区民意見聴取や庁内各部署からの情報収集調査は、すべて政務調査活動である。議会や委員会が開催されている日に、政務調査活動を行った場合の交通費の支出は認められている」と述べている。

区役所で開催される議会や委員会出席のための交通費用弁償は、現在は、平成18年の条例改正により認められていない。従って、議員の責務である議会や委員会への出席のために、区役所に足を運んだ場合は、その交通費の支給はされないと解すべきである。しかし、b議員が主張する様に、議会、委員会開催日に、区役所で、政務調査活動を行った場合は、公金である政調費から、区役所への交通費が「支給」されると、解すべきなのだろうか。当然のことながら、この問いは、議会・委員会出席と政務調査活動の軽重を論じているのではないし、b議員の政務調査活動に疑問を呈しているのでもない。請求人は、一般常識上からも、議会・委員会開催日に、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政調費への計上を認めるべきでないとして解する。

従って、102回の区役所の往復と議会・委員会出席との関係について、明確な説明を求めるが、議会・委員会の開催日が重なっている場合は、当該日の区役所往復費の返還を求める。

C. 会議費

茶菓代 48,452円(39回)

E. 資料購入費

読売新聞代 (3,925円×5ヶ月)、日経新聞代 (4,383円×12ヶ月)、公明新聞代 (1,835円×11ヶ月)

書籍代 6,579円

1) 新聞の購読について

日経新聞を定期的に購読し、政調費に、52,596円が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分であれ何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞等の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における日経新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 52,596円の返還を求める。

2) 政党機関誌の購読について

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。多くの議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した20,185円の返還を求める。

3) 新聞以外の資料購入費として、以下の経費が計上されている。

芝生でいこう、現代の金融入門、マネジメント、もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーのマネジメントを読んでいたら、週刊東洋経済特集号

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な施設の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室

の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、b議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報

郵送代（按分なし） 10,050円（内記念切手購入代として8,210円を計上）

ブログ費用（按分比90%） 5,670円（平22年度は、議員からの報告・メッセージが写真入りで、11回の更新がなされている。）

区政報告経費（平成23年3月に計上、按分なし） 合計額254,755円

区政報告印刷代 196,875円

区政報告デザイン代 30,000円

封筒代 12,600円

郵送代 45,280円

G. 事務費として、以下の経費が計上されている。

固定電話（NTT，領収書明細添付なし）（按分比50%） 24,832円

固定電話（ヤフーインターネット接続料）（按分比50%） 40,254円

携帯電話（ウイルコム、ソフトバンク、按分比50%） 69,627円

文具、コピー用紙、写真プリント、コピー代、印紙代（按分なし）

PCウイルスソフト、PC用周辺機器（按分比90%） 6,851円

プリンターインク、FAX用紙（按分比90%） 7,873円

1) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求において、議長調査に対して、b議員は、「使途基準細目に従って計上しているため、問題はないと判断」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活よりも多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。携帯電話の請求明細書が添付されていないため、使用実態は明確でないが、通常、通話量に応じて、金券と同様の働きを持つポイントが付与される。従って、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額69,627円の返還を求める。

2) 自宅の一部を事務所として利用し、その自宅の固定電話の経費を按分比で、政調費に計上することについて

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。開示された領収書は、金額のみで電話会社から送付される資料が添付されてい

ない。

請求人は、電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額24,832円の返還を求める。

3. c 議員 (M会派)

政調費交付金 1,920,000円 (戻入額 213,964円)
返還要求額 446,260円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

調査研究のための移動手手段の経費が、以下のように計上されている。

月極駐車場代 (按分比50%) 180,000円 (30,000円 × 50% × 12ヶ月)

ガソリン代 (按分比50%) 43,431円 (328リットル)

駐車場代 30,200円 (55回)

タクシー 13,680円 (8回)

公共交通機関 (鉄道・バス) 4,840円

視察旅行 (平成22年5月19日 柏原市) 26,300円

視察旅行 (平成22年8月9 11日 松山市、高松市) 76,178円

- 1) 自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。従って、日常的に利用する駐車場の月極等の貸借経費は、政務調査費の取扱い規定 (議長訓令) に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。

なお、平成21年度監査請求の監査結果書は、<請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理 (公租、車検、保険、修理) に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい>としている。

請求人は、月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額180,000円の返還を求める。

- 2) 請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。c 議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「昼夜、休日を問わず区民からの区政に関する意見聴取、相談を行っており、自動車の利用は必要であり、ガソリン代や駐車場代の計上は適正である。また、用途基準細目に則り 1/2の按分率で計上している。自動車の利用は認められており、政務調査活動のための駐車場を計上している」と記している。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で328リットルであり、使用された車種は不明であるが、例えば、その燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、2,296kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道が井之頭通りを、年間153回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の使途基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべしである、と解する。このような走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額43,431円及び駐車場代30,220円の返還を求める。

E. 資料購入費

読売新聞(3,720円×11か月)、公明新聞(1,835円×12か月)
日経グローバル 2010.4より年間購読(年24回発行) 88,200円

- 1) 少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞等の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 40,920円の返還を求める。

- 2) 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。多くの議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

F. 広報

区政報告

区政報告 4月号郵送料、制作・印刷・発送代行

区政報告 7月号制作・印刷・発送代行、郵送料

区政報告 11月号制作・印刷・発送代、郵送料

区政報告 1月号(葉書)制作・印刷一式、郵送料

合計計上額 1,013,904円

G. 事務費として、総額156,239円を計上している。

携帯（按分比50%）65,177円

インターネット接続、I P固定電話（按分比50%）64,492円

文房具、インクジェット、F a x インク、パソコン消耗品(按分比 70%) 31,359円

1) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求において、議長調査に対して、c 議員は、「政務調査活動に必要であり、支払が発生した月に、使途基準細目に則り 1/2の按分率で計上している」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私的生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントが、基本及びボーナスポイントとして、付与されることが明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、c 議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額65,177円の返還を求める。

2) 自宅の一部を事務所として利用し、その自宅の固定電話の経費を按分比で、政調費に計上することについて

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。請求人は、電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額の返還を求める。なお、固定電話料は、インターネット接続料と合算されており、計上された固定電話料は不明である。関連情報の明確な開示がなされない場合は、インターネット、固定電話を併せた計上額64,492円の返還を求める。

4. d 議員(M会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入額 635,499円)

返還要求額 485,814円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

調査研究のための移動手手段の経費が、以下のように計上されている。

月極駐車場代4 6月(按分比50%) 30,000円(20,000円×50%×3ヶ月)

ガソリン代(按分比50%) 36,429円(283リットル)

駐車場代 39,500円(61回)

交通費記録簿記載の区民意見聴取のための経費（バス・鉄道・タクシー）

259,070円（196回）

- 1) 自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。従って、日常的に利用する駐車場の月極等の貸借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。

なお、平成21年度監査請求の監査結果書は、＜請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい＞としている。

平成22年4月から6月までの間の月極駐車場は計上されているが、その後は、計上されていない。請求人は、3か月分の月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額30,000円の返還を求めらる。

- 2) 請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。d議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「使用基準・使用基準細目通りであり、政務調査活動に、実態に合わせて1/2としている。」と記している。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で283リットルであり、使用された車種は不明であるが、例えば、その燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、1,981kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間132回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の使用基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべしである、と解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求めらる。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額36,429円及び駐車場代39,500円の返還を求めらる。

- 3) 区役所における区民意見聴取につて

区民意見聴取の政務調査活動の交通費記録簿の出張先の欄には、地名が記載されているのみであり、具体的意見聴取の場所が明示されていない。南阿佐ヶ谷との記載から、当該政務調査活動が、区役所で行われたと推測される。一方、区役所で開催される議会や委員会出席のための交通費用弁償は、現在は、平成18年の条例改正により認められていない。従って、議員の責務である議会や委員会への出席のために、区役所に足を運んだ場合は、その交通費の支給はされないと解

すべきである。請求人のこの様な主張に対して、平21年度政調費の監査における議長調査において、d議員は、「議会・委員会の開催日であっても調査研究活動を行う場合には、交通費を支出できると、監査で認めていることであり、使途基準の範囲内と考える」と述べている。しかし、d議員が主張する様に、議会、委員会開催日に、区役所で、政務調査活動を行った場合は、公金である政調費から、区役所への交通費が"支給"されると、解すべきなのだろうか。当然のことながら、この問いは、議会・委員会出席と政務調査活動の軽重を論じているのではないし、d議員の政務調査活動に疑問を呈しているのでもない。請求人は、一般常識上からも、議会・委員会開催日に、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政調費への計上を認めるべきでないと解する。

このことから、交通費記録簿記載の出張先に区役所が含まれているかどうか、もし含まれている場合は、当該日の議会・委員会出席との関係について、明確な説明を求めるが、議会・委員会の開催日が重なっている場合は、当該日の区役所往復費の返還を求める。

E. 資料購入費 81,363円

読売新聞(12ヶ月、43,560円)、日経新聞(3ヶ月、12,843円)、
公明新聞(12ヶ月、22,020円)
書籍：子ども虐待の予防とネットワーク(2,940円)

- 1) 少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 43,560円の返還を求める。

- 2) 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。議員の多くは、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党員であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

F. 広報費として計上支出された合計額は、653,340円である。

区政報告(平成23年2月の区政報告以外については、按分なし)

4月区政報告郵送代、ラベル 81,315円

11月区政報告印刷代 162,225円

1月区政報告郵送代、区政報告印刷代 161,920円

2月区政報告印刷代(按分比90%) 151,200円

公式サイト機能追加・修正(按分比80%、80,000円)、ホームページプロバイダー更新(按分比80%、14,400円)、ドメイン更新(按分比80%、2,280円)

平成23年2月に発行した区政報告ニュース第11号は、d議員の「約4年間、皆様のお声をもとに、調査研究活動を行ない、杉並区への要望で実現した成果と、区民の皆様のために実現したい公約を掲載させていただきました」の書き出しが始めにあり、議員任期の総まとめの形を取っている。当該号については、その理由の明示はないが、その按分比を90%（他の号は、すべて按分なし）とされている。又、当該号の構成は、約半分のスペースに、d議員の挨拶と「3つのキーポイント」（区民相談2000件）と題した施策の成果が記載され、他の半分には、「実績マップ」として、杉並区の地図に、実績工事（カーブミラー、ガードレール、注意喚起看板、防犯用街路灯、補助手すり等の設置、道路補修工事）が23枚の写真入りで紹介されている。それらの実績工事は、d議員の標榜する「安全・安心のまちづくり」の成果の一環であろうと推測した。請求人は、それらの成果を含めた政務調査活動の状況のまとめを、議員任期のけじめの時期に、区民に伝えることの意義・重要性と共に、何を政務調査活動の対象とするかは、議員の自律性ある判断でなされるべきものと解している。しかし、同年4月に改選を迎える時期に発行された第11号の政務調査の広報活動の位置づけについて、何故按分比を90%としたかを含め、d議員の明確な説明・情報開示を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、当該号の印刷代として計上支出された151,200円の返還を求める。

G. 事務費として、以下の経費が計上されている。

PC関連：インターネット接続（NTTコミュニケーションズ、按分比50%）36,410円、シマンテック（按分比80%）6,384円、ソフトノートンセキュリティシマンテック（按分比80%）3,184円

文具代（按分なし）4,408円、トナー・ラベル（按分比80%）7,008円、

ダイアリーリフィル代（按分なし）840円、スピーカー用電池・電池チェッカー（按分なし）1,693円

固定電話（按分比50%）33,983円

携帯電話（ドコモ、按分比50%）90,179円

1) インターネット接続料金のポイント制について

開示された領収書に、金券と同様の働きを持つポイントが、付与されることが明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、d議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額36,410円の返還を求める。

2) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求において、議長調査に対して、d議員は、「使途基準細目通りであり、政務調査活動に必要。実態に合わせて1/2としている」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントが、基本及びボーナスポイントとして、付与されることが明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、d議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額90,179円の返還を求める。

3) 固定電話について

固定電話の使用実態が明確でなく、自宅の固定電話を議員活動の一部に活用しているか等の情報開示を求める。請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するもので

あり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。開示された領収書は、金額のみで電話会社から送付される資料が添付されていない。請求人は、電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額33,983円の返還を求める。

- 4) ダイアリーリフィルの経費を按分なしで計上しているが、d議員の政務調査活動専用の手帳なのだろうか。手帳は、いろいろな活動に用いられると考えるのが一般的であり、按分なしとした根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額840円の返還を求める。
- 5) スピーカー用電池、電池チェッカーの購入経費が按分なしで計上されているが、その用途・目的が明示されていない。それらの情報開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上額1,693円の返還を求める。

5. e議員(M会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入額 416,504円)
返還要求額	<u>1,338,116円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

- 1) 自家用車の使用に基づく経費の計上額は以下の通りである。

月極駐車場代(按分比50%) : 103,000円(8月分なし)

駐車場代 : 32,200円(79回、但し、11回分3,400円は、荻窪駅等における広報費として計上)

ガソリン代(50%按分) : 47,106円(346リットル)

その他、駐輪場代 2,100円が計上されている。

- i) 自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。従って、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定(議長訓令)に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。

なお、平成21年度監査請求の監査結果書は、<請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい>としている。

請求人は、月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額 103,000円の返還を求める。

-) 一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合

理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で346リットルであり、使用された自動車の車種等が不明であるが、標準の燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、2,422kmとなる。政務調査活動の内容が不明であるが、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間161回(週平均で約3回)の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、ガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきと解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額47,106円、駐車場代として計上された全額32,200円の返還を求める。

2) 会派視察行

平成22年5月

堺市園芸福祉農園「堺市立フォレストガーデン」

大阪府柏原市「スタディ・アフター・スクール」

交通費・宿泊費 31,250円

平成22年8月

愛媛県庁 がん対策

高松市「NPO法人わははネット」

交通費・宿泊費 76,978円

E. 資料購入費

1) 読売新聞を毎月購入し、政調費に、47,100円が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 47,100円の返還を求める。

2) 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局

の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。上述の議員の実生活の議論と同様に、当該議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、多くは、政党员であることに変わらず、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求める。

3) 新聞以外の資料購入費として、以下の経費が計上されている。

書籍(デフレの正体、戦後世界経済史、日本は世界5位の農業大国): 3,278円

日本ファイナンシャル・プランナーズ雑誌(年会費として支払、按分比50%): 6,000円

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、e議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含めて、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報費

広報費として以下の経費が計上されている。

区政報告制作費(25号、26号、27号 按分なし): 582,750円(194,250円×3)

区政報告郵送費(按分なし): 45,160円(25、26号のみ)

区政報告関連費計 627,910円

HP管理料(按分なし): 378,000円(31,500円/月×12ヶ月)

広報費合計額: 1,005,910円(政調費支出総額の66.9%)

1) 区政報告を、平成22年11月(25号)、平成23年1月(26号)及び3月(27号)に作成・配布し、按分なしで、その経費を計上している。25号は、「平成22年度の補正予算成立」との題で、M会派の8名の議員と田中区長との写真(1/8のスペース)が掲載され、M会派の要望で盛り込まれたとされる案件が列挙され、更に、M会派が提案した緊急医療プラン作成のための体制整備が実現したこと、M会派の提案かどうかは不明であるが、荻窪北口前広場の整備予定が1/4のスペースを使って紹介されている。26号は、半分近くのスペースで、M会派の要望で3ワクチンの接種が全額助成され

ることになったことを報じ、1/3のスペースで、平成22年の最近の実績として、29項目が列挙されている。27号は、「平成23年度の予算が成立」との題で、福祉・医療、教育、まちづくりの各分野で、予算配分された項目が列挙されている。

これらの区政報告は、e議員が、M会派の一員として、区の政策として実現するために活動した結果の報告と推定されるが、それらの活動が、e議員あるいはM会派として、どのような政務調査活動を行った結果であるかを判断する具体的な情報を、請求人は有していない。従って、これらの区政報告の作成に要した経費は、政調費条例が「区政に関する調査研究に資するため必要な経費」に該当すると推測するが、一方、これらの区政報告の果たす役割として、当該条例が禁止する政党活動、後援会活動との関連を否定できるのだろうかとの疑念を持たざるを得ない。区政を活性化するために、会派・党として活動する効果、その果たす役割の重要性を十分に認識した上においても、また、e議員の自律性のある判断を尊重するとしても、請求人は、上述の区政報告の製作費等を按分なしで、政務調査活動として全額計上することは認められないとした。

従って、請求人は、e議員に、按分なしとする根拠の明示を要請するが、それに合理性・妥当性がなければ、計上された全額 627,910円の返還を求める

2) HP管理料を、経費として計上している。

平成22年度に、HP（公式ウェブサイト）掲載された記事は、以下の通りであった。

平成22年11月1日：「区立小・中学校の全普通教室にエアコン設置」と題したM会派の要求が実現したことを伝える4行弱の記事

平成22年12月1日：「区議会・第4回定例会で一般質問」と題し、財政運営など3点について質問を行ったことを伝える6行の記事

平成23年2月1日：「〔e〕メールマガジンをスタートします」と題した活動報告をメールマガジンで配信するお知らせ（配信を受けるためには、メールアドレスの登録が必要である）、なお、HPの末尾に、コメントは受け付けていませんと述べられている。

平成23年3月26日：「東日本大震災への支援を」と題する支援要請の内容で、義援の受付窓口として、杉並区、公明党、東京都の担当部署の紹介

なお、平成22年度の4月から10月までの間は、HPの更新記事はない。

e議員は、上述の区政報告の経費と同様に、按分なしで、HP管理料の全額378,000円（31,500円/月×12ヶ月）を、政調費に計上している。更に、平成22年度の終わりに近い平成23年2月に、活動報告をメールマガジンで配信する旨の宣告をし、その後、平成24年1月末の時点までに、HPが更新された記録がない。又、HPの記載から、Twitterが、活用されている様子が伺えるが、当該HPとは、直接的な繋がりは見られない。このようなHPの使用実態から、その経費を、区政に関する調査活動に資するとされる政調費に計上することに合理性・妥当性が認められるだろうか。請求人は、HPの経費計上の明確な根拠の開示を要請するが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された全額 378,000円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話、固定電話の経費を50%の按分比で、其々、年間合計37,657円、10,492円を計上

1) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求における議長調査に対して、e議員は、「携帯電話の使用については、政務調査のために必要であり、使用実態に則し、按分率上限の1/2を計上しており、使途基準に適合する」と記している。

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、e議員に、関連する情報の説明を辱めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額37,657円の返還を求める。

2) 自宅の一部を事務所として利用し、その自宅の固定電話の経費を按分比で、政調費に計上することについて

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。

請求人は、政務調査活動に使用された通話料の情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額10,492円の返還を求める。

H. 事務所費

平成21年度政調費収支報告書と同様に、<自宅とその事務所部分>と題して、家屋の外形図が添付され、その事務所部分に斜線が引かれ、面積按分が約1/5と記載されている。この添付図は、間取りの概要を示すものでもなく、具体的に、事務所がどの様に使用されているかなど、事務所の実態を明示する資料となっていない。平成21年度政調費監査請求の監査結果書には、「面積割合を示す図面は、区民への説明責任を果たすものでもあるので、より丁寧な図面を提出されたい」とされているが、e議員は、この要請を、どの様に判断したのであろうか。請求人は、公金である政調費への経費計上には、最低限の情報開示の責任があると解する。

この図に記載された按分比を基に、更に、電気・ガス・下水道料の経費の政調費への按分比を1/2とし、実際の請求額の1/10が計上され、その年間計上額は、電気代9,688円、ガス代11,214円、下水道代11,729円である。

事務所費の項で述べた様に、特に、自宅を事務所として使用している場合の水光熱費等の基本料金・最低料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用量に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。

請求人は、政調費への按分比を1/2とした理由を含め、自宅を事務所として使用している実態の合理性・妥当性のある情報の開示を求める。その様な開示がない場合は、電気・ガス・下水道代の合計額32,631円の返還を求める。

6. f 議員(M会派)

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> (戻入額 605,099円)
返還要求額	<u>346,610円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

調査研究・研修のための移動手段的経費が、以下のように計上されている。

ガソリン代（按分比50%） 39,500円（316リットル）
駐車場代27,300円（62回）、駐輪場代300円（3回）
タクシー 710円（1回）、公共交通機関（バス・鉄道） 3,540円（6回）
会派視察（8月9-10日：愛媛県庁） 交通費 64,510円

- 1) 請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。f議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「ガソリン代については、政務調査活動に必要であり、その支出は用途基準・用途基準細目通りであり、1/2として計上している。又駐車場代についても、政務調査に関する事柄で区内各地を移動、訪問も行っている。昼夜、休日を問わず、区民からの区政に関する意見聴取、相談を行っており、自動車の利用は、必要である」と記している。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で316リットルであり、使用された車種は不明であるが、例えば、その燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、2,212kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間147回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべしと解する。このような走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額 39,500円及び駐車場代 27,300円の返還を求める。

B. 研修費

セミナー美徳のイノベーション 未来を経営する作法 受講料 5,000円

E. 資料購入費

新聞：読売年間購読 43,200円、公明新聞年間購読 22,020円

雑誌：中央公論 8月号（900円）、週刊東洋経済（720円）、地方財務平22.9月 - 平23.8月（22,800円）、クーリエジャポンVol.74（800円）

書籍：33,112円

- 1) 読売新聞を定期的に購読し、政調費に、43,200円が経費として計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政

務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。

従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めますが、それが無い場合は、その購読料 43,200円の返還を求めらる。

- 2) 所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。当該議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、多くは、政党员であることに変わらず、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した22,020円の返還を求めらる。
- 3) 地方財務の年間(平22. 9月 平23.8月) 購読料として、22,800円を計上しているが、f 議員のその時点での任期は、平成23年 4月に予定されている区議会選挙までであり、それ以降は、議員の任期外であり購読契約は認められない。従って、平成23年 5月から 8月までの 4カ月分 7,600円の返還を求めらる。なお、請求人が要請した平成21年度政調費の監査請求に対する監査結果書は、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と述べている。
- 4) 雑誌、書籍の購入について

購入書籍：

ゼミナール日本経済入門、ゼミナール経済政策入門、新しい経済の教科書、これからの正義の話
をしよう、世界経済が回復するか・何故日本だけが取り残されるのか、がん治療の前と後、新が
ん50人の勇気、死を忘れた日本人、がんの治癒の前と後、がんとどう向き合うか、がんの時代、
心のケア緩和治療、公共ファシリティマネジメント、最新 E M A の基本と仕組みがよくわかる本、
介護保険論、認知行動療法、うつを治す、日本が破たんする日

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所 4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間 200万円以上の予算で運

営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議事事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、f 議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどの様に処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が防がれることを、期待している。

F. 広報

区政報告発行のために計上した経費額合計	810,857円
2010年8月号区政報告印刷代、封筒詰め、郵送料	192,184円
2010年11月号区政報告用ラベル、郵送料、印刷代	221,955円
2011年2月号区政報告ラベル、印刷代、郵送料、印刷代追加分	396,718円

G. 事務費

携帯(按分比50%) 74,564円、F a x・固定電話(按分比50%) 29,667円
 P C 関連：インターネット接続(按分比50%) 19,998円、
 パソコン・無線ルーター・プリンター一括(平成22年9月11日に購入、按分比80%) 99,184円
 文具類(按分なし)、F a x インク代(按分なし)、コピー・印刷用紙(按分比80%)、プリンターインクトナー(按分比80%) 8,424円、
 メモ帳・サイドインリポーター(按分なし) 1,730円、手帳(按分なし) 945円、印紙代(按分なし) 500円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、f 議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額 75,464円の返還を求める。

2) 固定電話について

固定電話の使用実態が明確でなく、自宅の固定電話を議員活動の一部に活用しているか等の情報開示を求める。請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。開示された領収書は、金額のみで電話会社から送付される資料が添付されていない。請求人は、電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額 29,667円の返還を求める。

3) パソコン・無線ルーター・プリンターを、平成22年9月11日に一括購入し、按分比80%で、99,184

円を政調費に計上しているが、所得税法上の耐用年数は、パソコンが4年、プリンターが5年である。f議員の購入時点での任期は、翌年の4月に予定されている区議会議員の選挙終了までであり、請求人は、計上された全額を公金である政調費に計上することは認められないと解する。ただし、政務調査活動におけるパソコンの必要性を否定するのではないことを付記する。なお、請求人が要請した平成21年度政調費の監査請求において、監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員の任期を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい」と記されている。従って、請求人は、f議員に、按分比を80%とした根拠を含め明確な説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上された全額 99,184円の返還を求める。

- 4) メモ帳・サイドインリポーターや手帳を按分なしで計上しているが、f議員の政務調査活動専用のメモ帳、手帳なのだろうか。それらは、いろいろな活動に用いられると考えるのが一般的であり、按分なしとした根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、各々の計上額 1,730円、945円の返還を求める。

7. g議員（M会派）

政調費交付額	1,920,000円(戻入額249,314円)
返還要求額	<u>469,643円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

タクシー代	234,930円(81回乗車)
タクシー迎車代	5,100円(17回)
鉄道・バス	46,740円

有志視察（参加者 g議員、a議員、x議員、y議員、s議員）

視察先 大分県豊後高田市、福岡県八女市、佐賀県佐賀市

期日 平成22年4月11日 - 13日

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康ひろげ隊事業について

計上経費 3,094円（現地交通費、他の経費は、前年度3月に計上）

会派視察行

期間 平成22年5月19-20日

視察先 大阪府堺市園芸福祉農園、柏原市

目的 園芸農園の持つ福祉的効用、スタディ・アフター・スクール

経費(交通・宿泊費) 29,100円

期間 平成22年8月9-11日

視察先 愛媛県庁、高松市NPO法人わははネット
目的 がん対策、子育て支援
経費(交通・宿泊費) 76,638円

単独視察
期間 平成22年8月16日
視察先 長岡市役所
目的 ノーマイカーデーについて
経費 22,380円

1) タクシーの利用について

日常の交通手段は公共交通機関の利用が原則であるが、毎年「膨大な区民からの意見聴取を時間の合間を縫って行っている」と抗弁し、公共交通機関も常時運行されており、決して交通不便な地域ではない。交通記録簿によると、区民意見聴取の為81回240,030円タクシーを利用しているが、その乗降場所を調査すると、タクシーの通行が多いにも拘らず、17回も迎車を使っている。迎車を待つより、走っているタクシーを止める方が早い状態である。従って、300円×17回=5,100円の返還を求める。更に、その行き先が、杉並区外の笹塚に13回27,140円、山形県東京事務所(赤坂見附380円は地下鉄)とされているが、それらも区民意見聴取とされている。請求人は、タクシーを利用せざるを得なかった個々の理由の明示を要請するが、それに合理性・妥当性がない場合は、タクシー利用料金234,930円の返還を求める。

C. 会議費

会議費は、総て理由が、区民意見聴取会議と記されているが、会場が不明である。方南町(自宅)、四谷三丁目(公明党)、永福町(公明党会館)近辺の食品領収証が多く、例えば、4月23日四谷三丁目ペローチェにて21:04に喫茶、同日方南町のファミリーマートで22:57に、ヨーグルト類10点の買い物をしている。11月11日中村屋3,560円での6人の会議は、1人500円の単価を超えており、サーティンでのアイスクリーム、大和屋、青柳和菓子屋の領収証があるのみで、会議が開催されたか不明である。喫茶店、食品領収証の枚数は42枚あり、会議開催の妥当性がない場合は、93,769円の返還を求める。

D. 資料作成費として、CD書込み費2,417円、プリント代3,028円を計上(詳細不明)

E. 資料購入費

新聞: 日経新聞年間購読52,596円、公明新聞年間購読22,020円

雑誌: 切り抜き情報誌13,800円、ガバナンス5,600円

書籍: 次世代育成支援対策ハンドブック 10,300円、なくそう官製ワーキングプア 1,500円、その他 2,625円

1) 公明新聞の購読について

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。議員の多くは、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わらず、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上

した22,020円の返還を求める。

F. 広報費

ホームページ編集（按分比90%）	170,100円(6-10月、12月の6か月分を計上)
サーバー管理費（按分比90%）	37,800円（4か月分）
モバイルホームページ作成（按分なし）	53,500円（12月に計上）
区政報告・通信（按分なし）	合計459,050円を計上
8月計上	通信ハガキ編集料 20,000円
9月計上	区政報告No.30印刷代 108,045円
	宛名シール印刷代 21,000円（事務費に計上）
12月計上	宛名シール印刷代 21,000円
	封筒長2ECカラー印刷代 25,200円（事務費に計上）
	区政報告No.31印刷代 163,800円
	通信企画デザイン料 25,000円
	通信送付代 75,005円(事務費に計上)

1) ホームページについて

友美堂へ月当たり 28,350円ホームページ料と収支報告書には記載されているが、具体的作業内容が不明であり、領収証に内訳を付記すべきである。情報の開示を求める。

2) 区政報告について

8月27日ハガキデザイン料20,000円は、見本として提出されているハガキ通信を見ると、20,000円の編集料を支払って作成したとは思えないので、精査の上、妥当性が認められない場合は、20,000円の返還を求める(見本添付)。

9月13日ハガキ印刷代 108,045円、12月15日印刷代 163,800円の領収証に内訳を添付すること、単価枚数が不明であり、高額領収証としては、不備である。

G. 事務費

携帯電話代（按分比50%）	43,824円(8月3,994円、他の10ヵ月は、月3,983円の同額)
インターネット通信費（按分比50%）	65,816円
切手、資料送付代（按分なし）	4,860円
文具類（按分なし）	3,449円

1) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求において、議長調査に対して、g議員は、「政務調査活動に必要であり、その支出は、使途基準に則り適正に計上している」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活よりも多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話は、通常、通話量に応じて、金券と同様の働きを持つポイントが付与される。従って、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額 43,824円の返還を求める。

2) 文具類について

100%政務調査費とは認められず、個々について適正な按分根拠の明示を求める。

H. 人件費として、164,000円を計上

人件費については、雇用されている勤務者は、何処で事務補助をしているのかが不明である。

9月15-16日 20時間 20,000円 郵送事務手伝いは、No.31のハガキ発送と思われるが、10月30
31 10時間 10,000円資料送付事務手伝いは、収支報告書からは、資料作成も送付料金の痕跡

が見当たらないので説明を要する。

12月15-16日 20時間 20,000円 郵送の事務手伝いは、No.31の通信発送と思われる。

No.30, No.31の通信は、領収書の金額（郵便料金も含む）から推察すると、40時間もかけての送付事務は適正でなく、50,000円の返還を求める。

8. h議員(M会派)

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u> (戻入額 208,226円)
<u>返還要求額</u>	<u>1,673,775円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) 自家用車の使用に基づく経費の計上額は以下の通りである。

月極駐車場代（按分比50%）：138,000円

駐車場代：12,400円（18回）

ガソリン代（50%按分）：18,610円（142リットル）

- i) 自動車の購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。従って、日常的に利用する駐車場の月極等の貸借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。

なお、平成21年度監査請求の監査結果書は、＜請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい＞としている。

請求人は、月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額138,000円の返還を求める。

) 請求人は、平成21年度政調費監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で142リットルであり、使用された自動車の車種等が不明であるが、標準の燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、994kmとなる。政務調査活動の内容が不明であるが、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間66回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、ガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のよう

に、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきと解する。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額 18,600円、駐車場代として計上された全額 12,400円の返還を求める。

2) タクシーの利用について

平成22年5月に、「区民意見聴取の為」として、区役所あるいはその近郊から(阿佐ヶ谷南1丁目)から、3回タクシーを使い、その料金合計額4,920円が計上されている。議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由(事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること)がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。

請求人は、タクシーを利用せざるを得なかった理由の明示を要請するが、それに合理性・妥当性がない場合は、タクシー利用料金の全額 4,920円の返還を求める。

E. 資料購入費

1) 読売新聞を毎月購入し、政調費に、47,100円が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常的生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めるものである。

従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その購読料 47,100円の返還を求める。

2) 書籍・雑誌の購入費として、32,831円が経費計上されている。

書籍：NPO法人のすべて、過払金回収マニュアル、社会心理学、自閉症の子どもたちの生活を支える、そうだったのか発達障害、環境アセスメントとは何か、一步先のクラウド戦略、Twitter、Facebookの基本、Ustreamビジネス応用ハンドブック、ソーシャルネット経済圏、日本ソーシャルメディアの未来、Facebook仕事便利帳、Facebook完全活用本、

雑誌：Mac Fan Special, Mac Fan(6,8月)、Mac people(9月、3月)

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書

室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、h議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたが、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。当然のことながら、h議員の調査研究内容の開示を求めているのではない。請求人は、このことによって、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを期待している。

F. 広報費

広報費として以下の経費が計上されている。

区政報告制作費（25号、26号、按分なし）	315,000円
区政報告郵送切手代（按分なし）	8,000円（80円切手100枚）
HP管理料（按分比90%）	340,200円（28,350円/月×12ヶ月）
HPリニューアル費（按分比90%）	189,000円
<u>計上合計額：</u>	<u>852,200円（政調費支出総額の49.8%）</u>

- 1) 区政報告として、平成22年秋に、vo1 25、平成23年1月に、vo1 26を作成し、按分なしで、合計323,000円が政調費に計上されている。Vo1 25は、「区議会副議長就任」と「区長へ第2次補正予算に関し要望」と題する報告記事及び区議会代表としての交流自治体訪問の写真2枚と議員本人の経歴とお知らせが、各々、報告スペースの約40%と30%を占め、残り約30%に、h議員の実績報告と「杉並まるごとWi-Fi化計画」が記載されている。Vo1 26は、B4サイズ2ページで構成されており、1ページ目に、「だれでも誇れる街すぎなみへ」と題し、実現した施策とそれに関連して実現を目指す施策が5つの分野に分けて記載され、約15%のスペースに、h議員の経歴と写真が掲載されている。2ページ目は、「h地域実績マップ、いつでも現場主義！」と題され、123の補修、修復、移設、取替、撤去等の工事のリストが明示され、杉並区の地図に、それらが実施された場所の位置と一部の写真(19か所)が掲載されている。この2ページ目に掲載された工事一覧は、h議員が区民から受けた要望あるいは苦情に対して、区の関係部門に働きかけて実施された工事と推定した。その推定が正しいとの前提であるが、請求人は、その様な工事を否定するのではなく、区民として、h議員の行動力を有難いと感じている。ただし、一方で、h議員に問いたいことであるが、それらが、政調費条例で交付される政務調査活動と、どのような繋がりがあのだろうか。区民が要望すること、困っていることに対応するのは、原則として、区の関係部門の役割であり、責任でもあるが、h議員が動かなければ、その様な区民の要望は、タイムリーに実施されてこなかったのだろうか。もしそうであれば、区民として、h議員に期待することは、関係部門に直接働きかけ、その政治力によって解決するのではなく、区の組織として、区民の要望を直接受け入れ、それに対応できるシステム・制度を構築することではないだろうか。請求人は、h議員が現場主義で汲み取る区民の要望・情報を基に、最終的に、区の組織を変革することを期待しており、それが、政務調査活動の一環をなすと解している。又、h議員の現場主義であれば、結果として、議員の地盤強化の一面にも成り得、政調費条例が禁止する後援会活動との境界領域に入ってくるとも解している。一方、vo1 25の区政報告についても、h議員の日々の活動を報告していることについては、特に異論はないが、そのすべてが、政務調査活動とし、按分なしとしている根拠が明示されていない。このような観点から、vo1 25,26共に、h議員が、按分なしとして、当該区政報告の経費を全額政調費に計上する根拠の明示を要請する。それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された全額323,000円の返還を求める。

2) HPのリニューアル費と管理費を、按分比90%で、529,200円を計上している。

HPでの新しいメッセージの送付は、平成22、23年に、それぞれ55、23回行われており、季節の挨拶を含め、議員としての活動状況が適宜掲載されている。又、HPと直接連携しないが、メールマガジンによる区政報告、Twitterの活用など、インターネットによる情報発信が行われている。HPに掲載されているそれらの内容には、政務調査活動とは一線を面すべき他の活動、一般区民、支持者への「宣伝」的要素を含むものが含まれていると解されるが、h議員は、按分比を90%として、政調費に費用計上している。しかし、何故按分比が90%としたのかの根拠を明示していないため、請求人は、その按分比の根拠を開示することを請求し、それに合理性・妥当性がない場合は、HP経費全額 529,200円の返還を求める。

G. 事務費

1) 事務費として、下記の経費370,523円が計上されている。

Docomo携帯電話使用料(按分比50%)	129,423円
JCOM電話・CATV(按分比50%)	58,244円、
インターネット接続(按分比50%)	43,464円、
スマートホンWi-Fi接続料(按分比50%)	35,656円、
クラウドサーバー使用料(按分比90%)	8,820円
パソコン・インターネット等周辺機器類(按分90%)	71,230円
<USBケーブル、DVDドライブ、ウイルスソフト、SDカードx2、バックアップソフト、ACアダプター、webカメラ、SDHカード、DCケーブル、カメラケーブル、メディアケース、DVD、CD、Pocket Wi-Fi用バッテリー、メモリーリーダー、USBメモリー、Office Mac>	
コピー用紙、フォト用紙、プリンターインク、(90%按分)	17,072円
その他事務用品(按分なし)	6,614円
<ボールペンリフィル、ファイルボックス、クリアーファイル、バインダー、ノート、レポート用紙、プリンター用紙、ファイル、ペン>	

i) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活よりも多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の詳細な請求明細書が、添付資料の中に、見当たらないが、多くの携帯電話会社は、通話料に応じて、金券と同様の働きを持つポイントを、特典として、付与している。請求額と政調費への計上額から見て、支出計上額には、その様なポイントが反映されていないと推測した。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、h議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額129,423円の返還を求める。

) JCOM 電話・CATV について

JCOMが提供する固定電話、ケーブルTVを利用していると推定されるが、その請求明細書等の添付がなく、使用実態が明確でない。

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用

した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。前述のように、開示された領収書は、金額のみで電話会社から送付される資料が添付されていない。従って、JCOMとの契約内容、請求明細書等の情報の開示・説明を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された全額 58,244円の返還を求める。

) 他の事務経費について 計上合計額182,856円

インターネット接続(按分比50%)、スマートホンWi-Fi接続料(按分比50%)、クラウドサーバー使用料(按分比90%)、パソコン・インターネット等周辺機器類(按分90%)、コピー用紙、フォト用紙、プリンターインク、(90%按分)、その他事務用品(按分なし)

この項の始めに記述した様に、上述の事務費への計上の按分比について、その根拠の説明を要請するが、それに合理性・妥当性がない場合は、全額182,856円の返還を求める。

2) 更に、下記の備品購入経費が、事務費として計上されている。

パソコン(iMac)一式購入(按分比80%)	214,080円
デジタルカメラ一式購入(按分比80%)	15,952円

平成22年度までに、h議員が、政調費に計上したパソコン、デジタルカメラの購入は、以下の通りである。なお、所得税法が定める減価償却資産に係る耐用年数は、パソコンが4年、カメラが5年である。

パソコン購入経費

平成15年度 202,316円、平成16年度 55,300円、
平成17年度 359,908円、平成18年度 160,209円、
平成19年度 120,989円、平成22年度 231,953円

デジタルカメラ購入経費

平成15年度 136,290円、平成16年度 44,770円、
平成19年度 39,840円(按分比80%)、平成21年度 19,314円(按分比90%)
平成22年度 15,952円(按分比80%)

請求人は、平成21年度政調費監査請求において、「デジタルカメラの購入・使用目的が、明示されていないため、政務調査研究活動との関係は不明であるが、カメラの耐用年数から見ても、議員の任期年数を超過しており、個人の資産の購入に該当し、全額の返還を求める」とした。h議員から、「故障したため、政調活動に必要であることから購入した」との応答があり、当該監査結果書は、「議員が自律的に定めた按分を尊重する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい」として、請求人の指摘はあたらないとした。

今回の監査請求の対象である平成22年度のh議員の政調費収支報告書では、その購入目的について、「調査研究用として」との記載があるのみである。h議員には、政調費が、区民の血税から出されていることの認識があるのだろうか、憤りを越えて、議員としての責任のあり方に疑義を抱かざるを得ない。

一方、パソコン一式を、平成23年度1月31日に購入しているが、領収書等添付用紙の備考欄に、「5年間使用していたPCが故障し、使用不能となった為、政務調査に支障をきたすことから購入」との記載がある。請求人が入手できた情報の範囲では、h議員は、平成15年から、ほぼ毎年、新しいパソコンを購入してきた、と解される。

平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員の任期

を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい」と述べられている。

当該監査結果書が、公開されたのは、平成23年2月10日であるが、その時点では、h議員は、副議長の要職に在り、議長を補佐して、当該監査請求の関係人として、会派・議員の調査に携わり、上述の監査判断を理解する立場にあったと、請求人は解している。請求人は、政務調査活動の内容、その政調費への計上は、会派・議員の自主性・自律性の基での判断であり、その内容に立ち入る意図をもたないが、当該監査結果書が「購入理由が合理的に説明される限り」と指摘する様に、最低限の明確な情報開示の責任があると解しており、平成22年度のパソコン購入が、任期の残りが、3か月未満の時点でなされたことについて、h議員の責任ある説明を要請する。

請求人は、パソコン、デジカメの購入について、合理性・妥当性のある根拠が示されなければ、それらの購入費全額230,032円の返還を求める。

9. M会派

政調費交付金	<u>15,360,000円</u> (戻入額 3,274,304円)
返還要求額	<u>552,116円</u>

所属議員8名の経費以外に、M会派として、下記の経費が政調費に計上されている。

控室お茶代7回(按分比80%)	86,389円
控室カラープリンターインク(按分比80%)	31,500円
教育新聞年間購読料2回(按分なし)	63,000円(31,500円×2回)
(平成22年7月13日と平成23年3月31日)	
会派区政報告折込料(平成22年4月14日、按分なし)	402,727円

請求人は、平成21年度政調費監査請求で、会議費(控室お茶代)、事務費(カラープリンターインク)の経費計上の按分比の根拠の開示を求めたが、それに対する区議会議長の調査において、「ごくまれに政党関係者等の訪問があること、政務調査外の使用もあることから80%の計上とした」と回答している。

一方、当該年度の監査結果書には、控え室のお茶代とプリンターインクについて「会派が自律的に定めた按分を尊重する」としつつ、前者の按分比に対して「議員控室の本来の目的などを踏まえ、より透明性の高い按分割合を検討されることを期待する」とし、後者の按分比に対しては「按分割合の根拠については、より明確にされることが望ましい」と付言されている。

議員控室使用規程は、議長訓令として、昭和38年に発令され、平成4年に改正されているが、その第2条に、控室の使用については杉並区役所庁内規則に拠るほか、本規程の定むるところによるとされている。又、その第3条には、控室の使用は議会開会中とし、必要があつて議会休会中使用する場合は事務局員職員の勤務時間内とするとされ、更に、その第2項に、特に必要がある場合は議長の承認を得て時間外にわたり使用することができる、と規程されている。

平成22年の政調費においても、控え室のお茶代とプリンターインクについて、ほぼ同様の経費を計上している。請求人は、会派・議員の自律性を尊重する立場から、その控え室の使用実態について立ち入る意図からではなく、又、状況の変化と共に、控室の機能が変遷することはあり得ると解するが、平成21年度政調費監査結果書の付言にもあるように、議員控室の本来の目的・機能を、会派・議員が、どの様に捉えているかについて、M会派の明確な説明を求める。当該会派の説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務費・電話費117,889円の返還を求める。

E. 資料購入費

教育新聞年間購読料が、2度、政調費に計上されているが、領収書等添付用紙の備考欄には、購読料の期間が明示されていない。又、2度目が、年度末の3月31日の計上となっている。

平成21年度政調費監査請求の監査結果書は、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」としている。

従って、請求人は、平成23年3月31日に計上された教育新聞年間購読料31,500円の返還を求め

F. 広報費

平成21年度政調費に区政報告討議資料の作成費が、平成22年3月に計上されているが、一方、当該討議資料の折込料が、平成22年度の政調費に計上されたと解した。請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「会派の定例報告会の討議資料は、政務調査活動というより、会派としての存在を主張し、宣伝するとみなされる」として、作成費を按分なしとした根拠の提示を求めた。それに対して、M会派は、「重点テーマは政務調査の課題であり、予算要望の結果は調査活動、議会質問における成果として区民に広く報告する必要があるもので、また、それを通じて区民から意見聴取を行うこと」であり、100%の按分で問題ないと回答している。

当該討議資料は、「いのちプロジェクト始動!」の標語の基に、4つのアジェンダが掲げられ、その達成のために、M会派に上る具体的提案が、平成22年度の予算に如何に盛り込まれたかを、ほぼ3/4の紙面を使って説明する構成になっている。残りの紙面には、「いちばん近くで動く、働く!」と題し、杉並区の地図に、8人の所属議員の拠点と顔写真が示され、末尾に、減税基本条例が可決され、減税自治体構想がスタートしたことが伝えられている。

請求人は、会派・議員の活動は、選挙活動、政党活動、後援会活動等多岐に亘り、「区政の活性化に寄与する活動」としての政務調査活動はその一部を成すものであると共に、他の活動との境界には、一線を画し難い領域がありうると解している。例えば、当該討議資料についても、政党としての自律性の基に行われる政務調査活動の内容に立ち入る意図はないが、杉並区の地図に、所属議員の顔とその拠点を示す部分は、政務調査活動の観点からは、政務調査活動の一環である区民の意見聴取であると説明出来ると共に、M会派及び各議員の地盤強化という後援会活動の表れとも解することが出来る。

従って、請求人は、控室お茶代やプリンターインクの経費計上の按分比を80%とした根拠の説明を求めたが、同様な観点から、当該討議資料の折込費の計上の按分を100%とした明確な説明を要請する。それに、合理性・妥当性がない場合は、折込費全額 402,727円の返還を求める。

10. i 議員(P会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
要返還額	1,462,738円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

3, 11 の大震災は日本人の生活を大きく変えた。被災者のために何かできないかと多くの人々が動いた。大人だけでなく、子どもでさえ、貯金箱の中の小遣いを募金していた。こんな時こそ

政治家の出番である。i 議員は駅頭で募金活動をしたと思われるが、なんと、政務調査費を使って、3/17、3/18に「駅頭にて義援金募集のお手伝い」の名目で、2日間、計8,000円の人件費を支出している。日本中が大混乱し、余震が続いてる中、政調費（税金）を使って募金活動をするとは一般区民からしては想像できない行動である。1,000万円以上の議員の報酬があるにも関わらず、この災害時にも税金をこのように使うのだろうか。

A. 調査研究費

- 1) 交通費はすべてタクシー代で、41,170円である。出発或いは到着地がすべて杉並区役所で、タクシー使用理由はすべて区民相談である。政調費条例では、「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定し、さらに「使途基準」で、調査研究費については「区の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費」と定めている。議員が区民相談をすることは当然あるだろうが、上記の条例からすると区民相談は調査研究費に該当しない。議長名で配布された政調費の手引書には日常の交通手段は公共交通機関が原則となっているが、区民相談にすべてタクシーを使用する理由は何か、説明を求める。41,170円の返還を求める。
- 2) 10/29 (株)リアルタイム区政報告投函代、第36号(収支報告書のママ、第36号になっている) 52,500円について、按分なし
他の区政報告は広報費になっているが、この投函代は調査研究費で計上しているのはどうしてか、説明を求める。10月26日の請求書には「御社広告投函作業」、10月29日の領収書には「広告投函代金として」と書いてある。i 議員はクリーニング業を稼業としているので領収書、請求書からして、稼業の広告投函である。52,500円の返還を求める。
- 3) 1/31 コピー用紙 3,642円について。按分がない。1枚残らずすべて政調費に使ったという証明はない。按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は3,642円の返還を求める。
- 4) 3/31、岐阜市・名古屋市会派視察（58,104円）の謝礼品について。
政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費（慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等）に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請求人は議長訓令の禁止事項と解しているため、謝礼品代6,000円のうち、i 議員への割振り分1,000円の返還を求める。

F. 公報費

- 1) 区政報告36号について
9/28 区政報告企画印刷代第36号 アサヒ印刷 289,375円について。
内容は田中新区長の所信表明の内容説明や、i 議員の大きな写真5枚、すぎなみ公報で知らされたものなどで、i 議員が調査して、区民に新しく知らせる内容に乏しいのに按分をせずに全額を計上しているが、経費全額は認められない。按分することを求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は 289,375円の返還を求める。
- 2) 区政報告37号について
11/28 区政報告企画印刷費第37号(収支報告書のママ) 15/16の按分で316,504円「後援会活動の新春成田山初詣」の記事があるので15/16 に按分したと思われる。裏面は「西武新宿線の鉄道連続立体交差について」の記事で、電車の絵（中井駅～野方駅間）が「新春成田山初詣」の約3倍の大きさで書かれている。この大きな電車の絵と杉並区政とは何ら関係ない。さらに西武鉄道（下

井草駅で確認)によれば、立体交差の話はあるが具体的にはなっていないとの事で、区民に誤解を招く記事を掲載する区政報告は問題である。他はi議員の議会での質問や写真で、何ら区政を調査した新しい内容は見当たらない。以上の理由で「後援会活動の新春成田山初詣」以外の按分15/16の記事をすべて認めることはできないので、按分の見直しを求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は316,504円の返還を求める。

3) 2/8 区政報告折込代計 64,965円について

上記2)で書いたように区政報告の按分比に基づいて按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は64,965円の返還を求める。

4) 区政報告はがき代 15,000円について

はがきの内容は第4回杉並区議会定例会議事日程第六号の議案のみである。i議員が書いたのははがきの上部に「新春、予算議会の傍聴をお待ちしています。」と、下部に「寒さ厳しい折、お身体ご自愛ください。区議会議員、i議員」のみ。これではただの挨拶文であり、区政報告ではないので15,000円の返還を求める。

5) 3/15 区政報告印刷代第38号(収支報告書のママ) 西武井荻商店街22,500円、3/17、区政報告第38号企画印刷代(有アサヒ印刷)299,250円合計321,750円について。

38号の印刷を3/15、3/17と2回に分け、印刷所を2ヶ所でするのはなぜか。政調費(税金)の支出であるので当然経費を削減すべきである。区の広報で知らせている内容で、その脇に自身の写真を載せ、自己PRである。内容からして、また経費削減の必要から、按分もなく経費を全額計上することは認められない。按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は321,750円の返還を求める。

6) 3/17区政報告折込代 計69,300円について

上記5)の区政報告の按分比に基づいて支出すべきである。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は69,300円の返還を求める。

7) 3/18区政報告ポスティング「株リアルタイム」28,875円について

請求書は「御社広告投函作業」、領収書は「区政報告第38号ポスティング代金」となっていて、請求書と領収書で仕事内容が異なる。Aの2)でも書いたが稼業のクリーニング店の広告とも考えられ、区政報告ポスティング代と断定できないので28,875円の返還を求める。

8) 3/30区政報告38号印刷用紙、14,547円について

38号の内容は5)で指摘したとおりで按分を求める。議員としての任期はあと1ヶ月。その時にB4紙を7,500枚、A4紙を5,000枚、を按分無しで購入しているが、按分して返還すべきである。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は14,547円の返還を求める。

9) 3/14携帯拡声器を、非難誘導・広報(収支報告書のママ)のために按分は1/2で9,160円で購入した。この拡声器は避難誘導ではなく、非難誘導に使うのか。i議員は4月で区議を辞めている。わずか1ヶ月半しか、使用していない。この拡声器は区に返還するか、或いは9,160円の返還を求める。

G. 事務費 50,000円について

1) 収支報告書で、事務費は50,000円計上され、備考欄に「備品購入通信料等」と書いてある。が、実際の支出は3/28の「調査研究補助費〔i-1〕」氏への支払いである。他の月は〔i-1〕氏への支払いは全て人件費である。この月だけ事務費になった理由を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は50,000円の返還を求める。

H. 事務所費

1) 電話代、57,847円について

21年度はわずか22.40㎡の事務所に3台電話があり、請求人の指摘で1台分の電話代を返還した。区の使途基準細目で「電話については必要最小限の台数」と明記している。

22年度は2台になったが、わずか22.40㎡の事務所には1台で十分と思われるが、2台必要な理

由は何か、説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は57,847円の返還を求める。

2) 3/23, シャープ複写機、按分1/2で88,200円、

シャープ複写機トナー代、按分1/2で21,525円合計109,725円について。

区議選は1カ月後の4月24日。議員としての任期はわずか1ヶ月しかない。この間、ほとんどの議員は選挙活動に追われていた。購入した複写機を議員としてどのように利用するつもりであったのか。i議員は議長も監査委員も経験している。議員として任期満了の直前に政調費(税金)で高額な複写機を買うことをどう思われるのか、見解を求める。使途基準で「購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意してください」と明記している。複写機は所得税法で耐用年数を5年と定められている。任期の残り1ヶ月の時に購入するとは、i議員の責任ある説明を求める。請求人は全額109,725円の返還を求める。なお、i議員は、平成23年度は、議員の立場でなくっており、議員として、当該複写機を活用した期間は、1か月のみであった。

3) P会派事務用品費6,069円、電話通信費3,309円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。i議員に対する返還要請額は、計上額9,378円である。

I. 人件費について(下の例は、金額の書いてない日はすべて2,000円)

例8/9 熱中症相談・対応して報告	8/11 夏期休暇に対する打ち合わせ
8/16 猛暑に対する電話相談お聞きし報告	8/17 介護・特養入居相談報告
8/18 特養入居希望相談と入所金調査報告	8/31 熱中症電話相談対応報告
1/6 事務所整理・1月行事表作成・補助	2/15 保育所入所相談・状況報告
1/31 事務所整理、電話対応、報告	2/17 新年度、入学相談、内容報告
2/18, 2/19 税務相談不動産売却相談書類作成補助各2,000円計4,000円	
2/22 求職相談に対し内容資料、取り寄せ補助	3/3 ひな祭り行事調査
3/16, 17 駅頭にて義援金募金のお手伝い、各4,000円計8,000円	

議員として多様な区民のための仕事があることは認めるが、上記の例はすべて政務調査に該当するのだろうか、疑問である。なかでも3月11日の大震災への義援金募金に政務調査費を使うとは、一般市民との感覚とは大きく乖離している。3/16, 17の義援金募金手伝い8,000円の返還を求める。

11. j議員(P会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
要返還額	1,666,343円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

j議員の政調費の総支出は2,048,391円だが、2月は470,925円、3月は593,175円で、2月3月の支出は総支出の約52%を占める。4月~1月の間には広報費の支出は0であるが、2,3月で区政報告「まちかど」を発行し、公報費のみで815,847円支出し、2,3月分の支出の約80%を占めている。区議選2ヶ月前に広報費に集中的に支出するのはいかなるものか。

A. 調査研究費

j議員の交通費は、視察以外では、公共の交通機関の支出は1円もなく、タクシー代、ガソリ

ン代で占められている。さらに近場でも、公共交通機関が発達しているところに車で行き、駐車料金は合計20,060円支出している。

1) 駐車料金について。

議長名で配布された政調費の手引書には日常の交通手段は公共交通機関が原則となっている。以下のように区政相談が多いので区内の移動は公共の交通機関を利用すべきである。交通の便のよい東京医大の駐車料6回をはじめ、運賃よりもはるかに高い駐車料金を支出することは政調費=税金の支出からして、認められない。すべての駐車料金について合理的妥当性ある説明を求め。説明がない場合は合計20,060円の返還を求める。

4/12, 福祉相談、東京医大病院840円、4/25, 福祉相談、パラカ800円、4/28, 区政相談、エアパーク 2,000円、5/14, 福祉相談、東京医大病院 630円、5/17, 福祉相談、東京医大病院 420円、5/20, 福祉相談、東京交通安全協会 300円、5/22, 区政相談ナビパーク400円、6/3, 福祉相談パーク 300円、6/6, 福祉相談、荻窪3丁目パーク 500円、6/28, 福祉相談、東京医大病院 420円、7/12, 区政相談NTTル・パルク400円、6/14, , 区政相談パークラボ 富士見400円、7/29, 区政相談ナビパーク500円、7/30, 区政相談、エアパーク 1,500円、8/7, 区政相談コインパーク 200円、7/17, 区政相談JPARK 700円、7/17, 区政相談エフエフビル1,000円7/18, 区政相談サモンチョウp300円、9/13, 区政相談東京医大病院630円、10/12, 区政相談、エアパーク 300円、12/11, 区政相談、エアパーク 1,500円、1/4 , , 区政相談、エアパーク 900円、1/10, 区政相談パークイット400円、1/21, 区政相談上荻 800円、2/4、区政相談パークイット荻窪1,000円、2/13, 区政相談パーク24、600円、2/28, 区政相談東京医大病院420円、3/19, 区政相談 S Pパーク600円、3/24, 区政相談どっとアール700円、3/31, , 区政相談パーク24、600円、合計20,060円

2) タクシー代4月 13,990円、5月 8,250円、6月 22,560円、7月 9,690円、8月 17,090円(領収書は15,030円しかない)、9月 17,720円、10月 14,160円、11月 13,460円、12月 16,880円(領収書は14,880円しかない) 1月 10,570円、2月 13,700円(領収書は7,700円しかない)、3月 7,700円(領収書は13,700円ある) 合計165,770円について。

8月、12月分の領収書のない14,060円の返還を求める。

2月、3月の領収書と収支報告書との違いの説明を求める。

議長名で配布された政調費の手引書には日常の交通手段は公共交通機関が原則となっているが、j 議員の交通費はすべてタクシー代である。21年度政調費の住民監査請求の監査結果書P237で j 議員は<相談の内容によっては区民の要望によって動きますので、交通機関もその時の状況により徒歩から航空機まで使用することになります> と答えている。区民の要望でどこまでも j 議員が動くのはいいが、政調費への計上は『政調費の交付に関する条例第9条「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」』のである。何故、j 議員はタクシーだけを利用し、公共の交通機関を利用しないのか、説明を求める。合理的妥当性ある説明がない場合はタクシー代合計165,770円の返還を求める。

3) ガソリン代按分 50%、10/6,2,126円、1/19,3,475円、2/9,3,188円、2/20,2,295円、3/10,3,689円、合計14,773円について。

すべて按分50%で支出されているがその根拠の説明は一切ない。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。監査結果書P9で<政務調査費の支出について具体的な説明がされることを望みたい>と監査委員の判断が記されているにも関わらず、説明もなく50%の按分で請求することは認められない。公共の交通手段を利用している議員は電車の1区間でも明確に説明して支出している。ガソリンについても説明を求める。按分割合の設定根拠について具体的な説明がない場合はガソリン代合計14,773円の返還を求める。

4) 3/31, 岐阜市・名古屋市委派視察58,104円の謝礼品について。

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資する

ために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費（慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等）に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請求人は議長訓令の禁止事項と解しているため、謝礼品代6,000円のうち、j議員への割振り分1,000円の返還を求める。

F. 広報費

1) まちかど35号について

2/2、35号新聞折込合計31,827円、・2/15制作費按分なし143,115円、・2/18、発送費按分なし合計85,110円、2/25三つ折代金、按分なし5,250円総合計265,302円について。

まちかど35号は佼成病院の移転や、永福駅前ビルの認証保育所のオープンなど、区政に関することが掲載されているが、同じ紙面に石原のぶてると握手している写真、討議資料として「jプロフィール」が掲載されている。「jプロフィール」を討議資料として掲載した目的は何か。誰が、何のために討議する必要があるのか、説明を求める。この区政報告には議員自身のPR部分が多く、按分を求めるものである。按分なしで制作費や発送費など認められない。按分について合理的妥当性ある説明がない場合は総合計265,302円の返還を求める。

2) 2/19,封筒印刷版代、按分なし109,725円について

この封筒の使用目的が不明である。しかし、区政報告で使用した場合は上記のように按分が必要である。按分について合理的妥当性ある説明がない場合は109,725円の返還を求める。

3) 3/14,政策チラシ折込料合計20,790円について

政策チラシに該当するちらしが提出されていない。提出されている自民党本部が3月8日に発行した「自由民主」と書いたチラシのことだろうか。「いつまでも、安心して暮らせる杉並区へ」とトップに書き、j議員の顔写真が紙面の約1/4を占め、石原のぶてると、小宮あんり、早坂よしひろの顔写真、「自民党は、実現します」と自民党の政策チラシである。自民党本部が発行したチラシで政調費で禁止している政党活動の経費なので20,790円の返還を求める。

4) 切手3/15, 80円×200=16,000円について

使用目的が不明なので説明を求める。合理的妥当性ある説明がない場合は16,000円の返還を求める。

5) まちかど36号について

3/20 制作費按分なし164,535円、3/22 発送費按分なし合計237,200円、総合計401,735円について。

紙面にはj議員のプロフィールや議員の写真が大きく掲載され、按分が必要である。按分について合理的妥当性ある説明がない場合は401,735円の返還を求める。

G. 事務費

1) 文具、4/16,按分なしバスタ他756円、5/7,印刷用紙按分なし3,617円、5/8,テープ他按分なし1,029円、11/15,レポート用紙按分なし472円、12/10,U S Bフラッシュ按分なし 1,760円、1/31,蛍光ペンノート按分なし588円、3/30,クリアホルダー按分なし 1,050円、3/30,印刷用紙按分なし5,512円、合計14,784円について。文具等はすべて按分無しで計上している。j議員が経営している永福駅前の不動産業「〔j-1〕」と事務所を共有している実態の中で、すべてを政調費支出と断言できるのか。他の議員は按分している。按分無しの説明を求める。按分について合理的妥当性ある説明がない場合は14,784円の返還を求める

2) 7/17,プログラムタイマー按分なし、ポイント分のメモ付かない 1,980円について。プログラムタイマーは議員としてどのように使用するのか、使用目的の説明を求める。ポイント分のメモ付かないのはなぜか、ポイント分の返還を求める。合理的妥当性ある説明がない場合は1,980円の返還を求める

3) 11/14, パソコン代金60%、66,024円について

j 議員の任期は4月までの5ヶ月しかないのに、60%の按分で購入した設定根拠の説明を求めらる。4月の区議選でめでたく当選したが、残りの任期がわずかな時にパソコンを購入するのはいかにがなものか。按分について合理的妥当性ある説明がない場合は66,024円の返還を求めらる。議員としての任期はわずか5ヶ月しかない。j 議員は議長も監査委員も経験している。議員として任期満了の直前に政調費(税金)で高額なパソコンをかうことをどう思われるのか、見解を求めらる。用途基準で「購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えらるる可能性が高いことに留意してください」と明記している。パソコンは所得税法で耐用年数を4年と定めらるている。任期の残り5ヶ月の時に購入するとは、j 議員の責任ある説明を求めらる。請求人が行った平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員の任期を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもってかうことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい。」と記されてる。

H. 事務所費

1) [j - 1] へ事務所賃借料月26,695円×12ヶ月= 320,340円について

[j - 1] の社長 j 氏と j 議員が、つまり同一人物が契約書を交わし、議員自身に政調費から事務所家賃が支払わらるている。収支報告書によらば、平成15年度、16年度は月 100,000円(政調費の60%以上を自身の経営する店舗に家賃を払ってらる)、その後、都議選に立候補して議員でない時は [j - 1] の店舗であらる。19年度は月50,000円、20年度から月26,695円と、事務所賃借料は変化してらる。永福駅前の [j - 1] の店舗は同じままでらる、同じ事務所であるにも関わらるらず、[j - 1] の社長で、議員である j 氏が、つまり同一人物が契約書を交わし、事務所賃借料を決定するのはいかにがなものか。事務所賃借料の按分について合理的妥当性ある説明がない場合は320,340円の返還を求めらる。

I. 人件費

1) 臨時補助職員賃金4月 50,000円(内新聞スクラップ 20,000円) 5月 44,000円(内新聞スクラップ 24,000円) 6月 50,000円(内新聞スクラップ 16,000円) 7月 50,000円(内新聞スクラップ 24,000円) 8月 44,000円(内新聞スクラップ 24,000円)、9月 48,000円(内新聞スクラップ 20,000円)、10月 50,000円(内新聞スクラップ 20,000円) 11月48,000円(内新聞スクラップ 16,000円)、12月44,000円(内新聞スクラップ 16,000円)、1月 44,000円(内新聞スクラップ 24,000円)、2月 48,000円(内新聞スクラップ 16,000円)、3月 50,000円(内新聞スクラップ 24,000円)、合計 570,000円について

570,000円のうち、244,000円を新聞のスクラップに費やしてらる。11/14にはパソコンを政調費で購入し、資料整理には当然利用してらると思われらるのに、IT産業が発達してらるる現在、あえて新聞スクラップに多額の人件費を要する説明を求めらる。事務職員の勤務場所は議員の経営する [j - 1] と推察され、勤務時間は一日4時間で勤務日数は月のうち約13日である。監査結果書P238で「毎日新聞と都政新報を事務所で、読売新聞を会社で購読」と書いてらるるが年間で244時間も新聞スクラップに費やすのだらるか。店舗と事務所兼用の勤務地なので勤務内容についてより透明性ある説明を求めらる。合理的妥当性ある説明がない場合は、新聞スクラップ作業に相当する人件費244,000円の返還を求めらる。

12. k 議員 (P 会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入なし)

要返還額

1,920,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

ガソリン代（按分比50%）36,129円（269リットル）

3-4リットル給油 28回 合計54リットル

10 36リットル給油 21回 合計215リットル

駐車場代4,100円

会派視察費 58,104円

平成22年11月8 10 日 岐阜市、名古屋市

- 1) 請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。k議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「使途基準に基づいて、適正な支出と考える」と記している。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で269リットルであり、使用された車種（ガソリンの給油パターンから、普通車とオートバイと推定）は不明であるが例えば、普通車（215リットル給油）について、その燃費を、7km/lと仮定すると、その年間走行距離数は、1,505kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間100回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、議長訓令の使途基準の上限の按分比を、そのまま適用してガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべであり、と解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。

従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額 36,129円及び駐車場代4,100円の返還を求める。

B. 研修費

納税勉強会（杉並納税貯蓄組合連合会主催）参加費：4,000円

E. 資料購入費

新聞

定期購読：朝日 46,710円、東京 39,000円、公明 22,020円

不定期購読：赤旗日曜版 9,620円

1) 朝日新聞と東京新聞を定期的に購読し、政調費に、その経費が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、多くの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常的生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。

従って、請求人は、政務調査活動における朝日新聞及び東京新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、そのいずれかの購読料の返還を求める。通常生活における購読紙が、朝日新聞である場合は、その返還請求額は、46,710円である。

F. 広報費

平成23年3月に計上

区政報告号外（平成23年3月20日発行）（按分なし）

企画・デザイン・印刷費	357,000円
宛名出力、貼付、封入作業	134,997円（事務費として計上）
郵便代	511,085円（事務費として計上）
合計	1,003,082円

広報費の計上は、上述の区政報告号外のみである。それは、片面に、3.11震災の被災者へのお見舞いで始まり、本会議で可決された区の平成23年度予算概要が述べられ、囲い記事で「小・中学校入学・卒業おめでとうございます」の表題で新入生・卒業生数一覧が記載され、一方、他の片面に、「新しい明日の杉並を築く」と題（副題 健康と医療・介護の緊急推進プラン）して、種々の施策のリストが掲載された構成となっている。請求人は、この号外が、k議員が、一年間進めてきた政務調査研究活動のまとめであるかどうかの議論に立ち入るのではなく、又、政務調査活動の内容そのものは、k議員の自律・自立的判断に依拠していると、解しているが、按分なしに、全額を政調費に計上することに、疑念を持たざるを得ない。それは、翌月の区議会議員選挙を控えた3月末に、100万円を超える公金を投入して「号外」の形で区政報告を区民に配布することについて、k議員の自律性に疑問を抱くからである。従って、k議員に、当該号外を按分なしで政調費に計上した明確な根拠の説明とそれに関連した情報開示を求める。それらの内容に合理性・妥当性が認められない場合は、計上全額1,003,082円の返還を求める。なお、請求人は、k議員が、区政報告を、政調費収支報告書に、資料として添付し提出したのは、4年の任期で、初めてであったと解している。

G. 事務費

インターネット接続・ケーブルTV料：平成23年10月3日に訂正あり - 年度末計上した按分なしの185,724円から62,249円に減額、ただし、JCOMの資料が添付されているが、減額の理由等の詳細は不明である。

携帯電話(按分比50%) 68,003円

電子辞書(按分比80%) 20,303円、

文具(バインダー按分比80%、他は按分なし) 5,854円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私的生活をよ

り多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

請求明細書の添付がなく、詳細は不明であるが、金券と同様の働きを持つポイントの付与がなされることが一般的であり、もし、ポイントが付与されている場合は、その付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解する。従って、k議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額68,003円の返還を求める。

- 2) 電子辞書は、消耗品ではなく、所得税法で定める耐用物品とされているかどうかは、不明であるが、長期に亘って使用され、使用可能な一種の備品と解すべきである。k議員は、按分比80%で、政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の根拠の情報の開示を要請する。その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上額20,303円の返還を求める。

H. 事務所費

事務所の賃借料：322,784円（130,000円/月×45%×50%＝29,344円/月×11か月）

自宅（92.7m²、2世代同居）の一部を事務所として使用、事務所面積は、42m²

賃借料計上の按分比：22.5%（事務所面積比42/92.7＝45%の50%）

契約者、領収書宛名等が、家族名義である。

水光熱費（按分比45%×50%＝22.5%）

ガス代28,916円、電気53,481円、水道24,852円

電話料（按分比50%）15,765円

- 1) 2所帯同居の自宅の一部を事務所として利用し、事務所部分の面積比の50%を按分比として、自宅賃借料が政調費に計上され、更に、水光熱費が、同じ按分比で計上されている。しかし、按分比の根拠は明示されていない。また、次項の人件費の項で述べるが、雇用された臨時職員が、年間100日以上に亘り、ほとんどの場合、1日に、6時間以上勤務しており、その勤務場所は、当該自宅事務所と推定されるが、その勤務実態の情報の開示はされていない。

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料や水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。政調費は、k議員本人に交付されているものであり、事務所として利用されている自宅が2所帯である場合には、k議員と同居する所帯との間に明確な一線を引いた、更には、k議員が行う多岐にわたる活動の中で、政務調査活動の明確な位置づけがなされた按分であるべきである。

この請求人の立場は、自宅を事務所として利用・活用を否定しているのではなく、明確な情報開示、説明責任を果たすことを求めているものであり、従って、k議員に対して、自宅事務所の利用実態の情報開示と共に、政調費への計上の按分比の根拠の明確な説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、自宅事務所の賃借料322,784円の返還を求める。

更に、請求人は、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、基本料金・最低料金を含まない、その使用量に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきであると解しており、按分比の根拠の説明を要請する。その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上された水光熱費107,249円の返還を求める。

2) 電話代について

自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、上述した水光熱費と同様に、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用し

た場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。開示された領収書は、金額のみで電話会社から送付される資料が添付されていない。請求人は、電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額 15,765円の返還を求める。

I. 人件費

臨時職員として、同一人（〔k - 1〕）を、年間を通じて雇用し、月に7-9日、多くの場合6-8時間/日の勤務に対して、1,000円/時間、50,000円/月×12ヶ月 = 600,000円を計上

政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に、「事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。

政務調査事務補助職員勤務報告書によると、当該臨時職員は、年間102日、その内93日は、1日7-9時間の勤務とされているが、主たる勤務場所が明示されていない。又、年間を通じて同一人を雇用しているが、雇用契約書が取り交わされていない。請求人は、勤労者保護の点から、特に、年間を通じて雇用する場合には、政調費に関する議長訓令に定めの有無と関係なく、雇用契約書取り交わされるべきと解している。

従って、請求人は、k議員に、臨時職員の勤務実態の明確な情報の開示を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上額 600,000円の返還を求める。

13. 1議員（P会派）

政調費交付額	1,920,000円（戻入なし）
返還要求額	1,920,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

平成23年4月に区議選があるため、政調費総支出2,384,655円の内、1、2、3月だけで区政報告関係を中心に1,378,059円の支出があり、全体の約58%を占める。さらに選挙直前の3月に限っていえば775,383円と集中的に支出している。事務費や人件費も計上しているが用紙の購入、ポスティングなど区政報告に関係する支出が殆どである。3月だけでも120時間分人を雇い、10万部以上の区政報告が新聞折込、ポスティング、郵送されている。一般の区民から見れば当選するために「すさまじい」という印象を受ける。政調費は条例で「区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定している。選挙直前の区政報告関係に集中的に多額の支出を充てることは、政調費は一体何のためにあるのか、根本的な論議が必要である。

さらに、B議員のように政調費の全額192万円を切手の購入に使用する議員が出て、切手購入が問題となり、切手購入は年間10万円までに限定された。区議会事務局が用途基準細則のなかで「簡単な換金可能な点に留意してください」とわざわざ明記するほど、議員の間で問題があったためだろう。では切手はダメで、はがきは上限を設定しなくてよいのか。はがき購入について22年度1議員は議員のなかで最高額の600,000円購入している。切手の上限が10万円に設定されてから、はがきを大量に購入する議員が増加した。切手同様、上限を設定すべきではないか。

A. 調査研究費152,899円

1) ガソリン代17,801円と駐車場料金、8,500円について。

ガソリン代は按分1/2で、4/28, 1,979円、5/10, 2,110円、5/25, 1,000円、6/21, 1,998円、10/1, 1,688円、10/12, 1,405円、12/21, 1,911円、1/15, 2,050円、1/27, 1873円、3/31, 1787円
合計17,801円である。

駐車場料金は按分無しで7/15, pj 渋谷2,000円、8/12, 三井のリパーク2,000円、10/20 リパーク1,800円、12/11 パーキングメーター手数料 300円 1/21, P J 高円寺北600円、1/26, リパーク1,000円、3/28, リパーク800円 合計8,500円である。

ガソリンはすべて上限の按分 1/2で支出している。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。監査結果書 P 9 で「政務調査費の支出について具体的な説明がされることを望みたい」と監査委員の判断が記されているにも関わらず、1 議員は説明もなく 1/2の按分で請求していることは認められない。よって自動車の利用についての説明がない場合はガソリン代合計17,801円と駐車場料金8,500円の返還を求める。

2) 交通費(4月 12,600円)(5月 4,770円)(6月 4,640円)(7月 2,240円)(8月 6,380円)(9月 9,040円)(10月 4,010円)(11月 6,040円)(12月 8,430円)(1月 2,910円)(2月 5,300円)(3月 4720円)合計 71,080円

区民相談を目的として、区外で区民と相談しているのは27回、交通費計 21,910円支出している。21年度の監査請求の監査結果書 P 35で監査委員は「区外での政務調査活動については、透明性を高めるため、より具体的に記載されることが望ましい」と指摘しているにも関わらず、22年度も何ら説明なく区外で「区民相談」と書いて支出している。しかし以下の例が示すように、政調費とは認められない支出がある。1 議員は監査委員の指摘を何故守らないのか。透明性を高めるため、より具体的に記載がない場合は区外での区民相談に要した交通費計 21,910円の返還を求める。

例えば以下、草莽地方議員の会のHPによれば、

(ア) 4月17日、区民相談として交通費380円について。草莽地方議員の会会長 1 議員はm議員とともに「外国人地方参政権に反対する国民大会」に参加している。これは政調費で禁止されている政党活動に関する経費なので380円の返還を求める。

(イ) 12月1日、資料研究として議員会館への交通費380円について。草莽地方議員の会会長 1 議員のことが『「民主党(菅)内閣」打倒宣言! 12,1、「国会・首相官邸包囲」国民大行進&国民大集会を開催した。国会前の大行進には2,000名もの草莽の志士が、夕方のニッショーホールでの国民大集会には1,100名が参集した』とインターネットで書かれている。これは政調費で禁止されている政党活動に関する経費なので380円の返還を求める。

タクシー代27回使用、合計36,090円、議長名で配布された政調費の手引書には日常の交通手段は公共交通機関が原則となっている。1 議員は8月のみ、交通簿記録簿に「咳喘息のため車で送ってもらったり、タクシーで移動が多い」と書いてある。体調が悪い時は仕方がないが、上記のように区民相談を区外で多く行うことと矛盾する。タクシー利用の妥当性の説明がない場合は合計36,090円の返還を求める。

12/30, P 会派岐阜市・名古屋市会派視察 58,104円の謝礼品について。

政調費の取扱いに関する議長訓令第 2 条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費(慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等)に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請

求人は議長訓令の禁止事項と解しているので、謝礼品代 6,000円のうち、1議員への割振り分 1,000円の返還を求める。

B. 研修費 21,318円

- 1) 交通費(4月 3,710円)(5月 1,180円)(6月 320円)(7月 320円)(8月 700円)(10月 4,620円)(11月1,140円)(12月 1,640円) 合計 13,630円

計上している交通費に関して草莽地方議員の会のHPより、

4月12日砂防会館への交通費320円について。《『山田宏・杉並区長が立ち上げる「新党」に賛同し草莽地方議員の会会長 1 杉並区議(P会派)、と副会長二瓶文隆中央区議(自民党)が離党する』という記者会見を開いた。》と1議員の活躍がインターネット上で大きく報道されている。これは政調費の禁止されている政党活動に関する経費なので320円の返還を求める。

10月2日、交通費記録簿では、よよぎ青少年センターで教育問題研修のため、タクシー代3,140円を支出しているが、10月2日の1議員の活躍はインターネット上で大きく報道されている。草莽地方議員の会会長1議員はこの日、『「民主党政権・糾弾!」国民集会を開催。渋谷で2600名を超える有志が結集し、尖閣列島は日本固有の領土であると訴えデモ行進後、八チ公前で街宣伝活動を行っていた』。これは政調費の禁止されている政党活動に関する経費なので3,140円の返還を求める。

4/28,九段会館 580円、4/30,日本青年館 2,330円、4/9,中野サンプラ 420円、6/6,荻窪タウンセブン 320円、12/4,新東京会館 320円、合計 3,970円は使用目的を研修と書き使途が不明である。上記の、のように、政調費では認められない経費を計上しているため、これらについても説明がない場合は3,970円の返還を求める。

- 2) 5/3,民間憲法臨調 1,000円、5/19,日本会議地方議員懇談会 1,000円、8/7,教育者研究会 2,000円、8/27 日本会議首都圏地方議員懇談会研修〔1-4〕 3,000円について。

1議員は日本会議首都圏地方議員懇談会副会長であるように多方面で活躍している。ということはこれらの会の主催者側でなかろうか。その場合は区議の政調費から支出することは認められない。よって、研修費 7,000円の返還を求める。

- 3) 駐車場料金、5/21(平河町)800円、5/26,(都庁)300円、について。研修目的が不明なので説明を求める。その説明に妥当性がない場合は 1,100円の返還を求める。

C. 会議費5,000円

10/25,天祖神社区政報告会会場費按分無しで5,000円、

D. 資料作成費105,000円

- 1) 3/23, S U R V I V O R 区政報告作成按分無しで105000円

春特別号震災被災地の視察報告である。印刷費は別途広報費で支出しているから作成費だけで、105,000円支出している。被災直後だけに税金はもっと被災地の人々のために使うべきではないか。被災地の写真と1議員の感想で作成された区政報告は信じられないほど高額である。平成15年度から1議員は政調費でデジカメを5台、プリンタを4台、パソコンは3台購入している。これだけの機材を政調費で揃えたのだから、自分で作成できるはずである。何故外部に発注し、按分もなく、また作成費が高額なのか、説明を求める。合理的、妥当な説明がない場合は 105,000円の返還を求める。

E. 資料購入費 38,021円

- 1) 産経新聞(4月 2,956円)(5月 2,950円)(7月 2,950円)(9月 2,950円)(10月 2,950円)

収支報告書によれば、4月分だけ、他の月と購読料が異なるのはなぜか、説明を求める。新聞購読料計14756円について。一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるの

だろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費14756円の返還を求める。

- 2) 書籍 5/3、「第3の道」1,197円、7/10、「文芸春秋」780円、10/4、「大計なき国家・日本の末路 - 日本とドイツ」1,680円、1/15、「なぜ韓国はパチンコを全廃できたか」798円、2/1、「マインドコントロール日本人を騙し続ける支配者の真実、」1,680円、「日本人が知っておくべき領土問題の真実、国益を守る「国家の楯」1,680円、
- 3) 6/2三つま修学院資料按分 1/2で2,500円、8/19、「史実を世界に発信する会、年間資料代」按分50%5,000円、「而今の会年間資料代」按分50%2,500円、「日本政策研究センター年間資料代」按分50%5,000円

以上の領収書はすべてゆうちょ銀行の払込利用明細票である。それぞれの会・施設の代表者、所在地すら明記されていないので政調費=税金の支出の領収書として不備である。それぞれの会・施設が政調費としての支出として合致するのか、検証の術もないので認められない。よって計 15,000円の返還を求める。

- 4) 7/30, 杉並区歌 C D 450円、

F. 広報費1,476,859円

- 1) はがき8/10、4000枚 200,000円、11/2、2,000枚 100,000円、1/19、4,000枚 200,000円、3/18、2000枚 100,000円、合計はがき12,000枚 600,000円について。

8/10、はがき4000枚 200,000円について。「ありがとう通信、8月11日発行」は、杉並区役所区議会事務局が発行したのかと錯覚した。書いてある内容は、「新区長に田中良氏決まる!」次は「区議全員の会派と所属議員の名前」のみである。このはがきのどの部分が区政報告であるのか、1議員に説明を求める。200,000円の返還を求める。

11/2、はがき2,000枚 100,000円について、「ありがとう通信、11月1日発行」の紙面の内容は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間について・・・これまで区長はじめ職員もブルーバッヂを着けていましたが、新区長になってからはバッヂを付けていません。(原文のママ) 参議院選挙について・・・清き一票と呼び掛けておいて無効票の多さは残念でなりません」と書いている。議員は政調費を使って、どうしてこのような事態になったのか、調査し、報告するのが区政報告ではないか。全額の経費は認められないので按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は100,000円の返還を求める。

1/19、はがき4,000枚 200,000円について、「ありがとう通信、平成23年春号」迎春として着物姿の1議員の「日本創新党を立ち上げた山田党首を精一杯応援した挨拶」「本年は私にとって三期目の区議会選挙」「前区長が積み上げてきた条例や施策を拙速に廃止していいものでしょうか?」という1議員の意見が掲載されている。内容は政調費で禁じられている選挙活動の経費に該当するので200,000円の返還を求める。

3/18、はがき 2000枚100,000円について、領収書綴りに提出されているのは上記の3枚のみで現物が見当たらないので認められない。もし、上記のはがきを増刷しているとしても上記の内容では全額認められないので100,000円の返還を求める。

- 2) 切手、1/25、6500円(8900の内6500) について、切手の使用目的も按分比も不明である。使用目的と按分比の合理的な説明がない場合は、切手代6500円の返還を求める。
- 3) 郵送料は区政報告に使用したと思われるが、収支報告書には該当する区政報告の号数が明記されていないのは問題である。政調費 = 税金の支出であるのだから、すべて支出が明瞭でなければならない。

郵送料1/25、702通、56,160円、1/26、591通 38,412円と371通24,115円郵送料合計 118,687円に該当する区政報告が明記されていないので問題である。迎春として着物姿の1議員の写真が載っている「ありがとう通信、平成23年春号」と思われるが、紙面の表面は、はがきの1) - で

書いた内容に加え、1議員のプロフィールであり、政調費で禁じられている自己PRの部分が多い。裏面は「皆様と一緒に取り組んで実現して来た事！」と「新春区政報告会のお知らせ」であり按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は118,687円の返還を求める。

郵送料2/25、(50%)56442円と10107円と16997円の合計83,546円について。

これも該当する区政報告の号数が明記されていないので上記同様問題である。で書いた別の「ありがとう通信、平成23年春号」のことだろうか。全く違う区政報告だが両方とも「ありがとう通信、平成23年春号」である。子宮頸がんワクチンのことを採り上げた春号のことだろうか。そうであるならば、区の方針の問題点を明らかにして、議会でもっと討議して区民に正しい意見を報告して欲しい。しかし全額経費とは認められないので按分を求める。その按分比の説明に合理性・妥当性がない場合は83,546円の返還を求める。

郵送料すべて按分50%で、3/26、698通 26175円、3/27、414通、15525円、422通 18990円、410通 15375円、381通 14287円、478通 17925円、3/28、158通と829通で43230円、534通と94通で41610円、合計 193,117円について。

該当する区政報告の号数が明記されていないので上記同様問題である。郵送日から見て、D1)春特別号震災被災地の視察報告と思われるが断定できない。どの区政報告のことか、また、郵送料の50%按分の根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は郵送料合計193,117円の返還を求める。

4) 2/4,封筒(50%)52,500円について、封筒の使用目的が不明である。説明がない場合は52,500円の返還を求める。

5) 3/2読売新聞折込 38850枚、按分不明 134,618円、3/4産経新聞折込 6150枚按分不明 21,313円、3/31 産経折込 4300枚14900円、折込料合計 170,831円について。すべて新聞折込の区政報告の現物が指定されておらず、その上按分比も不明である。よって全額 170,831円の返還を求める。

6) S U R V I V O R 区政報告印刷3/7、20000部 42650円、3/9、5000部 14600円、3/23、20000部 43280円と5000部25220円、按分無しで合計50,000部125,750円の印刷代である。これも印刷した区政報告を明記せず、問題である。よって印刷代 125,750円の返還を求める。

以上、「ありがとう通信、平成23年春号」が2種類あったり、また、新聞折込の区政報告が断定できない部分があった。政調費の支出は明確に判断できるようにすべきである。

G. 事務費 414,058円

1) 電話代金按分は 1/2で(4月 4,649円)(5月 3,381円)(6月 3,555円)(7月 3,463円)(8月 4,224円)(9月 3,536円)(10月 3,301円)(1/5, 3,364円)(2/7, 3323円)(3/7, 3419円)について。

自宅で使用する固定電話代についていえば、基本料金は議員であろうとなかろうと支払いが生じる。基本料を除いた使用実態にあった按分比で政調費に計上すべきである。従って、政務調査活動に使用された通話料の情報開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料36,215円の返還を求める。

2) 携帯按分は 1/2で(4月 4,309円)(5月 4,309円)(6月 5,756円)(7月 11,408円)(8月7,006円)(9月 4,309円)(10月 4,309円)(11月 3,309円)(12月 3,889円)(1月 3,889円)(2月 3889円)

3) H P 更新料按分1/2で(4/15、6,300円)(6/16、6,300円)(8/9、6,300円)(8/9、6,300円)(8/9、6,300円)(10/20、6,300円)(10/20、6,300円)(11/2、HP、1,470円)(11/11、HP、1,470円)(12/13、6,300円)(12/13、6,300円)(1/6、6,300円)(2/18、6,300円)(3/15、6300円)とある。毎月きちんと払っていないので同じ日に何か月分も払っている。合計で14回払っているのは認められない。収支報告書にはHP更新料となっているが、領収書はHP保守料となっている。過去のデータが消去されているので1議員のHPを検証することは困難である。一部残っているものは区政報告などペーパーでの発行と同じ内容を載せているの

でダブって支出することになっている。監査結果書P17でHPについて<紙媒体と異なってだ
隋時更新されるがゆえに客観的に適切な按分割合を算出することが困難なホームページの按分
割合の上限設定などについても、バナー広告の扱いと合わせて、速やかに議会内で検討される
ことを期待する>と書かれているが議会内で検討しただろうか。HPの実態を示し、按分割合
の根拠の説明を求める。14回の支払いは認められず、HPの実態と按分割合の根拠の説明がな
い場合は合計 78,540円返還を求める。

4) 大塚商会hp代金は按分 1/2であるが、8/10は2940円を按分 1/2で 1,740円支出している。8/10
の実際の支出は 1470円なので差額 $1740 - 1470 = 270$ 円の返還を求める。

5) NTTコミュニケーションズ 按分1/2で合計 12,270円

SURVIVOR データ入力按分90%、7/30、27,000円、9/30、27,000円について、90%の按
分比の根拠を求める。その按分比の説明に合理性・妥当性がない場合は合計54,000円の返還を求
める。

6) 4/15、用紙 ウペン (90%) 11,340円、5/20、ファイルインク (90%) 8,640円、6/2、封筒按分なし270
円、8/2、按分なしノート138円、8/8、インキシル A 4 用紙 (90%) 20,295円、8/15 インク (90%) 10,800
円、8/30 インク A 4 用紙 (90%) 21,780円、9/9、按分なしペン147円、10/1 インクラベルシル (90%) 23,400
円、10/15 A 4 用紙 (90%) 6,750円、10/20、ボールペン按分なし2,360円、修正器按分なし331円、
10/21、ボールペン按分なし105円、10/30 インク (90%) 9,450円、11/15、封筒 (90%) 1,026円、はさ
み修正液按分なし850円、11/18 文具品名? 按分なし462円、11/30 A 4 用紙 (90%) 7,082円、12/4、
インク (90%) 5,740円、12/14、A 4 用紙インクファイルボールペン90%? 18,000円、1/7、封筒 (90%) 945
円、1/27 ボールペン (90%) 1,478円、1/30、インク (90%) 1257円、2/20、インク (90%) 16,470円、2/22
用紙 (50%) 11,000円、3/2、A 4 用紙 (50%) 5,533円、A 4 用紙 (50%) 4795円、3/8、用紙 イ
ンク (90%) 17811円、3/8封筒按分なし1050円以上合計209,305円について。

一括して領収書が出されているので、確定はできないがボールペンの購入が非常に多い。1議員
は1年間に何本ボールペンを使うのだろうか。用紙は50%、インクは90%など矛盾があり、全体的に
90%按分比が多い。それぞれの按分比の設定根拠の説明を求める。合理的妥当な説明がない場
合は合計209,305円の返還を求める。

7) 事務費のなかに5/30 (資料整理住所入力準備) 30,000円が計上されている。これは人件費に該
当しないか。事務費に計上した説明を求める。住所入力は政務調査にはなじまないの、30,000
円の返還を求める。

1. 人件費 171,500円

1) 8/30 区報発送準備 ポストイン 40,000円とあるが、8月ははがきの区政報告しか出していないので
認められない。また配布した現物も提出されていないので認められない。よって40,000円の返
還を求める。

2) 10/20 ポストイン 10,000円について。配布した現物が提出されていないので認められない。よっ
て 10,000円の返還を求める。

3) 11/30発送準備30,000円について。区政報告を出したのは1/19のはがきと1/25の郵送である。い
つの区政報告の発送準備か不明であるので認められない。発送準備 30,000円の返還を求める。

4) 12/20、発送準備40,000円について。区政報告を出したのは 1/19のはがきと 1/25の郵送である。
いつの政報告の発送準備か不明であるので認められない。発送準備 40,000円の返還を求める。

5) 1/14、ポストイン 1500枚、4,500円

6) 1/30発送準備〔1 - 1〕 15,000円、〔1 - 2〕 15,000円、発送準備 ポストイン〔1 - 3〕 7000
円合計37,000円について。上記の区政報告の按分比に基づいて按分することを求める。その按分
比に基づかない場合は合計37,000円の返還を求める。

14. m議員(P会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入額 11,664円)
要返還額	1,698,112円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

調査研究のための移動手段・宿泊等の経費が、以下の様に、合計 89,242円計上されている。

ガソリン代(按分比50%) 7,778円(24回給油、合計41リットル)

タクシー23,360円(18回乗車)

会派視察費58,104円(含む訪問施設への謝礼品 参加議員6名 1,000円/人)

平成22年11月8-10日

岐阜市：地域防災の取組、都市型水害対策

名古屋市：議会改革の取組

1) 車両の利用について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で41リットルであり、使用された車種は不明であるが、一回当たりの給油量が3リットル前後であり、例えば、軽車両とし、その燃費を、20km/lと仮定すると、年間走行距離数は、820kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間55回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、ガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致しているとして主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべであり、と解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、車両の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額 7,778円の返還を求める。

なお、計上された下記のガソリン代が、誤記載の可能性があり、確認を要請する。

給油額から推定される額の数倍の計上:5月10日 602円、8月30日 605円、11月27日 636円

二重計上:7月28日 204円を二回計上

2) 視察について

m議員は、平成21年度政調費監査請求において、議長調査に対して「議員の仕事は多種多様であり、それらをカバーするには多くの経験と知識が要求される。特に視察は、訪問先の方々から生の歴史や状況を直接聞く事ができ、新聞やTVなどの一方的な情報でなく、自分の頭で考え判

断し、そして理解を深めることが可能となる。この事は区民からの相談やさまざまな見解を求められた時、間違いのない説明をする上で大変重要なことと認識している。なお、視察の経費に関しては、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規定に基づき処理している。その際には議会事務局にも確認して頂き、問題ないと判断されたものだけを計上している。よって適正であると判断する」と記している。

請求人は、政務調査活動は、会派・議員の判断の基に行われ、視察についても、その選択の内容、その成否等は、会派・議員の自主性・自律性を尊重すべきものと解している。一方、公金を使った活動の対象プロジェクトについて、視察の内容に加え、それが継続するかあるいは中断したかに係らず、視察後、どの様に展開しているかの情報開示がなされるべきであり、即ち、会派・議員には、公金を使った活動については、結末を明確にする責任があると、解している。しかし、m議員は、平成22年度の会派視察行に参加しているが、その視察について、ホームページには、その内容の記載を見出せず、ホームページ（広報費の項で詳細を検証）に付属した形で開かれているブログに、平成22年11月13日に、「名古屋市視察 市民減税」と題して、感想が述べられているのみである。一方、P会派として、当該視察の報告書が作成され、視察先4件について、会派としての考察が述べられている。上述した平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、m議員が、視察の目的について「頭で考え判断し、そして理解を深めることが可能となる」と明言している様に、公費を使った視察について、議員本人の見解を、ホームページやブログで、区民に伝える責務がないのだろうか。請求人は、m議員に、当該視察の結果として、どの様に区政に反映すべきと判断したかについて、情報開示・説明を要請する。

3) 会派視察費の謝礼品について

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、その一つが、交際費（慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等）に関する経費である。

個人の生活慣習として、訪問先に土産品・謝礼品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、その様な一種のお礼の慣習と、政務調査活動との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。

従って、どの様な根拠で、この謝礼品代を政調費に計上することとしたのかの明確な説明を求める。請求人は、謝礼品代の政調費への計上は、議長訓令の禁止事項であると解し、謝礼品代6,000円の内、m議員への割振り分1,000円の返還を要求する。

B. 研修費

日韓併合に関わる研修、子ども手当に関する各自治体申請状況など（日本会議首都圏地方議員懇談会）：研修費 6,000円

E. 資料購入費として、合計42,488円が計上されている。

書籍：31,808円

今だから言える日本政治のタブー、犯罪は、世界の宗教と戦争講座、貧者を食らう国、国民の遺書一泣かずにほめて下さい、日本経済の活性化、一番じゃなきゃだめですか、それでもタバコ吸いますか、新型インフルエンザ上陸！、自殺のサインを読み取る、無縁多死社会、生活保護一排除しない社会、にっぽんの仕事型録、住宅地図（平成23年3月購入）

新聞 赤旗 8か月購入：6,400円、

その他：4,280円

雑誌 月刊W i l l 6月、なみすけ施策資料（8月）、なみすけ施策資料（9月）

1) 書籍購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入につい

ては、区役所4階に、議員用として備えられている図書の施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、m議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含めて、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

なお、m議員は、住宅地図を、平成21年度政調費に計上し、その監査請求における議長調査に対して「区民相談などで区民の家を訪問する時に必要である」と記している。平成22年度においても、平成23年3月25日(出納簿の日付)に、住宅地図を購入し、按分なしで、11,079円を計上している。請求人は、住宅地図の買い替えの必要性を否定する観点ではなく、市民感覚から、何故、年度毎の買い替えが必要になるのか、更に、住宅地図のどのような使い道から、按分割合を判断したのか等について明確な根拠の提示を求めたい。その内容に合理性・妥当性がない場合は、住宅地図購入費11,079円の返還を求める。m議員も既知のことであろうが、インターネット上で、杉並区の最新の地図を詳細に検索することが可能であることを付記しておく。

F. 広報費として、合計935,976円を計上

HPメンテナンス(按分比75%) 7,875円×11ヶ月+8,599円(2月)=95,224円

区政報告秋季号(按分なし)

印刷代	240,450円
郵送代(10月) 3,236通	195,152円
郵送代(12月)	193,928円
ポスティング(10/29 11/5) 31,500通	142,222円
合計	771,752円

街頭での区政報告用ハンドマイク&スピーカー(按分比75%) 69,000円

広報活動は、議員の種々の活動の中で、最も重要なものの一つであると捉えられており、その理由の一つとして、通常、4年の任期であるが、その度に、改選選挙が待ち構えており、議員の活動状況を絶えず区民・選挙民に訴えていくことが、必要があるためと考えられる。多くの会派・議員の政調費の使途も、広報費が主たる部分を占め、m議員の場合も、平成22年度の政調費に計上された使途に占める広報費の割合は49%となっている。広報活動には、選挙、後援会、政党・政治活動のための広報と政務調査活動のそれとが混在し、それらの間に、明確な一線を引くことは、極めて難しいと推測され、従って、請求人は、政務調査活動単独の広報活動は、実際的にはあり得ないと解する。一方、議長訓令は、区政に関する活動を政務調査活動と定義し、それを支

える政調費に、選挙、後援会、政党活動の経費を計上することを禁じている。

1) HPメンテナンスに、95,224円を計上

m議員のホームページ(平成24年3月29日時点)は、4つから構成されており、それらは、ブログ、プロフィール、政策、議会活動となっている。政策の項には、m議員の4つの政策が記載され、議会活動の項には、区議会定例議会、常任委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会におけるm議員の質問とそれに対する答弁が、アーカイブの形で収録されている。このm議員の議会活動は、区議会のホームページに収録されているものから、m議員の質問のやり取りの分を取り出して編集したと推測した。m議員のホームページそのものは、最初に、m議員の数行の挨拶が載せられているが、それに続く、内容は、ブログのそれと同じものになっており、ホームページの形を取りながら、実質はブログで運営されている。但し、当該監査請求の対象とする平成22年度政調費の時点におけるホームページが、実際、どの様に構成されていたかについては、ホームページ自体のアーカイブが添付されていないために不明である。

一方、m議員は、平成21年度政調費監査請求の議長調査で、「HPについては、議会活動のページだけがHPの役割ではない。ブログを使用し区議会の報告や区のイベントなどを紹介している。よって、3/4の支出は妥当である」と記している。この記述より、m議員は、ブログもホームページの一部であると捉えていると解され、従って、HPメンテナンスの経費の中には、ブログの経費も含まれると推定した。m議員の平成22年度のブログ発信の回数は、合計240回であるが、政調費条例等で政調費交付の対象となる区政に資する調査研究に、どのブログが該当すると、m議員が判断し、按分比を75%とした根拠の情報開示、説明を要請する。請求人は、その按分比の根拠に合理性、妥当性がない場合は、計上された経費 95,224円の返還を求める。

なお、請求人は、ホームページとブログの違いを議論しているのではなく、又、ホームページやブログ読む者・区民へのインパクトの大きさは、プラス・マイナスの両面共に、一般的には、掲載数ではなく、その内容、写真、表現方法等に、より多く依存すると解することが妥当であることを付記する。

2) 区政報告

m議員は、平成21年度政調費の監査請求における議長調査に対して、「(区政報告の)写真掲載についてだが、区民の視点に立てば、読みやすさ・見やすさを重視した構成にするのは当然のことである。昨今、日本経済新聞ですら、写真を多く掲載する時代である。新聞の構成方法と社会の流れを、よく考慮していただきたい」と記している。

平成22年度秋季号の区政レポートは、P1に、m議員の決算区議会における意見開陳の概要が議場での写真と共に掲載され、平成21年度の決算値と新区長の所信表明の説明が加えられている。P2では、「杉並区の安心できるご長寿社会の実現を！」と題するm議員の議会での質疑応答内容が、m議員と彼女の祖父との写真が添えられて、掲載され、更に、子ども手当の実施及びJR高円寺駅前整備についての質疑応答、尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件における意見提出書が議会で可決されたことと高円寺阿波踊りの開催が、m議員の着物姿の写真と共に報告されている。

広報費の項の始めに述べた様に、請求人は、広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、区政の活性化に結び付くべき政務調査活動の広報にも、結果として、会派・議員の種々の活動が混在すると捉えている。従って、m議員が、区政報告の経費を按分なして政調費に計上した根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額771,752円の返還を求める。

3) 街頭での区政報告用ハンドマイク&スピーカーの購入費として69,000円を計上

上述の様に、広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とする街頭での広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずるとすべきである。m議員は、街頭での広報活動に用いるハンドマイク等を、按分比75%で、公金である政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の明確な根拠の提示を要請する。

その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額69,000円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話（按分比50%）明細書添付なし：84,171円

固定電話（按分比50%）明細書添付なし：26,230円

インターネットプロバイダー（按分比50%）：25,982円

備品 ファイル整理棚（按分比75%）平成23年3月に購入、設置場所の明記なし：22,500円

文房具類、PC、プリンター関連品（按分比75%、一部按分なし）：93,149円

会派事務費分担分（按分比50%）：9,378円

1) 携帯電話について

m議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「仕事用携帯電話の他に、私用携帯電話を持っている。プライベートや政務の電話は、私用電話で受け持っている。なので、計上してある携帯電話は100%仕事でしか使用しない」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないと解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書の添付がなく、詳細は不明であるが、金券と同様の働きを持つポイントの付与がなされることが一般的であり、もし、ポイントが付与されている場合は、その付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解する。従って、m議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額84,171円の返還を求める。

2) 事務所用固定電話について

請求明細書の添付がなく、使用実態は不明である。自宅事務所の電話代と推定したが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の基本料金、使用料金について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額26,230円の返還を求める。

3) 備品購入について

m議員は、区議会議員選挙を控えた任期終了直前の平成23年3月に、ファイル整理棚を購入し、政調費に計上している。整理棚は、所得税法で定める耐用物品となるかどうかは不明であるが、一般常識からは、消耗品ではなく、長期に亘って使用され、使用可能な一種の備品と解すべきである。m議員は、按分比75%で、政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の根拠の情報の開示を要請する。その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上額22,500円の返還を求める。なお、平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員の任期を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい」と述べられていることを、念のために追記する。

4) 会派事務費分担について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。m議員に対する返還要請額は、9,378円である。

I. 人件費

補助職員 2 名を、年間を通じて雇用(月3 7日)50,000円/月×12ヶ月 = 600,000円
雇用契約書なし、勤務場所の明示なし

政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に、「事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。

m議員は、2名の補助職員を、年間を通じて、毎月3 7日間雇用しているが、雇用契約書が取り交わされていない。請求人は、勤労者保護の点から、特に、年間を通じて雇用する場合には、政調費に関する議長訓令に定めの有無と関係なく、雇用契約書取り交わされるべきと解している。又、勤務の場所がどこであるか等の勤務の実情を示す書面の添付がなく、勤務実態について、情報の開示を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上額 600,000円の返還を求める。

15. n議員(Q会派)

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> (戻入額809,539円、含む誤記更正額52,500円)
返還要求額	<u>830,160円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

E. 資料購入費 126,370円について。

- 1) 「地方行政キーワード」5/21に2,500円、11/19 に2,500円、
「早分かり公会計の手引き」(第一法規) 7/29 に3,760円、12/15に3,180円
- 2) 新聞購読料、4/8 公明年間 22,020円、7/30 日本教育8~3月 21,000円、赤旗 800×12=9,600円、朝日 3925×10=39,250円、7/1 聖教新聞7~6月分、1,880円×12=22,560円、合計 114,430円について。

一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費 114,430円の返還を求める。

F. 広報費 712,433円

- 1) HPデザイン保守料として 1/2の按分で毎月8,662円×12ヶ月 = 103,944円支出している。収支報告書にも領収書綴りにもHPの内容を検証する証拠物を提出しないまま、HPの経費のみを記載して支出として認めるのはいかなるものか。HPの機能を活用して政務調査活動を進めていることと思われるが、HPの内容、その使用・更新頻度を検証して政調費の支出として妥当かどうか厳密に検証する必要がある。この検証作業は一体誰がやっているのか。少なくとも議員自身が検証するためにHPを印刷して提出すべきである。今まで四居誠監査委員はHPに実際接し、監査したのか、以下の記述内容からして疑問を持つ。

22年度であるが、n議員のHPを24年3月3日に検証した。HPは・トップページ・プロフィール・活動報告・議会報告・フォトギャラリーの5部門になっている。トップページは22年度に限れば6/28,12/22に議会報告を更新したお知らせ。国政最新ニュースが掲載されているが24年3月3日は自民党谷垣総裁の東北視察予定を掲載。国政最新ニュースとあるが自民党の動向が多い。ま

さにこれは政党活動と判断される。(最新ニュースを22年度に遡って検証するのはとても困難である)

プロフィールには n 議員の所属委員会が掲載してある。最終に書いてあるのは監査委員である。n 議員が監査委員についていたのは20年度である。21年度の5月には交替しているので、この部分は、21年5月以降は更新していないことになると同時に、区民は現在、n 議員が監査委員と誤解し、HP が事実と異なることを報道していることになる。

活動報告に8枚の写真を掲載し、7枚目の写真は交流という題で前杉並区長山田宏氏とのツーショットである。山田氏と交流が続いているのはいいだろうがあまりにも資料が古すぎないか。

議会報告は22年度分は6/9,6/17,9/16,10/1のみである。毎月HP 料金を計上しているのにこれ以後の議会の報告はない。

フォトギャラリーは一番最新の写真で21年1月12日で22年度分は掲載なし。

税金を納める区民の眼から見れば、このようなHP に税金を投入することは認められない。1/2 に按分しているからいいというものではない。内容で吟味するのである。よって103,944円の返還を求める。

- 2) 8/9 区政報告ポスター、按分80% 140,000 円(平成23年11月18日に、按分比を50%に、誤記更正し87,500円の計上に変更されている)、7/25按分50%訂正シール34,125円について

A 3 の2 倍の大きさの用紙に、実物大よりも大きい区議の顔、約10cm 大の文字で書かれた議員の名前、「R 会派 始動。区政報告会 平成22年10月16日午後1時~JR 阿佐ヶ谷駅南口」と書かれた赤いとても目立つポスターである。大きな顔写真と区政報告会のお知らせだけのポスターであるにも関わらず、政調費決算時に、n 議員(広報費80%,140,000円) o 議員(資料作成費80%,140,000円)、p 議員(広報費80%,140,000円)、q 議員(資料購入費80%,140,000円)、r 議員(広報費80%,140,000円)、s 議員(広報費50%,87,500円)、t 議員(資料作成費50%,87,500円) と議員によって支出科目も、按分比も異なったまま、会派全員でポスターの経費として、合計875,000円が計上されていた。平成23年11月に、n、o、p、q、r の各議員が、按分比を、50% とし、各議員の経費を87,500円に、誤記更正手続きを行っている。但し、計上科目の変更はなく、各議員間で異なったままである。

このポスターは政調費の交付を規定した条例、施行規則等の理念に沿い、政調費活動の一環をなしていると判断して支出したのか説明を求める。会派7人の議員の実物大より大きい顔写真が真っ赤なポスターで区内に3,500枚も掲示された時、「区民の多くが異様だ」「選挙が近いからだ」と感想を持ったことをご存知か。このポスターが会派7人でポスター代だけでも875,000円税金から支出されたことがわかっていれば、区民から抗議の声が上がっただろうと想像される。7人の議員からこのポスターに基づいて区政報告をやったという写真、録音、区民の反応、HP 記載など客観的証拠書類は何ら提出されていない。s 議員が今年度(22年度)の主な成果事例のなかで、わずか約80文字で感想を書いているのみで、写真すら貼付されていない。会派7人でこの感想のみで報告会をやったというならば、s 議員の1文字は約1万円に相当する。7人の会派議員は全員、議長、監査委員経験者ではないか。もっと誠意ある対応を求める。さらにn 議員は、会場をビル3Fに変更し、訂正用シールの34,125円を支出している。n 議員は自身のHP にも区政報告にもこのポスターに掲示された報告会の記載はない。合理性・妥当性ある当該経費の計上根拠となる証拠書類の提出がされなければ、87,500円と34,125円の返還を求める。

- 3) 10/4 の区政報告郵送代は区政報告の現物が無く、郵送内容が不明である。説明がなければ4,000 円の返還を求める。(22年度の区政報告「絆」の発行は3月)

- 4) 区政報告「絆」について

3/7 印刷代を1/2 の按分で38,050枚印刷して232,575円支出。内容は表面、絆通信の題字、議員の写真、プロフィール、野菜スープのレシピで上半分、下半分は「日本の政界で将来大物かと目される小泉進次郎氏と」の説明で小泉進次郎氏とツーショットの写真を始め19枚の写真が紙面の

約9割を占める。裏面はn議員の質問・要望・ダイジェストと称して、平成15年から22年までの議会での質問回数と内容が紙面約1/3、後の2/3は議員の写真が10枚掲載されている。約30枚もの議員の顔写真が掲載された区政報告は他の議員にはない。按分1/2だからといって自己PR中心の区政報告は認められるものではない。よって、按分比の見直しを求める。その按分比に妥当性がない場合には、232,575円の返還を求める。

- 5) 2/11 区政報告作成代、1/2の按分71,347円、封筒印刷22,942円 3/1, 郵送代 8,000円
総合計102,289円について

上記の「絆」通信の按分比に基づいて、見直しを求める。その按分比に妥当性がない場合は、経費102,289円の返還を求める。

G. 事務費

- 1) インターネット接続料 1/2の按分で月2,520円×9ヶ月(4、5、6、7、8、10、11、1、2、) = 22,680円、12月分は5,092円と高いのはなぜか、説明を求める。説明がない場合は5,092円の返還を求める。
- 2) 携帯料金は1/2の按分で合計83,895円
- 3) ファックス料金 1/2の按分で11か月分合計13,711円
- 4) 用紙代、11/19 B4用紙5,000枚、A4用紙5,000枚は按分がなく、用途の説明がない。按分と用途の説明を求める。説明がない場合は11,255円の返還を求める。
- 5) 会派事務費(電話料通信費、事務用品等) 2,506円、「R会派」会派事務費電話料通信代2,262円、事務用品代4,774円、事業仕分け講師代3,750円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。n議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

I. 人件費

- 1) 1月分、1/19, 区民相談(不動産の件) 950円×5 = 4,750円、1/29 区民相談(本人同行) 4,750円について

これは区民の個人的相談ではないか。政調費から支出する説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は人件費計9,500円の返還を求める。

- 2) ポスティング代 57,000円について

F4) に書いたように、区政報告「絆」の経費は按分比の見直しを求めた。按分比の見直しがない場合には、ポスティング代に要した費用 2月25時間分、3月35時間分、合計950円×60 = 57,000円の返還を求める。

- 3) 3/31, 自民会派補助員分担金22,691円、R会派補助員分担金36,217円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。n議員に対する返還要請額は、計上額 58,908円である。

16. o 議員(Q会派 R会派)

政調費交付額	<u>1,920,000円</u> (戻入額362,347円、含む誤記更正額68,180円)
要返還額	<u>1,278,068円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

- A. 調査研究費として、合計240,300円を計上(計上されている資料代1,512円を除く)
タクシー代 212,390円

会派視察費	27,910円
視察先	神奈川県開成町
期日	平成22年8月16日
目的	通年議会
計上経費	交通費 3,280円
視察先	京都府議会、奈良市役所
期日	平成22年8月30日～31日
目的	事業仕分け
計上経費	宿泊・交通費 24,630円

1) タクシー代について

○議員は、平成21年度政調費監査請求において、議長調査に対して「離婚相談の場合では、調停で家裁に行く他に、福祉事務所への生活保護、医療保護の申請、子どもの保育園入所問題等、離婚以外に多くの問題を伴います。こうした親子三人での移動にはタクシーが欠かせません。また、21年度の抗弁書にもある通り、糖尿病による症状の一つに右足のしびれがありタクシーは必要です」と記している。

区議会議長・事務局が、会派・議員配布する「政調費の支出に関する事務処理について」の冊子に、留意事項として「公共交通機関の利用が原則」と書いてあるにもかかわらずタクシーの利用が多い。しかもすでにこのようなことを指摘されている前年度より26,460円も多いということは議員としての資質を疑う。絶対認めがたいことである。使途内容で著しく疑問におもわれることを以下に列記するが、要返還額は59,540円である。

タクシー利用回数96回のうち25回は出張先が区役所で、計上額は45,180円である。区役所で開催される議会や委員会出席のための交通費用弁償は、現在は、平成18年の条例改正により認められていない。従って、議員の責務である議会や委員会への出席のために、区役所に足を運んだ場合は、その交通費の支給はされないと解すべきである。しかし、議会、委員会開催日に、区役所で、政務調査活動を行った場合は、公金である政調費から、区役所への交通費が"支給"されると、解すべきなのだろうか。当然のことながら、この問いは、議会・委員会出席と政務調査活動の軽重を論じているのではないし、○議員の政務調査活動に疑問を呈しているのでもない。請求人は、一般常識上からも、議会・委員会開催日に、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政調費への計上を認めるべきでないかと解する。従って、25回の区役所の往復と議会・委員会出席との関係について、明確な説明を求めるが、議会・委員会の開催日が重なっている場合は、当該日の区役所へのタクシー代の返還を求める。

5月4月8日 出張先図書館 内容調査(1,070円) 6月30日出張先図書館 内容政務調査(1,520円)とかかかっているが、どんな調査の仕事をしたのか全く不明である。税金を使っている以上もっと具体的に仕事の内容を記すべきである。計2,590円要返還。

5月25日 園は議員自身の保育園なので、タクシー使用はおかしい。1,340円返還を求める。 5月4日出張先が南三鷹 内容が〔○-1〕氏の相談とあるが、個人の相談と思われても仕方がない。2,690円、3,860円合計6,550円の返還を求める。

7月6、7日 高井戸東小は議員宅から近いのでタクシーを使うのか? 2,140円の返還を求める。

6月19日出張先〔○-2〕内容 職員採用について 政務調査の仕事で「職員採用について」はおかしいのではないかと『事務局を通じて本人に問い合わせ要求した。本人が訂正するという返事だったが(12月9日議会事務局〔○-4〕さん談)、未だに訂正なし)しかも場所が新宿 歌舞伎町 なんの調査か?』2,870円+1,160円の合計4,030円の返還を求める。

4月14日、7月20日、26日、10月5日、25日、12月3日、22日1月25日、3月22日、出張先 登記所 内容 膳本調査は政調費としてはなじまない。それぞれ1,070円6,190円(1,520円+4,670円)2,600、

3,040円(1,430+1,610)円 2,320円(800+1,520円) 3,310円(1,250+1,790) 1,340円、2,590円(1,250+1,340円) 合計22,460円の返還を求め。

交通費記録簿によると、4月21日 出張先 中野区 出張内容 保育入所 3,750円とある。出張先の中野区も問題だが、添付されている領収書は2,600円になっている。訂正を求め。

8月3日 出張先 勤福会館 内容 団体との懇談となっているが、なんの調査かがわからないので返還を要する。1,160円、1,430円合計2,590円の返還を求め。

8月27日 出張先 税務署 内容 固定資産税とあるが内容が政調費に値しない。1,790円の返還を求め。

8月28日 出張先 自衛隊 内容 隊員募集 とあるが、杉並区の政調費で隊員募集はおかしいのではないか。1,340円、3,950円合計5,290円の返還を求め。

9月6日 出張先 四谷弁護士事務所 内容 建築問題とあるが、四谷の弁護士事務所に行く必要性があるのか？ 4,220円要返還。

1月17日 出張先 Jホーム 内容 建築相談とあるがJホームは個人的な建築会社と思われるので、政調費を使えるのか？ 1,070円の返還を求め。

2月4日出張先 第三建設 内容 都市計画とあるが、これも個人的会社か？ しかも場所が中野。4,670円の返還を求め。

2月3日出張先 東京電力 内容 電柱移設とあるが、政調費の必要なし。800円の返還を求め。

D. 資料作成費

資料作成費として計上されているが、請求人は、広報用の資料と解した。

5月28日 区政報告作成費(按分なし) 191,000円

8月18日 区政報告作成費(按分50%) 87,500円(平成22年11月18日に誤記更正)

- 1) 平成22年5月発行の「未来の扉」は所属会派の7人で発行している。当o議員をはじめとしてr、p、s、t、q議員らは按分していないで全額計上しているが、唯一n議員だけは按分している。同じ会派で当然同じ目的で発行したのだと思われるがこのような違いがあるのはおかしいと思われる。実物を見てみるとスペースの半分を使い、減税基金条例のアンケート結果とそれをベースにした条例の一部修正と4項目の付帯決議等をつけて成立したことを報告している。残りの半分に、「平成22年度から杉並区の暮らしをさらに充実させます」と題で、種々の予算措置の具体例を挙げ、中央のスペースに描かれた杉並区の地図に、主な予算対象場所の写真と7名の会派議員の顔写真をその拠点と思われる場所に配置した構成になっている。

請求人は、前者のアンケートに係る報告は、政調活動と推認するが、後者の内容は、会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが混在していると解し、o議員の自律性に基づいた按分を要求する。その根拠に合理性・妥当性がない場合は、経費全額191,000円の返還を求め。

- 2) 10/16(土)区政報告会ポスター作成費を、平成22年8月3日に支払い、按分80%で、140,000円を政調費に計上していたが、同年11月18日に、按分50%に、誤記更正し87,500円の計上に変更されている。

当該ポスターは、A3の2倍のサイズのカラー印刷版で、その紙面の70%弱に、o議員の上半身の写真と大文字でo議員の名前が印刷され、下部に「R会派始動。区政報告会 時:平成22年10月16日(土)午後1時~ 所:JR阿佐ヶ谷駅南口 掲示責任者 [t-1] 東京都杉並区高円寺南 - - 印刷所 坂井製印株式会社東京都杉並区阿佐谷南1-16-9」との印刷がある。

これと同じ構成のポスターの作成費が、n議員、p議員、q議員、r議員、s議員、t議員から、政調費に計上されている。s、t両議員は、決算時に、按分50%で計上していたが、他の議員は、o議員と同じ様に、平成22年11月18日に、収支報告書の誤記更正が行われ、按分が、80%から50%に変更されている。

平成6、16、18年度と3度、議会議長を務め、その他の議会の要職を経験し、議会の指導的役割

にあった○議員に、問いたい、「このポスターが、政調費の交付を規定した条例、施行規則等の理念に沿い、政務調査活動の一環をなしている」と、判断しているのかと。平成22年10月16日の区政報告会がどのようなものであったかについて、請求人が調査した限りにおいて、どこにも見出し得なかった。7名の議員で、政策を請け負ったKEI工房（ポスターによると、印刷は、坂井製印株式会社であるが）に、合計875,000円を支払っており、血税を支払っている区民感覚から言えば、極めて重要な活動であると推測するが、どこに、どの資料に、その区政報告会の内容が記載・報告されているか、情報の開示を要請する。従って、請求人は、○議員より、合理性・妥当性のある当該経費の計上根拠が明示されなければ、経費全額 87,500円の返還を求める。

E. 資料購入費

朝日新聞 47,100円、毎日新聞 39,710円、赤旗 44,400円、杉並新聞 3,600円

○議員は、平成21年度政調費監査請求において、議長調査に対して「毎日新聞と朝日新聞とでは、それぞれ記事が異なっており、質問の際の資料として新聞は欠かせません」と記している。なお、○議員が、4年間の任期中に、本会議で質問を行ったのは、請求人の調査では、2回である。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、議員の多くにとって、議員の立場を獲得したと否にかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。

しかも○議員は毎日、朝日、赤旗、杉並新聞を購読し、この4紙を政務調査費に計上している。これだけの新聞購読が政務調査活動として必要である合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、通常、一般紙とされる朝日新聞あるいは毎日新聞のどちらかの購読料の返還を求める。それに、朝日新聞が該当するとした場合は、要返還額は、47,100円である。

G. 事務費

固定電話料(按分なし) 12,128円

事務用品(按分なし)：ボールペン3,460円、ホッチキス・用紙2,634円、スタンプ1,130円

手帳(按分なし) 1,197円

切手(按分なし) 5,000円

会派事務費(按分比50%)13,292円(Q会派 2,506円、R会派10,786円)

1) 固定電話について

請求人は、○議員が賃借した事務所の固定電話の経費を、政調費に計上したと解したが、それが、按分なしで計上されている。多年にわたり議員の活動を行うと共に、議長を含め議会の運営に携わった経験を持つ○議員も、十分理解している様に、議員の活動は、政党・後援会活動を含め多岐にわたる政治活動であり、政務調査活動は、その一部にすぎない。従って、請求人は、○議員に、固定電話の経費を按分なしとした明確な根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額12,128円の返還を求める。

2) 手帳の購入について

手帳を按分なしで計上しているが、○議員の政務調査活動専用の手帳なのだろうか。それらは、種々の活動に用いられると考えるのが一般的であり、按分なしとした根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、その計上額1,197円の返還を求める。

3) 事務用品の購入について

4月14日 ボールペン 1,575円 419円 8月8日 ボールペン 1,466円
ボールペンだけで3,460円もつかうのは多すぎるのではないかと。按分もされていない。ホッチキス、用紙 2,634円 3月28日 スタンプ 1,130円などの文房具は政調費ではない。按分もされていない。合計7,224円が要返還である。

4) 切手購入について

5月20日郵便切手4,000円(80円50枚) 12月27日郵便切手1,000円(50円20枚)は使途不明。計5,000円の返還を求める。

5) 会派事務費について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。○議員に対する返還要請額は、計上額 9,542円である。

H. 事務所費として、252,000円が計上されている。

高井戸東 - - の住所にある建屋を、事務所として賃借しており、21,000×12ヶ月計252,000円を支出計上している。一方、事務所補助職員の勤務地が、当該事務所に加え、区議自身の経営する 園(高井戸 - - 、議会事務局発行の「ぎかいのしおり」の議員紹介欄の住所と同一である)と二つが記載されているが、事務所としての使用実態の情報開示がなく明確でない。事務所については賃貸契約書を提出するだけでなく、使用実態を明確に説明する書類を提出すべきである。使用実態が不明なので252,000円の返還を求める。

I. 人件費

補助職員賃金 546,929円(平成23年12月22日に誤記更正)
会派人件費 Q会派人件費 22,691円、R会派人件費 36,217円

1) [○-3]氏に支払われた546,929円について、上述のように、勤務地が、賃借している事務所と○区議の経営する 園と両方になっている。又、事務所に勤務する当該補助職員が議員自身の経営する 園にも勤務している。毎月の就労時間明細と共に、勤務報告書が、資料として添付されているが、当該職員が、二か所の事務所で、どの様に、勤務しているかが不明であり、特に、 園での勤務において、政務調査活動の補助職務ともう一つの職務、即ち、 園の職員としての職務との間に、どの様に一線を設けて勤務しているか等の勤務の実態について、情報の開示がなく不明である。請求人は、政務調査費は税金支出であり、議員個人の私的な活動との公私混同を明確な形で避ける手立てがなされるべきであると解し、○議員に、勤務実態の情報開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額 546,929円の返還を求める。

2) 会派分担金として計上されている人件費について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。○議員に対する返還要請額は、計上額58,908円である。

17. p議員(Q会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入額なし)
要返還額 1,920,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

p区議は19年4月初当選。23年6月区議選出の監査委員に選出された。19年度の政調費の使途の内訳は、視察などの調査研究費に66,172円、研修費に2,960円、HP代の広報費225,317円、封筒などの事務費29,143円、人件費に26,153円で、合計349,745円の支出であり、1,410,255円を返還した。

ところが、20年度以降、カラープリンター・パソコンなどの経費に政調費の約4分の1を支出し、その使い道を証明するプリント類は1枚として提出していない。そのため使途、按分比の根拠が不明であるにも関わらず、20年、21年共に当時の四居誠監査委員は適切な支出と認めてきた。

カラープリンター・パソコンなどの経費の按分比は、20年度は90%、21年度は75%、22年度は90%とp議員は収支報告書に書くだけで、使用実態の説明もなく、証拠書類の提出もないまま、変化している。当時の四居誠監査委員が「議員が自律的に定めた按分を尊重」し、20、21年度と認めてきたので、22年度は按分比設定根拠の説明のないまま、引き上げた。以下、詳細を書く。

20年度は以下の経費はすべて90%の按分である。カラープリンターを184,747円で購入し、さらに保守料として137,680円支出した。PCのリース料などを含め、PC・複写機類に444,710円を支出し、政調費の約1/4を使った。このカラープリンターによる印刷物は1枚も提出していない。（自身の区政報告は印刷業者に発注し、費用を政調費から支出しているためカラープリンターを区政報告のために使用したことを証明する根拠はない。21、22年度も同様である）

21年度は以下の経費はすべて75%の按分である。PC・カラープリンター類の支出は394,943円である。前年同様印刷物は1枚も提出がなく、使途・按分比を説明する根拠は不明のままである。甲の住民監査請求に対し、p議員は「監査委員の指示に従います」と抗弁している。

21年度の監査請求の監査結果書（以下監査結果書）P5 按分比について四居監査委員は「最近の判例では、按分割合の設定にあたり、個人的使用が可能なものは、個人的使用を2分の1、政務調査以外の議員活動分を4分の1、政務調査分を4分の1として按分割合を認定するものが増える傾向にあることなど、流動的な要素も多い。したがって、こうした動向なども参考に、設定根拠等の明示なども含めて、不断に見直しを進めることを期待したい」と明記したにもかかわらず、監査結果書のP39では「議員が自律的に定めた按分を尊重し」適切な支出と認めた。さらに「なお、按分割合の根拠について、より明確に説明されることが望ましい」と書いている。四居誠監査委員がしょっちゅう矛盾した判断を下しているため、議員には監査委員の意見は届かず、設定根拠を明示しないまま、p議員は、22年度は90%に引き上げた。

22年度は以下の経費はすべて90%の按分に引き上げ、PC・カラープリンター類の支出は、467,427円に増加した。

23年4月の区議選でp議員は見事当選した。さらにその力量が買われ、何期もやっている区議を差し置いて6月から監査委員に抜擢された。

区のHPには、監査委員の仕事は「区の事務事業が法令に従って正しく執行されているか、区民の福祉増進のため最小の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたってチェックすることが監査委員の仕事です」と書いてある。p議員には議員の報酬約1,060万円、政務調査費年額192万円（月額16万円）、監査委員の報酬年額180万円（月額15万円）が税金から支払われている。

p議員はPC・複写機類の支出については3年間、HP経費については4年間、何ら按分比の説明もなく、証拠書類の提出もないまま、自身の要求だけを押し通してきた。明確な説明根拠を提示しないp議員を区議会では賛成多数で監査委員に選出した。自身の按分比の根拠を説明しないp議員に「区民の福祉増進のため最小の経費で最大の効果を挙げているかなど、行財政全般にわたってチェックする」監査委員の仕事を任せるのは区民として大きな不安を持つ。p議員が監査委員になった今、自身の按分比をどのように説明するのか。設定根拠の提示を今年度こそ、厳しく求める。

A. 調査研究費

1) ガソリン代50%按分計39,739円について

ガソリン代については領収書の提出だけで、使用実態の説明がないので認められない。すべて按分1/2で支出されているがその根拠の説明は一切ない。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。監査結果書P9で「政務調査費の支出について具体的な説明がされることを望みたい」と監査委員の判断が記されているにも関わらず、22年度もp議員は説明もなく1/2の按分で請求していることは認められない。よって自動車の利用についての説明がない場合はガソリン代合計39,739円の返還を求める。

監査結果書P9で「政調費の支出について透明性の向上が強く求められている中、按分割合の設定根拠について具体的な説明がされることを望みたい」とあるように、前年よりもよくすることが議員としての義務である。

2) 11/16 区政報告案内 はがき印刷代 112,720円について

他のはがき代は広報費になっているが、112,720円は調査研究費になっているのはなぜか。説明を求める

領収書には圧着葉書 800枚、ハガキ印刷 220枚とある。

圧着葉書の内容は山田前区長から田中新区長への変化が書いてあり、「トップダウンからゼロベースそしてボトムアップへ田中区政のギアチェンジが本格的に進んでおります。変わり行く区政のなかで・・・」と書いているが、山田区政にも田中区政にも賛成しているp議員の政治スタンスはどこにあるのか。そして、この圧着葉書の目的は10月23日の久我山稲荷神社での自身の区政報告会のお知らせであり、最後の行は「何卒、ご参集賜りますようお願い申し上げます」と書いたはがきで、自身の久我山稲荷神社での区政報告会のお知らせが目的のはがきである。

「10月23日の久我山稲荷神社での区政報告会のお知らせ」はすでに9/14にも24,850円を使って連絡済みであり、HPの10月8日の「 さんの一言」でも23日の区政報告会のお知らせを書いている。しつこいほど自身の区政報告会については念押しをしている。

220枚のハガキ印刷のほうは

「さて先日来、皆様方のお住まいの一角をお借りして私が所属いたします、新会派「R会派」のポスターを掲示させていただきました。お蔭様で、地域の要所で目立つ、絶好の位置に掲示をさせて頂き、地域に住まわれる多くの方々にポスターを見て頂けたと嬉しく思っております。」と書いている。このポスターは8/5に計上した会派、区政報告会ポスターのことである。この文面からしてポスターの目的は会派として目立ち、絶好の位置に掲示することであった。これは政調費で禁止している政党活動に関する経費に該当するので認められない。以上の理由ではがき印刷代112,720円の返還を求める。

3) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上について

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費（慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等）に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請求人は議長訓令の禁止事項と解しているため、全額3,360円のうち、p議員への割振り分305円の返還を求める。

E. 資料購入費 116,135円

1) 公明新聞 5月から11か月分、20,185円、読売3,925円×11ヶ月=43,175円

毎日 3,925円×11ヶ月=43,175円・赤旗日曜版 800円×12ヶ月=9,600円の購読料の合計 116,135円について

p議員の購読している新聞は、区民の多くが読んでいる新聞で、4紙を政調費（税金）で購読

する新聞ではない。調査に必要な資料という名目で購入したと思われるが、4紙の購読料を政調費で払っている議員はいない。4年間の任期中に本会議で質問したのはたった2回のみであり、どこで生かされたか、不明である。一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費 116,135円の返還を求める。

F. 広報費

1) 4/8郵送料 100,360円について

第1回定例議会の報告とp議員の予算特別委員会での質問事項を書いてあるだけで、何ら区政について調査した内容が見られない。区政報告には「国民は確り足元を見て生きているのに、政治家は足元を見て何もない浮き草になってしまう可能性がある」と書いてあるが、p議員自身はいかがであろうか。この内容で按分がなく、全経費を計上するのはなぜか、説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は郵送料 100,360円の返還を求める。

2) 5/6 郵送代 18,785円について

何を郵送したのか不明なため、支出根拠が明確ではないので郵送代18,785円の返還を求める。

3) 5/25 区政報告500枚印刷代、版下作成費 29,550円（按分なし）

「日々挑戦」p議員の区政報告であるが、持論と現状を伝えているだけである。そのなかで「住み慣れた地域の行政に納得した納税が必要です。納税の恩恵をしっかりと実現できる地域社会こそが生き甲斐を増大させると思います」と書いてあり、請求人も同感である。しかし、この文には同感であるが、p議員の政調費の支出はこの文と対比していかがなものか。区民の立場から見ると、確り納税しているのに、議員のなかにはいい加減な政調費の使い方をする議員がいる。区民のなかの一体誰が納税の恩恵を受けているのか、疑問を持つ。按分もなく全経費を政調費として認められない。按分をし、その根拠の説明を求める。合理的な妥当性のある説明がない場合は 29,550円の返還を求める。

4) 5/28 Q会派 区政報告新聞折込一式191,000円について

22年5月発行の「未来の扉」は所属会派の7人で発行している。n議員以外のo・r・p・s・t・q議員は按分せず、全額計上している。同じ会派で同じ目的で発行したと思うがこの違いは何か。請求人の意見としてはスペースの半分は減税基金条例のアンケート結果で政調活動として推認できるが、裏面は会派7人の活動拠点と思われる地域に顔写真を掲載し、『皆様のご支持を頂いて杉並区議会議員を拝命したその瞬間から、私たちは区民の皆様方に代わって、訴える「口」であり、みはる「目」、聞き逃さぬ「耳」、正す「手」、走り回る「足」です』とあり、会派の地盤強化を狙った紙面と解される。読んでいて、区民の「口」「目」「耳」「手」「足」となると訴えている様は会派PRの区政報告である。会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが混在しているのでp議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額 191,000円の返還を求める。

5) 7/17印刷代 144,870円について

《区政報告 日々挑戦》のはがき。内容は選挙結果の報告。「参議院選では……。区長選においては、日毎に輝きを増していた千葉候補の奮闘及ばず、残念な結果となりました。…。区議会補選においては、28歳u候補が……。早いもので、わたしも来年の4月には任期改選を迎えます。…。何卒、宜しくお願い申し上げます。」といったはがきで、政務調査費で禁止されている選挙活動に関する経費に該当するので、144,870円の返還を求める。

6) 7/17 スタンプ代（按分なし）7,581円

スタンプには「杉並区議会議員 p、日本再生は石原候補なくして在り得ません。何卒、皆さ

まの一票をお寄せ下さい。」とだけ書いてあって、選挙用のスタンプである。

p議員は政調費をどう考えているのか。ここまで露骨に選挙のために支出をする議員ははずかしいかない。選挙活動と混同している。即刻スタンプ代(按分なし)7,581円の返還を求める。スタンプの購入費は事務費と広報費で分けて計上されているが、このスタンプは石原候補のことを広めるために広報費に計上したのか、説明を求める。

7) 9/30 はがき代 497通、24,850円について

5月22日の区政報告会出席のお礼のはがきである。お礼以外に書いてあることは「今後も、皆様のご声援を区議会活動の糧として、『日々挑戦』の思いを胸に刻み、地域の安心をしっかりと築き、穏やかな区民生活を目指してまいります」と書いている。「穏やかな区民生活を目指してまいります」の主語は誰なのか、疑問である。このはがきの内容では政調費の使途基準には合致しないので、はがき代497通、24,850円の返還を求める。

8) 12/27, 区政報告送料1,662通、113,385円について

区政報告は持論を述べただけで、何ら調査の後は見受けられない。文中には「皆様から頂いた、杉並区議会議員の議席は、早くも4年目を迎えております。・・引き続き、pに地域皆様のご理解とご指示を賜りますようお願い申し上げます。日々、寒さも増しております。ご自愛くださいますようお願い申し上げます。」と書かれ、これは政調費で禁止されている選挙活動に該当するので113,385円の返還を求める。文中に書かれたご自愛はp議員にお願い申し上げられるものだろうか、疑問である。

9) 1/11, 区政報告、・封筒・リーフレット印刷代119,518円について

区政報告は上記の8)と同じである。リーフレットにいたっては、表は自由民主党と書き、p議員が衆議院議員石原伸晃と満面の笑顔で握手している写真、裏面は自身の写真と名前である。これは政調費で禁止されている選挙活動に該当するので119,518円の返還を求める。

10) 3/24, 区政報告・はがき印刷代 122,825円

はがきの内容は「来る、四月には統一地方選挙が行われます。再び勝利を目指し邁進して参る所在です。此の度は、下記の日時に区政報告会を行います。・・何卒ご参集賜りますようお願い申し上げます」と書いてある。これは政調費で禁止されている選挙活動に該当するので、122,825円の返還を求める。

11) 8/5, 会派、区政報告会ポスター作成10分の8の按分、140,000円(平成23年11月18日に、按分比を50%に、誤記更正し87,500円の計上に変更されている)について

A3の2倍の大きさの用紙に、実物大よりも大きい議員の顔、約10cm大の文字で書かれた議員の名前、「R会派 始動。区政報告会 平成22年10月16日午後1時~JR阿佐ヶ谷駅南口」と書かれた赤いとても目立つポスターである。

区選管によれば、平成23年4月に選挙があるので、任期満了の6ヶ月前、つまり22年10月31日以後、ポスターを掲示することが禁止されている。同様のポスターを、o議員(54,64,66代議長)、q議員(61,70代議長) r議員(61,67代議長)、s議員(65,69代議長)、t議員(71代議長)、n議員(2008年度議員選出監査委員)、p議員(2011年度議員選出監査委員)が作成し、すべて掲示責任者は現議長t区議の配偶者〔t-1〕氏である。

区選管によれば、区議選の時、区公営ポスター掲示場は523ヶ所、ポスターの大きさは、42cm×30cmである。今回の政務調査費を使って区内に貼り出されたポスターは、大きさは選挙時の2倍、7議員で枚数は7倍の3,500枚である。赤く目立つポスターが区内あちこちに貼られていた。区民の多くは選挙が近いからと意識しただろうが、政調費つまり税金でこのポスターが貼られているとは思いつかなかった。

大きな顔写真と区政報告会のお知らせだけのポスターであるにも関わらず、n議員(広報費80%,140,000円) o議員(資料作成費80%,140,000円)、p議員(広報費80%,140,000円)、q議員(資料購入費80%,140,000円)、r議員(広報費80%,140,000円)、s議員(広報費50%,87,500

円)、t 議員(資料作成費50%,87,500円)と、議員によって支出科目も、按分比も異なったまま、会派全員でポスターの経費として、合計875,000円が計上されていた。平成23年11月に、n、o、p、q、rの各議員が、按分比を、50%とし、各議員の経費を87,500円に、誤記更正手続きを行っている。但し、計上科目の変更はなく、各議員間で異なったままである。

Aの2)で書いたように、p議員はポスターの掲示について次のようにはがきに書いて協力者に礼状を出している。『さて先日来、皆様方のお住まいの一角をお借りして私が所属いたします、新会派「R会派」のポスターを掲示させていただきました。お蔭様で地域の要所で目立つ、絶好の位置に掲示をさせて頂き、地域に住まわれる多くの方々にポスターを見て頂けたと嬉しく思っております。』

これは、政調費で禁止している政党活動に関する経費に該当するので認められない。10月16日阿佐ヶ谷駅前での写真、録音、区民の反応など区政報告を実施した証拠書類の提出を求める。7人の議員は区政報告の発行やHPを利用しているが、区政報告やHPに区政報告会の記載はない。ポスター作成費用の領収書では区政報告会の実施証拠にはならない。以上の理由からポスター代87,500円の返還を求める。

p議員は自身のHPで「さんの一言」で日常の雑感をよく書いている。区政報告会のあった10月16日については以下のように記載している。議員自身の結婚記念日とまで書きながら、14万円の政調費を支出して阿佐ヶ谷駅前ですべての区政報告会については、一文字として書いてない。p議員は久我山駅前での区政報告は号外版で細かく書いているのに、何故7人の議員が多額の政調費(税金)を使って真っ赤なポスターを杉並区内に張り巡らして宣伝した区政報告会のことをHPに書かなかったのか、説明を求める。

< p議員のHPより >

2010年10月17日 福祉会館まつり、すぎなみ舞祭

昨日、16日・土曜日、高井戸東4丁目にある、社会福祉協議会・福祉会館まつりの開会式に出席いたしました。

毎年お伺いしておりますが、今年は、保健福祉委員会の委員長の立場で開会式に臨み、少し緊張を致しました。

区長と区議会議長のご挨拶に、精神障害者の方達への手当てについて、支給検討に向けた言葉がありました。

私も、委員会に以前より請願されている手当ての事を、確り所管と情報交換を行い、委員会で議論を進めて参りたいと強く思っております。

開会式の後、障害者の皆さんが作られた作品を見させて頂きました。

バザーの会場もあり、手づくりのビーズで作られたポケットティッシュ入れを購入しました。

素晴らしい出来栄で、帰宅して妻に手渡したら本当に驚いておりました。

因みに16日は、私たち夫婦に取りまして、33回目の結婚記念日です。

とにかく、様々な作品を見て思う事は、障害を持たれた方々の感性の素晴らしさです。

社会でその感性が役立つよう、議会と行政はもっと努力をせねばならないと思うところです。

本日、17日・日曜日は、第三回すぎなみ舞祭が開催され、開会式に出席いたしました。

今年は、会場を上井草運動場から杉十小学校と蚕糸の森公園に移して行われました。

出場チームも毎回増えており盛り上がりを感じられます。

今年も茨城や千葉など他県のチームや他区のクラブチームも参加し交流の場も広がっているように見えました。

出場チームの子供達が、他チームが演技している時に手拍子をし応援する姿がとても気持ちよく感じられました。

本当にダンスが大好きと言う感じが身体から湧き出ていて好感が持てます。

アップテンポの曲の間にハワイアン風の曲が流れ、ほっとしたりもしました。
実行委員の方が、舞祭の会場を固定せず、何箇所かでローテーション出来ればと話されておりました。

良い試みと思いました。

私が住む久我山にある、NHKグランドも会場に使用出来たら良いと思うところです。
子供達の、しなやかな身体の動きと、若いお父さんやお母さん達が一生懸命子供達の面倒を見ている姿はいいですね。

34号 自分探し

号外版

駅頭・区政報告 掲載

久我山駅・駅頭で朝のご挨拶を続けさせて頂いております。

杉並区議会議員 p です。

平成18年12月4日、初めて久我山駅南口に立ち、5年が経ちます。この地に暮らす大勢の皆様、朝、お勤めや学校にお出かけの途中、ほんの僅かな間ですが、お声掛け出来る事を嬉しく思っております。

「おはようございます」の繰り返しですが、続けさせて頂いております。

ほんの僅かな間に、私の前を通り過ぎられる皆様にお伝え出来る言葉は、「おはようございます」の一言に尽きます。

その一言に、地域の安心と安全そして健康を込めて、今後もお挨拶を続けさせて頂ければと願っております。

私、p は久我山に生まれ、育ち、暮らし続けて59年を迎えようとしております。

そして、私が終に帰るところは久我山の土です。

歳を重ねる中で、久我山の変化を見つめて参りました。

地域で暮らし続けてきた私の思いと、地域で暮らされる皆様の声が反映される杉並区政を目指して、区議会活動に邁進して参ります。

この度は、私の思いを少しでもお伝えする事が出来ればと、街頭で配る区政報告第1号を作成致しました。

お読み頂ければ幸いです... 続きは「[さんの瓦版](#)」をクリックください！

12)HP管理料、10分の9按分、計315,000円について

按分の根拠が不明である。上記の記載例のように日常の雑感が細かに書かれている。区民として知りたいのは、議員として区政にどう取り組んでいるか、議員にしか見えない情報開示等である。p議員の結婚記念日など私的なものには何ら関心はない。315,000円を365日で割ると一日あたり約860円になる。ちょうど新書版の値段である。個人の負担でHPを開設するならいざ知らず、税金であるという感覚を持って欲しい。90%を政調費で支出する根拠は何か、説明を求め。その按分比に正当な根拠となる説明がない場合は315,000円の返還を求め。

G. 事務費について

1) パソコン接続料58,968円、パソコンリース料151,956円(平成23年6月22日に誤記更正がなされ、7,035円削減されている)、カラープリンター保守料139,476円、ソフトリース料73,704円、無線ラン料36,288円、以上合計460,392円。以上の按分比はすべて90%である。

按分比の説明が一切ない。パソコンもカラープリンターも購入できる価格である。実際に20年度はカラープリンターを、184,747円で購入し、さらに保守料として137,680円支出した。20年度に購入した高額なカラープリンターについて、20,21,22年度は使用説明は一切なく、証拠書類の提出もない。区政報告はすべて印刷代を支出しているので、カラープリンター等の使用目的は何

か、説明を求める。用途不明の支出は認められないので、証拠書類の提出と按分比の説明を求める。証拠書類の提出と、使用目的、按分比の正当な説明がない場合は460,392円の返還を求める。現在、監査委員であるp議員はまず、自身の政調費から範を示すべきである。

2) 携帯電話料金50,462円について

毎月携帯電話2台分の領収書が添付してある。そして、高額のほうが領収書で政務調査費を支出している。何故、高額のほうが政調費なのか、説明もなく、根拠もないので認めることはできない。50,462円の返還を求める。

3) スタンプ代 計16,716円について

Fの6) で書いた文面「杉並区議会議員 p、日本再生は石原候補なくして在り得ません。何卒、皆さまの一票をお寄せ下さい。」のスタンプ代(按分なし)は広報費で計上したが、以下の文面のスタンプ代は事務費で計上した。事務費と広報費の違いは何か、説明を求める。

6/14 スタンプ1ヶ、5,775円

「皆様のお力をお寄せ下さい。杉並区議会議員 p」横書き

6/28 スタンプ2ヶ、10,941円、

「皆様のお力をお寄せ下さい。杉並区議会議員 p」縦書き

上記のスタンプは内容からして選挙用である。選挙活動への支出は禁止されているので16,716円の返還を求める。

4) 5/17, はがき印刷代、16,330円について

はがきの内容は、5月22日の久我山稲荷神社での区政報告会のお知らせのみであり、政務調査とは何ら関係ない。16,330円の返還を求める。

5) 会派事務費・電話費の分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。p議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

I. 人件費

1) 会派人件費、Q会派人件費22,691円、R会派人件費36,217円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。p議員に対する返還要請額は、計上額58,908円である。

18. q議員(Q会派)

政調費交付額 1,920,000 円 (戻入額79,254、含む誤記更正額 52,500円残額)

要返還額 1,397,808 円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) 月極駐車場代、毎月11,500円×12ヶ月=138,000円について

自動車を購入するためには、法的に私有であろうと、借用であろうと駐車場を有することが必須条件である。q議員は駐車場を借用していると思われるが、契約書の提出がなく、駐車場の所在地さえ、明らかにしていない。証拠書類として提出されているのは、「領収証」の冊子のみであり、政調費=税金支出の領収書としては不備である。21年度の監査請求の監査結果書(以下監査結果書)P10で<請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する

根拠は明確ではない>と書いてあるように、政調費からの支出を監査委員でさえ、明確に認めていない。さらに下記の2)で書いたがガソリンの支出は8月以後3月までの8ヶ月間でわずか354円である。これは車が殆ど政務調査として利用されていないことを証明している。以上の理由から請求人は月極駐車場代138,000円の返還を求める。

- 2) ガソリン代4/3、349円、4/8、1,203円、4/9、603円、5/16、1,708円、6/20、570円、6/28、2,614円、7/31、419円、12/11、354円、ガソリン代合計7,820円について

すべて按分1/2で支出されているがその根拠の説明は一切ない。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。監査結果書P9で<政務調査費の支出について具体的な説明がされることを望みたい>と監査委員の判断が記されているにも関わらず、22年度もq議員は説明もなく1/2の按分で請求していることは認められない。よって自動車の利用についての説明がない場合はガソリン代合計7,820円の返還を求める。

- 3) 10/28の朝日新聞購読料10月分は調査研究費になっている。他の月は資料購入費である。この月だけ目的が異なるのはなぜか、説明を求める。合理的、妥当な説明がない場合は3,925円の返還を求める。

B. 研修費

- 1) 11/30の特区議長会都要望に係る意見交換会出席負担金10,000円について

この研修は議長としての出席負担金なので、政務調査費以外から負担すべきである。議長の意見交換会出席負担金10,000円の返還を求める。

C. 会議費

- 1) 茶菓代、亀井堂の500円の袋詰め菓子、合計33,000円について

5/22(民生委員意見聴取)3,000円、6/6(学童保育に関する意見聴取)3,000円、6/17(医療問題に関する意見聴取)3,000円、6/19(保護司活動意見聴取)4,000円、6/24(スポーツ振興意見聴取)3,000円、6/27(ママさんバレー振興意見聴取)5,000円、8/1(育成会活動意見聴取)3,000円、9/2(介護問題意見聴取)3,000円、11/12(民謡ボランティア)3,000円、12/10(いきいきクラブ打ち合わせ)3,000円、合計33,000円 q議員は区民の意見聴取の際、亀井堂から500円の袋詰め菓子を会議参加者人数分購入している。何時間会議をしているかわからないが、常識から考えて、会議中に500円の菓子を食べることはなかなか大変なことで持ち帰っているだろう。亀井堂の500円の袋詰め菓子は、15個の小袋に分けられ瓦せんべいが20数枚入っている。q議員はよく亀井堂でお菓子を買うのであろうか。500円の袋詰め菓子は商品として置いてないので「q先生が買う500円の袋詰め菓子を下さい」と言ったら、亀井堂の店員が作ってくれた。監査結果書P13<会議における茶菓代であるが、用途基準細則で、1人あたり500円という限度額を設け、・・ただし、会議参加者に対するみやげ物の購入費まで認める趣旨でないことは言うまでもない>と監査委員の判断が書いてある。他の議員と比較し、毎回500円の限度額を支出するので会議費が高い。会議参加者にq議員は「この茶菓代は税金から支出している」と説明しているだろうか。税金の用途を区民に明確に説明すべきである。よって袋詰め菓子代合計33,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

- 1) 8/18に区政報告会ポスター500部、按分80%140,000円(平成23年11月18日に、按分比を50%に、誤記更正し87,500円の計上に変更されている)と振込み手数料336円について

A3の2倍の大きさの用紙に、実物大よりも大きい議員の顔写真、約10cm大の文字で書かれた議員の名前、「R会派 始動。区政報告会 平成22年10月16日午後1時~JR阿佐ヶ谷駅南口」と書かれた赤いとても目立つポスターである。区政報告会のお知らせと顔写真を大きく載せたポスターで資料購入費とは何を意味するのか、説明を求める。

区選管によれば、平成23年4月に選挙があるので、任期満了の6ヶ月前、つまり22年10月31日以後、ポスターを掲示することが禁止されている。選挙を意識してか、期限ぎりぎりまで議員の顔を大

大きくアップしたポスターが区内に貼られていた。q (61,70代議長)議員と同様のポスターを、o (54,64,66代議長)、r (61,67代議長)、s (65,69代議長)、t (71代議長)、n (2008年度議員選出監査委員)、p (2011年度議員選出監査委員) 議員が作成し、すべて掲示責任者は現議長 t 議員の配偶者〔t - 1〕氏であった。

区選管によれば、区議選の時、区公営ポスター掲示場は523ヶ所、ポスターの大きさは、42cm×30cmである。今回の政務調査費を使って区内に貼り出されたポスターは、選挙時と比較して大きさは2倍、枚数は7人で7倍の3,500枚である。赤く目立つポスターが区内あちこちに貼られ、区民の多くは選挙が近いからと意識したが、政調費つまり税金でこのポスターが貼られているとは思いつかなかった。

作成者全員議長・監査委員経験者で政調費条例を熟知しているはずである。「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成14年3月23日条例第26号)」を制定したときの議長はq議員である。

区政報告会のお知らせと議員の大きな顔写真のポスターであるにも関わらず、q議員(資料購入費80%,140,000円)、n議員(広報費80%,140,000円)、o議員(資料作成費80%,140,000円)、p議員(広報費80%,140,000円)、r議員(広報費80%,140,000円)、s議員(広報費50%,87,500円)、t議員(資料作成費50%,87,500円)と、議員によって支出科目も、按分比も異なったまま、会派全員でポスターの経費として、合計875,000円が計上されていた。平成23年11月に、n、o、p、q、rの各議員が、按分比を、50%とし、各議員の経費を87,500円に、誤記更正手続きを行っている。但し、計上科目の変更はなく、各議員間で異なったままである。

ポスターの「R会派 始動」とはこの時、「R会派」という会派で活動していたので、これは政調費で禁止している政党活動にあたる。10月16日阿佐ヶ谷駅前での写真、録音、区民の反応など区政報告を実施した証拠書類の提出を求める。7人の議員は区政報告の発行やHPを利用して、区政報告やHPに区政報告会の記載はない。ポスター作成費用の領収書では区政報告会の実施証拠にはならない。以上の理由からポスター代87,500円と振込み手数料336円の返還を求める。

- 2) 読売新聞購読各月 3,925円×5(4月5月6月1月2月) = 19,625円
朝日新聞購読各月 3,925円×5(7月8月9月11月12月) = 19,625円
聖教新聞各月1,880円×2(4月5月) = 3,760円
赤旗新聞各月800円×5(6月7月8月9月11月) = 4,000円
以上合計47,010円

一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費47,010円の返還を求める。

F. 広報費

- 1) 5/28、区政報告作成費191,000円

22年5月発行の「未来の扉」は所属会派の7人で発行している。n議員以外のo・r・p・s・t・q議員は按分せず、全額計上している。同じ会派で同じ目的で発行したと思うがこの違いは何か。スペースの半分は減税基金条例のアンケート結果で政調活動として推認できるが、裏面は会派7人の活動拠点と思われる地域に顔写真を掲載し、会派の地盤強化を狙った紙面と解され、n議員は按分したと思われる。同じ会派で同じ目的で発行したと思うがこの按分の違いは何か。請求人から見れば、スペースの半分は減税基金条例のアンケート結果で政調活動として推認できるが、裏面は会派7人の活動拠点と思われる地域に顔写真を掲載し、『皆様のご支持を頂いて杉並区議会議員を拝命したその瞬間から、私たちは区民の皆様方に代わって、訴える「口」であり、

みはる「目」、聞き逃さぬ「耳」、正す「手」、走り回る「足」です』とあり、会派の地盤強化を狙った紙面と解される。読んでいて、区民の「口」「目」「耳」「手」「足」となると訴えている様は会派PRの区政報告である。会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが混在しているのでq議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額191,000円の返還を求める。

2) 8/1, 区政報告8月号2,000部、220,000円

q議員の区政報告は他の議員と比較し、作成費が1枚あたり110円と非常に高い。監査結果書P39で「<今後は、政務調査費が公金であることを踏まえて、複数の印刷会社から見積もりを取るなど、経費削減に努められたい>と指摘されているにも関わらず、毎年のごとく、1枚100円以上の高額な作成費を計上している。議長経験者として監査委員の指摘をどう受け止めているのか問いたい。紙面の表面は第70代議長就任の挨拶、裏面はq議員の95年からの思い出の4枚のスナップショット、議員履歴が多く、区政調査に該当する部分はわずかである。q議員にとって思い出の4枚のスナップショットや議員履歴は意味があるだろうが、q議員の17年前の若い時の写真を公金220,000円も使って区民に知らせる理由は何か、或いは17年前の写真が区政に関する調査研究に必要なのか、説明を求める。そして、区政報告のトップには「子供たちの未来に愛ある区政を!!」と書きながら、按分はなく、経費全額を公金から支出するのは矛盾していないか。紙面の多くはq議員のPRであるので、q議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額220,000円の返還を求める。

3) 3/7, 区政報告1月分2,000部 200,000円について

上記2)でも書いたが1月号も作成費が1枚あたり100円と非常に高い。監査結果書P39で「<今後は、政務調査費が公金であることを踏まえて、複数の印刷会社から見積もりを取るなど、経費削減に努められたい>と指摘されているにも関わらず、毎年、毎回、高額な作成費を計上している。8月号と比較した場合、少なくともはなっているが田中区长、親方との写真、自身の顔写真、議員履歴など、自己PRの部分がいくつもある。区政報告のトップには8月号と同様「子供たちの未来に愛ある区政を!!」と書きながら、按分はなく、経費全額を公金から支出している。q議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額200,000円の返還を求める。

4) 2/10, 区政報告ポステイグ封筒2,000枚、18,900円について。

この封筒は3)の区政報告に使用されたと思われるので、3)同様按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額18,900円の返還を求める。

5) 区政報告作成費、ポステイグ代人件費(区政報告に関連して)

7月分区政報告作成のために25時間×800円=20,000円、8月分区政報告ポステイグに50時間×800円=40,000円、12月分区政報告作成の為資料準備28時間×800円=22,400円、1月分区政報告ポステイグ43時間×800円=34,400円、2月分区政報告ポステイグ28時間×800円=22,400円、合計139,200円について広報費(上記の2)、3)の按分比に基づいて按分することを求める。按分しない場合は全額139,200円の返還を求める。

q議員はHPで、私の政策理念として「政治屋は次の選挙の事しか考えない。政治家は向う5年、10年の将来像を考え行動する。そんな政治家になりたい」と述べている。q議員の区政報告作成費が高額なことは何度も監査委員に指摘されている。未来ある子供たちのためにも、税金の使い方を考え、将来像を考えられる政治家に邁進することを希望する。

G. 事務費

1) 事務所費の欄にも書いたが、q議員の自宅は、店舗、事務所、ゆかりサロンと多様に利用されている。しかし、下記の電話代、J-COM、ドコモ、NTTコミュニケーションの按分はすべて1/2になっている。実態に則した按分比の見直しを求める。例えば固定電話代は自宅を事務所にしてるので基本料金は、原則、議員活動の有無とは関係なく支払いは生ずるものである。従って政務

調査活動のために自宅の固定電話を使用した場合、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを使用実態にあった按分比で政調費に計上すべきである。実態に則した按分比の合理的な説明がない場合は電話代合計29,229円、J-COM合計28,754円、ドコモ合計27,742円、NTTコミュニケーション合計46,976円、総合計132,701円の返還を求める

・電話代、按分1/2で合計29,229円

・J-COM、按分1/2で合計28,754円

・ドコモ、按分1/2で合計27,742円

・NTTコミュニケーション、按分1/2で、5/31(2か月分)7,822円、6/30、3,955円、8/2、3,911円、8/31、3,911円、9/30、3,911円、11/1、3,911円、11/30、3,911円、1/4、3,911円、1/31、3,911円、2/28、3,911円、3/31、3,911円、合計46,976円、

2) NTTコミュニケーションは毎月3,911円なのに6/30だけ収支報告書は3,955円支出している。何故6/30だけ高いのか説明を求める。説明がない場合はその差額44円の返還を求める。

3) 5/19、FAX修理、按分は1/2で、4,252円について。q議員の自宅は、店舗、事務所、ゆかりサロンと多様に利用しているのに、1/2に按分した根拠は何か。合理性・妥当性のある説明がない場合は4,252円の返還を求める。

4) 切手6/23、1,000円、6/29、2,400円、7/9、切手はがきセット2シート、2,000円、7/20、切手はがきセット1シート1,000円、8/10切手、はがきセット2シート3,000円、8/25、80円、合計切手はがき代9,480円について

収支報告書には通常使用と書いてあるが、通常使用とは何か。また、事務費で使用する場合、何故切手はがきセットをシートで買うのか。明確な使用目的の説明を求める。合理性・妥当性のある説明がない場合は合計9,480円の返還を求める。

5) 電気代、8/26、1,817円について。電気代は毎月事務所費で計上しているのに、8月だけ事務費で計上したのはなぜか、説明を求める。合理性・妥当性のある説明がない場合は1,817円の返還を求める。

6) 水道代、3/4、672円について。水道代は毎月事務所費で計上しているのに、3月だけ事務費で計上したのはなぜか、説明を求める。合理性・妥当性のある説明がない場合は672円の返還を求める。

7) 会派事務費分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。q議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

H. 事務所費

事務所使用の補足資料として建物の面積・間取り図が提出されている。1階部分は半分が〔q-1〕店の店舗部分、半分が事務所使用部分となっている。しかし、インターネットでは事務所部分は「ゆかりのサロン」として紹介されている。また杉並広報でもこのサロンを利用したイベントが紹介され、平成19年から参加費を集め、講師を招き、イベントが行われている。この1階部分は店舗なのか、サロンなのか、事務所なのか、使用実態の説明を求める。

1) すべて按分は1/10でガス代8,895円、電気代19,200円、水道料4,006円について。

自宅、店舗、サロンを兼ねた事務所でのガス代、電気代、水道料を、按分して政調費から計上しているが、自宅も兼ねているので基本料金は議員でなくても当然払うものである。議員が使用するからといって、基本料金を政調費＝税金で払う理由はない。使用量に応じた使用料のみを、使用実態に則した按分比で計上すべきである。事務所部分の按分は妥当なのか、説明を求める。合理的な説明がない場合はガス代8,895円、電気代19,200円、水道代4,006円の返還を求める。

2) 8月の賃金、8/24、49,600円について。8月分は事務所代で計上したのは何故か(他の月の賃金は人件費)。説明を求める。合理的な説明がない場合は49,600円の返還を求める。

3) 事務所蛍光灯3本取替え按分1/2で2,000円について。事務所は上記に書いたように多様に利用されている。この按分は妥当なのか、説明を求める。合理的な妥当性のある説明がない場合は2,000

円の返還を求める。

I. 人件費

1) 会派人件費分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。q議員に対する返還要請額は、計上額58,908円である。

19. r議員(Q会派)

政調費交付額 1,920,00円(戻入額なし)

返還要求額 1,280,631円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) ガソリン代として、50%に按分した額合計13,759円が計上されている。

請求人が行った平成21年度政調費の監査請求の主張について、r議員は、議長の調査に対する回答として「通常は徒歩・自転車利用であり、公共の交通機関の利用の場合はスイカで、車両使用が必要な時のみ自分の車(日産キューブ車)を使用しており、年額10,761円は妥当と考える。指摘の自動車利用で、目的地との走行距離記録とその推定燃費やその用途を計上明確にすべきと述べているが、タクシー会社ならともかく、これも恣意的且つ短絡的要求と考える」と述べている。

請求人の主張は、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」とするものであった。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で103リットルであり、例えば、使用された日産キューブの標準の燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、721kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間48回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきと解する。このような走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われており、請求人は、r議員が主張する様な恣意的且つ短絡的要求とは、解していないことを申し述べておく。

従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額13,759円の返還を求める。

2) 複数有志視察行が、下記のように、2回実施され、その経費が政調費に計上されている。

視察先 神奈川県開成町
期日 平成22年8月16日

参加者 r 議員、o 議員、E 議員、x 議員、s 議員、D 議員、t 議員、A 議員、u 議員
 目的 通年議会
 計上経費 3,596円
 視察先 京都府議会、奈良市役所
 期日 平成22年8月30日～31日
 参加者 r 議員、o 議員、q 議員、E 議員、x 議員、s 議員、D 議員、t 議員、p 議員、A 議員、u 議員
 目的 事業仕分け
 計上経費 視察先議会事務局へのお土産代 305円 (3,360円を11名に割振り)
 宿泊・交通費 38,677円

i) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、その一つが、交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞い、新・忘年会費等）に関する経費である。

個人の生活慣習として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、その様な一種のお礼の慣習と、政務調査活動との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。r 議員が、最初に議長に就任した平成12年度に政調費の条例が制定され、更に、2度目に議長に就任する直前の平成19年3月に、最初の議長訓令が出されており、議会の要職にあった立場から、それらの制定の背景等を十分に理解していると解していたが、どの様な根拠で、このお土産代を政調費に計上することとしたのかの明確な説明を求める。請求人は、お土産代の政調費への計上は、議長訓令の禁止事項であると解し、全額3,360円、その内、r 議員への割振り分305円の返還を要求する。

) 二つの視察報告書の代表所感には、視察の結果として、目的とした現地の状況を把握し、今後、区の施策として取り組む検討を行う場合の参考になったとことが、述べられている。

請求人は、政務調査活動は、会派・議員の判断の基に行われ、その自主性・自律性を尊重すべきものと解しているが、一方、公金を使った活動の対象プロジェクトについて、それが継続するかあるいは中断したかに係らず、視察後、どの様に展開しているかの情報開示がなされるべきであると解している。r 議員が発行するウィ、サーブ75号(平成22年9月)に、杉並版の「事業仕分け」の段階的实施を報告しているが、76号(平成23年3月の最終号)やホームページ(Q会派 r 議員)には、当該視察報告やその進展状況について、それ以上の記載はない。請求人は、政務調査活動の対象とした当該視察の選択の内容、その成否を問題としているのではなく、会派・議員には、公金を使った活動については、結末を明確にする責任があると、解している。

E. 資料購入費

下記の雑誌、新聞、書籍の購入経費が計上されている。

文芸春秋(平成22年4月号から平成23年3月号まで)	9,440円
都政新報(平成22年11月から平成23年4月)	9,600円
日経ヴェリタス(年間購読、平成22年6月支払)	23,400円
書籍	5,243円

<知らない恥をかく世界の大問題、世界を知る力、国家の命運、無縁国家、壊れゆく国>

1) 請求人が行った平成21年度政調費の監査請求の主張について、r 議員は、議長の調査に対する回答として「請求人は、月刊誌文芸春秋を日常読んでのご指摘なのか? その内容は多岐にわたり、政治・経済・文化・歴史等に関し多くの示唆を与える内容と理解し購読している。領収書に一部ペー

ジを付してその題目を明示しているが、500ページに及ぶ毎回の内容は議員調査活動の一助となっている。9,160円の返還請求は不当である」と述べている。

請求人は、どのような資料を選択するかどうかは、議員の自律性ある判断領域であり、その是非、すなわち、文芸春秋の内容・価値を問題にしているのではない。請求人の主張は、政務調査研究活動とは無関係に、通常の生活を営む上で、日々、新聞、週刊誌、月刊誌等を購入することは、一般的な慣習であり、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、議員の実生活は、当選した日も続いており、多くは、その実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した月から、購読していた雑誌等が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該雑誌等の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した雑誌等の購入経緯を明示すること求めたものである。

従って、文芸春秋の購入経緯について、その情報明示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、購入経費9,440円の返還を求める。

- 2) 請求人が行った平成21年度政調費の都政新報購読費返還について、r議員は、議長の調査に対する回答として「政務調査費支出事務処理はすべて、現金主義を基本としているので、ご指摘は無知から生じたものであり、よく勉強されたい。複式簿記に基づく会計であれば、繰越明許費、継続費で計上処理するが、その項目もない、10,850円の返還請求は問題外である」と述べている。

r議員は、政務費条例、施行規則を理解しているのだろうか、杉並区の施行されている法令上、「現金主義」をとるとの明示はされていない。請求人は、政調費条例第3、4条は、各自1日に在籍する議員に対して、政調費を交付するとし、その政調費は、区の会計年度毎の予算で計上されており、前年度及び次年度に実施される会派・議員の活動を対象としていないと解している。従って、政調費として計上される経費は、当該年度内(4月1日から翌年の3月末日まで)に実施された活動を対象とし、かつ、当該年度内に、実際に支出された費用のみとする考えを、原則として、政調費の検証基準とする、いわゆる政調費支出を年度内とする発生主義をとる。又、請求人の平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書は、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別に、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と述べている。

平成22年度政調費に、都政新報の購読を、次年度の4月までの購入費を計上しており、発生主義を厳密に適用すれば、1か月分の購読費の返還が必要であるが、その返還の有無は、r議員の良識ある自律判断に拠ることとした。

- 3) 日経ヴェリタスは、週刊投資金融情報専門紙とされているが、この週刊紙購読により、その情報が、区政の活性化のための政務調査活動に、いかに活用できるかについて、その購入根拠の明確な説明を求める。血税を納めている区民の一人である請求人として、それに、妥当性が見出せない場合は、全額23,400円の返還を求める。
- 4) 請求人が行った平成21年度政調費の書籍購読費返還について、r議員は、議長の調査に対する回答として「請求人は、議会図書及び区の図書館の利用が前提で、購入前に確認の必要性を述べているが、あまりに一方向的な議論である。書店で閲覧・購入し議員活動に必要なに応じていつでもどこでも活用することが出来ることで所有する意義がある。4,765円の2冊の題名からも内容は推して知るべきである」と述べている。

r 議員は、書店で購入しようとする書籍のお金がどこから出ているかを、理解していないのだろうか、意識していないのだろうか、正に「傲慢の極み」ではないだろうか、議員の自律性に基づく判断で、勝手に使っていると誤解していると解さざるを得ない。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するか、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、r 議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含めて、それらをどのように処分する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。当然のことながら、r 議員の調査研究内容の開示を求めているのではない。請求人は、このことによって、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを期待している。

F. 広報費

区政報告に関する経費が広報費、人件費として、総額1,599,010円が、下記の通り、計上されている。

ウィ、サーブ74号(平成22年6月発行) 郵送代(1,122通)	74,535円
ポストイング代	15,000円
封入・発送人件費	10,000円
ウィ、サーブ75号(平成22年9月発行) 郵送代(1,105通)	73,290円
ポストイング代	15,000円
封入・発送人件費	10,000円
ウィ、サーブ76号(平成23年3月発行) 郵送代(4,906通)	338,270円
発送封筒代(追加1,000枚)	12,600円
封入・発送人件費	49,000円
議会報告葉書代5,000通(平成22年6月)	250,000円
議会報告葉書印刷代	52,815円
議会報告葉書シール貼り人件費	20,000円
葉書代200枚	10,000円
区議会報告葉書代5,000枚(平成23年1月)	250,000円
区議会報告葉書印刷代	52,500円
区議会報告葉書シール貼り人件費	20,000円
10/16(土) 区政報告会ポスター作成費500枚(按分比80%)	140,000円
ポスター両面テープ裏貼り人件費	15,000円
会派区政報告ポスター「未来の扉」作成費(平成22年5月)	191,000円

- 1) ウィ、サーブと題した活動報告書が、平成22年6月、9月及び翌年3月に発行され、各々、1,122通、1,105通、4,905通が、郵送され、杉並区議会報告と題した葉書が、平成22年6月、平成23年1

月に、各々5,200通、5,000通が送られている。それらの費用計上は、すべて、按分なしである
ウィ、サーブ74号（平成22年6月）の記載内容は、「5月臨時議会を開催、山田宏区長が辞任しました」、「第5期議会改革部会長として、改革を強力に進めました - 各委員会の行政視察、議会基本条例について」、「区長不在の中で、6月定例区議会を開催」となっており、末尾の1/8のスペースに、「今年も杉並区本庁舎に緑のカーテンが育っています（写真つき）」と「7月11日（日）は、区長及び区議会議員補欠選挙の投票日です」の説明及びお知らせが記載されている。
ウィ、サーブ75号（平成22年9月）は、9月定例区議会における田中新区長の施政方針とその重点課題とされる4項目の概要の紹介（スペースの半分以上）とその中でr議員が気になる2点についての説明等から構成されている。

最終号とされる76号（平成23年3月）は、3.11震災関連のことが、冒頭に報告され、大部分は、平成23年度予算特別委員会、本会議でのr議員の質問、意見陳述の概要が記載されている。

一方、区議会報告と題された葉書の平成22年6月に出されたものは、6月の定例区議会で議決された議案の紹介で、そのほとんどが、上述のウィ、サーブ74号に記載されていることが箇条書きになっている。又、平成23年1月の葉書は、新年の挨拶と平成22年秋の議会で討議された議案のこと（ウィ、サーブ75号に記載あり）が言及され、議会の真価が問われる時を迎えていると結語している。

請求人は、平成23年1月の葉書は、政務調査における区民からの意見聴取や広報活動ではなく、時候挨拶であり、その関連経費の全額322,500円の返還を求める。

また、平成22年6月の葉書は、ウィ、サーブ74号の一部を箇条書き記載しただけの議会報告であり、請求人は、政調費条例がいう「調査活動」に該当するか疑義があり、関連経費の返還を求める。ただし、当該ウィ、サーブと葉書の郵送数が、各々、約1,000通と5,000通と異なっており、それらの発送目的が異なり、又、葉書の受取人の中に、ウィ、サーブの受取人がいるとも推定した。従って、r議員に、明確な情報開示を要請し、それに合理性・妥当性がない場合は、平成22年6月の葉書に関連する経費332,815円の返還を求める。

- 2) 10/16（土）区政報告会ポスター作成費を、平成22年8月3日に支払い、按分比80%で、140,000円を政調費に計上したが、翌年の平成23年11月18日に、按分比を50%に、誤記更正し87,500円の計上に変更されている。なお、誤記更正前の収支報告書の領収書等添付用紙の備考欄に、「不特定多数の方々には知らせるものであるが、後援してくれる方々にも及ぶため20%減じた」との記載があり、これは、当初、按分比を80%にした根拠の明示と解した。更に、当該添付用紙に、「補足資料」のタイトルの用紙に、「区政報告会ポスター 10/16（土）迄有効」との記載がされている。又、当該ポスターについて、両面テープ裏貼り人件費として、按分なしで、15,000円が計上されているが、現時点まで按分比の変更はされていない。

当該ポスターは、A3の2倍のサイズのカラー印刷版で、その紙面の70%弱に、r議員の上半身の写真と大文字でr議員の名前が印刷され、下部に「R会派始動。区政報告会 時：成22年10月16日（土）午後1時～ 所：JR阿佐ヶ谷駅南口 掲示責任者〔t-1〕東京都杉並区高円寺南 - - 印刷所 坂井製印株式会社 東京都杉並区阿佐谷南1 16 9」との印刷がある。これと同じ構成のポスターが、n議員、p議員、o議員、q議員、s議員、t議員から、政調費に計上されている。s、t両議員は、決算時に、按分比50%で計上していたが、他の議員は、r議員と同じ様に、平成22年11月18日に、収支報告書の誤記更正が行われ、按分比が、80%から50%に変更されている。平成12年度と19年度の2度、議会議長を務め、その他の議会の要職を経験し、議会の指導的役割にあったr議員に、問いたい、「このポスターが、政調費の交付を規定した条例、施行規則等の理念に沿い、政務調査活動の一環をなしている」と、判断しているのかと。r議員が、平成22年9月に発行したウィ、サーブ75号には、この区政報告会の件の記載はなされていないし、平成22年10月16日の区政報告会がどのようなものであったかについて、請求人が調査した限りにおいて、どこにも見出し得なかった。7名の議員で、政策を請け負ったKEI工房(ポス

ターによると、印刷は、坂井製印株式会社であるが)に、合計875,000円を支払っており、血税を支払っている区民感覚から言えば、極めて重要な活動であると推測するが、どこに、どの資料に、その区政報告会の内容が記載・報告されているか、情報の開示を要請する。従って、請求人は、r議員より、合理性・妥当性のある当該経費の計上根拠が明示されなければ、関連経費全額102,500円の返還を求める。なお、ポスター作成費の領収証に、「区政報告会ポスター 10/16 (土)迄有効」と大きな字で手書きされたものが、補足資料として添付されているが、この意味が不明であり、補足資料として添付した理由も含め明確な説明を求める。

- 3) 請求人が行った平成21年度政調費の監査請求において、会派の「未来への扉」と題された区政報告の作成代の返還を求めたが、これに対して、r議員は、議長の調査に対する回答として、「新しい試みとして所属会派全員が一丸となって区政報告書を兼ね、当時、本区として主要課題であった減税基金条例に関する問題について広く区民の声を聞くために、6大新聞に折り込みでアンケート調査を行った。(中略)従って、政党活動との指摘は余りに一面的で悪意ある偏見によるものと考え」と述べている。今回の監査請求の対象でないため、このr議員の回答に意見を述べることは、適切でないが、一言だけ述べれば、r議員が言う減税自治体構想のアンケートと称するA3サイズのポスター「未来の扉」は、その約10%に、アンケート内容が記載されているのみで、他の大部分のスペースは、会派が、2009年より良い杉並の為、頑張りましたそして2010年さらにがんばりますとの表題の基に、7名の所属議員の顔写真と短いメッセージで構成されていた」ために、政務調査研究活動ではなく、大部分が政党活動の一環であると解し、経費の返還を求めたものである。

一方、平成22年度の5月発行の「未来の扉」は、スペースの半分を使い、減税基金条例のアンケート結果とそれをベースにした条例の一部修正と4項目の付帯決議等をつけて成立したことを報告している。残りの半分に、「平成22年度から杉並区のくらしをさらに充実させます」と題で、種々の予算措置の具体例を挙げ、中央のスペースに描かれた杉並区の地図に、主な予算対象場所の写真と7名の会派議員の顔写真をその拠点と思われる場所に配置した構成になっている。請求人は、前者のアンケートに係る報告は、政調活動と推認するが、後者の内容は、会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが、混在していると解する。従って、r議員に、当該ポスターの経費の政調費計上の按分比の根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、経費全額191,000円の返還を求める。

G. 事務費

以下の経費が、事務費として計上されている。

NTT電話代(按分比25%)	17,506円
NTTFax専用(按分比50%)	11,348円
インターネット接続料(按分比50%)	65,377円
ドコモ携帯電話(按分比50%)	20,778円
電話工事代(按分比25%)	735円
事務所パソコン・プリンター(耐用年数の6か月分、按分なし)	21,010円
会派事務費分担分(按分比50%)	13,292円

- 1) パソコン、プリンターを按分なしとして経費計上しているが、請求人は、その機器は、汎用品であり、政務調査活動に限定した使用とすることはできないと解する。従って、按分なしとする明確な根拠の提示を要請するが、それに、合理性・妥当性がない場合は、経常経費21,010円の返還を求める。
- 2) NTT電話代、NTTFax専用、電話工事代について

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じ

る場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。例えば、平成22年5月の明細書によると、通話料は742円と推測される。r議員に、Fax通信を含めた通話料金についての情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、NTTへの電話料として支出計上された全額28,854円の返還を求める。又、電話工事代は、同様の理由で、政調費に計上すべき経費と解すべきでなく、全額735円の返還を求める。

3) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、r議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額20,778円の返還を求める。

4) 会派事務費分担について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。r議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

H. 事務所費

以下の水光熱費が、按分比23.9%で、事務所費として合計145,085円が計上されている。

ガス代	32,263円
事務所電灯費	30,880円
事務所電力(エアコン)費	36,887円
水道費	45,055円

- 1) [r-1]が区分所有する建物の一階部分の約66平方メートルを事務所として利用しているが、「電気・ガス・水道料の按分根拠」と題した手書きの添付資料より、当該事務所の2階部分が、議員の自宅として使用されていることが推測できる。しかし、議員名義で請求されたエアコン・電灯・ガス・水道代の23.9%が事務所費として按分され、政調費に計上されている。この按分比の根拠として、事務所の占める面積割合が適用されているが、一般の生活における電気・ガス・水道の使用と事務所におけるそれらの使用との間には、一般常識上からも、基本的違いがあるといえる。従って、このように、公私混同の疑義が生じうる経費についての按分を明確にするために、事務所の実態についての情報開示を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、電気・電灯・ガス・水道代の全額145,085円の返還を求める。なお、東京ガス、東京電力、水道局からの情報によると、4人家族の標準の年間経費は、各々、65,000円、90,000円、60,000円で、合計215,000円とされているが、それに比し、計上されている額は、23.9%の按分比から計算すると、年間600,000円を超えており、一般常識上、異常に高い水光熱費であり、水道、電気、ガスの使用実態について、明確な情報の開示を求める。

I. 人件費

- 1) 計上された人件費は、区政報告書等に係る業務であるため、その政調費への計上については、広報費の項で検証し、返還請求を行った。

2) 会派人件費分担について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。r議員に対する返還

要請額は、計上額58,908円である。

20. s議員(Q会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
返還要求額	1,724,967円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

21年度の監査請求の監査結果書(以下監査結果書)P259で、請求人の行動に対し、s議員は<請求人は、この請求を行うことによって、税金の無駄を排除している正義のヒーロー気取りであるようだが、私からしてみれば、この過大な権利行使の方が、余程税金の無駄遣いになっているのではないかと強く感じるものである。>と、述べている。<税金の無駄を排除している正義のヒーロー気取り>とは、請求人には何を意味するのか不明である。また、<私からしてみれば、この過大な権利行使の方が、余程税金の無駄遣いになっているのではないかと強く感じるものである。>とs議員は住民監査請求の方が余程税金の無駄遣いと指摘しているが、請求人の目的は税金の無駄遣いのチェックなので、住民監査請求についてどんな税金の無駄遣いがあるのか具体的に指摘して欲しい。

しかし、住民監査請求をすることで19年度以降、区長の返還命令や、議員の訂正などで約1,500万円(使い切れず残った金額も合計すると約4,000万円)以上の政調費が返還されている事実がある。s議員自身も住民監査請求によって訂正し、返還している。私たちは、区民が一生懸命働いて納めた税金が無駄に使われてはいけない、税金は区民の生活を支えるために使われなければいけないという思いで、税金の支出を厳しくチェックしているだけである。杉並区の財政、約1,500億円の予算、決算を審議することが議員の大切な仕事である。政調費192万円の支出を見ることで、議員の税金に対する姿勢が自ずと明らかになっていることは事実である。

更に、s議員は監査結果書P259で<議員性悪説に基づいた邪推から憶測に基づいた請求、きつい表現を用いるならば、言いがかりが数多く含まれている点も極めて遺憾であると考えます>と、述べているが、私たちは議員性悪説に立ったことはなく、ただ、淡々と議員の政調費の使い方をチェックしているだけである。議員の政調費の使い方をみると、冷蔵庫を買う、車の車検代に使う、自宅の庭に車を置き、駐車場代を自分に払う、自身の経営する店舗に家賃として月10万円払う、切手を政調費全額192万円購入する、妻に人件費を払う、一筆書きのような自宅の見取り図を出すだけで自宅を事務所に使用するとして自分に家賃を払う、毎年のようにパソコンやデジカメなどを購入、用途不明なのにスイカ購入の領収書だけで正当な支出と認めるなど、例をあげれば枚挙に遑がないほど、そして、区民感覚からすれば信じられないような支出が多数あった。これらはすべて杉並区議会議員の政調費の使い方である。

政調費の収支報告書の提出期限は毎年、4月30日であるにも関わらず、その後の訂正は、期限を切ることなく、だらだらと続いている。議員がこんなことをして、決算の審議ができるのか。s議員自身、15年度の収支報告書を18年7月14日に訂正している事実がある。

21年度政調費に限定して言えば、4月30日以後、請求人が住民監査請求するまでの期間に、約132万円を誤記訂正などで返還し、さらに監査期間中に監査結果P56に書いてあるとおり、約198万円が議員によって自主返還された。どうして請求人が動くことで約300万円の返還があるのか、不思議である。住民監査請求の動きがあると、s議員自身20、21年と2年間城西新聞への掲載料をそれぞれ20,000円、18,000円と自主返還した。自主返還する金額を何故計上するのか。

4回の住民監査請求をするなかで、議員自身で今までの政調費の使い方に問題があるとして、切手購入は年間10万円まで、生計を一にする親族の雇用を全面禁止、政治資金パーティへの参加経費は禁止、スイカ・パスモチャージ料は計上禁止など政調費の使途基準が改善している。

しかし、22年度も残念ながら、議員任期が後1ヶ月しかない3月末に高額なコピー機の購入や、3,11の大震災募金の人件費に政調費を使うなど一般の市民感覚からは理解できない支出をする議員がいる。

調査に費やす多くの時間、膨大なコピーの量、話し合うための集会所の使用料など、請求人はすべて自分の持ち出しでやっている。

議会のリーダー的存在であるs議員の働きかけで、区民が住民監査請求をしなくても、議員の政調費の収支報告書が完璧であり、区民の誰が見ても議員全員が適切な支出と納得のいく政調費の使い方ができないか。いつになったら住民監査請求をしなくてもいいようになるのかと願っている次第である。

A. 調査研究費 合計83,716円

1) 区役所への交通費43,500円について

出張先を区役所として、西荻窪駅～南阿佐ヶ谷駅間の往復料金を毎回JRと東京メトロを使用し、1回当たり580円を支出している。

JR西荻窪から阿佐ヶ谷駅を利用すれば、1回当たり300円で往復できる。何故、わざわざ荻窪で乗り換え、階段を多く上り下りし、電車の待ち合わせの時間も浪費して、一番高い交通費を税金で支出するのか説明を求める。民間会社では通勤費は最短で最も安い経費しか認めず、経費削減に努めている。区民から見ればs議員は若く、阿佐ヶ谷駅から区役所まで歩くことは困難とは思えず、むしろ颯爽として歩行できるのに、何故一番費用のかかる交通費を請求するのだろうか、説明を求める。

西荻窪駅～南阿佐ヶ谷駅間をJRと東京メトロを使用している回数は合計75回あるので、 $580 \times 75 = 43,500$ 円を税金から支出している。

(6月 6回、7月 5回、8月 4回、9月 13回、10月 11回、11月 9回、12月 8回、1月 4回、2月 6回、3月 9回)

JRのみを使用すれば $300 \times 75 = 22,500$ 円である。

よって $43,500 - 22,500 = 21,000$ 円の税金の節約ができるので、21,000円の返還を求める。

2) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上について

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費(慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等)に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請求人は議長訓令の禁止事項と解しているため、全額3,360円のうち、s議員への割振り分305円の返還を求める。

B. 研修費 合計24,700円

1) 1/10に支出した2月21日、西荻センターでの区政報告会会場費 按分50% 24,700円については、F. 広報費の部分に記述。

E. 資料購入費 合計106,522円

1) 新聞購読料合計103,620円について。(赤旗 2,900×12=34,800円、東京 2,800×12=33,600円、杉並新報 3600円、都政新報半年分 9600円、公明新聞 22020円) 一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要なことは認めるが、通常の生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を

求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費103,620円の返還を求める。

- 2) 書籍購入5,702円「老後に本当はいくら必要なのか、760円」「地域の近未来図等1,480円」「東洋経済657円」「杉並区 2、1,365円」「デフレの正体等1,440円」

F. 広報費 合計 1,161,156円

- 1) 5/28会派区政報告作成費 按分なし191,000円

会派7人で作成した「未来への扉、皆様の声を受けて減税基金条例を制定!!」の会派区政報告である。山田区長から田中区長に代わったとたんに減税自治体構想は廃止の方向に向かっている。「皆様の声を受けて」と書いてあるが区民から聞いた声をどう生かすのか、説明を求める。所属会派7人で発行しているが、1/2に按分したn議員以外のo・r・p・s・t・q議員は按分せず、全額計上している。同じ会派で同じ目的で発行したと思うがこの按分の違いは何か。甲の意見としてはスペースの半分は減税基金条例のアンケート結果で政調活動として推認できるが、裏面は会派7人の活動拠点と思われる地域に顔写真を掲載し、『**皆様のご支持を頂いて杉並区議会議員を拝命したその瞬間から、私たちは区民の皆様方に代わって、訴える「口」であり、みはる「目」、聞き逃さぬ「耳」、正す「手」、走り回る「足」です**』とあり、会派の地盤強化を狙った紙面と解される。読んでいて、区民の「口」「目」「耳」「手」「足」となると訴えている様は会派PRの区政報告である。会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが混在しているのでs議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額 191,000円の返還を求める。

- 2) はがき代6/8、135,000円、6/9、150,000円、合計ハガキ5700枚 285,000円と6/9、区政報告用ラベル9,909円について

2度目の議長職を無事に終えると、書いたはがきの挨拶文である。他の内容は山田区長が突如辞職して区長選実施のお知らせであるが、このはがきを出す前に、区民は新聞と杉並広報ですでに知っている内容である。挨拶文だけで、はがき代285,000円とラベル代9,909円を政調費から支出するとは区民の意識とずいぶん乖離している。区民が一生懸命働いて納めた税金である。はがき5,700枚の代金合計285,000円とラベル代9,909円の返還を求める。

- 3) 6/15の区政報告印刷代 80,850円について

上記2)に書いた挨拶文の印刷代であり、按分もなく、印刷代をすべて支出している。2)に書いた理由で80,850円の返還を求める。

- 4) 8/13会派区政報告ポスター代(50%) 87,500円について

A3の2倍の大きさの用紙に、実物大よりも大きい区議の顔、約10cm大の文字で書かれた議員の名前、「R会派 始動。区政報告会 平成22年10月16日午後1時~JR阿佐ヶ谷駅南口」と書かれた赤いとても目立つポスターである。大きな顔写真と区政報告会のお知らせだけのポスターであるにも関わらず、n議員(広報費80%,140,000円)o議員(資料作成費80%,140,000円)、p議員(広報費80%,140,000円)、q議員(資料購入費80%,140,000円)、r議員(広報費80%,140,000円)、s議員(広報費50%,87,500円)、t議員(資料作成費50%,87,500円)と議員によって支出科目も、按分比も異なり、会派全員でポスターだけで政調費から合計875,000円支出している。同じ目的で、同じポスターの形式で作成しているのに、科目・按分比の違いは何か、一般区民には理解できないので、説明を求める。

p議員のA2)で書いたが、R会派の経理責任者であるp議員はポスターの掲示について次のようにはがきを書き、協力者に礼状を出した。「さて先日来、皆様方のお住まいの一角をお借りして私が所属いたします、新会派「R会派」のポスターを掲示させていただきました。お蔭様で、地域の要所で目立つ、絶好の位置に掲示をさせて頂き、地域に住まわれる多くの方々にポスターを見て頂けたと嬉しく思っております。」

会派経理責任者の礼状が、会派として、目立ち、絶好の位置にポスターの掲示協力への礼状で、政調費で禁止している政党活動に関する経費に該当するので認められない。また、ポスターは7人全員の領収書綴りに貼付されているが、阿佐ヶ谷駅前での区政報告会を実施したことを証明する書類は一切提出されていない。区政報告会実施を証明する写真、録音、聞いていた区民の意見などの書類が添付されない限り、認められない。

s議員のHPはこまめに更新されているが、10月16日区政報告会直後の18日の「今日のひとこと、よく喋る その3」の文頭に「10月に入り、朝の街頭区政報告会を行っています」と書き、約800文字を使って西荻窪駅での自身の区政報告会の様子を細々と書いている。しかし、ポスター代だけでも合計875,000円を支出した阿佐ヶ谷駅前での区政報告会の記述は1文字として記述はない。7名のうち、HP代を政調費で支出しているのはs・n・p議員の3人であるが、3人ともHPでは書いてない。p議員にいたっては、区政報告会のあった10月16日は自身の結婚記念日とまで書きながら、阿佐ヶ谷駅前での区政報告会については、一文字として記述はない。

s議員は、今年度(22年度)の主な成果事例のなかで、「10月16日にポスター…」と区政報告会のことを書いているがわずか約80文字の記述で、HPに書いた自身の西荻窪駅前の街頭区政報告の10分の1の扱いである。7人の議員全員でわずか80文字だけの記述である。議員全員で875,000円を支出したのだから、s議員の1文字は1万円に相当する。区政報告会の写真、録音、演説内容すら添付せず、ポスターだけでも875,000円を支出するような政調費＝税金の支出は区民の感覚からは認められない。s議員は区政報告も何度も出しているのに、阿佐ヶ谷駅前での区政報告会の様子は書いてない。区政報告会実施の写真、録音等の客観的証拠の提示を求める。提示がないのでポスター代87,500円の返還を求める。

2010年10月18日

「よく喋る その3」

今日のひとコマ

10月に入り、朝の街頭区政報告を行っています。

ペースとしては週2回、西荻窪駅の南口、北口でそれぞれ1回ずつ行っています。

時間は7時20分くらいから8時40分くらい間です。

話す内容としては、決算特別委員会での自分の質問の報告や今定例会である程度明らかになった新区政の方針についてなどが主です。

秘書をやっていたので、マイクを持って話すこと自体はそんなに抵抗はありませんでしたが、最初(初出馬)の頃は正直言えば政策の幅も狭く、新聞などから拾った内容をどうにかアレンジしながら話していましたが、内容的には5つもあれば良いほうで、名前と経歴、そしてその5つを話してまた元に戻るといった感じでした。

ただこれも10年以上経つとそれなりに成長するもので、今では一つの話から次から次へと話題も膨らみ、繋がっていくようになります。

また一つの話題についても、それに関する色々なデータや数字を盛り込めたり、また現職ですと議会でのその件についての質疑の内容の話も出来たりするので、それなりに時間をかけて喋ることが出来るようになったのではないかと思います。

朝街頭は皆さんも通勤等でお忙しいので立ち止まっては聞いていただくことはありませんが、有難いことにお知り合いの方から軽く一礼、車のクラクションを鳴らしてらして合図、手を挙げてなどなど多くの励ましをいただくのは本当に有難い限りです。やる気度が大幅UPします。

そういう皆さんの思いを無にすることなきよう、自分なりに手振り身振りも加えながら、気合を入れて、熱を込めて演説をさせていただいています。商店街等近隣の方にはご迷惑な点はあるかもしれませんが、何卒政治活動、区政報告という事でご理解のほど宜しくお願いします。

杉並区議会議員 s

5) 1/10, 区政報告会八ガキ代50%25,000円、

この八ガキは区政報告会の出欠確認のはがきであって、何ら政務調査には関係がない。また、これと関連した区政報告会の6)封筒の按分は12.5%で同じ区政報告会でも按分比が異なっている。よって25,000円の返還を求める。

6) 1/10 区政報告会案内用封筒代12.5%、19,375円 これは下記の7)と関連した封筒で、按分12.5%の設定根拠の説明を求める。この説明に合理的、妥当性のある説明がない場合は19,375円の返還を求める。

7) 区政報告会案内十報告郵送代すべて按分は12.5%、 1/20、1,920円+6,719円+5,443円、1/26、22,956円、合計37,038円

封入物は「平成23年2月21日午後7時～、西荻地域区民センターで、会費1,000円、ゲスト石原のぶてる自民党幹事長、丸川珠代参議院議員、早川よしひろ都議会議員を招き、s区政報告会」のお知らせである。領収書に封入物から按分して12.5%とメモ書きがある。ということはs議員がこの会での出番は12.5%で他は自民党の2人の国会議員と都議が87.5%と解される。s議員の占める割合はわずかで、政調費で禁じられている政党活動に該当する。この封入物の按分12.5%の設定根拠の説明を求める。この説明に合理的、妥当性ある説明がない場合は37,038円の返還を求める。

8) 1/26、区政報告チラシ作成代50%120,750円について

このチラシの1面は『区民満足主義、「未来に誇れるすぎなみ」宣言、杉並区議会議員(3期)前区議会議長(最年少)43歳、s、石原のぶてる元秘書、と書き、全面にs議員の顔写真、最下段に区政報告・後援会入会のご案内』である。他のページは「sのプロフィール・スタイル」、「sの約束」として「実現、sの『3期日の主な活動』報告」「提言、sの『未来に誇れる杉並』プラン」、最終ページは

「**がんばれ！s**」石原のぶてる、参議院議員丸川珠代、都議早川よしひろ、s後援会長、友人の5人の写真と挨拶文であり、これは政調費で禁止されている選挙活動に関する経費に該当する。s議員は50%に按分しているが、全面s議員のPRのためのチラシであり、これは「政務調査費の交付に関する条例、9条(区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない)」に反するので、全額120,750円の返還を求める。

9) 研修費で1/10に支出した2月21日、西荻センターでの区政報告会会場費 按分50% 24,700円について

上記の7)、8)で書いたが、この区政報告会のお知らせ郵送分は、s議員自身書いているように按分は12.5%である。ということは議員自身、この報告会の12.5%分が政務調査費に該当すると判断したのだろうが、平成23年2月21日午後7時～、西荻地域区民センターで、会費1,000円、

ゲスト石原のぶてる自民党幹事長、丸川珠代参議院議員、早川よしひろ都議会議員を招き、s区政報告会が開かれたのである。どのような根拠でお知らせを12.5%にしたのかは説明がなければ不明であるが、会費までとって、たくさんの自民党議員を集めて開かれた区政報告会は政調費で禁止されている政党活動に該当するので認められない。さらにs議員が案内物を12.5%と設定している区政報告会に、何故会場費使用料は50%の按分を適用するのか、説明を求める。合理的、妥当性のある説明がない場合は全額24,700円の返還を求める。

10) 1/11, HPリニューアル代70%、283,773円について

s議員のHPはよく更新されているが、何故按分を70%に設定したのか説明を求める。監査結果書P17で「紙媒体と異なって随時更新されるがゆえに客観的に適切な按分割合を算出することが困難なホームページ」と記述されている。例えば、更新回数、内容などを印刷して提示するなど客観的な資料を提出して按分割合の根拠を説明すべきである。何ら資料を示さず、議員の申告だけで70%と認められない。合理的、妥当性ある説明がない場合は全額283,773円の返還を求める。

G. 事務費

- 1) コピーリ-代按分50%毎月5,932円×12ヶ月=71,184円、この按分比は妥当なのか、説明を求める。
- 2) 携帯電話按分50%、合計76,574円、この按分比は妥当なのか、説明を求める。
- 3) ネットCATV通信料按分50%、合計44,040円、この按分比は妥当なのか、説明を求める。
- 4) 5/7,名簿ソフト購入(33%) 1,479円、按分比の設定根拠の説明を求める。
- 5) 切手、一般通信用5/13、8,000円、11/10、8,000円、合計16,000円について。一般通信用ではわからないので、明確な説明を求める。説明に合理性、妥当性がない場合は16,000円の返還を求める。
- 6) 文具等、10/2,リングファイル等50%、5,250円、10/25, A4用紙50%4,365円、12/6, 50%,附箋等499円、12/11,蛍光ペン等50%,441円、12/18,スタンプ代50%,1,417円、12/21, A3, A4用紙50%,10,326円、12/25, USB等50%,12,215円、1/28,クリアファイル50%,2,494円、3/7, A3, A4用紙50%,4,795円、
- 7) 10/27,封筒作成70%25,725円について。按分比の説明を求める。説明に合理性、妥当性がない場合は25,725円の返還を求める。
- 8) 3/31,自民議員倶楽部事務用品代1,388円、電話料通信代1,118円
R会派電話料通信代2,262円、事務用品代4,774円、事業仕分け講師代3,750円
会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。s議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

H. 事務所費

1) s議員は自宅の一部を事務所として使用している。添付資料に部屋面積の1/3を利用し、その1/2を政務調査活動として16.6%の按分で以下のa~dを計上している。事務所として使用する部分の按分比の算出に部屋面積を採用したとしているが、事務所が自宅という生活の場であり、光熱水費などs議員の生活を支えるという本来的な性質から見ても、その算出根拠の妥当性に疑問が生ずる。

a 電気代合計15,551円、b 電話代合計8,168円、c ガス代合計3,725円、d 水道代合計3,528円

例えば固定電話代についていえば、基本料金は議員であろうとなかろうと支払いが生じる。s議員のダイヤル使用料は、4月 200円、5月 200円、6月 234円 7月 200円、8月 208円といった具合で最高の2月でも463円である。基本料を除いた使用実態に基づいて算出すべきである。ガス代についても最大でも月10㎡未満でこの使用量は来客に関係なく、s議員自身の生活維持のために必要な量である。水道代についても水道局によれば基本料金は3,633円ということだから、来客に関係なく、s議員の計上請求額は、基本料金内である。よって計上する根拠の説明を求めたい。妥当性ある算定根拠の説明がない場合は、電気代15,551円、電話代8,168円、ガス代3,725円、水道代3,528円の合計30,972円の返還を求める。

s議員は監査結果書P259で政調費は「公金である点、より透明性を確保する点や不正の防止と

いった部分はもとより理解するものでありますが、政務調査活動の自由の侵害という考えから申すならば、よくよく考察すべき点であることも申し添えたいと思います。是非とも、監査委員におかれましては、その職務に責任と誇りを持ちながら、安易な大衆迎合的な考えに陥ることなく、また、議員の活動実態を正確に把握した上で、適切にご判断をされますことを、心からお願い申し上げる次第であります。>と、述べている。s議員は自身の「今年度(22年度)の主な成果事例」のなかで「事務所や控室には 多数の乗客があり 区民広聴 意識調査に役立った。」と、記述しているが、固定電話の使用回数、光熱水費の使用料は、s議員自身の生活を支えるための基本料金であり、s議員の活動実態を正確に把握したので、返還を求めるのである。議員という理由だけで、基本料金まで公金で支払わなければいけないという根拠は何か、説明を求める。

2) 事務所賃料毎月24,500円×12ヶ月294,000円について

s議員の自宅のDK(台所)部分を事務所として使用し(3分の1)、そのうち2分の1を政務調査活動として使用し、賃料の3分の1×2分の1=6分の1(16.66%)を政調費に計上している。

請求人が行った平成21年度の政調費監査請求における議長調査に対して、s議員は、<入り口に近い、お茶を出すのに便利、自身が一人暮らしで全く自炊を行わない点から最適な場所>(監査結果書P258)と答えている。一般の区民の感覚からは、s議員は、賃貸している自宅の空きスペースを、事務所に活用し、自宅賃料をそのスペースに応じて按分し、政調費に計上していると解される。その様な理解が正しいとすると、請求人は、自宅をいかに活用するか等の私的な領域に立ち入る意図からではなく、s議員に、賃貸した自宅の空きスペースを活用し、賃貸料の6分の1を公金である政調費に計上する明確な根拠・説明を求める。その内容に、合理性、妥当性のない場合は294,000円の返還を求める。

I. 人件費

1) 補助職員時給1,000円、すべて10時~16時の5時間勤務、4月 10,000円(土曜2回)、5月(日曜2回、土1回)15,000円、6月(12土、16水、17木18金)20,000円、7月(土2回)10,000円、8月(土2回)10,000円(8/7,選挙事務行政補助作業等5,000円)9月(土2回、日1回)15,000円、10月(日3回)15,000円11月(木1回日1回)10,000円、12月(日2回、土1回)15,000円、合計120,000円

21年度より人件費は半減したが、前年同様、土・日を中心に議員の自宅の一部である事務所で業務を行う勤務形態となっている。

2) 3/31,自民会派補助員分担金22,691円、R会派補助員分担金36,217円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。s議員に対する返還要請額は、計上額58,908円である。

21. t議員(Q会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
要返還	1,920,000円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) 8/13会派視察京都奈良 36,620円、京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上について

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、そのひとつが、交際費(慶弔費、せん別、病気見舞い、

新・忘年会費等)に関する費用である。個人の生活習慣として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、そのような一種のお礼の習慣と、政務調査費との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。どのような根拠で、このお土産代を政調費で計上したのか明確な説明を求める。請求人は議長訓令の禁止事項と解しているため、全額3,360円のうち、t議員への割振り分305円の返還を求める。

2) 月極駐車場代 1/2按分 月 10,000円×10ヶ月=100,000円

t議員は21年度の監査請求の監査結果書P259で「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の第1条を例示して自動車の「保管場所の確保は法の趣旨に沿って義務であり、道路使用についての適切な扱いについて定められた法律であることから、不適切な政調費の支出とする根拠は見出せないものである」と述べた。議員であろうとなかろうと自動車を持っていれば保管場所を確保することは当然であり、同法は政調費の支出を認めたものではない。監査結果書P10は「請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない」と監査委員は述べた。政調費からの支出を監査委員でさえ、明確に認められないのであるから請求人は月極駐車場代100,000円の返還を求める。

3) ガソリン代すべて 1/2の按分、4/1, 2,000円, 5/3, 1,886円, 6/6, 1,000円, 6/30, 1,488円, 7/21, 1,000円, 8/4, 1,500円, 9/4, 1,500円, 10/10, 1,000円, 11/2, 1,850円, 11/30, 1,500円, 12/28, 1,636円, 1/18, 1,488円, 合計 17,848円

すべて上限の按分1/2で支出しているが、公共の交通手段を利用している議員は電車の1区間でも明確に説明して支出している。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。

t議員は21年度の監査請求の監査結果書P259で「ガソリン代は1/2ずつ適性に按分し計上している」と書いたが、説明がなければ適正かどうか判断できない。21年度の監査請求の監査結果書P9で「按分割合の上限設定については、平成20年度から「実態に則し」という説明だけで、それまでの4分の1から2分の1に引き上げられたところであり、「平成22年6月監査結果」でも、「判例の動向なども踏まえて慎重な検討を望む、としたところである。今回の監査においても、2分の1上限を直ちに不適切とするものではないが、政務調査費の支出について透明性の向上が強く求められている中、按分割合の設定根拠について具体的な説明がされることを望みたい」と監査委員は説明を求めている。また、t議員は監査結果書P259で「請求人は昨年度も同様の指摘をしているが、監査からの結果を熟読し請求されるように望むものである」と述べているが、t議員こそ監査結果を熟読しているだろうか。毎年毎年、使用説明もなく、按分割合の上限を適用する根拠の説明をすべきである。議会で予算、決算など税金について審議する議員が自身の政調費について毎年明確な説明がないので請求人はやむなく住民監査請求を続けている。議員自身が監査結果を熟読していれば住民監査請求は必要ではない。政調費は区民が一生懸命働いて納めた税金から支出するので、1円であっても無駄に使ってはいけないという気持ちで区政の調査に使うべきである。よって、按分割合の設定根拠について具体的な説明がない場合はガソリン代合計17,848円の返還を求める。

4) 駐車場料金、すべて按分なし、4/20、1,200円、6/1、1,000円、7/20、800円、8/20、450円、9/20、1,700円、9/26、800円、10/8(高円寺南地域猫区政相談 10:37-16:30)1,800円、10/24、1,200円、11/7(代々木公園駅前ドッグラン利用状況調 11:55-17:10)4,200円、12/11、2,000円、合計15,150円

車を使用しての調査であろうが、10/8、11/7以外は大体2時間前後の調査である。10/8(高円寺南地域猫区政相談10:37-16:30)1,800円、11/7(代々木公園駅前ドッグラン利用状況調 11:55-17:10)4,200円の調査は長時間にわたる調査で高額である。監査結果書P259でt議員は「日頃の調査活動としてエコロジー等の観点から自転車等も利用しており、車の利用は移動上困難と判

断した場合のみと心掛けていることも付記しておく>とはっきり述べている。t議員は高円寺在住なのに、10/8の高円寺南地域猫区政相談に車で行き、6時間も駐車場代を払わなければいけない理由は説明がなければ不明である。11/7の代々木公園駅前には電車で行けば往復400円以内でいける範囲なのに4,200円という高額な駐車場代の支出は説明がなければ不明である。10/8、11/7の明確な調査目的、状況の説明を求める。説明がない場合は、1,800円と4,200円の返還を求める。

D. 資料作成費

1) 5/28 新しい扉区政報告作成費 191,000円

収支報告書に「新しい扉区政報告作成費」とあるが、新しい扉区政報告の現物はないので認められない。22年5月所属会派の7人で発行した「未来の扉」のことだろうか。区民の感覚からすれば、191,000円の税金を使い、区政報告の名前を間違えるとは信じられない。区民から見れば191,000円は1ヶ月分の給料に相当するほどの高額である。同じ会派で同じ目的で発行したと思うが、n議員以外のo・r・p・s・t・q議員は按分せず、全額計上している。この違いは何か。紙面は減税基金条例を大きく取り上げ、区民の多くが減税を望んでいること=税金の無駄遣いをなくすということである。請求人の意見としてはスペースの半分は減税基金条例のアンケート結果で政調活動として推認できるが、裏面は会派7人の活動拠点と思われる地域に顔写真を掲載し、『皆様のご支持を頂いて杉並区議会議員を拝命したその瞬間から、私たちは区民の皆様方に代わって、訴える「口」であり、みはる「目」、聞き逃さぬ「耳」、正す「手」、走り回る「足」です』とあり、会派の地盤強化を狙った紙面と解される。読んでいて、区民の「口」「目」「耳」「手」「足」となると訴えている様は会派PRの区政報告である。会派の地盤強化活動と政調活動結果の広報活動とが混在しているのでt議員の自律性に基づいた按分比を求める。その根拠に合理性・妥当性がない場合は経費全額191,000円の返還を求める。

2) 8/9 区政報告会ポスター作成費1/2按分、87,500円

A3の2倍の大きさの用紙に、実物大よりも大きい議員の顔、約10cm大の文字で書かれた議員の名前、「R会派 始動。区政報告会 平成22年10月16日午後1時~JR阿佐ヶ谷駅南口」と書かれた赤いとても目立つポスターである。大きな顔写真と区政報告会のお知らせだけのポスターであるにも関わらず、n議員(広報費80%, 140,000円) o議員(資料作成費80%, 140,000円)、p議員(広報費80%, 140,000円)、q議員(資料購入費80%, 140,000円)、r議員(広報費80%, 140,000円)、s議員(広報費50%, 87,500円)、t議員(資料作成費50%, 87,500円)と議員によって支出科目が異なり、会派全員で政調費から合計875,000円支出している。同じ目的で行動しているのにこの科目の違いは何か。t議員は自身の実物大よりも大きな顔写真のポスターを資料作成費とした説明を求める。区民としては、議員の顔、区政報告会の日時のお知らせだけではなく、区政について調査した資料が欲しいのである。

また、全員のポスターの掲示責任者がt議員の配偶者の〔t-1〕氏(住所はt議員の事務所高円寺南 - -)ということは政調費の使用にも関わらず、議員が責任者でなく、〔t-1〕氏がどのような立場で責任を取るのか説明を求める。

区選管によれば、選挙の時、区公営ポスター掲示場は523ヶ所、ポスターの大きさは、42cm×30cmである。今回の政務調査費を使って区内に貼り出されたポスターは、大きさは選挙時の2倍、枚数は7倍の3,500枚である。

会派7人の議員の実物大よりも大きい顔写真が真っ赤なポスターで区内に3,500枚も掲示された時、「区民の多くが異様だ」「選挙が近いからだ」と感想を持ったことをご存知か。このポスターが会派7人でポスター代だけでも875,000円税金から支出されたことがわかっていれば、区民から抗議の声が上がっただろうと想像される。7人の議員からこのポスターに基づいて区政報告をやったという写真、録音、区民の反応、HP記載など客観的な証拠となる書類等は何ら提出されていない。t議員の発行した区政報告にも書かれていない。ポスターを貼っても区政報告にはならない。t議員が阿佐ヶ谷駅前での区政報告会の写真、録音、状況説明を提示したとしても政調

費に該当するか、問題のある支出である。会派7人でs議員が今年度(22年度)の主な成果事例のなかで、わずか約80文字で感想を書いているのみで、写真すら貼付されていない。会派7人でこの感想のみで報告会をやったというならば、s議員の1文字は約1万円に相当する。7人の会派議員は全員、議長、監査委員経験者ではないか。もっと誠意ある対応を求める。

p議員のA2)で書いたように、当時、R会派の経理責任者であったp議員はポスターの掲示について次のようにはがきに礼状を書いて協力者に出した。「さて先日来、皆様方のお住まいの一角をお借りして私が所属いたします、新会派「R会派」のポスターを掲示させていただきます。お蔭様で、地域の要所で目立つ、絶好の位置に掲示をさせて頂き、地域に住まわれる多くの方々にポスターを見て頂けたと嬉しく思っております。」

これはまさに、区政報告会参加への礼状でなく、会派として目立ち、絶好の位置にポスターを掲示したことの協力に対する礼状で、政調費で禁止している政党活動に関する経費に該当する。会派全員で同じ目的で行動したのだから、ポスターの目的はなんだったのか、説明を求める。

以上のことからこのポスター代は政調費に該当しないので87,500円の返還を求める。

- 3) 区政報告31号について。按分なしで 9/2、区政報告用封筒42,375円、9/17、作成費120,960円、合計163,335円について

31号の紙面の1/4は挨拶とプロフィールである。このプロフィールを要約した記述が33号にもあり、33号ではt議員は按分して計上しており、31号と矛盾している。何故31号のプロフィールは全額政調費に該当するのか説明を求める。プロフィールは議員自身のPRで政調費とは認められないので按分を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額163,335円の返還を求める。

- 4) 区政報告33号について。7/8の按分で12/15に封筒代35,555円、12/22作成費、38,587円、合計74,142円について。

33号が按分7/8で計上している説明を求める。t議員は紙面の1/8の部分に石原のぶてると自身の写真を並べ、5ヶ月も先の5月10日の自民党演説会のお知らせを載せ、さらに「石原のぶてると代議士とのツーショット政党ポスターが完成しました。・・皆様のご自宅の壁や塀、お店など目立つところに貼って頂ければ幸甚です」と政党ポスターの掲示をお願いしている。t議員が犬を抱いた写真を載せ、31号に載せたプロフィールの要約が掲載されている。紙面の7/8は「区議会のホームページより動画」で見られると書きながら、定例会でのt議員の質問と区側の答弁のみが記載された区政報告である。紙面に占める面積割合ではなく、この33号は目前に迫った区議選に向け、石原のぶてるとのアピールが強い紙面であり、按分比の変更を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額74,142円の返還を求める。

- 5) 3/2、区政報告用封筒1/2の按分、19,320円について

この封筒が使用されたと思われる区政報告は提出されていないので認められない。もしt議員が提出している石原のぶてると握手をした写真を掲げ、自身のPRだけのパンフレットをもって区政報告としているならばなおさらのことである。パンフレットの問題点はFで指摘した。封筒分19,320円の返還を求める。

E. 資料購入費

- 1) 読売新聞月3,720円×11ヶ月=40,920円について

一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費40,920円の返還を求める。

F. 広報費

- 1) 6/14、区政報告29号発送代、按分なしで14,446円と60,780円合計75,226円について

区政報告29号は紙面の半分は(表面全面)はt議員自身の「医療問題特別委員長就任の挨拶」と山田区長の辞任のお知らせで、全経費を政調費で計上することは認められない。按分を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額75,226円の返還を求める。

- 2) 9/10 区政報告31号郵送代、按分なし91,200円と50,034円と305,590円合計446,824円について
資料作成費の欄でも書いたように31号の紙面すべてを政調費の支出とは認められない。31号の紙面に基づいた按分を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額446,824円の返還を求める。
- 3) 区政報告33号郵送代はすべて按分7/8で、12/23に175,700円、12/26に、52,780円と18,228円、合計246,708円について
資料作成費の欄でも書いたように33号の紙面すべてを政調費の支出とは認められない。33号の紙面に基づいた按分を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額246,708円の返還を求める。
- 4) 区政報告郵送代按分は1/2で、2/14に163,707円、2/15に56,045円と39,857円合計259,609円について
郵送される区政報告が提出されていないし、作成費も計上されていない。もしt議員が提出している石原のぶてると握手をした写真を掲げ、自身のPRだけのパンフレットをもって区政報告としているならばなおさらのことである。パンフレットの内容は《表紙はt議員の名前と写真、自民党公認、ブレない信念、自身の名前の頭文字をとって、なんでも、おこない、やりぬきます!が強調され書かれている。裏面は石原のぶてると握手をした写真を掲げ、石原のぶてるとの「私も応援しています!」の挨拶文(t君は、2期目としては異例の速さで予算委員長や議運委員長などの要職を歴任し、今や自民党の若きエースと呼ばれる存在となりました。...) その下にプロフィールを載せ、家族の紹介、妻〔t-1〕(石原のぶてると代議士ご夫妻にご媒酌を賜り結婚)と続く。間のページは、区政相談もなんでもおこないやりぬきます!、地域活動もなんでもおこないやりぬきます!、ブレない信念、確かな実績、3期目の公約、》等々、t議員のPRのオンパレードである。区議選を目前に控え、税金である政調費を使ってPR用のパンフレットの郵送代に当てることは、政調費で禁止されている選挙活動に関する経費に該当する。t議員自身、郵送費は計上しているが、パンフレット作成費は計上していない。よって郵送代合計259,609円の返還を求める。

G. 事務費

- 1) 固定電話按分はすべて1/2の按分で合計11,090円
- 2) 携帯電話代按分はすべて1/2の按分で、合計105,729円で他の議員に比べ高い。(4月10,091円)(5月 11,159円)(6月 12,846円)(7月,19,041円)(8月, 9,307円)(9月, 5,795円)(10月, 9,123円)(11月, 3,720円)(12月, 7,751円)(1月, 8,338円)(2月, 8,558円)
- 3) 切手・はがき購入、4/19 切手2,560円、5/25 はがき切手3,350円、7/13 はがき75枚3,750円、7/30 はがき70枚3,500円、8/1切手640円、8/24はがき80枚4,000円、11/19 往復はがき8,000円、1/11 往復はがき6,500円、1/24 往復はがき500円、2/19切手1,350円、3/8 切手4,960円、 合計39,110円
政調費は税金なので使用目的が明確でない支出は認められない。切手、はがきの使用目的の説明がない場合は全額39,110円の返還を求める。
- 4) プリンター・インク代 4/25は按分2/3で2,644円、7/30は按分2/3で3,002円、9/3は按分2/3で2,418円、1/9は按分2/3で6,078円、インク代はすべて按分2/3で合計14,142円支出している。按分比の説明を求める。按分比について妥当・合理的な説明がない場合は全額14,142円の返還を求める。
- 5) タックシール代 5/23按分なし1,740円、9/2、按分なし15,360円、12/17、按分は7/8で13,440円、2/26 按分なし1,737円、合計32,277円
タックシールは区政報告の郵送に使用したと思われるが、それぞれの区政報告の按分に則して支出すべきである。妥当、合理性ある按分比の説明の無い場合は全額32,277円の返還を求める。

6) コピー用紙 6/16、按分なし8,730円、9/29、按分なし3,400円、12/9、按分なし1,600円、1/25 封筒コピー用紙按分なし、210円、2/12、按分なし1,515円、2/25 按分なし1,100円、3/7 按分なし6,468円、以上コピー用紙類はすべて按分無しで合計23,023円を支出。上記の4)ではインク代を按分2/3で計上しながら、用紙のみ按分無しは矛盾しないのか。合理的な説明を求める。説明の無い場合は全額23,023円の返還を求める。

7) 会派分担金会派事務費(電話料通信費、事務用品等)2,506円、「R会派」会派事務費電話料通信代2,262円、事務用品代4,774円、事業仕分け講師代3,750円について
会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。t議員に対する返還要請額は、計上額9,542円である。

H. 事務所費

1) 事務所賃借料1/2の按分で月25,000円×12ヶ月=300,000円

「政務調査費の交付に関する条例」で第11条「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる」と明記している。事務所の契約書が提出されるだけでは利用実態が不明であり、議長はどのように調査ができるのか。平成23年1月13日小泉やすお議長は「政務調査費に係る調査について(回答)」(監査結果書P225)で「区議会では使途基準で事務所費への支出を認め、賃借料を計上する場合には透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の用件を具備することを示す書類の提出を規定により義務付けている。」と明記した。当時の小泉議長が明記したことは現議長藤本議長に託されているはずである。契約書だけでなく、「透明性の確保と説明責任に重きを置く」書類の提出を求める。「事務所賃借契約書」を提出するのみで事務所費を政調費と認めることは税金を納める区民としては納得できない。「透明性の確保と説明責任に重きを置く」書類の提出が無い場合は事務所賃借料300,000円の返還を求める。

I. 人件費

1) 補助職員賃金(7月 22,400円)(9月 27,200円)(10月 24,000円)(12月 16,000円)

2) 3/31,自民会派補助員分担金22,691円、R会派補助員分担金36,217円について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。t議員に対する返還要請額は、計上額58,908円である。

22. u議員(Q会派)

政調費交付額	1,280,000円(戻入なし)
要返還	291,312円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

交通費

タクシー 12,640円(14回乗車)

公共交通機関 6,402円

会派視察

視察先 神奈川県開成町

期日 平成22年8月16日

目的 通年議会

計上経費	交通費3,596円
視察先	京都府議会、奈良市役所
期日	平成22年8月30日～31日
目的	事業仕分け
計上経費	宿泊・交通費 36,620円

1) タクシー乗車について

日常の交通費は、公共交通機関の利用が原則である。乗降場所を調査すると、近距離の利用となっているが、何故この様な短区間のタクシーを利用するのか。使用理由は、総て行先 区民宅。理由 区民相談、意見聴取と記載されていて、具体的な内容は不明である。よって、12,640円の返還を求める。

B. 研修費

議員力検定2010夏講座	4,320円
T K C 経営革新セミナー2010および一緑会	3,500円
自民党区議連協全議員研修会	5,380円

2/10自民党区議連協全議員研修会5,000円に参加しているが、自己の属するP会派主催の研修会への参加は、政務調査の為の研修とは認められず、交通費380円を含む5,380円の返還を求める。

D. 資料作成費(広報費として計上されている1/13ポスティング、3/25ポスティング合計188,317円及び資料購入費として計上されている1/13封筒代を含めて、検証した)

12/2 区政レポート 10,000枚(按分なし)	121,800円
3/16 区政レポート 30,000枚(按分なし)	183,750円

領収書には、宛名印字・封入・発送費として、但書に記載されているが、個々の金額が不明の為、明細書の添付が必要である。

1/13 宛名印字・封入、発送費1,212枚(按分なし)	132,986円
封筒6,212枚(按分なし)	51,274円
ポスティング7,600枚(按分なし)	46,284円
3/25 宛名印刷・封入、発送費1,641枚(按分なし)	174,356円
ポスティング25,050枚(按分なし)	142,033円

以上、上記2つの日付の4枚の領収証は、12/2、3/16の区政レポートと関係がありそうな日付、枚数であるが、既に、同じ但書が記載されている2枚の領収書(12/2、3/16の区政レポート分)と、重複していると思われる。区政レポート見本は、2枚提出されている。検証の上、重複であれば、正確な金額、内容を説明し、不適合な金額の返還を求める。

E. 資料購入費

収支報告書には、資料購入費合計額が、324,081円となっているが、その中に、事務用品代188,791円が含まれており、実際の資料購入費は、135,290円である。

新聞購読：

読売新聞 31,400円(8月から8ヵ月分)、しんぶん赤旗 6,400円(9月から8ヵ月分、12月分が重複)、杉並新報 1年分3,600円(8月から翌年の7月)

書籍購入費合計97,490円：

議員力検定マスター問題集2,000円、議員力のススメ1,500円、まちづくり協議会読本1,800円、も

う一度読む山川政治経済他 5点8,295円、政策立案者のための条例づくり入門2,100円、地方議員アイサツ例文集3,570円、市町村議会の常識「しらなかった」ではすまされない1,680円、地方議員のための予算・決算書読本3,465円、東京23区ランキング青版仕事に役立つデータ編1,260円、東京23区ランキング赤版意外な区の横顔編1,260円、地方議会議員ハンドブック1,799円、地方議会その現実と「改革の」方向2,625円、ここから始める地方議会改革2,625円、電子マネーのすべてがわかる1,470円、地域通貨ルネサンス2,940円、昭和30年代の中野・杉並1,995円、これでいいのか東京都杉並区1,365円、ネット選挙革命1,260円、20代で人生の年収の9割は決まる1,365円、20代でやっておきたいこと1,260円、ハローワーク3倍まる得活用術1,470円、労働法の基本がわかる1,680円、転職・退職・再就職完全ガイド1,365円、無縁社会1,400円、もう一度読む山川世界史1,575円、若者労働力の構造と雇用問題2,310円、世代間格差ってなんだ756円、ゼンリン東京都地図A41.5杉並区14,700円(8/7購入)、電子地図23,000円(2/11購入)

1) 新聞購読について

読売新聞を定期的に購読し、政調費に、31,400円が計上されている。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常的生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、議員の多くにとって、当選の有無とは関係なく、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞を、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常的生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。従って、請求人は、政務調査活動における読売新聞購読に、合理性・妥当性のある説明を求め、それが無い場合は、その購読料31,400円の返還を求める。

2) 杉並新報年間購読について

請求人の平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書は、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と述べている。

従って、請求人は、議員任期を越える平成23年5月から8月までの4カ月分1,200円の返還を求める。

3) しんぶん赤旗12月分が、重複して計上されており、800円の返還を求める。

4) 書籍購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入

する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、u議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することをこしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含めて、それらをどの様に処理する計画であるかの情報の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

なお、11/15地方議会あいさつ例文集は、政務調査の為に資料とは云えず、3,570円の返還を求める。又、u議員は、平成22年8月に、ゼンリン東京都地図A41.5杉並区(14,700円)を購入し、更に、平成23年2月に、電子地図(23,000円)を購入している。電子地図の購入は、議員任期が終了する2か月前であるが、当該地図の購入について、その理由を含め情報の開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額23,000円の返還を求める。u議員も既知のことであろうが、インターネット上で、杉並区の最新の地図を詳細に検索することが可能であることを付記しておく。

F. 広報費

資料作成の項で、併せて検証した。

G. 事務費

携帯電話（按分比50%） 43,772円

PC、ウイルスバスター、PCバッグ（按分比80%） 123,692円

（資料購入費として計上されている）

事務用品（按分なし）（資料購入費として計上されている）

11/29 ノート400円、11/30 スタンプ台2,100円、12/8 ファイル、ガムテープ2,300円、

12/20 ラベル5冊5,000円、1/13 単一電池11個1,155円、2/24 ガムテープ1,000円、

3/6 ノート5冊480円、3/20 クリアブック360円、3/24 インクリボン1,030円

収納箱（按分なし）1,450円

R会派事務費分担分（電話代、事務用品等） 7,036円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話は、通常、通話量に応じて、電話会社より、金券と同様の働きを持つポイントが付与される。従って、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額43,772円の返還を求める。

2) PCの購入について

パソコン一式を、平成23年度2月に購入し、按分比80%で、政調費に計上している。請求人が行った平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員

の任期を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい。」と記されている。

請求人は、政務調査活動の内容、その政調費への計上は、会派・議員の自主性・自律性の基での判断であり、その内容に立ち入る意図をもたないが、最低限の明確な情報開示の責任があると解している。パソコンの耐用年数は、所得税法上4年とされるが、u議員が当該パソコンを購入したのは、平成23年2月であり、議員任期の残りが、2カ月の時点でなされている。u議員に、その購入経費の公金である政調費への計上を按分比80%で行っているが、その明確な根拠と責任ある説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、パソコン及びその関連品の購入費123,692円の返還を求める。

3) 事務用品の購入について

事務用品の購入経費を按分なしで、政調費に計上しているが、その根拠の明確な説明を要請し、u議員の自律性・自立性ある判断に基づく按分による計上額の返還を求める。又、平成23年1月に購入した単一電池の用途の開示を求めるが、それに、合理性がない場合は、計上額1,155円の返還を求める。更に、11月に、収納箱を購入し、按分なしで、政調費に計上している。収納箱は、通常、消耗品ではなく、備品の一つであり、政務調査活動だけでなく、他の活動にも有用と捉えるべきであるが、按分なしとして、政調費に計上した根拠の説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額1,450円の返還を求める。

4) 会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。u議員に対する返還要請額は、計上額7,036円である。

I. 人件費

R 会派補助事務員賃金分担分	36,217円
----------------	---------

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。u議員に対する返還要請額は、計上額36,217円である。

23. v議員 (S会派)

政調交付額	1,920,000円 (戻入なし)
返還要求額	1,887,479円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

21年度の住民監査請求の監査結果書 (P265) で、v議員は次のように抗弁をした。<自分たちは何の調査もせず、領収書の情報だけで、想像を膨らませ指摘するのは大変失礼であり、ただの言いがかりと判断する。このやり方は、非常に卑怯であり、住民監査請求の悪用とも言える。・・・監査委員の皆様におかれましては、指摘内容が本当に社会通念上、通用する内容かも含め監査いただきますようお願い申し上げます。>

請求人の調査が徹底してなかったことをv議員に指摘され、請求人はv議員の自宅を確かめた。自宅には立派な駐車場もあり、月極駐車場代金を政調費で支払う必要もなかったにもかかわらず、v議員は4年間に渡り、月極駐車場代金を政調費 = 税金で支出していた。

20年度では5月19日~21日に行われたS会派議員 (v、y、x、A、[S-1]) の青森六ヶ

所村視察に対する甲の指摘に対して、20年度の監査結果書P203で「この視察については東京電力から施設見学のお誘いがあり、会派として参加したものである。・・経費については主催者である東京電力と協議を行い宿泊費や現地で要した交通費などを考慮して負担したものである」と述べている。後でわかったことであるがv議員は現職の〔v-1〕支社のお客係りであり、〔v-1〕社員として接待旅行を杉並区議に供与したことはないか。さらに立派な視察報告書の9割は「青森県の原子力行政」や「むつ市のHP」などの丸写しであることが区内在住のジャーナリスト〔v-2〕氏の調査で判明した。徹底的に調べない限り、v議員の政調費の使い方には疑問が多い。v議員が言った「非常に卑怯」という言葉は一体誰に向かって言う言葉か。当時の四居誠監査委員はv議員の言い分をすべて認め、請求人の指摘をすべて否定し、正当な支出と認めてきた。v議員が「監査委員の皆様におかれましては、指摘内容が本当に社会通念上、適用する内容かも含め監査いただきますようお願い申し上げます。」と述べた言葉を監査委員は徹底的に調査し、監査することを望む。

A. 調査研究費 95,710円について

1) 月極駐車場代 50%按分で月7,500円×12ヶ月=90,000円

「自動車保管場所(車庫)賃貸借契約書」は契約期間が平成18年10月1日から19年9月30日となっていて、契約書には「ただし、当事者協議のうえ契約の更新をすることができるものとします」と書いてあるが、更新した書類は提出されていない。よって、この契約書は失効していて、22年度政調費に該当しない。また、契約書では自宅近くの「練馬区関町南 - -」を駐車場としているが自宅には駐車場がある。監査結果書P265で「車は2台保有しており、私的に利用する際は別の1台の車を使用している」と述べているが、v議員が何台もの車を所有するのは自由であるが2台車が在るので1台分の駐車場料金を区民の税金負担に要求することは認められない。90,000円の返還を求め。

2) ガソリン代合計5,710円について

8/5, 2,000円, 10/5, 1,800円, 1/5, 1,910円を50%の按分で購入している。

ガソリン代については領収書の提出だけで、使用実態の説明がないので認められない。v議員は21年度の住民監査請求の際、上記に書いたように「自分たちは何の調査もせず、領収書の情報だけで、想像を膨らませ指摘するのは大変失礼であり」と抗弁した。税金で購入したガソリン代に対し、用途説明をしないことこそ問題である。他の議員は電車の1区間の切符代でも使用目的を明らかにしている。これは税金の支出であるので当然のことである。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、自動車の利用でも記録簿を提出すべきである。用途不明のガソリン代は認められないので、説明がない場合は5,710円の返還を求め。大体、自宅に駐車場がありながら、駐車場代に税金から90,000円を支出し、ガソリン代が年間5,710円ということは本当に政務調査のために必要な車なのか、説明を求め。

E. 資料購入代 39,250円について

1) 収支報告書によれば、4/5産経新聞購読費 2月分 3,925円は2月分ということは22年度分に該当しないので認められない。また、産経新聞購読料は1ヶ月2,950円であり、不当な支出である。3925円の返還を求め。

2) 朝日新聞購読料3,925円×9ヶ月=35,325円について。(3/7の支払いは事務所費で計上しているので事務所費の欄参照)

一般的に各家庭は新聞を購読し、家族も含め新聞を読む実生活がある。議員だからといって新聞の購読費を按分もなく、すべて公金で賄うことが認められるのだろうか。新聞購読は政務調査活動に必要であることは認めるが、通常的生活感覚からして按分もなくすべて政務調査活動とは認めがたい。よって按分比の明示を求め。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞購読費35,325円の返還を求め。

F. 広報費 1,153,125円(政調費の約58%)

1) 区議会レポート7号印刷代99,400円について

印刷代は按分無しで4/20に2回に分け、5,000枚 24,000円、30,000枚 75,400円を、滋賀県守山市のKKウェブに支払っている。

レポートの内容は「2~3月に開かれた議会」でのv議員の質疑応答の要旨で、全面<Q>v議員の質問、A杉並区の答弁>のみの掲載である。冒頭は「どうぞご支援賜りますようお願い申し上げます」から始まり、区政報告の部分もあるが、区民=選挙民への議員本人のPR宣伝活動の性格が強い。それを按分もなく100%区民の税金で支出することは認められない。按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は合計99,400円の返還を求める。

2) 区議会レポート7号発送、郵送代について

4/28に武蔵野コーポレーションに4,509通の発送委託に、42,262円。同日郵送代235,974円、総合計278,236円について

郵送代は1989通99,450円、1643通82,150円、877通54,374円合計235,974円をすべて小切手で払っているが、政調費は銀行口座に振り込まれているのに、小切手で払う理由は何か、説明を求める。レポート7号の印刷代について按分比を求めたのと同様、4,509通の発送代、郵送代にも按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は総合計278,236円の返還を求める。

3) 6/30のポスティング代 94,500円について

収支報告書には区議会レポート6号ポスティング代とあるが6号は実物が提出されていないので認められない。領収書は7号ポスティング代(30,000枚)となっているので、仮に領収書が正しいとして7号と認めても、1)に書いたように按分比を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は94,500円の返還を求める。

4) 12/9の区議会レポート8号制作印刷代 300,615円について

「安心、安全、活力あふれる杉並区に挑戦！」と冒頭に書いたレポート8号はv議員の決算特別委員会での発言のみである。文末は「取り組んでいきます」「積極的に行います」「進めていきます」などでまとめられ、自身の意見をまとめたに過ぎない。1)と同様、区民=選挙民への議員本人のPR宣伝活動の性格が強い。それを按分無しで、政務調査研究に100%該当するとは認められない。按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は印刷代300,615円の返還を求める。

5) 区議会レポート8号の発送代54,840円、郵送代231,034円、総合計285,874円について

11/24の発送委託代、武蔵野コーポレーションに54,840円、郵送代1,956通97,800円、1,602通80,100円、857通53,134円の経費は4)に書いたようにレポートの按分比に基づくべきである。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は発送、郵送代総合計285,874円の返還を求める。

6) 12/6の区議会レポート8号のポスティング代94,500円について

レポートが4)で書いたように按分無しで、政務調査研究に100%該当するとは認められないので、30,000枚の配布代に按分を求める。その按分比に合理性・妥当性のある説明がない場合は94,500円の返還を求める。

以上、広報費には合計1,153,125円が使われ、政調費の約58%を占めている。

G. 事務費

1) 固定電話代 50%按分で、年間計20,068円について

この固定電話は自宅にあるのか、事務所にあるのか。例えば自宅にあるとすれば、基本料金は、原則、議員活動の有無とは関係なく支払いは生ずるものである。従って政務調査活動のために自宅の固定電話を使用した場合、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを使用実態にあった按分比で政調費に計上すべきである。自宅ではなく、事務所にあるとすれば、下記のH事務所費の欄に書いたが、事務所の使用実態の説明がなく、水道料金は1年間で9㎡の使用量で事務所として利用されている形跡は非常に少ない。事務所使用実態の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は固定電話代20,068円の返還を求める。

- 2) インターネット接続料50%按分、24,564円
- 3) 携帯電話79,532円
- 4) 会派分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。v議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費7,036円、人件費36,217円である。

H. 事務所費 合計536,073円

- 1) 事務所を西荻南 - - 号室18,38㎡を月85,000円で借り、50%按分で年間510,000円を政調費 = 税金で払っている。事務所の契約書は提出されているが、実際に使用している実態の説明は何らない。政調費の用途基準では事務所費は「調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する費用」とあるが、契約書が提出されているだけでは使用実態が不明である。現在、現職の〔v-1〕社員であるにもかかわらず、区議選出の監査委員になったv議員は監査をする時、使用実態が不明でも契約書だけで税金の支出を認めるのか。税金を納める区民からすれば、使用実態の不明な支出は当然認められない。説明を求める。

事務所家賃だけでなく、電気代、水道代も政調費で支出している。例えば2ヶ月毎の水道使用量を領収書から列記すると、4～5月1㎡、6～7月1㎡、8～9月0㎡、10～11月1㎡、12～1月2㎡、2～3月4㎡で、年間合計9㎡の使用であり、この領収書からして事務所使用は非常に少ないということを物語っている。v議員の言うように「領収書の情報だけで、想像を膨らませ指摘するのは大変失礼である」ので使用実態の説明を求める。水道料金は使用量に関わらず基本料金は払わなければならないので、50%の按分で8,946円を政調費 = 税金で払っている。

室内にはどんなものが置いてあるか請求人は把握していないが、インターネット接続など電気関係は設置しているだけで電気代はかかるので、年間50%按分で13,202円を政調費 = 税金で払っている。2007年初当選した時、政調費で購入したオフィス家具(58,000円) パソコン(101,650円)、プリンター(24,650円) 電話機などはまだ置いてあるのだろうか。

v議員は2007年4月に初めて立候補した時、読売新聞の立候補者経歴に元〔v-3〕会社員と掲載されていた。2011年4月の区議選の立候補者経歴に朝日新聞のみ〔v-1〕社員、毎日・読売・産経・東京新聞の4紙に元〔v-1〕社員と掲載した。新聞の経歴でもこれだけ異なることを記載するのだから、事務所の使用実態もきちんと説明してもらわなければならないので、事務所費は認められない。前文にも書いたが、v議員は甲の住民監査請求に対し、「自分たちは何の調査もせず、領収書の情報だけで、想像を膨らませ指摘するのは大変失礼であり、ただの言いがかりと判断する。このやり方は、非常に卑怯であり、住民監査請求の悪用とも言える」と答えた。しかし、領収書は使用状況を証明する。水道料金の領収書が使用量が殆ど無いことを示しているように、事務所の使用実態をどのように解釈すればいいのだろうか、v議員からの説明を求める。使用実態の説明に合理性・妥当性のある説明がない場合は事務所の家賃510,000円、水道料金8,946円、電気代13,202円の返還を求める。

- 3) 3/7の朝日新聞購読費 1月分3,925円を事務所費で計上している。他の月は資料購入費なのに何故この月は事務所費か、説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は新聞代3,925円の返還を求める。

24. w議員 (S会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
返還要求額	581,544円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使

途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

タクシー使用料金	96,010円(69回)
自転車駐輪場	5,700円(57回)
公共交通機関	利用なし

1) 交通費について

タクシー使用料金69回96,010円 出張先は個人宅、喫茶店、59回が区民意見聴取、2回は区役所 - 永田町(高速料金を含む13,010円のところ1,310円と誤記)、吉祥寺往復と記入されており、公共交通機関の利用が可能範囲内であり、タクシーを利用する必要性が認められない。

自転車駐輪場利用も57回あり、総て区民意見調査となっている。後述するが、人件費でも142時間区民意見聴取・調査と記入されているが、何を調査しているのか資料が全く無く公共交通機関の利用が1回もなく、タクシーのみの利用は正当な支出とは認められず、94,050円の返還を求める。

B. 研修費

法政大学生協同組合で、以下の図書を購入しているが、資料購入費としてではなく、研修費に組み入れてあるのは、法政大学で学ぶ教科書代としての計上ではないか。だとすると、政務調査ではなく、自己研修の為であるから、6,803円の返還を求める。

7/5 西洋経済史 2,362円、8/6 経済原論 2,835円、10/6 Economics and Human Nature 1,606円

C. 会議費

喫茶店利用 8,062円(13回)

一般社会通念では、狭く多くの人が近くに座っている喫茶店で、調査研究の為の会議は、とても出来ないが、議員達は、何故か議会事務局の応接室を使わず、喫茶店での利用が多い。区民意見聴取になっているが、全部「 〃 」 「 〃 」 の記号のみで、内容が全く不明であり、区民と記入しているが、中野地区の喫茶店の利用もあり、不透明であり、8,062円の返還を求める。(3/31コーヒー館400円科目会議費を含む)

D. 資料作成費

データ作成費	3,150円
コピー代	12,960円

コピー代として、2/19. 2,000円、2/21. 8,000円、2/23. 2,960円 = 12,960円を計上しているが、既に、プリンター等機器類を数多く、政調費で購入しており、余りにも安易にコピー代として使用している。

E. 資料購入費

書籍費合計74,462円：

経済会議714円、若者のための政治マニュアル450円、現代政治学・政策展開を研究1,804円、日経ビジネス・建築基準法3,820円、戦後世界経済史自由と平等の視点から987円、初めての経済学上下1,742円、近代日本政治史2,520円、現代政治学1,890円、民法総則・物件1,890円、現代の経済政策3,045円、ゼミナール民法入門3,360円、プルータス630円、福祉国家の発展と地方政府3,665円、杉並区の歴史・地域の歴史研究300円、日本経営史756円、コーポレートファイナンス上下10,500円、財務会計講義4,200円、ベーシック監査論3,990円、ゼミナール現代会計入門3,675円、概説日本経済史2,625円、図解社会経済学資本主義とはどのような社会システム化3,150円、基本民法2,940円、民法判例百選2,199円、告白650円、思索紀行・お家さん3,360円
新聞、雑誌：日経新聞年間購読52,596円、朝日新聞130円、アエラ380円、プレジデント・THE 21.

1,240円、新聞新社会4,560円、女の新聞5,040円

購入書籍の告白、思索紀行・お家さんは、政務調査の資料とはいいい難く、4,010円の返還を求める。

F. 広報費として、合計768,160円を計上

7月計上	区政報告特別郵便	420円
8月計上	区政報告ハガキ50円 5,300枚(按分なし)	265,000円
2月計上	区政報告特別郵便65円 4,052枚(按分比70%)	184,365円
3月計上	3/10 切手80円 250枚(按分なし)	20,000円
	3/10 ハガキ 5,200枚(按分なし)	260,000円
	3/11 封筒代(按分なし)	18,375円
	3/31 ハガキ400枚(按分なし)	20,000円

1) 8月計上について

区政報告作成費ハガキ50円×5,300枚=265,000円について、証拠書として提出されているものは、ハガキ2枚、A4版コピー1枚のみで、発行号数、年月が不記載の為、どれに該当するのか不明であり、又、宛名シールの購入等、多量のハガキに宛名を書いた痕跡がない。明確な説明を求める。

2) 2-3月計上について

広報費としての証拠品は、ハガキ2枚、引退挨拶文1枚のみで、発行年月、号が未記入の為どれが該当するのか不明であるから本人の説明を要する、内容から推察すれば、2/24. 65円×4,052枚=263,380円が按分されて184,365円、3/10. 50円×5,200枚=260,000円が、該当可能かも知れないが、該当しなければ要返還である。

4月～3月の期間で、何故2月末と3/31の間に、広報が集中するのか、不自然である。本人は、引退を決めており、3/10に、80円切手×250枚=20,000円、50円ハガキ×5,200枚=260,000円、3/31に、50円ハガキ×400枚=20,000円は、使途不明であり、又、多量のハガキに、あて名を書いた痕跡がなく、合計300,000円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話(按分比50%)	81,143円
事務所への郵送費(本、雑貨、備品、印刷機)	3,580円
棚付テーブル(平成22年7月22日)(按分比80%)	16,640円
書棚(平成22年7月22日)(按分比80%)	41,520円
コピー費50枚	500円
ノート892円、地図1,680円、のり1,994円、切手50円(資料作成費に計上)	
ボールペン100円、インク3,256円、紙9,175円、ノート474円(資料購入費に計上)	
3/10 インク5,470円(広報費に計上)	
会派事務費分担(按分比50%)	10,786円(内、事務費・電話料7,036円)

1) 携帯電話について

平成21年度政調費の監査請求において、議長調査に対して、w議員は、「携帯電話の使用料金については政治活動や私的活動と明確に分けるために定められた基準で按分をしている」と記している。請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話は、通常、通話量に応じて、電話会社によって異なる可能性があるが、金券と同様の働

きを持つポイントが付与される。従って、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額81,143円の返還を求める。

2) 郵送費について

4/13 本、雑貨、備品、印刷機を、区役所議会控室から、自宅に郵送している。個人の利便の為の送料であり、政務調査費とは関係ない。送料3,580円の返還を求める。又、w議員は、印刷関連機器を、平成18年3月(印字機372,000円)、6月(印字機335,154円)、9月(リソグラフ機95,550円)に購入しているが、どの機器を、自宅に郵送したかについて、情報の開示を求める。

3) 備品購入について

7/22 棚付テーブル・書棚58,160円は、備品であり、任期が一年未満しかなく、耐用年数を大幅に超過しており認めることは出来ない。58,160円の返還を求める。

4) コピー代について

資料作成費の項でも述べたが、4/28 コピー 50枚 = 500円は、コピー機等を政調費で購入しているが活用されていない、支出はよく考えた上で行って欲しい。よって、500円の返還を求める。

5) 会派事務費分担については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。w議員に対する返還要請額は、計上額7,036円である。

H. 事務所費として、223,929円計上

事務所賃料(按分比1/6) 及び振込手数料	215,200円
ガス代(按分比1/6)	8,729円

部屋の自筆による見取り図が提出されているが、契約書もなく、根拠に乏しい按分であり、光熱費も何故「ガス」だけなのか説明を要する。個人生活と居住と補助職員が、どこでどの様に事務補助しているのか不明である。事務所経費の検討を要する。

I. 人件費として、507,600円を計上

まず、雇用契約書の写しが提出されていない。

賃金が1時間当たり1,300円の根拠は何か。高額すぎるので改善を求める。

勤務内容は、区民意見聴取76時間、区民意見調査66時間、地域通貨資料集め15時間、区政報告の作成5時間、産業行政調査23時間、定例会用資料作成32時間、区政報告資料集め39時間、区民アンケート調査20時間、区民意見取りまとめ36時間が、主な業務内容になっているが、どうやって何を調査したのか痕跡、資料が全くない。職員を雇用している一部議員に共通していることだが、人件費の使用が明解でない。一考を要する。

5/4 1時間 1,300円、5/17 1時間1,300円、6/7 1時間1,300円、6/13 1時間1,300円 = 4時間の休憩時間に、賃金を支払っている。又、6/10 4時間5,200円、3/30 6時間7,800円の両日は、勤務内容不記載の為勤務実態がないと判断した。

従って、合計18,200円の返還を求める。

<その他>

参考までに、w議員の特筆している事項を述べておく。それは、耐用年数を全く無視し、備品を購入していることである。

例えば、平成16年度 パソコン、17年度 パソコン、印字機、18年度 印字機、リソグラフ機、FAX、20年度 携帯電話、録音機、パソコン、21年度 プリンター、棚3台、22年度 棚付テーブル、書棚

甲としては、備品購入について、再三政務調査費の目的外使用として注意を喚起してきたが、監査委員としての職務を果たさず、議員本人の自覚は基より、税金の無駄使いを、今日まで黙認してきた事実と責任は大きいと思う。何らかの判断と行動を切に願っている。

25. x議員（S会派）

政調費交付額	1,920,000円（戻入額 560,112円）
返還要求額	888,961円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) 調査研究のための移動手段の経費が、以下のように計上されている。

ガソリン代（按分比50%）	18,656円(125リットル)
駐車場代 2回 （ビックサイト・水道博物館視察、区政相談-泉4丁目）	1,650円
駐輪場代（荻窪駅南口、荻窪駅周辺まちづくり調査）	400円
タクシー 2回 （区役所-荻窪保健センター、区政相談-区役所-和田1丁目）	1,510円
公共交通機関	7,660円

一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で125リットルであり、例えば、使用された車両の標準の燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、875kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間58回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張している。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきと解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われている。

従って、請求人は、自動車の利用実態の開示を求め、それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額 18,656円及び駐車場代 1,650円の返還を求める。

2) 複数有志視察行に、3回参加し、その経費41,265円が政調費に計上されている。

視察先	大分県豊後高田市、福岡県八女市、佐賀県佐賀市
期日	平成22年4月11日 - 13日
参加者	x議員、a議員、g議員、y議員、s議員
目的	豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について 八女市 議会基本条例

佐賀市 健康ひろげ隊事業について

計上経費	3,094円（現地交通費、他の経費は、前年度3月に計上）
視察先	神奈川県開成町
期日	平成22年8月16日
参加者	x 議員、o 議員、E 議員、r 議員、s 議員、D 議員、 t 議員、A 議員、u 議員
目的	通年議会
計上経費	3,596円
視察先	京都府議会、
期日	平成22年8月30日～31日
参加者	x 議員、o 議員、q 議員、E 議員、r 議員、s 議員、 D 議員、t 議員、p 議員、A 議員、u 議員
目的	事業仕分け等
計上経費	宿泊・交通費 34,575円

x 議員が発行する区政調査・報告レポートの平成22年夏号に高田市、八女市、佐賀市への視察内容、今後の取り組みが報告され、同年秋号、平成23年冬号に、京都府での事業仕分けの視察及び試行的事業仕分けの実施と文教委員会としての行政視察の内容が報告されている。請求人は、政務調査活動は、会派・議員の判断の基に行われ、その自主性・自律性を尊重すべきと解し、視察の選択の内容、その成否を問題としてきていない。しかし、一方、公金を使った活動の対象プロジェクトについては、それを継続するかあるいは中断したかに係らず、視察後、どの様に展開しているかの情報開示が、区民に対してなされるべきであると解しており、x 議員には、継続して、政務調査の対象としたプロジェクトの状況報告を要請したい。

B. 研修費

議会改革任に関する学習会講師（地方自治総合研究所）料として、2,222円を計上

E. 資料購入費

朝日新聞 6 か月購読23,550円、読売新聞 6 か月購読23,550円。赤旗新聞購読 1 か月 800円

F. 広報費

下記の経費が、広報費として総額 756,178円が計上されている。

区政報告平成22年夏号印刷・折代・ポスティング（按分比90%）	151,200円
区政報告平成22年秋号印刷・折代・ポスティング（按分比90%）	163,800円
区政報告平成23年冬号印刷・折代・ポスティング（按分比90%）	138,600円
区政報告平成23年予算号印刷・折代・ポスティング（按分比90%）	138,600円
区政報告年間郵送代（按分比80%）	77,470円
封筒印刷・区政報告案内印刷（按分比80%）	85,008円
区政報告会会場費（平成23年2月）	1,500円

広報活動は、議員の種々の活動の中で、最も重要なものの一つであり、その背景には、一般的に4年の任期で改選選挙が待ち構えているためと考えられる。政調費の使途も、広報費が主たる部分を占め、x 議員の場合でも、平成22年度の政調費に計上された使途に占める広報費の割合は55%強となっている。従って、広報活動は、政務調査活動の広報と選挙、後援会、政党・政治活動のそれとの間に、明確な一線を引くことは、極めて難しい作業であり、政務調査活動単独の広報活動は、実際的にはあり得ないと解する。議長訓令は、区政に関する活動を政務調査活動と定義しており、選挙、後援会、

政党活動は含まれない。

×議員は、広報活動の一環として、平成22年度においては、区政報告を夏号(8月)、秋号(10月)、冬号(平成23年1月)を発行し、年度末の3月に「平成23年予算号」を発行している。

- 1) 夏号は、前半が、×議員がR会派の幹事長就任、杉並区・ウイロビー市友好都市提携20周年記念式典開催、臨時区議会開催、議会定例会開催の記事で構成され、後半が、×議員の大分県豊後高田市、福岡県八女市、佐賀県佐賀市視察報告と、区政アンケートからなっている。前半部分は、×議員の政務調査活動とどの様に結びついているのか不明であり、明確な説明を求める。
- 2) 秋号は、平成22年度定例区議会報告と題され、1/3の紙面に、平成21年度の区の決算内容が掲げられて、次に、1/2の紙面を用い、主な事業結果(9事業)の概要が紹介されている。残りが、会派及び行政視察報告と区政調査アンケートからなっている。9事業の概要は、ほとんどが、事業の説明であり、×議員の政務調査活動との関係は、不明であり、明確な説明を求める。
- 3) 冬号は、前半が、×議員の所属する会派が賛成し、可決した平成22年度の補正予算の主な事業の説明と平成23年度の予算編成について、区長に提出された5項目の要望及びそれまでに実現した要望等の内容の説明が記載され、後半に、当該会派による事業仕分けの実施内容、×議員の決算委員会での質問と文教委員会報告からなっている。
所属する会派としての政務調査活動の一端と解した。
- 4) 平成23年予算報告号は、予算の概要が報告され、末尾に4問の区政アンケートが記載されている。予算計上された15件の事業等の概要が述べられているが、秋号の決算の概要説明と同様、×議員・所属会派の実施してきた政務調査活動との関連性が不明であり、明確な説明を求める。

×議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「区政に関する報告以外の記載はないと思っておりますが、強いて上げればプロフィール箇所が区政報告以外と思われるので90%計上したものであります(前後略)」と記している。請求人は、区の決算や予算の概要説明は、区政報告そのものであることを否定しているのではなく、その様な区政報告内容に、×議員あるいは所属する会派の政務調査活動の結果が、どの様な形で反映されているかについて、情報開示と明確な説明求めているものである。従って、区政報告夏号、秋号、平成23年予算報告号について、より明確な説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上された各々の支出額151,200円、163,800円、138,600円の返還を求める。

G. 事務費として、以下の経費が計上されている。

携帯電話(按分比50%)	44,759円
固定電話・F a x代(按分比50%)	20,020円
インターネット接続料(按分比50%)	28,965円
その他	13,212円

按分比は、多くは80%、一部按分なし、又、購入日により、80%が50%、90%)

(メモリーカード、ハードディスク、インクカートリッジ、インクリボン、ラベルタック、クリアファイル、ボールペン、F a x用紙、O Aティッシュ、インデックス、マッキー、クリップ、修正液)

会派経費分担分(事業仕分け講師代を除き按分比50%、含む人件費) 47,003円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話(ドコモ)の請求明細書が添付されていないため、使用実態は明確でないが、通常、

通話量に応じて、金券と同様の働きを持つポイントが付与される。従って、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額44,759円の返還を求める。

2) 自宅の一部を事務所として利用し、その自宅の固定電話の経費を按分比で、政調費に計上することについて

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。×議員が示している固定電話料計算方式によると、固定電話の基本料金、通話料金の合計額に、50%の按分比をかけて算出した額が政調費に計上されている。それは、基本料金を除いた通話料金のみを政調費の対象とするべきとする請求人の主張と異なっており、×議員に、固定電話の費用計上について、上述の計算方式採用の根拠の説明を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額20,020円の返還を求める。

3) 会派分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。×議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費、人件費 43,253円（講師代3,750円を除く）である。

H. 事務所費

自宅の一部を事務所として使用し、その水光熱費を按分して、事務所費として33,423円（ガス代10,363円、電気代12,651円、水道代8,786円）が計上されている。添付資料に、按分比の計算根拠が記載され、事務所と使用している部屋面積を自宅の部屋総面積で除して、事務所と使用部分の按分比を17%とし、更に、その50%を、政調費へ計上する按分比としている。事務所として使用する部分の按分比の算出に、部屋面積を採用した明確な根拠が明示されていないが、事務所が自宅という生活の場の中にあり、水光熱費がその生活を支えるという本来的な性質からもみても、その算出根拠の妥当性に疑問が生じる。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。特に、自宅を事務所として使用している場合の水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用量に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。又、議員活動は、多岐に亘り、政務調査研究活動はその一部を構成するのみであり、その按分比を50%とする明確な情報開示がなされるべきである。請求人は、より明確な説明を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上された全額33,423円の返還を求める。

I. 人件費

臨時職員として、議員と同姓の者を雇用し、総額273,600円が計上されている。

平成21年度政調費の監査請求における議長調査に対して、×議員は、「2名に支払った人件費は親族であります、生計を一にする親族ではありません」と記している。議長訓令による使徒細目基準には、「議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことができない」とし、更に、「政調活動のみを補助する職員の賃金は、議員一人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする」と規定されている。

請求人の主張は、公金の交付である政調費の用途は、公明・公正な基準に基づいて決められるべきという基点に立ったものであり、政調活動における人件費の支出も、議長訓令が求める「勤

務実績に応じた額とする」ためには、雇用者であり、管理者でもある議員が、公明・公正な基準で、雇用人の勤務実績の判定を行うことが前提なっていると解する。又、議長訓令が、生計を一にする親族の雇用を禁じているのは、勤務実績の公明・公正な判定を担保することに加え、結果として、支払われた賃金が、雇用人である議員自体の生活を支えることを避けることが、より基本的理由と解している。請求人は、議員と生計を一にしない親族の雇用を否定しているのではなく、親族であろうとなかろうと、雇用者となる議員が、雇用者を正当に評価しているかどうかを明確にすべきと主張しているのである。従って、x議員に、雇用した親族の勤務実績を、どの様に評価したかについて、情報を開示し、その内容の説明を求める。
それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された人件費273,600円の返還を求める。

26. y議員（S会派）

政調費交付額	1,920,000円（戻入額 なし）
返還要求額	1,482,114円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

1) 自家用車の使用に基づく経費の計上額は以下の通りである。

月極駐車場代（按分比50%）：120,000円

駐車場代：1,100円(2回)

ガソリン代（按分比50%）：37,512円（260リットル）

- i) 自動車の購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。従って、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定（議長訓令）に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである。

なお、平成21年度監査請求の監査結果書は、<請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい>としている。

請求人は、月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額120,000円の返還を求める。

) 一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる。

今回、計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で260リットルであり、使用された自動車の車種等が不明であるが、標準の燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、1,820kmとなる。政務調査活動の内容が不明であるが、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8

キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間121回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の使途基準の上限の按分比を適用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべきと解する。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額37,512円、駐車場代として計上された全額1,100円の返還を求める。

2) タクシーの利用：

平成21年政調費監査請求で、タクシー経費5,630円の返還を求めたが、y議員は、議長の調査に対する回答として「タクシーの利用については、時間的にどうしても間に合わない時以外は利用していません」と述べている。

平成22年度のタクシー利用回数は、5回で、総額6,880円が計上されている。4回が、区内における区民相談、ヒアリングとされ、1回は、児童養護施設に関する勉強会出席のため高井戸区民センターから都庁まで、タクシーを利用し、3,050円の経費が計上されている。

請求人は、議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由(事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること)がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきであると解している。

3) 複数有志での視察行

下記の視察について、宿泊・交通費を、前年度の3月に請求がなされ、現地での交通費3,094円のみが、平成22年度政調費に計上されている。

期日 平成22年4月11日～13日

参加者 y議員、a議員、g議員、x議員、s議員

視察先 豊後高田市、八女市、佐賀市

目的 豊後高田市 コンセプトを持った商店再生及び町づくり事業について
八女市 議会基本条例
佐賀市 健康広げ隊事業について

B. 研修費

1) 「女性のための政治スクール16期」年間受講料(5月15日より平成22年3月19日まで10回)として、50%の按分で35,000円が計上されている。

平成21年度にも同じ講習会の15期の年間受講料が計上され、y議員は、議長の調査に対する回答として「さまざまな知見から見聞を広め、政策力を高めることは、議員にとって大変重要な活動である」と主張している。

C. 会議費

1) 平成23年2月に、高円寺北区民集会所で、有害ごみの勉強会を開き、その会場代として、4,030円が計上されている。又、平成22年12月に、NPO法人いのちの学校が主催する障害者理解の勉強会に参加し、「1/4の奇跡」の上映費として、6,000円が計上されている。

E. 資料購入費

以下の資料購入の経費総額123,996円が、計上されている。

毎日新聞12ヶ月47,100円、日経新聞12ヶ月52,596円、赤旗新聞12ヶ月9,600円、ぎょうせい(ガバナンス22年4月-23年3月)9,600円、杉並新報(22年8月-23年7月)3,600円
書籍 なくそう!官製ワーキングプア-1,500円

1) 少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、おおくの議員の実生活は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、家族も含め当該新聞を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常の生活感覚から、政調費に計上した新聞が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。

従って、請求人は、購読する新聞の実態について、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その毎日新聞の購読料47,100円の返還を求める。

2) 平成22年8月に計上している杉並新報年間購読契約は、議員任期を越えた平成23年7月までの購読料となっている。

平成21年度政調費監査請求の監査結果書は、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」としている。

従って、請求人は、平成23年4月以降は、政調費交付年度外であり4ヶ月分に相当する1,200円の返還を求める。

F. 広報費として以下の経費総額1,057,153円が計上されている。

ホームページ運営管理費11ヵ月分(按分比80%)	176,000円
区政報告No.5(平成22年3月発行)	
宛名ラベル区政報告発送用	1,050円
ポスティング(2名の人件費)	44,674円
ポスティング、メール便	284,103円
区政報告No.6(2011年冬号)	
郵送用封筒代(5,000枚)	63,822円
新聞折り込み代	70,298円
区内メール便発送費(3,343通)	157,956円
封入作業費	33,500円
制作印刷費	226,800円
宛名ラベル100シート×2	6,930円

1) ホームページは、「HOME」、「PROFILE」、「GIKAI」、「REPORT」、「BLOG」から構成されているが、「BLOG」を除き、平成19年が最後に、更新がされていない。「BLOG」は、「y日記」と題し、区政の活動や日頃感じた事等をお知らせしていきますとし、周1回程度のペースで日記が加えられている。ホームページの形を取っているが、実質的にはブログであり、この管理・運営に、按分比80%で、毎月16,000円を、公費である政調費に計上している。ブログは、簡便な情報発信手段として、広く使われており、ホームページと異なり、立ち上げは別としても、ほとんどの場合、個人が費用をかけずに運営されている。又、ブログの日記の内容も、y議員の個人的な思いや感想が綴られており、按分比を80%とする根拠がどのような判断でなされているのか不明である。更に、ホームページの管理・運営費が、法人ではなく、個人に支払

われており、人件費とみなし得る形になっている。

従って、請求人は、ホームページの管理・運営実態、その按分比の根拠について、明確な情報開示を要請する。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、ホームページ運営管理費176,000円の返還を求める。

- 2) 区政報告No. 5については、平成22年3月28日に、その経費として、按分なしで、合計455,700円（デザイン・印刷費364,000円、封筒（6,000枚）・デザイン費78,500円、配送費9,000円、宛名ラベル代4,200円）を、平成22年度政調費に計上している。この区政報告の経費について、請求人が、平成21年度政調費の監査請求で、按分比の根拠の説明を求めた。y議員は、当該監査請求に関する議長の調査に対して「区政報告作成および配布については、事務局に見ていただき、100%区政報告として計上可能と判断をいただきました。また、議会だよりや議会のホームページでは、十分に伝えきれない方や、アクセスできない方に対して、区政の情報を効果的に届け、また、一議員としての考え方を伝えていくことは大変重要な議員の活動であると考えます」と回答している。

y議員は、当該区政報告No. 5のポスティング、メール便の経費328,777円を、平成22年度の政調費の経費として計上している。y議員が、上述の議長調査で示した「議会だよりや議会のホームページでは、十分に伝えきれない方や、アクセスできない方に対して、区政の情報を効果的に届け、また、一議員としての考え方を伝えていくことは大変重要な議員の活動である」との考えを、請求人は否定するのではなく、請求人の主張は、当該区政報告の内容が、按分なしで、すべてが、政務調査研究に該当するとは、解しえないという点である。従って、按分比の根拠について、y議員に再度説明を求めるが、それに、合理性・妥当性が認められない場合は、計上全額の329,827円の返還を求める。

なお、平成21年政調費の監査請求で返還を求めた広報キャラクターデザイン料について、当該監査結果書は、「直接、政務調査活動にあたるものとはみなしにくい、一概に不適切とまでは言えない。なお、議員の自律的に定めた按分を尊重するところであるが、今後は按分割合の根拠をより明確にされることが望ましい」と述べていることを付記する。

- 3) 区政報告No. 6の広報のための配布手段として、メール便以外に、朝日、毎日、説売の新聞への折り込み（2万枚以上）を行い、その経費70,298円を、公費である政調費に計上している。平成22年度の3月に発行した区政報告No. 5の場合は、ポスティング、メール便による配布のみであり、関連の領収証に記載された配布枚数は、5千枚以下である。広報の手段をどう選び、何枚配布するかは、当然のことながら、y議員の自律性ある判断によるものであり、請求人は、その判断を尊重し、詳細に立ち入ることを差し控えるが、一般区民感覚から、No5とNo.6で、どうしてこのように配布手段・枚数が異なるのか、素朴な疑問を持たざるを得ない。新聞への折り込みは、他の広報手段に比しても、より不特定多数を対象にしていると解され、y議員に、区政報告No.6の配布について明確な情報開示を要請する。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、新聞折り込み経費70,298円の返還を求める。更に、議長訓令では、選挙運動、政党活動等の経費の政調費の計上は禁止されており、区政報告No.6が、政務調査活動を主たる目的としない場合は、上述の新聞折込代を含め関連経費全額559,306円の返還を求める。

- G. 事務費として以下の経費206,960円が計上されている。

自宅事務所電話代（按分比50%）	10,684円
携帯電話（按分比50%）	43,885円
インターネット接続K D D I（按分比80%）	52,320円
モバイル通信接続料N T Tドコモ（按分比80%）	43,741円
プロバイダーN T Tコミュニケーションズ（按分比80%）	8,064円
セキュリティソフト、プリンターインク（按分比80%）	6,990円
データサルベージ費（按分比80%）	25,200円
カラーコピー用紙、切手、郵送費	5,290円

電子辞書（按分比80％）	23,832円
会派事務費（按分比50％）	10,786円

平成21年度政調費監査請求の監査結果書は、請求人の返還要求に対して、随所の判断で、議員が自律的に定めた按分を尊重する。なお、按分割合の根拠については、より明確に説明されることが望ましい」としている。請求人は、公金である政調費によるいかなる支出についても、その透明性を確保するために、会派・議員は、区民に対して、情報を開示し、説明をする責任を負っていると解する。y議員も、議会の多くの要職を歴任し、会派・議員活動の多様性を理解されている様に、請求人も、政務調査活動は、多くの日々の政治活動の一部を成すものであり、一つの活動が、過半数をなす場合は、特例的であると解している。

1) 自宅事務所電話代

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきであると解する。自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。請求人は、通話料に基づいた経費計上を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、固定電話料として計上された全額10,684円の返還を求める。

2) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私的生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、y議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額43,885円の返還を求める。

3) モバイル通信接続料NTTドコモ

添付された請求明細書によると、パケットの使用量により、金券の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額にそのポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、y議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額43,741円の返還を求める。

4) 電子辞書

電子辞書は、所得税法で定める耐用物品とされているかは不明であるが、消耗品ではなく、長期に亘って使用され、使用可能な一種の備品と解すべきである。y議員は、按分比80％で、政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の根拠の情報の開示を要請する。その説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上額23,832円の返還を求める。

5) 会派分担事務費について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。y議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費、人件費の合計43,253円（講師代3,750円を除く）である。

I. 人件費として以下の経費が計上されている。

補助職員の雇用(平成22年5月から平成23年3月まで)	309,000円
会派人件費(按分比50%)	36,217円

1) 臨時補助職員として、平成22年4月を除き、毎月1名を雇用しているが、同一人を9か月間連続して雇用している。月の勤務日数は、3, 4, 5, 6, 10日が、1回ずつ、9日が4回となっている。臨時であるが、同一人を長期に亘って雇用しており、社会通念からも、雇用契約を結ぶべきと解する。又、補助職員の勤務内容や業務の管理等は、議員の自律的判断によるものであるが、当該職員の勤務場所など勤務実態について、自宅を事務所として使用していると推測されるが、ある範囲内で、情報を開示することを求める。

2) 議長訓令では、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金は、議員一人当たり月額50,000円が上限とされている。

y議員は、ホームページ運営・管理(按分比80%)やポスティングの業務に補助職員を雇い、賃金を支払っているが、下記のように月額が50,000円を超える月がある。

平成22年4月(ホームページ管理、ポスティング)	60,674円
平成22年11月(ホームページ管理、補助職員)	55,000円
平成22年12月(ホームページ管理、補助職員)	58,000円
平成23年1月(ホームページ管理、補助職員)	62,000円
平成23年2月(ホームページ管理、補助職員)	59,000円
平成23年3月(データサルベージ、ホームページ管理、補助職員)	86,200円

請求人は、ホームページ管理、ポスティング等を、個人ではなく企業に依頼した場合との違いに問題ありとするが、議長訓令に従って、50,000円を超える賃金合計額44,674円の返還を求める。

3) 会派分担人件費について

事務費の項で、併せ記載した。

27. z議員(S会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入額259,773円)

返還要求額 1,660,227円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

平成21年度同様、22年度も広報費のみの計上である。

F. 広報費

1) 5/25政治レポート(4月)印刷・封筒・封入・配布代967,750円について

21年度同様、ビジョンプランニングの領収書が添付されている。平成22年12月、請求人はこの会社の所在地(杉並区荻窪 - -)にビジョンプランニングを確認することができなかった。このことを住民監査請求で指摘したところ、z議員は21年度の監査請求の監査結果書(以下監査結果書)P271で<事務所に印刷機を1台、持っている個人経営で、21年当時の所在地は立ち退きになり、他市に、プレハブの仮事務所があります>と答えている。

22年度の5/25のビジョンプランニングから発行された領収書は会社所在地が武蔵村山市中央 - - と記載されている。21年度同様、領収書には会社の所在地のみが記され、会社代表者・電話番号は書かれていない。21年度は5/29に968,100円、10/27に983,808円、22年度は967,750円を税金からビジョンプランニングに支払われているが、領収書としては不備である。z議員は19年度に区議選出の監査委員をしている。プレハブで仕事をし、他市に引越しをし、会社代表者・電話番号すらわからない会社への公金の支払いを認めるのか。請求人の指摘はプレハブであろうと、

確かな会社であるならば何ら問題はない。90万円以上の支出に会社代表者・電話番号すら明かさな
ない会社への税金の支払いは問題である。この領収書は、領収書としての条件を備えていないの
で認められないので、967,750円の返還を求める。

2) 政治レポートの内容について

レポートの内容は区の広報で知りえると請求人は判断するが、監査結果書 P271で、z 議員は <
区民からの要望で「5年位の時系列にしてほしい」などのご意見をもとに、加工・編集をしてい
ます>と書いている。

レポートは4月、11月、2月の3回発行している。時系列にしたとき、区の一般会計の金額に違
いがあると、レポートの信頼性が疑われる。

例えば、例1) 一般会計の収入、支出の欄を見ると、レポートを発行した時点では19年度、20年
度ともに決算は終わっていて額は確定しているのに、4月レポートと11月・2月レポートで異なるのはな
ぜか、説明を求める。これは請求人がレポートを比較して読み、わかったことである。区民の立
場からすれば、わざわざz議員のレポートをゆくりと比較して読んでいる時間などない。これ
は細かい間違いではなく、杉並区全体の収入・支出である。政務調査費(税金)を全部使って発
行されたレポートは、当然、正確でなければならない。

一般会計収入

	19年度	20年度
4月レポート	1513億円	1510億円
11月レポート	1512億円	1507億円
2月レポート	1512億円	1507億円

一般会計支出

	19年度	20年度
4月レポート	1513億円	1510億円
11月レポート	1512億円	1507億円
2月レポート	1512億円	1507億円

例2) 11月レポート、2月レポートの22年度、23年度の一般会計の支出を比較する。この時点では
22年度は予算の執行中、23年度は予算が議会で決まった頃である。そのため、レポートには予
算という語をつけるべきなのに、書いてない。予算なのか、決算後なのか混乱する。

例3) 22年度の支出について比較すると、11月レポートでは1,516億円、2月レポートでは1,541
億円と書いてある。この25億円の差は何か。説明がない。区民にとっては、25億円は想像もで
きないほどの大金である。しかし、レポートの発行月によって支出が変わっている。区民とし
てはどうしてこのようなことが起きるのか、説明が欲しいのである。

z議員は <区民からの要望で「5年位の時系列にしてほしい」などのご意見をもとに、加工・
編集をしています>としているが、上記例のようをこしレポートによって一番主となる区の収
入・支出の金額の違いがあるのは何故か。明確な説明がないので、区民はレポートを読んで混
乱するだけである。区民の誰が読んでも正確でわかりやすいレポートの発行を望むところであ
る。よって、レポートにかかった費用全額 1,660,227円の返還を求める。

28. A議員(S会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入なし)

要返還額 965,553円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

有志視察行

平成22年8月16日 神奈川県開成町 通年議会 3,280円

平成22年8月30-31日 38,982円

京都府議会 議会による事業仕分け

奈良市議会 行政指導による事業仕分け

1) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、その一つが、交際費(慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等)に関する経費である。

個人の生活慣習として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、その様な一種のお礼の慣習と、政務調査活動との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。A議員が、どの様な根拠で、このお土産代を政調費に計上することとしたのかの明確な説明を求める。請求人は、お土産代の政調費への計上は、議長訓令の禁止事項であると解し、全額3,360円、その内、A議員への割振り分305円の返還を要求する。

B. 研修費として、以下の研修経費が合計27,222円計上されているが、その研修内容が、どの様な形で政務調査活動に反映されているかは、情報開示がなく不明である。

勉強会 保育園を増やせはなぜ間違いか

PHP公共経営フォーラム 地域再生にマニフェストをこう使え

地方自治経営学会研究大会、

日本自治創造学会参加

議会改革講習会講師謝礼金 参加者均等割り

E. 資料購入費

年間購読 赤旗・赤旗日曜版、日本教育新聞

日経グローバル88,200円、月刊ガバナンス9,600円、議員NAV I 25,200円

議長・委員長必携3,400円

ゼンリン住宅地図杉並区、ゼンリンデジタウン杉並区(平成23年1月購入) 41,150円

A議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「住宅地図については、持ち歩きして書き込むための地図と、パソコン上で加工編集し、資料を作成するためのデジタル地図として購入し、規定に基づき計上した」と記している。

平成22年度においても、同様の地図を2種購入し、按分なしで、政調費に計上している。請求人は、住宅地図の買い替えの必要性を否定する観点ではなく、市民感覚から、何故、年度毎の買い替えが必要になるのか、更に、住宅地図のどの様な使い道から、按分割合を判断したのか等について明確な根拠の提示を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、住宅地図等の購入費41,150円の返還を求める。

なお、A議員も既知のことであろうが、インターネット上で、杉並区の最新の地図を詳細に検索することが可能であることを付記しておく。

F. 広報費（平成23年1, 2, 3月に計上）

区政レポート（按分なし）

第10号デザイン制作費、印刷費	246,750円
ポスティング	163,590円（平成23年1月配布）
郵送料	8,000円
第11号デザイン制作費、印刷費	396,750円
封筒印刷費	30,870円
ポスティング	279,300円（平成23年10日までに配布）
第12号議員活動最終報告号	
デザイン制作費、印刷費	601,545円
ポスティング	279,300円（平施23年3月23日までに配布）
合計	2,006,105円

第10号は、平成23年1月に、「軒並み」（領収証に記載された表現）に配布され、P1に、区長所信表明に対する代表質問と杉並版「事業仕分け」の概要説に加え、決算審査のインターネット中継開始のお知らせが掲載され、P2には、その半分スペースに、政策提言、その後と題して、地下鉄南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車・バイク放置問題の進捗状況の報告と電子地域通貨検討開始を伝える記事が載り、残り半分は、区民が、自分の名前、住所、メールアドレス等と意見・要望を書込み、FAXで送付するスペースとなっている。

第11号は、平成23年3月に、「軒並み」配布され、P1に、議会版「事業仕分け」を実施しましたとの題で、その概要が述べられ、議会基本条例について、都政新報の記事が転載されている。P2は、その半分のスペースに、「議会改革最前線」と題した議会運営委員会の設置の報告と「区政との連携で新たな取り組みがスタートしました」として、5つの施策が紹介され、残りの半分は、第10号と同じく、区民の意見・要望を書き込むスペースになっている。

第12号は、議会・議員活動最終号として、4面からなり、平成23年3月に「軒並み」配布されている。1面が、挨拶と4年間の主な実績、2, 3面が、政策提言ダイジェスト、4面が今後の政策課題と4年間の主な議会質問と役職が羅列された構成である。

A議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「区政レポートに記載されている記事は、調査研究を行った上で、区の見解を質したものであり、これらを区民に広報することで、ご意見・ご要望を頂き、政策提言に磨きをかけることにつながる。また、規定第二条に定める支出制限にも該当しない」と記している。

A議員が主張する様に、区政報告の記事は、調査研究の成果に基づいているとして、議員の自律ある判断を尊重し、その内容に立ち入らないが、各号に同一の内容が繰り返し述べられている点に加え、年度の最後の3か月の間に、区政報告を3号発行し、それらの経費として、交付される政調費総額を超える額の支出していることに、疑念を持たざるを得ない。3か月の間に、区政報告を3件、特に、期末の3月には、ほとんど同一時期に、第11号に続いて、纏めの第12号を発行する理由は何であったのだろうか。請求人が持つ疑問は、区政報告1件、あるいは2件に纏めて発行し、区民に成果を伝える方策がなかったのだろうか、ということである。そうすることにより、印刷や配布のためのポスティング費用等に、余分の公金の支出を防ぐ感覚を、A議員は持たなかったのだろうか。

従って、請求人は、区政レポートの発行経費の按分比をなしとしたことを含め、第11号か外12号を纏めることが不可能であった根拠の説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、第12号の発行費880,845円の返還を求める。

G. 事務費

ノートパソコン（按分比25%） 28,401円（7月購入、詳細情報なし）

会派分担金（按分比50%） 10,786円（含む事業仕分け講師代按分なし3,750円）

1) 会派分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。A議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費、人件費の合計43,253円（講師代3,750円を除く）である。

I. 人件費

会派分担金（按分比50%） 36,217円

事務費の項で、併せ記載した。

29. B議員(S会派)

政調費交付額 1,920,000円（戻入額1,698,750円）

要返還額 221,250円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

1. 総括的な収支状況について

1. 収支状況

22年度のB議員の政務調査費の総括的な収支状況は次の通りである。

(1) 収入 年度合計 1,920,000円

内訳 21～22年4月、7月、10月、1月（各月10日）の3ヶ月毎に、3ヶ月分の政務調査費を受領 480,000円×4回=1,920,000円

(2) 支出 年度合計 221,250円

内訳22年4月12日 支出科目 研修費 110,625円

9月22日 支出科目 研修費 110,625円

合計 221,250円

上記2件の支出は、各々法政大学大学院創造研究科学費半期分として納入した442,500円の1/4である110,625円を政務調査費の研修費として支出に計上し、合計額221,250円である。（学費等納入済額証明書の添付あり）

その他の支出計上はない。

(3) 残額 1,698,750円

2. 上記の支出状況の問題点

21年度と同じく22年度の政務調査費の支出が上記の法政大学大学院の学費の1件のみで、その他調査研究費・資料作成費等の支出は全くないというのは、まったく異例且つ異常な支出報告であるが、その点は前年度においても問題点を具体的に指摘した通りであり、繰り返しての記述は省略する。

・ 上記支出報告に対する総括的意見（結論）

(1) B議員は学費の政務調査費による支出について「先端政策を学び区政に還元するためと主張しているが、しかし昨年4月の区議会議員の改選に際しては立候補せず、自ら議員の職を退いている。落選したのであればともかくも、自ら立候補をしないのでは、「区政への還元」などはある筈がない。元からその考えはなかったのである。

区民の税金である政務調査費で以て議員の個人的資格取得のための学費を負担する理由は全くない。

- (2) B議員は21年度および22年度の政務調査費の受領分を全額区に返還すべきであり、区はB議員に返還請求をするべきである。

・政務調査費からのB議員の学費支出は下記の点からして認められないものである。

1. B議員の大学院学費の政務調査費としての支出請求は、例外的に認められる事例に該当しない。したがって、下記に述べる通り違法である。
- (1) B議員の大学院入学は個人的目的のためである。

B議員は、大学院通学は「先端政策を学び区政に還元するため」としているが、しかし21年度においても22年度においても、区議会で質問・発言をされた実績がない。

そのB議員による「区政への還元」はあり得る筈がない。

B議員の大学院通学は経緯からすると次の通りであり、元々個人の学歴・資格の取得と学識向上の目的で自身の単独決定によって大学院に入学したのであって、大学院修士課程および博士課程1学年度までの、少なくとも3年間は自費で在学の後、21年度の収支報告にて大学院博士後期課程2学年目の学費を政務調査費に支出請求したものである。

イ. 15年 杉並区区議に当選

ロ. 18年4月以前から20年3月までに最低2年間 大学院修士課程に通学、修士号取得

ハ. 20年4月 大学院博士課程に進学 学費を政務調査費としての支出請求はない。

ニ. 22年4月 大学院博士課程 2学年度(21年4月~22年3月)の学費を初めて政務調査費の研修費として支出請求。(監査請求後 半額を返還)

ホ. 23年4月 大学院博士課程 3学年度(22年4月~23年3月)の学費の1/4を政務調査費の研修費として支出請求。

では、21年度から、これまでと違い「区政に資する」学習・研究内容に変わったのかというと、そうではない。21年度の学習・研究内容は区政と直接の関係があるものではない。政務調査費収支報告に添付された研究・発表は単なる学習レポートである。

この点については昨年度に詳細記述し指摘した通りである。

B議員にとって21年度から変更があった点は、客観的事実としては、大学院の学習・研究内容ではなく、20年度までの郵便切手の大量購入による支出請求が監査請求を受けて2年続けて全額返還せざるを得なくなり、その手段が使えなくなったことである。

- (2) 東京地裁・東京高裁の判例からしてB議員の事例は違法である

東京地裁および東京高裁が、練馬区議会議員の政務調査費からの学費支出による大学院通学を違法とは言えないとして区の支出を認めたのは、議員が任意に自己決定して通学する各種学校の学費を政務調査費から支出することを、無条件に認めたのではない。

次のことを前提の要件として認めたものである。B議員の場合はそのいずれにも該当しない。したがって、B議員の場合は違法であると判断すべきである。

東京地裁・高裁の関係部分の判断の要点 (認められるための要件)

練馬区N議員の明治大学公共政策大学院での勉学は、当大学院の設立の趣旨と教育内容からみて地方自治法の制定の趣旨・目的に合致しており、違法とは言えず、適法である。

N議員の通学は、Nの所属会派が同会派所属議員を会派として大学院に派遣したものであり、同大学院の教育内容は区政に役立つものである故、区政に関係のない個人の資格の取得が目的であると言うことはできない。

- (3) B議員の通学先大学院は、その設置目的が「地方分権化」における地方公務員並びに地方議員の

政策立案能力と法務能力の向上の目的には適合しない。

地方自治法の制定の趣旨・目的において要請されているのは、実務・実利的な高度の専門的知識と処理能力の向上である。「地方分権化」に対応した知識と能力の向上を目的とするならば、その趣旨と目的で設立された専門職大学院である公共政策大学院（東京大学公共政策大学院、一橋大学国際・公共政策大学院、明治大学公共政策大学院など）に通学して学ぶのが基本である。

B議員が通学する法政大学大学院政策創造研究科は、主として社会人を対象としたいいわゆる「独立大学院」であり、同大学院博士後期課程の在学期間は3～6年であるが、同研究科のホームページによれば、社会人の修士課程（博士前期課程）修了者への博士号の取得・授与を目的として設置されたものである。

(4) 大学院への通学の所属会派の決定・承認はなく、所属会派からの派遣ではない。

B議員の大学院への通学は、上記に記述した通り、数年以前に議員自身の資格取得または学識・能力の向上の個人的目的のために自身が決定して就学し、以来継続していることであるが、21年度の大学院博士後期課程での政務調査費による研究・発表もB議員単独の自己決定で行われたものである。所属会派の要請、派遣委託、または承認によって行われたものではない。また、事前に区議会、区議会議長の承認または派遣委託を受けたものではない。

(5) B議員の前年度の抗弁は論旨不明で抗弁・説明になっていない。

前年度の指摘に対するB議員の抗弁は次の通りであるが、この抗弁は問題の論点から全く外れたものであり、文中の各文節の意味も相互に整合せず、論旨不明である。

『1. 支出について、練馬区では議員が会派の派遣にて大学院に通学したために認められているとの指摘がありますが、杉並区においては、政務調査費は会派、或いは個人のいずれかへの支給が条例にて定められています。また、以前所属の会派であるS会派では個人への支給となっていました。従いまして、支給先は異なるものの区政に寄与するために広く知見を得るための支出という点は同じであると考えます。』

東京高裁は、練馬区の政務調査費が会派に支給されていることからN議員の公共政策大学院通学が会派による派遣であると認定し、また地裁の判断を支持して通学する大学院の教育内容は区政に役立つものであると認定した。その上で、会派による派遣であるから「区政に関係のない個人の資格の取得が目的であると言うことはできない。」と認定したものである。

東京高裁が、練馬区の事例に対して、そのように認定して違法ではないとの判断を下した以上は、会派による派遣ではなく、社会人の修士課程修了者への博士号の取得・授与を目的として設置された独立大学院への通学は、個人の資格の取得が目的であり、裁判所が違法とは言えないとする要件に反している故に違法である。

従って、B議員に対して、研修費として計上した221,250円の返還を求める。

30. N会派

政調費交付額 11,520,000円(戻入額4,291,468円、但し、平成23年6月23日に誤記更正された84円を含む)

要返還額 595,864円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

出張代 J R ・バス 2 名 2,320円

調査費土地登記簿閲覧久我山 1,500円、大気汚染測定カプセル100本分10,000円

C、会議費として、合計37,100円を計上

会場費、区政報告会、コーヒー代商工会連合会との懇談13名、コーヒー代建設業協会との懇談11名、コーヒー代私立保育園連盟との懇談12名、区政報告会会場費(〔N - 4〕)、区政報告会会場費(〔N - 1〕)、区政報告会会場費(〔N - 1〕)、施設使用料区政報告会(〔N - 2〕)、施設使用料区政報告会(〔N - 3〕)、区政懇談会会場費(〔N - 3〕)

E. 資料購入費

赤旗、赤旗日曜版、民主青年新聞、われら高校生、女性の広場、東京民報、赤旗縮刷版74,480円
毎日 4月 47,100円、経済11,760円、都政新報2010.4-2011.3 18,600円、杉並新報21年度3,600円、新婦人しんぶん4,800円、婦民新聞2010.4-2011.3 6,000円、全国革新懇ニュース1,800円、日本教育新聞23,625円

月刊民商3,600円、月刊保育情報7,200円、月刊みんなのねがい6,600円、いつでも元気2011,1-3 1,140円、食べ物通信2010.4-2010.5 7,020円、東京の保育情報2010.5-2011.4 4,120円、環境アセス2010年分1,120円

奇跡の団地阿佐ヶ谷住宅、国保はどこへ向かうのか、国保はどこへ向かうのか、知的障害者教育の開拓者セガン、子どもと家族にやさしい社会フィンランド、自治体法務サービス、脱こどもの貧困、クレスコ、日本の民主教育、憲法の知恵袋、憲法がめざす幸せの条件、小中一貫教育を検証する、小中一貫教育を検証する、新自由主義教育改革、杉並区住宅地図 1冊分、沖縄から、マレーシア、横浜研究会 1、2、開かれた歴史教育の会、東京の歴史教科書、誰かボクに食べものちょうだい

1) 赤旗、赤旗日曜版、赤旗縮刷版等の購入について

平成21年度監査請求における議長調査に対して、会派は、「赤旗日刊紙・日曜版・縮刷版、女性の広場は、日本共産党中央委員会の発行で、所属政党の出版物であるが、調査研究の資料として必要なものであり、政党・後援会活動の一環ではありません」と記している。

請求人の主張は、公金で所属政党の発行する機関紙等を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。会派所属議員は、議員の立場を獲得したと否とかわからず、多くは、政党员であることに変わらず、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。この観点から、所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められないとした。請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、会派・議員の資金で賄うべきであると解し、赤旗等の購読料として計上した74,480円の返還を求める。

2) 書籍等の購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入については、区役所 4階に、会派・議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、も監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書

籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書室・館の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書館の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どの様なプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、会派が、上述の議員図書室の利用について、どの様な判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含めて、それらをどの様に処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報費として、合計4,415,949円を計上

ハンドマイク用乾電池（〔N-1〕、〔N-6〕、〔N-2〕）（按分比80%）	25,384円
HP更新料（区議6名、区議団）（按分比50%）	220,710円
区議団、区民アンケート（8月、9月、10月、11月、12月、1月）	
アンケート印刷代（按分なし）	1,165,920円
郵送費（按分なし）	371,960円
区議団ニュース(按分なし)	
区議団ニュースNo314（10-11月）	
イラスト使用料	1,105円
新聞折込代	354,375円
折込印刷代	1,128,120円
区政報告（1月）ハガキ361枚	18,050円
区議団ニュース新年号、振り込み手数料	1,130,325円

1) ハンドマイク用乾電池について

平成21年度監査請求における議長調査に対して、会派は、街頭で使うのぼり旗について「減税自治体構想アンケートののぼり旗は、減税自治体構想に対する区民の意識調査を駅頭・街頭で行う際に使用するために必要だったものですが、政調費分は10分の8に按分し、10分の2は返還します」と記している。

広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とする駅頭・街頭での広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずるとすべきである。会派は、街頭での広報活動に用いるハンドマイク用の乾電池を、按分比80%で、公金である政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の明確な根拠の提示を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額25,384円の返還を求める。

G. 事務費として、合計1,312,922円を計上

電話代NTT東日本(按分比50%)	242円、電話代NTTコミュニケーション(按分比50%)	37,395円、インターネットウイルス対策(按分比80%)	4,305円
資料郵送代(按分なし)	4,620円、コピー代(按分80%)	31,532円	
事務用品(按分比80%)	ファイル、区議団アンケートファイル、封筒、クリップ、ホッチキス針、インクボトル、オフィス用紙、ファックス用紙、クラフトテープ、USBメモリー		
印刷関係(按分80%)			
印刷機ドラム等修理、印刷機(エディシス) マスター、エディシス・ファックスロール、コピー用			

紙、プリンターインク、プリンタートナー、コピーキット・トナー、R I S Oイン、リソグラフSD5680
(平成23年1月に購入620,000円×80% = 496,000円)

1) リソグラフの購入について

リソグラフは、所得税法で定める耐用年数は5年の備品と解される。平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書には、「備品は事務用品と異なり、その性格上、長期間にわたり使用されるのが一般的である。当該備品の所得税法上の耐用年数期間が議員の任期を越えることを理由に、直ちに不適切な支出と見なされるものではないとしても、議員の任期を越えて使用できる備品を購入年度の政調費だけをもって賄うことが適切かどうかは、議論の余地があるところである。備品の購入費の計上を、耐用年数に応じて分割するなど、減価償却の考え方に類似した方法をとることなども含め、早急に検討されることを期待したい」と述べられている。

請求人は、政務調査活動の内容、その政調費への計上は、会派の自主性・自律性の基での判断であり、その内容に立ち入る意図をもたないが、当該監査結果書が「購入理由が合理的に説明される限り」と指摘する様に、最低限の明確な情報開示の責任があると解する。当該リソグラフは、平成23年1月に購入されており、所属議員全員の任期の残りが、3か月未満の時点でなされたことをこついで、会派の責任ある説明を要請する。請求人は、リソグラフの購入について、合理性・妥当性のある根拠が示されなければ、それらの購入費全額496,000円の返還を求める。

I. 人件費

アルバイト代 1,173,900円

政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に、「事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。

会派は、3名の補助職員、特に2名については、ほぼ年間を通して、雇用しているが、請求人は、雇用人の権利保護の点から、議長訓令の規定する雇用契約書を締結すべきと解しており、雇用契約書の有無及び勤務実態について、情報の開示を求める。

31. C議員(T会派)

政調費交付額 1,440,000円 (戻入額275,310円)

返還要求額 542,383円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

C. 会議費

コピー代 730円

E. 資料購入費 として、33,048円を計上

自治体ユニーク先進事例(文化と教育2、福祉・自立支援6)、民主党代議士の作られ方、市民教育とは何か、乳幼児とその家族への支援、権利擁護と成年後見、老後に本当にいくら必要か、就労支援サービス、この街には住んではいけない、杉並区地図2冊、はじめての成年後見、

F. 広報費

区政報告

8月に経費計上した報告(按分比50%)

作成料	132,300円
10月に経費計上した報告（按分なし）	
作成費（データ、デザイン、折代）	488,250円
配布、発送作業（人件費に計上）	21,000円
合計	641,550円

1) 8月に経費計上した報告について

この報告は、A 3以上の大きさのポスター形式をとり、紙面の20%強に、横書きで「C」と表示し、その下に、C議員の大きな顔写真を配置（紙面の40%弱）し、残りの紙面40%弱が、区政レポート関連の構成となっているが、区政レポートの部分も、1/3が、「かべ新聞発信中 C区政レポート R会派」の表題が占め、区政に関することは、全紙面の25%前後である。その区政に関することは、「今回は私の議会における質問及び提案の一部をご紹介します」の題で、3つの件の概要が記載されている。更に、この紙面の末尾に、「街頭演説：平成23年5月1日 pm6:30~ JR阿佐ヶ谷駅前 弁士 C」と記されている。C議員は、この紙面を、区政報告とし、その作成料の50%を公金が交付される政調費に計上している。

広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とするポスターを用いた広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずるとすべきである。請求人は、C議員に、当該ポスターが、政務調査活動の一環である明確な根拠の提示を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額132,300円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話（按分比 50%）	57,154円
インターネット（按分比 50%）	17,712円
事務用品（按分比 50%）インクカートリッジ、電卓、ポメラ、両面テープ	26,617円
事務用品（按分なし）ボールペン、マジック	630円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、C議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額57,154円の返還を求める。

H. 事務所費

電話（按分比50%）	16,152円
事務所家賃（按分比50%×80%×50%）	307,864円
ガス835円、電気23,453円、水道4,625円（按分比50%×80%×50%）	

1) 請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料や水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。従って、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。更に、C議員が行う多岐にわたる活動の中で、政務調査活

動の明確な位置づけがなされた按分であるべきである。

この請求人の立場は、自宅を事務所として利用・活用を否定しているのではなく、明確な情報開示、説明責任を果たすことを求めているものであり、従って、C議員に対して、自宅事務所の利用実態の情報開示と共に、政調費への計上の按分比の根拠の明確な説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、自宅事務所の賃借料307,864円の返還を求める。

更に、請求人は、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、その使用実態の情報を開示し、政調費に計上する按分比の根拠の説明を要請する。その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上された水光熱費 28,913円の返還を求める。

- 2) 自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、上述した水光熱費と同様に、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額16,152円の返還を求める。

I. 人件費

補助職員 1 名を、9月に、5日間雇用し、25,000円を計上（区政報告の配布、発送作業に雇用した職員を除く）

32. D議員（T会派）

交付政務調査費	1,920,000円（戻入額 25,071円）
返還要求額	331,355円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

交通費

J R, 私鉄、地下鉄、バス 168,470円（出張回数・日 251回、内区役所が 191回）

タクシー乗車5,000円（4回利用、内2回は区役所から自宅3,490円）

有志視察行

平成22年 8月16日 神奈川県開成町 通年議会 3,936円

平成22年 8月30 31日 39,322円

京都府議会 議会による事業仕分け

奈良市議会 行政指導による事業仕分け

駐車場代（アグリフード展見学会 東京ビッグ） 1,500円

1) 区役所への交通費について

自宅から区役所への往復の交通費が、タクシー乗車も含め、政調費として計上されている。D議員は、平成21年度政調費の監査請求における議長調査に対して「区役所へ調査のために来庁した際の交通費である。費用弁償廃止に伴い計上しているものであり、費用弁償廃止の趣旨に反するとは考えていない」と記している。

区役所で開催される議会や委員会出席のための交通費用弁償は、現在は、平成18年の条例改正により認められていない。従って、議員の責務である議会や委員会への出席のために、区役所に

足を運んだ場合は、その交通費の支給はされないと解すべきである。一方、D議員が主張する様に、議会、委員会開催日においても、区役所で、政務調査活動を行った場合は、公金である政調費から、区役所への交通費が"支給"されると、解すべきなのだろうか。当然のことながら、この問いは、議会・委員会出席と政務調査活動の軽重を論じているのではないし、D議員の政務調査活動に疑問を呈しているのでもない。請求人は、一般常識上からも、議会・委員会開催日に、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政調費への計上を認めるべきでないと解する。従って、D議員が、調査のために議会に足を運んだ当日の議会・委員会開催及び出席との関係について、明確な説明を求めるが、議会・委員会の開催日が重なっている場合は、当該日の区役所往復費の全額164,260円(191回往復)返還を求める。

2) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、その一つが、交際費(慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等)に関する経費である。

個人の生活慣習として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、その様な一種のお礼の慣習と、政務調査活動との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。D議員が、どの様な根拠で、このお土産代を政調費に計上することとしたのかの明確な説明を求める。請求人は、お土産代の政調費への計上は、議長訓令の禁止事項であると解し、全額3,360円、その内、D議員への割振り分305円の返還を要求する。

B. 研修費として、合計 7,722円を計上

荻窪間税会年会費(按分比50%)、債権管理条例勉強会講師代、議会改革に関する学習会講師代

C. 会議費

区政に関する意見交換会会場費 27,300円(6回開催)

D. 資料作成費

封筒・用紙・タックシール(按分比80%) 38,253円、

カラー用紙代(按分比80%) 712円

E. 資料購入費

新聞:日経(宅配4月4,383円、宅配/W e b 5-1月 5,383円/月) 52,830円、杉並新報4月-3月 3,680円、都政新報(H23.3-4) 3,360円

雑誌:文春750円、Will, 1,560円、日本再生(5月-4月) 3,580円、学士会会報6月-5月(按分比50%) 2,000円、ガバナンス5月-4月 9,600円、議員NAVI 5月-4月(年会費) 25,200円、地方議会人4月-3月 7,920円、明日への選挙年間購読平成11月-10月 7,000円、致知年間購読8月-7月 10,000円、日経情報ストラテジー年間購読8月-7月 14,800円

書籍購入 168,297円

成年後見制度が支える老後の安心、特定非営利活動法人ガイドブック、

分かち合いの経済学、経済学の歴史、東京都保健医療計画、コミュニティ・ビジネスのすべて、ウエットな資本主義、眠れぬ夜の精神科、議会改革白書2010年版、マネジメント、第3の道、日本の議、日本人へ リーダー篇、幕末維新に学ぶ現在、明日のリーダーのために、伝える力、これから正義の話をしよう、日本人へ国家と歴史篇、民の見えざる手、地域再生の畏、美学入門、政権交代の経済学、日本の医療制度、地域再生の新戦略、道路管理の知識、Leaders of Japan、地方自治小六法平成23年版、大学、成功するコミュニティバス、中庸、改正道路運送法の解説、公共ファシリティマネジメント、ザ・ベロシティ、自治体職員のための政策法務入門1-5、2030年超高齢社会、单身急増社会の衝撃、これでいいのか東京都杉並区、これで納得!福祉のお金、無縁社会、社会貢献でメシを食う、ゼロからはじめる社会起業、社会起業家の教科書、国民の福祉の動向、生命の方程式、デフレの正体、日本の論点2011、競争と公平感、無縁社会の正体、東京都を経営す

る、世界史、日本史、政治経済、大辞林、診療点数早見表、予算の見方、つくり方、人口減少時代の大都市経済、社労士、行政書士、地方議会改革の実像、住んで得する街ランキング50、自治体法務検定公式テキスト、杉並区(A4)、自治体職員必携、分かりやすい法律・条例の書き方、自治体職員のためのトラブル解決事例集、M8、T S U N A M I、原発クライシス、東京大洪水、国会議員に立候補する、東京をどうするか、日本経済を救う税金の話をはじめよう、

1) 議員任期を越えた雑誌購入について

D議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「雑誌等においては、年間購読は一般的である。政務調査費の支出については、現金主義が採用されており、複数年ではなく1年単位の年間購読は、その対象期間が年度をまたいでいても支出日で計上することは適切である」と記している。

D議員は、平成22年度の政調費による書籍購入についても、年度をまたいで支出計上をしているが、次年度の平成23年4月に、議員任期が終了し改選の選挙が予定されていたが、年度をまたぐ購入が適切と判断したのであろうか。

平成21年度政調費の監査結果書には、「政調費条例は、政調費収支報告書等の提出や政調費の返還について、年度を基準に行うことを定めている。しかし、一部の自治体の同条例に定められているような、区政に関する調査権研究に資する、という政調費の目的に関して「当該年度の」という限定を設けていない」とし、更に、「受益と支払いが同一年度内に完結すべきであることを求める明示の規定がある場合は別として、当区のように特段の定めがない場合には、社会慣習などに即して柔軟に対応することを直ちに否定することは出来ない」とし、続いて、「なお、例えば(中略)、一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と説く。

従って、D議員に対して、年度を越えた購入を行い、政調費に計上した雑誌の購入経費の返還を求める。即ち、明日への選択年間購読平成22年11月 - 10月 7,000円、致知年間購読8月 - 7月 10,000円、日経情報ストラテジー年間購読8月 - 7月 14,800円の内、平成23年4月以降の支出額11,749円の返還を求める。

なお、請求人は、政調費条例第3、4条は、各月1日に在籍する議員に対して、政調費を交付するとし、その政調費は、区の会計年度毎の予算で計上されており、前年度及び次年度に実施される会派・議員の活動を対象としていないと解している。従って、政調費として計上される経費は、当該年度内(4月1日から翌年の3月末日まで)に実施された活動を対象とし、かつ、当該年度内に、実際に支出された費用のみとする考えを、原則として、政調費の検証基準とする。いわゆる政調費支出を年度内とする発生主義をとる。又、請求人は、受益と支払いの関係も含め社会慣習を否定し、社会的実態を考慮せずすべてを否定すること請求をしていないし、することも意図していない。

2) 書籍購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入については、区役所4階に、会派・議員用として備えられている図書の施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるというこ

とである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、D議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含めて、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

なお、D議員は、書籍を購入した書店、例えば啓文堂の領収書に、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額差し引いて支出計上すべきであると解しており、D議員に、関連する情報の開示と説明を求めると共に、ポイント相当額の返還を求めている。

F. 広報

区政報告

Vo1.28 (平成22年夏号)	郵送代	102,051円
Vo1.29 (平成22年秋号)	要約版印刷代	13,120円
	要約版郵送代	365,110円
Vo1.30 (平成23年初春号)	郵送代 (按分比2/3)	279,914円
	合計	760,195円

G. 事務費

固定電話 (按分比50%) 26,620円

携帯電話 (按分比50%) 56,961円、携帯電話簡易充電器 (按分比50%) 320円

PC保証料 (按分比80%) 9,600円、インターネット接続料 (按分比50%) 27,768円、

ドメイン利用料 (按分比80%) 1,440円、HPホスティングサービス 4,000円、

PCソフト ウィルスバスター (按分比80%) 3,780円、PCマウス (按分比80%) 1,281円

郵送費 3,360円、切手 20,400円

事務用品 55,138円

(按分比50%) : CD、セロテープ、ボールペン、便箋、単3電池、ファイル、

インデックスシール、ポストイット、ノート、シャーペン、Faxインク

(按分比80%) : インク、リソグラフィック、CD・CDケース、用紙、封筒、ラベル

会派事務費分担分 (T会派、平成22年7月まで) (按分比 3,497円 50%)、

会派事務費分担分 (R会派、平成22年8月以降) (按分比50%) 10,786円

1) 固定電話について

自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきであ

る。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額26,620円の返還を求める。

2) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書によると、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、この付与されたポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解しており、D議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額56,961円の返還を求める。

3) 会派分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。D議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費、人件費の合計46,750円（講師代3,750円を除く）である。

H. 事務所費（按分比10%）

電気 9,646円、ガス 6,820円、水道 8,244円
事務所費 192,000円

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料や水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。従って、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。更に、D議員が行う多岐にわたる活動の中で、政務調査活動の明確な位置づけがなされた按分であるべきである。この請求人の立場は、自宅を事務所として利用・活用を否定しているのではなく、明確な情報開示、説明責任を果たすことを求めているものである。従って、請求人は、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、その使用実態の情報を開示し、政調費に計上する按分比の根拠の説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上された水光熱費24,710円の返還を求める。

I. 人件費

会派人件費分担分（R会派、平成22年8月以降）（按分比50%）36,217円
事務所費の項に、併せて記載した。

33. E議員（T会派）

交付額	<u>1,920,000円</u> （戻入なし）
返還要求額	<u>598,834円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

自動車使用

ガソリン代（按分比 50%）49,349円（373リットル）、駐車場代 4,000円、
高速通行料金 1,200円

タクシー41,770円

24回乗車、その内、個人宅訪問が、19回で、備考欄に、境界、IT、住宅問題、介護、難病、精神疾患、入院費、健康問題、区民意見聴取と記されている。その他は、司法書士事務所(借金苦)3回、西荻窪区民センター、済美学校となっている。

交通費(JR・丸の内線)87,480円

出張回数154回、その内4月から翌年1月19日までの151回は、すべて、自宅と区役所の往復視察行

平成22年8月16日 神奈川県開成町 通年議会 3,596円

平成22年8月30-31日 38,722円

京都府議会 議会による事業仕分け

奈良市議会 行政指導による事業仕分け

平成22年8月20日 名古屋視察(説明資料なし) 交通費 22,490円

平成22年11月9-10日(視察内容の説明資料なし)

中之条国民宿舎宿泊料 8,500円、関越通行料 6,000円

1) 自動車の利用について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。E議員は、当該政調費の議長の調査に対する回答として、「ガソリン代については、基準に基づいて計上した。4回の駐車は料金1,000円については、区民意見を聴取するため時間決め駐車場を利用したもの。さもないと駐車違反に処せられてしまう」と記している。

今回の計上されたガソリンの使用量は、按分比50%で373リットルであり、使用された車種は不明であるが、例えば、その燃費を、7km/lと仮定すると、年間走行距離数は、2,611kmとなる。又、その活動がすべて杉並区で行われたとすると、区を約7-8キロメートルに亘り横断する青梅街道か井之頭通りを、年間174回の往復に相当する距離の活動であった計算になる。請求人は、政務調査活動の走行距離の合理性・妥当性の議論をしているのではなく、勿論そのための情報を有していないが、自動車を政調活動に用いざるを得ない場合は、単に議長訓令の用途基準の上限の按分比で、使用したガソリン代を政調費に計上すべきでなく、上述のように、走行距離の記録等により、自動車使用の実態をより明確に情報開示することが、公金である政調費の趣旨に合致していると主張しているのである。一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が義務付けられている同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべであり、と解する。この様な走行距離の記録による経費請求は、一般の企業で自家用車を出張に使用した場合に行われていることを申し述べておく。従って、請求人は、平成21年度の政調費監査請求と同様に、自動車の利用実態の開示を求める。それに合理性・妥当性のある根拠がない場合は、ガソリン代の全額49,349円、高速通行料代1,200円及び駐車場代4,000円の返還を求める。なお、駐車場の利用について、請求人は、違法駐車の問題を議論しているのではないことを追記する。

2) 区役所の往復交通費について

自宅から区役所への往復の交通費が、政調費として計上されている。

区役所で開催される議会や委員会出席のための交通費用弁償は、現在は、平成18年の条例改正により認められていない。従って、議員の責務である議会や委員会への出席のために、区役所に足を運んだ場合は、その交通費の支給はされないと解すべきである。一方、議会、委員会開催日においても、区役所で、政務調査活動を行った場合は、公金である政調費から、区役所への交通費

が支給されると、解すべきなのだろうか。

当然のことながら、この問いは、議会・委員会出席と政務調査活動の軽重を論じているのではないし、E議員の政務調査活動に疑問を呈しているのでもない。請求人は、一般常識上からも、議会・委員会開催日に、政務調査活動の有無と無関係に、区役所への交通費の政調費への計上を認めるべきでないとして解する。従って、E議員が、政務調査のために議会に足を運んだ当日の議会・委員会開催及び出席との関係について、明確な説明を求めるが、議会・委員会の開催日が重なっている場合は、当該日の区役所往復費の全額87,580円（151回往復）返還を求める。

3) 京都府議会事務局へのお土産代の政調費への計上

政調費の取扱いに関する議長訓令第2条に、支出基準として、区政に関する調査研究に資するために該当しない経費が挙げられているが、その一つが、交際費（慶弔費、せん別、病気見舞い、新・忘年会費等）に関する経費である。

個人の生活慣習として、訪問先に土産品等を持参することは一般に行われていることであるが、請求人は、当該議長訓令は、その様な一種のお礼の慣習と、政務調査活動との間に、明確な一線を画する趣旨で、禁止事項を設定したと解している。E議員が、どの様な根拠で、このお土産代を政調費に計上することとしたのかの明確な説明を求める。請求人は、お土産代の政調費への計上は、議長訓令の禁止事項であると解し、全額3,360円、その内、E議員への割振り分305円の返還を要求する。

4) 名古屋視察について

視察内容についての情報開示がなし。議長・区議会事務局が、会派・議員に配布する「政調費の支出に関する事務処理について」と題したガイドブックに、日帰り視察の報告書の記載がないが、請求人は、公金である政調費に計上する視察は、日帰りであろうと宿泊を伴うものでであろうと、その内容について、会派・議員は情報を開示する責務があると解する。従って、E議員に、関連情報の開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額22,490円の返還を求める。

5) 中之条国民宿舎宿泊について

視察内容についての情報開示がなし。その目的等について、情報の開示を要請するが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額14,500円の返還を求める。

B. 研修費

研修会 152,500円

金融円滑化法の内容、金融円滑法と借金処理、金融円滑法の実例、ウェルナー研修会参加費、金融円滑化法マニュアル、借金はどうか、全国地方議員交流会参加費、最近事例報告、サービサー活用術、弁護士活用法、債権管理レクチャー、地域通貨、講演会入場料、元モロッコ大使講演

勉強会会場費 25,800円、勉強会講師料（4回分） 35,000円、案内状郵送費 24,345円

C. 会議費

区民意見聴取喫茶 34回 10,170円

D. 資料作成費

コピー代 2,520円

E. 資料購入費

新聞

年間購読：朝日 47,100円、公明 22,020円、杉並新報 3,600円、赤旗日曜版 9,600円、

不定期購読 5,640円：日刊ゲンダイ、夕刊フジ、東京、毎日、読売、産経、日経

雑誌

年間購読：月刊日本の進路（2011. 1 12）4,000円、

不定期購読 8,090円：週刊朝日、サンデー毎日、A E R A、週刊ポスト、雑誌フォーラム、週刊

ダイヤモンド、中央公論、季刊労働党秋号、東洋経済
書籍 44,375円

こころの医療宅配便、うつ病、これからの正義を、宇宙、科学で解らない、国民健康保険、王朝、日本人の正体、日本の大問題、日本人とは何か、戦争する国、平和する国、脱世界同時不況、古代日本史、街場のメディア論、ニュートン、発達障害、テレビの大罪、デフレの正体、地域経済、電子マネー、変えよう都政、ガラパゴス化する日本、日本人になった祖先たち、世界経済を破滅させる嘘、世界、差額ベッド、世界同時不況、科学の謎、陸軍良識派

1) 新聞の購読について

E議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「毎月の朝日新聞の購読料について 基礎的な資料と考えている」と記している。

少なくとも1紙の新聞購読は、通常の生活を維持する上で、一般的なことであり、政調費として支出することは認められない。請求人の主張は、議員の実生活と、議員としての活動との間に明確な区分けを設けるべきであるとの考えに基づく。例えば、議員の実生活は、当選した日も続いており、新聞等の配達も継続し、多くは、家族も含め当該新聞等を読む等の実生活の基本に変化があることは少ないと推測されるが、当選した日から、当該新聞等が、按分で何であれ、その購読費を公金で賄うことが認められるべきなのだろうか。請求人は、当該新聞等の購読が、政務調査活動に資するであろうことを否定しているのではなく、通常的生活感覚から、政調費に計上した新聞等が、政務調査活動を含め議員の政治活動に資するものであることを、必要であればその按分比を、明示すること求めたものである。従って、請求人は、購読する新聞の実態について、合理性・妥当性のある説明を求めるが、それが無い場合は、その朝日新聞の購読料47,100円の返還を求める。

2) 議員任期を越える年間購読契約について

E議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して「月刊日本の進路と日本の進路議員版について年間購読契約のため、しかたがないと思う」と記している。

E議員は、平成22年度の政調費による書籍購入についても、年度をまたいで支出計上をしているが、次年度の平成23年4月に、議員任期が終了し改選の選挙が予定されていたが、年度をまたぐ購入が適切と判断したのであるだろうか。平成21年度と同じく「しかたがない」と、公金の私的用途もしかたがないと、判断したのであるだろうか。平成21年度政調費の監査結果書には、「政調費条例は、政調費収支報告書等の提出や政調費の返還について、年度を基準に行うことを定めている。しかし、一部の自治体の同条例に定められているような、区政に関する調査権研究に資する、という政調費の目的に関して「当該年度の」という限定を設けていない」こと、更に、「受益と支払いが同一年度内に完結すべきであることを求める明示の規定がある場合は別として、当区のように特段の定めがない場合には、社会慣習などに即して柔軟に対応することを直ちに否定することは出来ない」とし、続いて、「なお、例えば(中略)、一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と説く。

従って、E議員に対して、年度を越えた購入を行い、政調費に計上した月刊日本の進路(2011.1.12)4,000円の内、平成23年4月以降の支出額3,000円の返還を求める。

3) 書籍の購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入については、区役所4階に、会派・議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。これに対して、E議員は、議長調査で、「図書館の本をおおいに利用しています。必ず、図書館で本の有無を確認してから購入というのは、ちょっと無理ではないでしょうか。なぜ、個々の本を購入したかに関しては、大半は題名から分かると思いますが、分かりにくい題名もあるので、説明しておきます」と記している。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するか、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、E議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報費（人件費として計上されている、ポスティング、あて名書き等を含む）

HP維持管理（8月）・更新料（9、12月）（按分比80%）99,792円

レポートが、次記の日付で発行されている。

平成22年4月19日、5月吉日、6月18日、7月12日、7月13日、8月吉日、9月22日、9月23日（2回）、10月9日（2回）、11月6日、平成23年1月吉日、3月2日

レポート印刷費（按分なし）合計額182,525円

5月吉日号84,525円、8月吉日号（3万枚）98,000円

封筒印刷（按分比90%）

7月に計上（1万枚）63,000円

宛名書き人件費（按分なし）合計額31,774円

4月（1,551枚）9,306円、6月（200枚）1,200円、8月（1,000枚）7,000円、

9月3,582円、12月4,278円、1月6,408円

ポスティング人件費（按分なし）合計額272,400円

4月19日号24,000円、5月吉日号21,000円、6月18日号15,000円、7月12日、13日号24,000円、8月吉日号54,000円、9月22、23、23日号24,000円、10月9日号24,000円、11月6日号18,000円、27,000円、1月吉日8,900円、3月2日号32,500円（あて名書き、封筒詰め作業を含む）

チラシ折人件費（按分なし）合計額2,000円

5月1,000円、7月1,000円、

郵送費（按分なし）合計額106,100円

4月11,755円、7月4,000円、10月12,700円、12月77,645円

事務費に計上した郵送費（目的の明示がないが、広報関係も含まれると推定した）

合計 127,025円

1) 按分比について

E議員は、平成21年度政調費監査請求において、議長調査に対して「レポート関係は、自書の宣伝スペースを按分した。ホームページ、自書の宣伝スペース割合を10%として按分した」と記している。平成22年度政調費については、ホームページ関係の按分比は80%、レポート関係は、封筒の印刷分を90%とした以外は、按分なしとされている。請求人は、E議員に、按分の根拠の明示を要請する。

ホームページの按分比について

E議員のホームページは、ホーム、プロフィール、活動報告(ブログ)、出版物、短編読み物・芸術で構成され、ブログが区政活動報告の場となっている。平成22年度政調費の対象となる期間に、ブログからの発信は10回あり、例えば、平成22年5月の報告は、5月5日は、子供の日。「ARMS DOWN!」の署名活動にご協力ください、社会保障の基礎知識、商店街装飾灯のLED化の3件、平成23年3月の報告は、社会保障と国家財政のメモ、電子地域通貨の2件である。このようなホームページの構成から、政調費への計上按分比を決めたのか、その根拠の開示を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額99,792円の返還を求める。

2) 5月吉日号について

当該号の内容は、失業率が上昇- - - の書き出しで、「杉並区の雇用対策は、寒い」、「杉並区の失業者・半失業者は1万人か」、「新自由主義は、自由主義にあらず」、「個人的に、どうするか」と題で、E議員の考えが述べられている。一方、前号4月19日号は、「杉並区の雇用対策は、寒い!」の書きだしで始まりで、杉並区の雇用予算が記載され、「失業率が上昇しているのに- -」、「個人的にどうするか」と、E議員の考察が記載されている。請求人は、上記2つのレポートは、内容の上では、ほぼ同じのものであると読めるが、それらのポスティングの人件費として合計45,000円を計上している。E議員に、4月19日号と5月吉日号の各々のポスティング費用を政調費に計上した根拠の説明を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、後者の号のポスティング代21,000円の返還を求める。請求人は、4月や5月のレポートを発行すべきかどうかの議論をしているのではなく、又、区政レポートを発行するかどうかは、議員の自律ある判断に基づくものであり、その領域に立ち入る意図から、返還を求めているのではなく、公金である政調費の二重の計上をなくすことを意図していることを、念のため付記する。

3) 8月吉日号について

当該号の内容は、1ページ目が、大文字での「激署お見舞い申し上げます」との書き出しで、「田中新区長、新区政を語る」の題で、E議員主催の「お金と福祉の勉強会」において、区長が話したことが、区長、E議員の写真と共に掲載され、「参議院選挙の感想」として、E議員の感想が記載されている。2ページ目には、「精神疾患対策は保健行政の最優先課題です」として、E議員の議会での一般質問の要約が載せられ、残りの1/3のスペースに、「融資の話」と題する3つの融資話が紹介されている。この中の、精神疾患対策は、6月18号で、2ページに亘って既に報告されている内容である。請求人は、5月吉日号で述べたと同様に、E議員のレポートの内容を問うているのではなく、両号のポスティング費用を按分なしに、そのまま計上していることに、疑問を持ち、E議員のその根拠の説明を求める。その内容に合理性・妥当性がない場合は、後者のポスティング費54,000円の返還を求める。

G. 事務費

携帯電話（按分比50%）10,304円（4 7月のみ計上、4か月間同一額 2,576円）

固定電話（按分比50%）20,961円（4 12月の未計上）

事務用品としての計上合計 71,243円

（按分比80%）：モジュラーコンセント修理、パソコンパーツ、パソコン関連パーツ、

プリンターインク

(按分比50%) 充電器、Fax 消耗品

(按分比90%) 理想用紙

(按分なし) ボールペン、ファイル、のり、両面テープ、マーカー、ホッチキス針、紙袋

会派事務費(按分比50%) 10,786円

1) 携帯電話について

請求人は、携帯電話の使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の使途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。携帯電話の請求明細書の明細が不明であるが、当該年度の4 7月の4カ月分のみが、政調費へ計上され、毎月、同額となっている。携帯電話の使用については、通常、金券と同様の働きを持つポイントの付与が付与されるが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、E議員に、携帯電話の使用実態について、情報開示を求めると共に、付与されたと推定されるポイント相当額を差し引いて支出計上すべきである。E議員に、関連する情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額10,304円の返還を求める。

2) 自宅事務所の固定電話について

自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額20,961円の返還を求める。

3) 会派分担金について

会派分担金については、会派全体の項に、請求人の検証内容を記述した。E議員に対する返還要請額は、計上された事務費・電話費、人件費の合計43,253円(講師代3,750円を除く)である。

H. 事務所費

事務所費(按分比1/18と推測) 120,000円

E議員は、平成21年度政調費監査請求において、議長調査に対して「政務調査費として計上できるが、計上していないものは他にもあります。事務所に関して、過去計上しなかった理由は、家賃の振込帳のコピー、あるいは家の間取り図面を提出するのが、プライバシーをさらすような感じで、気分的に嫌だったにすぎません」と記している。なお、当該監査請求で、請求人が、事務所費の按分の根拠の説明を求めたが、E議員から情報開示はなされなかった。

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。従って、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じた場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。更に、E議員が行う多岐にわたる活動の中で、政務調査活動の明確な位置づけがなされた按分であるべきである。この請求人の立場は、自宅を事務所として利用・活用を否定しているのではなく、明確な情報開示、説明責任を果たすことを求めているものであり、従って、E議員に対して、自宅事務所の利用実態の情報開示と共に、政調費への計上の按分比の根拠の明確な説明を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、自宅事務所の賃借料120,000円の返還を求める。

I. 人件費

資料入手のため、書類整理作業、事務作業： 43,000円
会派人件費（按分比50%） 36,217円

会派人件費分担については、事務費の項に、併せ記載した。

34. 〇会派

政調費交付額 3,840,000円（戻入なし）
返還要求額 1,743,770円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費として、合計73,706円を計上

都市農業バスツアー参加費、地域主権に関する連続学習会参加費、プラスチック懇談会集会参加費、学習会講師料、水都東京を創る会シンポジウム参加費、ケアラー連盟発足集会資料代、商店街とweb戦略 トークサロン参加費、教科書レポート2010、福祉のまち戸塚を訪ねてみよう参加費、新しい協働を考えるシンポジウム、住民ディレクターの開始と運営トークサロン、教育委員会資料コピー、講師料 中野コンポスト連絡会、講演会会場費、オンブズ資料代、子どもの権利条例東京市民フォーラム参加費、講師料 中野コンポスト連絡会、資料代 江戸川子どもおんぶず、政治はこれからどこへいくのか フォーラム参加費、議会改革に関する学習会講師料、2010年度ケアラー支援フォーラム参加費、移送サービスのつどい2011 参加費・資料代
交通費（鉄道、バス） 13,390円
タクシー代 6,970円

E. 資料購入費

定期購読料合計35,120円

赤旗日曜版10,400円(12月分2回計上)、神奈川ネットワーク連盟(2010.6 2011.5) 2,000円、
労働新聞(2010.5 2011.4) 10,000円、月刊社会運動(2010.7 2011.6)4,000円、
都政新報(2011.2-3) 6,720円、日本消費者連盟(2011.2-3) 2,000円

書籍購入費合計39,075円

議会改革白書2010版、市民がつくった自治基本条例、彼らは戦場へ行った、変な給食、ケアが街にやってきた、議会改革白書2010版、住民合意形成ガイドライン、なくそう！官製ワーキングプア、自然エネルギー白書 2010、中央議会地方議会議員年金制度、レンズの記憶、季刊まちづくり、須田春海採録、あの夜、君が泣いたわけ 自閉症の子とともに生きて、症状が重くなった方が介護が楽になる、梅しゃんー6、福岡の光と影、福岡の光と影、債鬼は眠らず、ハッ場ダムはなぜ止まらないのか、新編新しい歴史教科書でどう教えるか、大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立、

1) 議員任期を越える年間購読契約について

平成21年度政調費の監査結果書には、「一般的な購読契約において、一年（12ヶ月）分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については

不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と説く。

従って、当該会派に対して、年度を越えた購入を行い、政調費に計上した神奈川ネットワーク連盟(2010.6 2011.5) 2,000円、月刊社会運動(2010.7 2011.6) 4,000円内、各々1か月及び2カ月分116円、666円の返還を求める。

2) 書籍の購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入については、区役所4階に、会派・議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。これに対して、当該会派は、議長調査で、「議会図書館で希望したとしても必ずしも購入されるとは限らず、又すぐに必要な場合もある。議員が手元に置いて政策研究のための書籍を購入しているため、正当な形状である」と記している。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、当該会派が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管を含めて、それらをどの様に処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報(資料作成費に計上分も含む)

○すぎなみ75号(按分比75%)

4月	作成編集	24,000円
5月	印刷代	104,422円
5月	発送費	183,333円

○すぎなみ77号(按分比75%)

9月	作成編集	24,000円
	印刷	101,311円
	発送(佐川急便)	207,758円

○すぎなみ78号(按分比50%)

12月	作成編集	16,000円
	印刷	104,495円
	発送	324,880円

○すぎなみ80号(按分比50%)

3月	作成編集	16,000円
	印刷	82,871円
	発送	96,978円
合計		1,286,803円

G. 事務費

文具(按分比50%) 39,646円
 コピー代330円
 電池、電池チェッカー(按分比50%) 2,445円
 Satelio 修理代(按分比50%) 9,450円

1) メガホン用乾電池、電池チェッカーについて

当該会派は、平成21年度政調費請求における議長調査に対して、「議会定例会終了後には街頭で議会報告の遊説をしているが、その際メガホンは必須である。他の活動にも使用することがあるので1/2に按分していることでもあり正当な計上である」と記している。

広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とする街頭・街頭での広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずるとすべきである。当該会派は、街頭での広報活動に用いるメガホン用の乾電池を、按分比50%で、公金である政調費に計上しているが、請求人は、その按分比の明確な根拠の提示を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額2,445円の返還を求める。

H. 事務所費として、合計 1,140,543円

事務所家賃(平成22年5月から平成23年4月、但し、7月分の計上なし)(按分比50%)
 1,027,950円
 電話(按分比50%) 29,937円
 ガス(按分比50%) 3,761円、電気×2(按分比50%) 78,895円

1) 事務所家賃の経費計上について

事務所の賃貸借契約書によると、賃借人として、〔O-3〕の代表者名が記載されている。杉並・ネットワークのホームページには、「〔O-3〕は、人権・環境問題に取り組む地域の政治団体です」と記され、東京都内の34の自治体に展開する「〔O-4〕」の一部を形成する政治ネットワークであることが明示されている。又、その活動の範囲について、それぞれの地域の課題に取り組むと同時に、区や市を超えた「東京の問題」には全体で取り組んでいます、と述べられている。一方、政調費条例は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に、所属議員の数に比例して交付するとし、平成22年度の政調費は、所属する議員2名分が、O会派に交付されている。O会派と〔O-3〕との法的関係は不明であるが、請求人は、前者は、後者の一つの組織と解した。

一般的に、政治団体は、多岐にわたる活動を行っており、それには、団体の基盤となる支持者・後援者の確保・拡大の活動、議員の数を増やし、議会における発言権の強化を図るための選挙の基盤づくりの活動等に加え、地域を超えた国内外の社会・政治課題へ向けた、より政治的・政策的な活動が含まれるとされる。請求人は、〔O-3〕とその一部と推定されるO会派も、政治団体として、同様の活動をおこなっていると解する。

〔O-3〕が拠点を置く事務所の賃料の50%を、O会派に交付される政調費から支払われているが、この50%の負担・按分の根拠について、明示されていない。上述した様に、政治団体としての活動は、多岐に亘っており、その中で、2名の議員の政務調査活動がどのような位置づけにあり、按分比を50%とした明確な説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務所経費1,027,950円の返還を求める。なお、請求人は、会派の自律性に基ずく政治団体

としての活動や事務所運営の内容に立ち入る意図で、情報開示を求めているのではないことを付記する。

2) 電話、ガス、電気の経費計上について

事務所の電話、ガス、電気代が、按分比50%で、政調費に計上されている。

〔O-3〕が、政治団体として、貸借している事務所は、所属議員の有無とは直接関係なく、電話、ガス、電気の経費の基本・最低料金の支払いは継続する、と解される。従って、使用料に応じた料金を、活動内容に応じて按分すべきであり、関連する情報の開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額112,593円の返還を求める。

I. 人件費として、合計1,427,023円を計上

職員給与（按分比50%）

600,000円（勤務報告書の開示なし）

補助職員 年間を通じ、同一人2名を雇用（〔O-3〕が発行する議会報告配布・発送作業の按分比を50%、あるいは、75%とし、他の作業については、按分なし） 827,023円

雇用契約書によると、当該事務員を、区議会・ネットワークが雇用し、その勤務場所を、〔O-3〕事務所とし、勤務時間 9:30~17:30、週5日間の勤務に対して、月額100,000円が支払われている。更に、補助職員2名を、年間を通じて雇用し、2名の所属議員の議会活動等の補助に加え、〔O-3〕が発行元になっている〇すぎなみの広報紙の発送・配布作業を行ない、時給850円の給与が支払われている。

請求人は、上述の事務所費の経費計上と同様に、事務職員の按分比を50%とした根拠の説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務職員給与600,000円の返還を求める。なお、請求人は、会派の自律性に基づく判断内容に立ち入る意図で、情報開示を求めているのではないことを付記する。

35. F 議員（U会派）

政調費交付額 1,920,000円（戻入額 625,708円）

返還要求額 550,108円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

交通費として、合計9,270円を計上

司法クラブ（和田中裁判）、地裁（阿佐ヶ谷住宅裁判）、地裁（警大跡地）、地裁（政調費用途）、グループホーム建設地元説明会、下高井戸遊歩道、区民からホームレスの相談、区民相談（タバコ）、富士見ヶ丘小学校ゲストティチャーとして、高裁（選挙無効裁判）

B. 研修費として、合計38,355円を計上

交通費

公共性を考える、外環道学習会、住まいの貧困に取り組むネットワーク、廃プラスチック問題公害裁定、開かれた議会をめざす会シンポジウム、議員活動内容調査研究の報告会、地域通貨、タイムバンク、環境経済学と沖縄論、地方議員年金を廃止する市民と議員の会、最近の税制改革、国勢調査研究会、医療保険は必要か、地方×国 政策研究会、議員年金廃止を求める院内集会、勉強会 高齢者福祉と住宅、国勢調査勉強会、議会改革の特効薬、区政懇談会、行政ユニオン学

校用務撤退の情報収集、シンポジウム女性支援政策の現状と課題、外環道説明会、新春初笑い!
成年後見制度 新宿社会福祉協議会、京王線高架をめざす会、討論集会 社会保障・税に関わる
番号制度とどう闘うか

受講料・参加費

正規、非正規職員待遇、給与体系について、戦争責任を考える、債権管理条例について、八ツ場
ダムはなぜ止まらないのか、国民の超え方、地方×国 政策研究会、コスタリカの青年弁護士と
語ろう、

C. 会議費4,050円を計上

区政報告会会場費、会場費、税金探検隊、

E. 資料購入費として、140,375円を計上

赤旗年間購読44,400円、杉並消費者の会会報平22購読料1,300円、ギャラリー相模原市議会をよく
する会会報購読料2,000円、Iアイ女性ニュース購読料10.7-11.6 5,040円、グローバル購読料
10.4-12 2,700円、購読料季刊運動 経験 28, 29, 30号 3,640円、日本消費者連盟ニュース購
読 10.4 年間 7,000円、雑誌ファクタ2010.11 2012.3 5,000円、雑誌自治研究2010.10-2011.3
2,280円、購読料ふえみん 2011.1-3 2,330円、購読料グローバル2011.1-3 900円、女性自立の
会ニュース2011.1-3 580円、禁煙ジャーナル2011.1-3 1,500円、私と憲法2011.1-3 830円、N
o! 監視2011.1-4 1,080円、ピープルズ・プラン2010.8-2011.3 4,080円、演劇と教育2011.1,2,3
月 1,450円、月刊東京2010.8-2011.3 8,080円

書籍購入費として、46,185円を計上

情報公開保護審議会 H 2 2 年第一回資料、分かち合いの経済学、この世の中に役に立たない人は
いない、なくそう!官製カーキングプアー、中央議会・地方議会議員年金制度、包括外部監査の
通信簿、ひきこもりから見た未来、反貧困のソーシャルワーク実践、債鬼は眠らず、希望をもっ
て生きる 生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ、11/18 男女共同参画推進区民懇談会資料、新
編新しい歴史教科書でどう教えるのか、ゼロから始める都市型狩猟生活、スポーツという天皇儀
礼 国体はもういない、インパクション177、季刊運動<経験>、犬を殺すのは誰か、ケアする
ことと愛すること、自然農、ごはんの力が子どもを救う、人はなぜ治るのか、選挙管理委員会議
事録2009、2010(年度途中)、日本の地域力

1) 議員任期を越える年間購読契約について

平成21年度政調費の監査結果書には、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた
契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこ
ととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超
える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損
なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不
適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別に
して、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出
を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定
されるべきである」と説く。

従って、F議員に対して、年度を越えた購入を行い、政調費に計上した内Iアイ女性ニュース
購読料10.7-11.6 5,040円の2か月分840円の返還を求める。

3) 書籍の購入について

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入につい
ては、区役所4階に、会派・議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出し
だけでなく、新規図書の購入申請ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用

することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するか、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、その様な書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、その様な公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、F議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報

区政と暮らし発行費として、合計1,001,583 円を計上

22号(4月)(按分なし)	発送費 2,506通	141,968円
23号(11月)(按分比75%)	発送費 3,670通	214,950円
24号(2月)封筒13000枚、版下作成費(按分比50%)		29,350円
配布作業2月 1,500枚(按分なし)		3,750円
配布作業3月 102,003枚(按分なし)		278,657円
印刷用インク代(4月、2月、3月に経費を計上)		84,920円
コピー用紙(按分比95%) カラーA4サイズ(1月に計上)		12,448円、
コピー用紙(按分なし) A4サイズ(167,500枚)(3月に計上)		211,050円
A3サイズ(10,000枚)(3月に計上)		24,490円
ウェブサイトメンテナンス、リニューアル費(按分比50%)		40,000円

1) 区政と暮らし24号について

F議員は、平成23年2月15日に支払われた24号の版下作成費の領収書添付欄に「封筒に同封したのは、区政と暮らし24号とFの政策集につき、後者分を控除し、50%を計上した」と記している。一方、配布作業には、按分比の明示がないが、計上額から按分なしと推測した。その配布作業は、2月から3月末にかけて行われ、その費用の計上回数は、2月に2回、3月には、40回となっている。又、F議員の説明書きから、配布された封筒には、区政暮らし24号とF議員の政策集が同封されていたと推測した。もし、これらの推測が正しいとすると、F議員の政策集が同封された封筒を配布したにもかかわらず、何故、按分なしとして、公費である政調費に計上したのであろうか。更に、平成23年の1月から3月に政調費に計上されている印刷インク代やコピー用紙代に、F議員の政策収集の印刷に用いられたものの分が入っているのだろうかとの疑問がもたれる。

以上のことに加えて、議員の改選を一カ月後に控えた3月に、24号と共にF議員の政策集を、延べ40人の人員をかけて、10万通以上配布することは、一般区民の目には、政務調査活動に基づいた区政報告というよりは、他の目的を持った広報活動に見えないだろうか。

従って、F議員に、区政と暮らし24号及び政策集の印刷・配布について、明確な説明を要請するが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、平成23年1月から3月までの関連経費全額526,645

円の返還を求める。

G. 事務費

携帯（按分比30%） 10,270円

電話F a x 付（按分比30%） 12,353円

プロバイダー料、インターネット接続料(按分比50%) 21,084円

文房具（按分比70%） 294円

控室コピー（按分比70%） 25,607円

1) 携帯電話について

携帯電話の使用については、通常、金券と同様の働きを持つポイントの付与が付与されるが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていない。従って、請求人は、F議員に、ポイント付与について、情報開示を求めると共に、付与されたと推定されるポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解するが、その情報開示がなされない場合は、計上額10,270円の返還を求める。

2) 自宅事務所の固定電話について

自宅事務所の電話代として、按分比30%で、政調費に計上しているが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額12,353円の返還を求める。

36. G議員（U会派）

政調費交付額 1,920,000円(戻入なし)

要返還額 469,147円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

交通費 鉄道利用5,420円、タクシー利用（堀之内子供園、高井戸西幼稚園、すぎなみ151、国立商店街）13,400円

B. 研修費

みどり政策フォーラム参加費2,000円、交通費540円

地方議会議員研修会、全国政策研究会、子どもへの暴力防止フォーラム2010、シンポジウムイギリスに学ぶ子供の貧困解決：参加費 36,000円、交通費 7,300円

債権管理条例のレクチャー講師代 2,500円

1) みどり政策フォーラムへの参加

G議員は、U会派の共同代表を務め、その主要なメンバーの一人であるが、その団体が主催するフォーラムに参加し、その費用を公金である政調費に計上することは、許されるだろうか。ある団体が、フォーラム等を開催した場合は、その管理運営責任は、通常は、その団体の責任者が

負い、当該フォーラムの場合にも、U会派の共同代表の法的な責任範囲は、不明であるが、G議員が、その管理・運営の責任の一端を負うと解しうる。そのように解するなら、自分が責任を負うフォーラムに参加し、その経費を公費に計上することは、G議員が、意図すると否とは無関係に、結果として、その団体の利益に加担することとなる可能性を否定できない。即ち、そのフォーラムの参加費等に、公金を使用することは、結果として、公金によって、公的に当該団体を支援すると同義であり、憲法第89条の公の財産の支出又は利用の制限規定に抵触する可能性がある」と解すべきである。請求人は、市民感覚からも、公的組織・公人とされる議員は、その様な疑いをもたれることに対しては、襟を正して対処すべきと考える。従って、G議員の、当該フォーラム参加経費等を政調費に計上した根拠の説明を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上した参加費・交通費 2,540円の返還を求める。

E. 資料購入費

新聞 赤旗10か月購読 8,000円、東京新聞 6か月購読 15,300円

書籍購入費 4,490円

中小企業振興条例で地域を創る～地域内再投資力と自治体政策、そもそもがわかる自治体の財政（他1冊600円が購入されているが、領収書に書籍名の記載なし）

F. 広報費

区議会報告（按分なし）

2010年7月号	印刷代	48,300円
	郵送費	130,604円
	新聞折込	173,250円
2010年8月臨時号	印刷代	90,300円
2011年1月号	印刷代（20万部）	510,070円
	郵送費	141,608円
2011年2月号	印刷代（3,000部）	26,660円
	封筒代（4,000枚）	20,700円
2011年3月（2回発行）		
	第1回 郵送費	108,585円
	第2回 郵送費	57,825円
	合計	1,307,902円

1) 2011年2月号について

当該号のP1は、前3号と同様に、1/3のスペースに、G区議会レポートの大きな字での表題とG議員の顔写真、プロフィールが掲載され、次に、「許可保育園に入れぬ児童数が急増」の題で待機児童の現状、請願・陳情の審議率と選挙管理問題についての報告がなされている。P2は、約4割のスペースに、「変えなきや杉並! Gはこんな区政をめざします」の題で、G議員の4つの政策課題がG議員の写真と共に載り、次に、約5割のスペースに、「私たちも応援します」の題で、種々の分野で活躍している5人からのサポートのメッセージが載る構成になっている。G議員は、当該号の発行の経費を、按分なしで、公金である政調費に計上している。

請求人は、P2の内容について、G議員は、自分の政務調査活動とどの様な関連があると判断し、按分なしとしたかの明確な根拠の提示を要請する。請求人は、どの様な内容の報告を、区民に届けるかは、G議員の自律性判断の領域であると解しており、その内容に立ち入る意図を有していないが、当該号の掲載内容から、その発行経費を按分なしで、公金である政調費に計上することに疑義を抱かざるを得ない。従って、G議員の説明に合理性・妥当性がない場合は、計上した経費47,360円の返還を求める。又、印刷枚数より多くの枚数の封筒を購入したことにつき、情報開示を求める。

G. 事務費

携帯電話(按分比50%)

59,247円

G議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「区民からの相談や情報提供で1回あたり20分から30分かかることは少なくない。長い時は1時間近くなる場合もある。会議などで電話に出られないことにより、かけ直す場合も多い。また、他の自治体などの調査、情報収集のためにも使用している。私的な活動での長電話ほとんどないので、全体の割合として政調活動分は2分の1以上になる」と記している。

請求人は、携帯電話の利便性を否定しているのではなく、その使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私的生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の請求明細書の内容が不明であるが、携帯電話の使用については、通常、金券と同様の働きを持つポイントが付与されるが、支出計上額には、その様なポイントが反映されていないと推定した。従って、付与されたと推定されるポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであり、請求人は、G議員に、その関連情報の説明を求めるが、その情報開示がなされない場合は、計上額59,247円の返還を求める。

H. 事務所費

30,000円 12ヶ月 = 360,000円

G議員が、個人の資格で、ワンルームタイプの部屋(28.82m²)を、月額110,250円で賃借し、議員自身の使用面積を11.62m²とし、一部の9.7m²を団体U会派に貸与し、残り7.5m²を共有とし、G議員と自分が共同代表を務めるU会派との共同事務所としている。按分の理由・根拠は明示されていないが、次記の支払式により算出される経費が、事務所費として、政調費に計上されている。

< 政調費計上額 = 支払額110,250円 - U会派支払い分50,000円 - 手数料250円
= 30,000円 >

請求人は、U会派の負担する月額50,000円が、どの様な根拠で決められたのかの情報開示と説明を要請する。研修費の項で指摘したことと同様に、U会派の共同代表を務め、その管理運営の責務を有すると推測されるG議員が、個人的に賃借した部屋を、当該団体に貸与する場合は、ある種の公私混同・利益誘導を避ける手立てがなされるべきであると解する。G議員の説明に、合理性・妥当性がない場合は、計上した360,000円の返還を求める。

I. 人件費

補助職員1名を、ほぼ年間を通じて雇用(月2-8日) 288,000円

雇用契約書添付なし、

政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に、「事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。

G議員は、1名の補助職員を、5月から翌年の3月まで、毎月2-8日間雇用しているが、雇用契約書添付がなく、勤務実態は不明である。請求人は、雇用人の権利保護の点から、議長訓令の規定する雇用契約書を締結すべきと解しており、雇用契約書の有無及び勤務実態について、情報の開示を求める。

37. H議員(V会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入なし)

返還要求額 1,778,279円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

A. 調査研究費

- 1) 視察、4/7 沖縄視察交通費37,800円、5/6 大阪・泉佐野市視察交通費26,480円宿泊費11,700円、8/2 広島原水禁視察 27,700円、合計視察費 103,680円について

H議員がすぎなみ未来 BOX で何度も訴えているように労働者は就職難・失業・低賃金などの厳しい状況に置かれている。その厳しい労働条件の中で納めた税金を使った視察報告書としては意見交換・状況聴取などと書いた4、5行の簡単な報告書であり、納税をしている区民から見れば、視察がどのように区政に生かされたのか、詳しい説明を求めたい。例えば、大阪・泉佐野市視察の視察目的「大阪市における橋下知事の行革政策の影響、関西新空港による自治体負担と民営化の状況」は、視察の結果、区政とどのような関わりがあり、視察の目的が達成されたのか、報告書に書くべきではないか。議員の調査・研究のための視察は認めるが、政調費＝税金を使っただけの視察には詳しい報告書の提出を求める。意見交換・状況聴取・懇談」と書いただけでは視察内容が不明である。21年度の視察について請求人の指摘に対し、21年度住民監査請求監査結果書P285でH議員は視察目的を詳しく書いている。指摘される前に区民の誰が読んでもわかるような視察報告書の提出を求める。

- 2) ガソリン代、按分50%、合計7,321円について。すべて按分50%で支出されているがその根拠の説明は一切ない。一般の公共交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が要請されていると同様、バイクの利用でも記録簿を提出すべきである。監査結果書P9で「政務調査費の支出について具体的な説明がされることを望みたい」と監査委員の判断が記されているにも関わらず、説明もなく50%の按分で請求することは認められない。公共の交通手段を利用している議員は電車の1区間でも明確に説明して支出している。ガソリンについても説明を求める。監査結果書P285でH議員が「電車・バスのみ利用では時間と交通費がかさむばかりであり、有効な政務調査が阻害される。とりわけバイクの使用は多大な交通費の節約になる。」と書いたように交通費の節約は認めるが、ガソリン購入の領収書のみで政調費としての支出とは断定できない。H議員がすぎなみ未来 BOX で何度も訴えているように労働者は就職難・失業・低賃金などの厳しい状況に置かれ、納税している。それ故、税金の用途は透明性を求められる。ガソリンの使用目的、按分比の設定根拠について具体的な説明がない場合はガソリン代合計7,321円の返還を求める。

- 3) 駐車場代、按分50%、毎月5,000円×12ヶ月＝60,000円について

契約書は提出されているが、契約日が明記されていないので、この契約書が有効かどうか不明である。正規の契約書の提出がない場合は駐車場代60,000円の返還を求める。

C. 会議費

12/5 区政報告会会場費按分なし14,175円について。会場費の領収書は提出されているが、区政報告会の状況については説明がない。H議員は東京西部ユニオン執行委員でもあり、区政報告以外の使用はなかったのか、税金の用途については明確な説明を求める。H議員がすぎなみ未来 BOX で何度も訴えているように労働者は就職難・失業・低賃金などの厳しい状況に置かれ、納税しているのだから、税金の用途は透明性を求める。

D. 資料作成費

- 1) 資料作成費で計上されたコピー費980円、資料購入費で計上されたコピー費1,840円

コピー代総合計2,820円の領収書のあて先は〔H-1〕氏である。〔H-1〕氏からは「H議員から支払いを受けている」と書類が提出されているが、何故、〔H-1〕氏宛てに領収書が発行され

るのか、説明を求める。

E. 資料購入費

- 1) 「都市問題の本全情報」30,450円となっているが、この本の定価は18,270円である。何故、30,450円を支出したのか、説明を求める。その説明に妥当性がない場合には30,450円の返還を求める。
- 2) 「ゼンリン住宅地図杉並A3」と「ゼンリン住宅地図杉並A4」の2冊で34,650円について
高価な住宅地図を2冊購入するのは何故か、説明を求める。説明が妥当でない場合は34,650円の返還を求める。
- 3) 「現代用語の基礎知識」と「2010年の白書の白書」の2冊で6,970円、・「世界年鑑2010」と「くらしの法律相談ハンドブック」の2冊で12,075円・「ソプリクライシス」1,890円、・「小沢革命政権で日本を救え」1,680円、・「前衛」710円、・「前衛」と「世界」の2冊で1,550円、・「大転換」と「訴訟は本人でできる」と「労働基準法がよくわかる本」の3冊で8,400円、・「小沢主義」499円、・「自治と分権」1,050円、・「保育事故を繰り返さないために」と「政権交代の経済学」と『「エコ」社会が日本をダメにする』の3冊で4,620円、・「学校指定通学区」100円、・「膨張する監視社会」と「リーマンショックコンフィデンシャル」と「新しい公共を担う人々」の3冊で9,030円、・「ゴールドマンサックス研究」と「無縁社会」の2冊で2,188円、・「エコノミスト」700円、・「国家経済危機」と旧米同盟 vs 中国・北朝鮮」と「民主党が日本経済を破壊する」の3冊で3,980円、・「大暴落1929」2,310円、・「経済」980円、・「世界」840円、・「エコノミスト」649円、

F. 広報費

発行された広報の内容は所属会派の主張が多く、杉並区に係る部分の按分が必要である。「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」第9条で「会派及び議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と明記している。請求人が広報費について返還を求めたところ、H議員は監査結果書P286で「昨年同様監査請求があり、最も許しがたい言いがかりである。4定に提案された補正予算においては、新規の区債が発行されることになっていた。これをどう評価するかについては、世界大恐慌情勢をはじめとした内外情勢の分析・評価は不可欠であり、その報告においても同様の包括的な説明が必要となる。それを「区政報告」「会派主張」などと恣意的に(!)分割することこそ不当である。これは議員としての区政報告を歪めることになり、こうした監査請求は全面的に棄却されるべきである。」と答えている。

請求人も議員が広い視野に立ち、内外情勢の分析・評価は不可欠であることは認めるが、H議員が決定した按分をそのまま、政調費支出として認めることはできない。

例えば、9/30の127号6000部(按分なし)24,000円についての紙面の見出しは、表面は、『民主党政権の「新成長戦略」は労働者人民にとって敵対物だ』『東アジア共同体は新たなアジア侵略』『11・7全国労働者決起集会』のお知らせ、裏面は『杉並区「事業仕分け」は公務員バッシングの新たな手段だ』『労働相談ありますか』『行動日誌は沖縄の村議会の選挙結果』である。杉並区「事業仕分け」の欄を読んでも、具体例はなく、杉並で一番問題になっていることが不明である。これを按分無しで全額税金で支出することは認められない。議員が書いた文、議員の主張する按分ということで全面的に認めることはできない。H議員は「最も許しがたい言いがかりである」と主張しているが、H議員が「すぎなみ未来 BOX」で何度も訴えているように労働者は就職難・失業・低賃金などの厳しい状況に置かれ、納税しているのである。それ故、税金の用途は透明性を求められ、明確な説明のもとに支出すべきである。

- 1) 「すぎなみ未来BOX」()は按分比
8/25、126号 6000部(90%)21,600円、9/30、127号 6000部(按分なし)24,000円、
10/16、10月号外 10000部(90%)45,000円、11/25、128号、6000部(90%)21,600円、
12/5、12月号外 10000部(90%)45,000円、12/15、129号(按分なし)6000部 24,000円、

1/30、130号 6,000部（按分なし）24,000円、2/2、2月号外 10000部（90%）45,000円、
2/2、2月号外改訂 10000部（90%）45,000円、3/3、131号 6000部（90%）21,600円、
3/20、132号 6000部（90%）21,600円、3/30、132号改訂 6000部（按分なし）24,000円
以上142,000部、合計362,400円について

すべての広報について按分比の見直しを求める。その説明に合理性、妥当性がない場合は、362,400円の返還を求める。

- 2) 12/3 反戦共同行動委員会ピラ 2000部（按分なし）7,000円について。発行者は「反戦共同行動委員会」であり、表面の見出しは「朝鮮侵略戦争阻止！」「菅政権打倒！」「12・3 渋谷デモ！」裏面は「戦争絶対反対！」H（杉並区議会議会議員）緊急アピールである。このピラで杉並という語は杉並区議会議員と連絡先の住所のみである。議員が幅広く主張することは当然であるが、その経費を全面的に政調費で支出することは認められない。よって7,000円の返還を求める。

G. 事務費

- 1) 携帯電話料金、按分は50%、合計30,027円であり、領収書のあて先はすべて〔H - 2〕氏である。〔H - 2〕氏は「私、〔H - 2〕を契約者とする携帯電話の電話料金については、毎月請求額どおりに夫・Hから支払いを受けていることにまちがいありません」と書類を提出しているが、議員として政調費＝税金から支出するのであるから、領収書は議員名義にすべきである。22年度の政務調査検討委員会での申し合わせ事項で「早期に本人名義の契約に変更してください」と明記されている。請求人はH議員が議員になった時から、議員の領収書の提出を求めてきた。監査結果書P286でH議員は＜携帯電話は妻と親子契約にしているもの。そうするとが使用する携帯電話の基本料金が割り引かれる。政務調査費の節約をするための手段であり、まったく不当な言いがかりである。＞と答えているが、公私混同にならないか、明確な説明を求める。
- 2) 資料郵送費、55回で合計27,716円である。すべて資料郵送費になっているが、資料についての説明がないので、政務調査費との関連が不明である。昨年も同じ指摘をしたがH議員は監査結果書P286で＜すべて政務調査に関わる資料であり、・・何を送ったかをそれぞれ明示することになれば、次は誰に送ったかを明示せよということにもなりかねない＞と答えているが、請求人は政務調査に関わる資料かどうかの説明を求めているのである。H議員がすぎなみ未来 BOX で何度も訴えているように労働者は就職難・失業・低賃金などの厳しい状況に置かれ、納税しているのである。それ故、税金の使途は透明性を求められ、明確な説明のもとに支出すべきである。その説明に妥当性がない場合は27,716円の返還を求める。
- 3) 文具用品はすべて按分がない。主な支出は下記のようなものである。

用紙・封筒など合計 13,920円

インクカートリッジなど合計 24,830円

手帳 3,045円

ラベルシール 1,140円、合計 42,935円について

H議員は東京西部ユニオン執行委員、反戦共同行動委員会のピラを政務調査費で発行するなど議員以外の活躍が多数ある。監査結果書P286で＜例示されている事務用品については、ほとんど100%政務調査活動として使用している＞と答えているように100%政務調査費と言い切ってはいいない。按分比を求める。すぎなみ未来BOX など広報はすべて印刷費を計上しているので、インクカートリッジや用紙の使用目的の説明を求める。また、3,045円の手帳を按分なしで計上している。一般的に手帳は種々の活動に使われると思うがこの手帳は政務調査専用の手帳だろうか。按分比、使用目的の説明に合理性、妥当性がない場合は42,935円の返還を求める。

- 4) インターネット接続料按分なし、年間35,280円について。H議員は東京西部ユニオン執行委員、反戦共同行動委員会のピラを政務調査費で発行するなど議員以外の活躍が多数あるが、インターネット接続料を按分なしですべて政調費の支出とする根拠の説明を求める。その説明に妥当性がない場合は35,280円の返還を求める。

H. 事務所費

- 1) 事務所家賃、月50,000円×12ヶ月=600,000円について。天沼ビルを月120,000円で借り、政調費で月50,000円支出している。契約書は提出されているが、使用実態を示す書類の提出はない。区民の税金で家賃が払われているのだから、使用実態の説明が必要である。「政務調査費の交付に関する条例」で第11条「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる」と明記している。事務所の契約書が提出されるだけでは使用実態が不明であり、議長はどのように調査ができるのか。平成23年1月13日小泉やすお議長は「政務調査費に係る調査について（回答）」（監査結果書P225）で「区議会では使途基準で事務所費への支出を認め、賃借料を計上する場合には透明性の確保と説明責任に重きを置き、事務所の用件を具備することを示す書類の提出を規定により義務付けている。」と明記した。契約書だけでなく、「透明性の確保と説明責任に重きを置く」書類の提出を求める。「事務所賃貸借契約書」を提出するのみで事務所費を政調費と認めることは税金を納める区民としては納得できない。「透明性の確保と説明責任に重きを置く」書類の提出が無い場合は事務所賃借料600,000円の返還を求める。

区民が必死に働いて納めた税金で、議員は契約書を提出するだけで事務所として使用できることをH議員はどう考えるのか。いつも労働者の立場で訴えているH議員からすれば、労働者が税金の使用についてどのように考えているか、よくわかっていることと思うが。

2) 事務所光熱水費

基本的には事務所の電気代・ガス代・水道代について50%の按分で計上しているが、月によって電気代のみ、電気・ガス代のみ、といったように計上している料金が異なり、領収書の不備が多い。例えば7月分は、電気代の領収書のみ(7,717円、50%の按分では3,858円)を添付して、収支報告書では4,924円を計上している。7月分～2月分まで8ヶ月にわたって誤記がある。計上額の合計は47,019円に対し、領収書は38,492円の添付である。その差額8,527円の返還を求める。

I. 人件費

- 1) 3人の臨時補助職員に時給1,000円で562時間分を支給している。勤務内容は調査研究補助作業に264時間、資料整理に294時間、区政報告配布に4時間である。前年度は区政報告配布に多くの時間を費やしたと思うが、今年度はどのように区政報告を配布したのだろうか。広報費の欄ですぎなみ未来BOXの按分比を求めた。人件費のなかで、広報に関する部分の按分を求める。その説明に合理性、妥当性がない場合は562,000円の返還を求める。

38. I 議員 (W会派)

政調費交付額	1,920,000円(戻入なし)
要返還額	750,435円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その使途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

B. 研修費 25,436円

7/12 議員力検定問題集、受講料	23,436円
11/4議会改革学習会	2,000円

E. 資料購入費 462,325円(2/4インク、区政報告用紙23,409円を、資料購入費に計上されているが、広報費に変更した)

書籍、雑誌等の購入

F. 広報費 1,978,592円(2/4インク. 区政報告用紙23,409円を加算してある)

区政レポート原本は6枚あるが、発行年月日・号数が不明であり、内容から推察して、2010.11, 2011.1, 2012.3(誤記入ではないか)この3枚が、経理簿と合致するかも知れない。例えば、経理簿上、9/20区内特別郵便54,450円。11/1 区政報告印刷料及び折込料728,595円とのみ記載されており、発行年月日、号数が不明の為、突合せ出来ない。新聞のコピーのみ印刷されているものもあり、I議員には、提出された広報と使用金額の説明を求める。今後は、収支報告書と広報の両方に必ず発行年月日と号数を明記して欲しい。

I議員からの説明後、按分のしていなかった広報、号数と計理が不符号な広報について必要に応じて経費の返還を求める。特に、発行年月が、2012.3の広報紙は、年度が違っており、明確な説明を求めるが、その内容に、合理性がない場合は、その発行等の経費750,435円の返還を求める。

ほとんど毎年、資料購入費(書籍、雑誌)に、H22年度(462,325円)、21年度(682,439円)、20年度(766,938円)が当てられており、広報費も、選挙の年でもある事から、広報費に1年分の経費を超えて1,978,592円も使用している。広報費として、平成21年度(1,333,804円)、20年度(1,193,948円)が使用されている。

改めて、政務調査費とは何か?を、根本的考え直す必要があるのではないかと思う。

39. J議員(X会派)

政調費交付額 1,920,000円(戻入なし)

要返還額 1,001,823円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

J議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「これまで指摘しなかった点について、今回多数の指摘が行われていることは不整合であり不自然さを感じる。無理やり問題をつくり出す手法は、区議選挙を前にした意図的なものなのかとさえ思われる。請求者には、このような住民監査請求のありかたが不毛でないかと考えていただきたい」との所感を記している。

A. 調査研究費

調査研究の移動交通費として、7,990円を計上

B. 研修費

参加費・資料代：介護保障を考える市民の会 1,000円

講師料分担金：債権管理条例レクチャー2,500円、議会改革2,222円

会費：23区民自治会10,000円

交通費合計2,200円

1) 会費について

J議員の提出した出納簿の7月分No.4に、「会費として」と記載された「23区民自治の会」発行の領収書が添付されている。請求人は、会費の支払は、その会・団体に所属し、その活動の一員となることと同義であり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会・団体の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当しないと解する。従って、J議員に、この経費計

上が、講演会等一時的な参加費を会費という名称で支払っている場合であるかなどを含め、情報の開示、説明を求める。

その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上額10,000円の返還を求める。

E. 資料購入費

新聞：日経4 1月 10か月 43,830円

雑誌：文春、Will 1,930円、月刊日本の進路年間購読5,000円、日本の進路議員版、週刊新社会年間4月 - 3月 9,120円

書籍：7,934円

奇跡の団地 阿佐ヶ谷住宅、なくそう!官製ワーキングプア、公契約を考える、民主党が日本を変える!地域主権改革宣言、地域主権の未来図、中小企業白書読む

1) 書籍

請求人は、平成21年度政調費の監査請求において、会派・議員の所有となる書籍の購入については、区役所4階に、会派・議員用として備えられている図書施設（議員には、閲覧・貸出しだけでなく、新規図書の購入申請ができる）及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提であると述べた。請求人の主張の出発点は、監査結果書の判断に、繰り返えされる「会派・議員の自主性・自律性の尊重を基本」の議論の前に、明確にすべきことがあるということである。請求人は、会派・議員が、その政務調査活動のために、どのような書籍を選択するかの、自主性・自律性が尊重されるべき領域に踏み込む意図を示しているのではなく、そのような書籍を購入する前に、一般区民が利用・活用する公的な図書館、会派・議員にとっては、更に議会図書室の活用も可能であるが、そのような公的な図書館・室の利用の位置づけを明確にすることにある。議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人「議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書館等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報

HP管理費（2010.4 2011.3）（按分なし） 360,000円

広報紙及び広報ハガキ（按分なし） 合計額 1,572,744円

< レポート >

2010. 4月発行（126号）、8月発行（132号）、11月発行（135号）、2011. 1月発行（新年号、136号）、2月発行（137号）が添付されているが、それらの発行経費の領収書との対応関係が明示されていないため、経費計上月に加え、HPの情報から、それらを推定した。なお、記念切手と郵メールの費用が、別途、事務費として、合計27,230円が計上されている。

2010年4月発行（126号）	印刷代（詳細なし）	40,000円
	郵送費 741通	51,525円
	郵送費 59通	4,720円
	ポスティング32,770枚	172,042円
	新聞折込手数料5,750枚	26,512円

2010年 8月発行 (132号)	郵送費 1,053通	70,425円
	郵送費 211通 (10月に計上)	23,495円
2010年11月発行 (135号)	郵送費 1,341通	88,570円
2011年新年号 (136号)	郵送費 315通	20,475円
2011年 2月発行 (137号)	印刷代 (詳細なし)	623,700円

< 区政はがきレポート >

2010年春号 (4月計上)	葉書代・印刷代 (2,400枚)	156,900円
2010年夏号 (7月計上)	葉書代・印刷代 (2,400枚)	156,900円
2010年秋号 (11月計上)	葉書代・印刷代 (2,100枚)	137,480円

1) HP 管理料について

「議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「年間36万円が高額すぎる」とのことであるが、なにをもって高額であると判断するのか理解に苦しむ。HP 管理料としては常識的な金額であり、契約条件からするとむしろ低額といってもよい。参考までにHP 管理の内容としては、HP への記事掲載更新作業をはじめとするIT 技術面のみならず、HP 掲載記事のデザイン (レイアウト、イラスト作成、写真掲載などすべてを含む)、記事コメントの作成、記事項目分けや管理などを含み、更新回数は上限なしとの条件で依頼しているものであり価格は適正である。按分については、これまでどおり政務調査目的として、100%としたものである。金額及び按分率については、過去2年と変わらず、これまで指摘を受けたことはないのに突然問題にされる意図が理解できない」と記している。

当該ホームページ・HP に拠ると、このHP は、杉並区で活動する市民運動グループの「杉並会」が運営し、その会の代表を「議員が務めている」と記されている。5つの項目・内容< 最近の記事、テーマ別記事、資料室、サイトのご紹介、杉並区 > で構成され、「議員の政務調査活動に直接関連する内容が、レポートと区政レポートとして纏められ、過去の方も、テーマ別記事と資料室の項に分類されている。今回の監査請求の対象とした平成22年度時点におけるHP の構成は不明であるが、その期間に、発行されたレポートは、126号から137号であり、そこで、取り上げられた内容が、その時点のHP の主たる内容であったと推測した。その推測が正しいとすると、取り上げられている内容は多岐に亘り、それらには、国政や社会的に注目をあびた出来事等も含まれ、それに対する「議員の考え等が表明・記載されている。

請求人は、それらが、区政に関する政務調査活動に、どのような形で結び付いたものであるかは、議員の自立性・自律性ある判断に基づくべき領域である解するが、一方、「議員が、按分なしで、HP の経費を、公金である政調費に計上した根拠について、明確な説明を求める。その内容に、合理性・妥当性がない場合は、計上した経費360,000円の返還を求める。

2) 区政報告書について

「議員のHP に拠ると、平成22年度に、広報紙「レポート」は、126号から137号まで、12回発行され、その内、それらの発行に関する経費が政調費に計上されているのは、126(4月)、132(8月)、135(11月)、136(1月)、137(2月)号の5号である。又、区政はがきレポートとして、春、夏、秋号の3号が発行され、その内容の多くは、同時期に発行されたレポートの主たる記事を短くまとめものとなっている。併せて、8号が発行され、その費用が、按分なしで、政調費に合計1,572,744円が計上されている。

レポート137号は、平成23年2月20日に発行され、その構成は、P 1が、「開発型でなくバランスよいまちづくりへ」、「消費税引き上げに反対、福祉は政府が保障すべき」、「杉並らしい教育をとりもどす」、「保育の新システムは待機児童を増やすだけ」の題で、「議員の考え・主張が述べられ、P 2には、「地域経済に活気をとりもどし生き生きと働ける杉並に」と題し、

4つの提案が記載され、下段に、P2全体の1/3のスペースに、「私たち住民の力で杉並区を変えよう」との題に、J議員の顔写真が添えられ、議員のメッセージが、「杉並の区政を変えたい!」との思いで私は4年間議会活動をしてきましたが、まだまだ道半ばです。杉並には優れた住民運動の伝統があります。区民の力で区政の転換を実現しましょう」と結ばれている。この137号の多くに内容は、同132,135,136号に記載されてきた内容の総まとめと解しうるものである。又、137号については、その印刷代のみが、政調費に計上されているが、領収金額が記された一片の領収証が添付されているのみである。

請求人は、J議員に、レポート137号の経費を、按分なしとして、政調費に計上した根拠の明示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額623,700円の返還を求める。更に、はがきレポートの経費領収書に、官製葉書の6,600枚に加え、私製葉書の300枚の購入とその印刷経費が記載されているが、この官製、私製葉書の用途について、情報開示を求める。

G. 事務費

携帯電話（按分50%）	7,128円
郵メール・記念切手	27,230円（内、切手代26,030円）
事務用品（按分90%）	35,877円
コピー代	14,117円
サーバーレンタル（2010.5.23 2011.5.22）	4,410円、ドメイン使用料（2010.12.3 2011.12.2）
950円、メールアドレス料	945円

1) 携帯電話について

J議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「杉並区議会のルールに従って2分の1按分としており、使用は適正。政務調査には携帯電話を使用することがほとんどであり、実態としては2分の1よりも多いかもしれない」と記している。

請求人は、携帯電話の利便性を否定しているのではなく、その使用そのものが、議員の政調活動以外の政治活動や議員の私的生活をより多く支えるものであり、そう解することが、一般常識上も合理性・妥当性を持つ。このことから、請求人は、議長訓令の用途基準細目に規定される「上限の按分比」を、そのまま適用すべきでないとして解していることを、まず、指摘したい。

携帯電話の使用については、通常、金券と同様の働きを持つポイントが付与されるが、添付された明細書は、その一部のみであり、詳細は不明である。従って、請求人は、J議員に、ポイント付与について、情報開示を求めると共に、付与されたと推定されるポイント相当額を差し引いて支出計上すべきであると解するが、その情報開示がなされない場合は、計上額7,128円の返還を求める。

2) サーバーレンタル料、ドメイン使用料について

J議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「杉並区議会のルールに従って2分の1按分としており、使用は適正」と記している。一方、政調費平成21年度政調費の監査結果書は、議員任期を越える雑誌等の年間購読契約について、「一般的な購読契約において、一年(12ヶ月)分を超えた契約を行い、そのすべてを政調費に計上することは、政調費の返還を、年度を基準として行うこととしている政調費条例の趣旨から見て、適切ではない。現金主義を取るとしても、一年分を超える契約などを安易に認めることは年度を基準として定められている内容との整合性を著しく損なうことになりかねず、全体として一年を超えるものについては、その超えた部分については不適切と判断することが妥当である」とし、更に「議員の任期は、議会の解散等がある場合は別にして、4年で任期満了することは明らかであるので、当該任期を越えての年間契約等に伴う支出を全額計上するのは適切でなく、計上するとしても、契約日から議員任期満了までの月数に限定されるべきである」と説く。

従って、請求人は、J議員に対して、年度を越えた契約を行い、政調費に計上したサーバーレンタル(2010.5.23-2011.5.22) 4,410円、ドメイン使用料(2010.12.3 2011.12.2) 950円の各々1

か月及び7カ月分441円、554円の返還を求める。

I. 人件費

広報発送作業として、5, 8, 10, 12月に、合計6日間補助職員を雇用し、31,500円を計上（広報費の項参照）

40. K議員（Y会派）

政調費交付額	1,920,000円（戻入なし）
要返還額	965,686円

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

K議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「地方自治を支える二元代表制を実にあるものとするために、議員は行政と対等に議論できる条件が必要とされています。ところが、現実には行政の側はあらゆる課題に人材を確保し、また情報も国や都道府県、他の自治体およびあらゆる分野からも絶えず集中できる機能と財力をもっています。それに比して、議員側は大政党ならいざしらず、私たち市民の側に立つ無所属はその力において全く及びません。それを克服するための手段として日常的に情報を集め、あらゆる分野においても見識を深め、調査するための財政的保障が政務調査費です。杉並区議会においては、他自治体に先駆けて、1960年代末から無所属や市民派議員が生まれたことで議会の公開や改革の取組が進んできました。それと同時に政務調査費の一定額が保障されてきました。これが他の自治体に見られるように、飲食に使われるなど不正に使用されるのは言語道断です。また、この間の区民からの指摘によって明らかになった不当な使い方の是正は重要なことだと考えます。しかし、議員の調査活動やその区民に対する報告義務を果たす手段は多岐にわたります。政務調査費の用途のチェックが本来の意図を超えて議員活動そのものを制限するようになれば、区民の要求に離れることとなります。これはかえって行政当局を利するものさえなりかねません。また、その行き先が財政削減を口実に政務調査費を廃止または削減する動きになることも危惧します。そうなれば区民の側に立つ議員活動にとって死活の問題であり、慎重な取り扱いを求めます。」

A. 調査研究費、B. 研修費

調査研究費及び研修費の項に、同様の目的と推測される参加費等が別々に計上されていたため、請求人の判断で、纏めて以下に記載した。又、調査研究費、研修費に計上されているラジカメメモリー、ノート、資料郵送費については、それぞれ、調査研究、研修目的のため購入・計上したと推測されるが、事務費の項に、1月に開催されている相談会費は、会議費の項に各々転載した。

参加費：

全国空襲被害者連絡協議会 2010年度会費 2,000円、杉並・図書館を考える会平成22年度会費 1,000円、全国地方議員交流会参加費 10,000円、東京グラムシ会年会費 3,000円、全国地方議員交流会賛同費 1,000円

交通費

部落解放全国連合会参加交通費（東大阪）26,400円、京王地下の会 富士見ヶ丘駅改修イベント交通費（タクシー代）1,070円

1) 東京グラムシ会年会費の支払について

東京グラムシ会の設立のよびかけには、20世紀の思想家アントニオ・グラムシに関心をもつ人々の「自由な文化交流の場」となることをめざし、会を設立することになった、と記され、定期的に会報を発行し、グラムシならびに現代の思想・文化動向に関連する内外の情報、研究の成果などを会員に、届けるとされている。

請求人は、ある会・団体に年会費を支払うことは、一般的には、その会・団体に一定期間所属し、その活動の一員となることと同義であるとの立場を出発点としている。即ち、意図すると否とは無関係に、結果として、その会・団体の宣伝・広報に加担することとなる可能性を否定できない、と解すべきであり、それに対する政調費の支出は、公金による当該会・団体の支援となり、政調費の趣旨から見ても、政調費に該当せず、個人的資金で賄うべきであると、平成21年政調費監査請求で主張した。

これに対して、当該監査結果書には、「団体といっても様々であり、その会費の性格も様々である。（中略）したがって、政調費による会費の支出については、団体の性格や活動内容、会費の位置づけ、さらには当該会派・議員からの説明などを総合的に勘案して判断することが必要であり、会費の支払を、一律に政調費に該当しない、とする請求人の主張には首肯できない。（中略）一般的には、当該団体の活動の中に区政に関する調査研究に資する有益な活動があることが説明されるなどし、説明等の妥当性が推認できる場合には、一定の割合を限度として政調費からの支出を認める余地ある、と判断する。今回の監査にあたっては、それが副次的効果であること等を勘案して、こうした場合の按分割合を最大1/2として取り扱うこととした。加入団体が、政治団体である場合や当該団体の活動の中に区政に関連するものがない場合等は、政調費からの支出は不適切である。逆に、講演会等一時的な参加費を会費という名称で支払っている場合など、会の性格・内容によっては、すべてを政調費として認めることがありうる。」と記されている。

従って、請求人は、K議員に、当該会への会費支払について、監査結果書も指摘している様に、支払われた会費の性格の説明・情報の開示を求めるが、その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額3,000円の返還を求める。また、全国空襲被害者連絡協議会2010年度会費、杉並・図書館を考える会平成22年度会費支払についても同様の情報の開示を求める。

なお、請求人は、政務調査や研修をどの様に進めるかを含め、それらの内容についての判断は、会派・議員の自立性・自律性に基づくものであると解し、K議員が、平成21年度政調費監査請求に対する議長調査に記している「政務調査費の使途のチェックが本来の意図を超えて議員活動そのものを制限する」意図をもつものでないことを付記する。

C. 会議費として、合計48,925円計上

5月 葉書購入 12,500円（250枚）（目的の明示なし）
7月 区政報告会会場費 975円
8月 区政相談会案内用葉書購入 200枚 10,000円
9月 区政相談会会場費 1,500円、相談会連絡用葉書 250枚 12,500円
10月 区政相談会会場費 2,000円、相談会案内用葉書 40枚2,000円（相談会のお知らせに続いて、近現代史講座の案内が記載されている）
12月 生活相談 2回 4,460円
1月 生活相談会 2,990円

D. 資料作成費

控室コピー代、資料コピー代 7,265円

E. 資料購入費

新聞：都政新報 3か月14,220円、沖縄タイムズ10ヶ月47,400円、公明年間22,020円、赤旗 7か月20,300円
雑誌、資料：世界 2か月 1,560円、季刊労働党秋号 1,200円、公的扶助研究218 221号 3,000円

資料：区民生活委員会資料代330円、保険福祉委員会資料代400円、高尾山・天狗裁判の最終準備書面1,000円、全国空襲被害者連絡協議会資料代 500円、

書籍・資料：38,052円

平気でえん罪をつくる、生活保護VSワーキングプアー、眠れも夜の精神科、医療機器を考える、変貌する都政、生活保護申請マニュアル、これが生活保護だ、消費税にたよらない豊かな国日本の道、公的扶助研究、権利としての扶助研究、生活保護手帳、別冊問答集、なくそう官製ワーキングプアー、パソコンらくらく、債は眠らず、公契約条例入門、黒い知事石原、消費税のカラクリ、無縁社会、母子家庭、無縁社会の正体、

1) 書籍購入について

K議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「指摘された議員図書室は日ごろから多用しています。本には、議会資料として利用するために傍線や付箋をつけることが多く、購入しています」と記している。

議会図書室は、区役所の会派・議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入について、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であり、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人K議員が、上述の議員図書室の利用について、どのような判断をし、当該書籍等の資料を購入することにしたか、更に、関係する政務調査活動が終了した後に、保管も含め、それらをどのように処理する計画であるかの情報等の開示を求めるものである。このことによって、請求人は、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の入手において、議会図書室等の運営予算の効率的な活用により、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

F. 広報費として、計上額合計 1,027,258円

HP運営サポート費(按分比50%)63,000円(月5,250円で、12カ月分が計上されているが、詳細情報なし)

HP運営サポート費振込代(按分比50%)1,572円(6月、7月分が各々181円、210円、他の10か月分は、月131円が計上されている)

街頭広報に関する経費として、合計105,738円を計上

旗ポール2本(按分比50%)8,300円、旗ポール修理代(按分なし)6,000円、ポールスタンド(按分比50%)3,862円

トラメガ1台(按分なし)78,750円

電池代(トラメガ、マイク、拡声器用)(按分なし)8,826円(内トラメガ用6,173円)

区政報告に関する経費として、合計856,948円を計上

4月計上 A4用紙(按分比90%)17,262円

8月計上 区政報告資料郵送代(按分なし)350円

10月計上 区政報告郵送代(按分なし)240円、用紙代(按分90%)11,509円

11月計上 官製葉書(区政報告号外 区政報告会のお知らせ)40,000円

区政報告配布人件費(按分なし)10,000円

区政報告郵送費(按分50%)129,590円

区政報告郵送費(按分なし)2,480円

A4紙代(按分90%)38,732円

インク代(按分比90%)4,266円

12月計上 官製ハガキ(按分なし)5,000円

インク代(按分比90%)10,962円

	紙代（按分比90%） 46,340円
	封筒代（按分比50%） 12,880円
	賃金〔K - 1〕（按分比不明） 3,000円（実際の支払額は、35,000円）
1月計上	区政報告郵送費（按分なし） 4,880円
	封筒代（按分比50%） 12,880円
	紙代（按分比90%） 21,419円
3月計上	紙代 28,893円
	インク代 18,270円
	区政報告郵送代（按分比50%） 154,195円
	ハガキ代（按分なし） 283,800円

1) 街頭広報について

K議員は、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、「区民への報告義務を果たすための手段の一つは街頭活動です。ポールは街頭で会派の区政報告用に使用しています。街頭区政報告は議員の日常活動として行っています。修理もそのポールが壊れたため、業者に修理させました。このポールは会派の区政報告以外に使うことはありません」と記している。

請求人は、広報活動の多くは、その性質上、会派・議員の「宣伝」的要素を含み、特に、不特定多数を相手とする街頭での広報活動を政務調査活動として位置づけることには、多くの疑義が生ずると解する。請求人は、街頭において、議員自身の区政に関する調査の状況・結果を伝える活動が、どの程度の有効性があるかないかの議論をしているのではなく、街頭に立って、何かを訴える行動自体が、結果として、議員自体の存在をアピールすること、すなわち、宣伝行為になると主張しているのである。

K議員は、街頭での広報活動に用いる旗ポール、ポールスタンド、トラメガ、電池（トラメガ、マイク、拡声器用）等の購入経費を政調費に計上している。旗ポール、ポールスタンドについては、その按分比を50%としている一方、トラメガ、電池については、按分なしで政調費に計上している。

請求人は、その按分比の明確な根拠の提示を要請する。その内容に合理性・妥当性がない場合は、計上額105,738円の返還を求める。

2) 報告について

経費の資料が添付されている区政報告は、11月の計上分に対する2010年初冬と記されたNo.79, 80,81 のみであり、又、区政報告用として計上されている葉書については、11月計上の区政報告号外 区政報告会のお知らせのみである。なお、会派のHPを、現時点(平成24年3月)で検索すると、対象となる平成22年度の区政報告としては、No.68 (2010年7月18日)、No.69 (8月10日)、No.72 (11月17日)、No.78 (11月11日)、区民ニュースとしては、2011年2月3日、3月1日、3月16日号が掲載されているのみであった。一方経費計上の際の按分比については、K議員が、平成21年度政調費監査請求における議長調査に対して、郵送費について「郵送物の中には、会派としての区政報告があり、その際は、K議員と他の者との連名で郵送したため、1/2を計上した」とし、用紙・インク・封筒については「90%按分計上」と記しているが、平成22年度の政調費の収支報告書には、按分の根拠等の説明がなされていない。従って、請求人が検証し得たのは、11月計上の区政報告の経費のみであった。

区政報告No.79は、P1に、「要介護認定の制度の見なおしを」の題で、K議員が決算委員会で、制度の見直しを求めた内容を、区内の実例を示して報告し、下段に、「K・〔K-2〕と共に考える会」の案内が掲載されている。P2には、区政に関する記事が3件掲載した構成になっている。No.80 (富士見丘久我山版)とNo.81は、P1は、共に、高齢者・障害者、通勤・通学の安全対策に関する内容で、前者が富士見ヶ丘駅南北自由通路、後者が京王線の地下化を取り上げ、後段に、No.79と同じく、「K・〔K-2〕と共に考える会」の案内が掲載されている。

P 2 の掲載内容は、N o . 79 とほぼ同じ内容の構成となっている。これらの 3 件の区政報告に加え、「K ・〔 K - 2 〕と共に考える会」の案内のチラシが、11 月計上の郵送費の資料として添付されている。その計上された郵送費 129,590 円は、按分比 50% とされ、郵送費 2,480 円は、按分なしとされている。これらの按分比の根拠の説明がなされていないが、郵送費 129,590 円については、「K ・〔 K - 2 〕と共に考える会」の案内のチラシが同封されて郵送されたためであろうと推定した。しかし、郵送費 2,480 円についての按分なしの根拠は不明である。

請求人は、K 議員には、その政務調査活動の経費を、公金である政調費に計上する場合は、その内容について、最低限の説明をする責務があると解している。従って、区政報告の経費・按分比について、その内容・根拠の情報の開示を求めるが、それに合理性・妥当性がない場合は、計上額 856,948 円 の返還を求める。

G. 事務費

パソコン・プリンターリース（按分比 50%、9 か月分）51,030 円
S O - M E T インターネット接続料（按分比 50%、9 か月分）5,193 円
メモリー、レーザーカートリッジ（按分比 50%）12,066 円、（按分なし）1,152 円
パソコン・プリンターインク（按分比 50%）9,837 円
控室電話代（按分比 50%）10,675 円
名刺入れ 315 円、ノート代 1,020 円、区内地図 840 円、資料郵送費 510 円、切手 30 円
官製八ガキ（按分なし）9,300 円、官製八ガキ（按分 50%）4,900 円

1) 名刺入れの購入について

議長訓令で、名刺自体の購入費を、政調費に計上することが認められていないが、その名刺の入れ物の購入費が、政調費に計上されている。請求人は、名刺自体の持つ働きとその入れ物のそれとの間には、基本的な違いがあると解するが、一方、経費を政調費に計上すべきでないと言われる名刺を入れる物の購入費を政調費に計上することに疑問を有する。K 議員の、名刺入れの購入費を政調費に計上した判断について説明を求める。

H. 事務所費として、合計 719,873 円

家賃（按分比の記載がないが、月額 130,000 円の賃料に対して、政調費計上額は月額 50,000 円とその振込手数料 210 円/回である）601,320 円
電話代（按分比 50%）46,275 円
電気、ガス、水道（按分比 50%）51,227 円、9,638 円、11,413 円、合計 72,278 円

I. 人件費として、合計 471,500 円を計上

提出された出納簿によると、その 12 月分の摘要欄に、2 名の雇用人に支払われた賃金額が、各々 43,200 円、104,880 円とされ、出納簿の受け払いの欄には、各々、0 円、47,000 円とされている。一方、添付された補助職員勤務報告書の前者の雇用人の賃金は、42,000 円と記載されている。単純な誤記と推測されるが、勤務報告書の記載が正しいとすれば、公文書である出納簿の訂正がされるべきと解する。従って、請求人は、K 議員に、明確な説明を求める。

41. L 議員

政調費交付額	1,280,000 円（戻入なし）
要返還額	<u>229,600 円</u>

請求人は、提出された出納簿及び領収書等を基に、政調費の検証を行い、その用途に関する情報が不明・不十分であるか、あるいは、疑義があると判断した時は、その旨を記載し、情報の開

示・説明を要請した。それに対する回答に、合理性・妥当性がない場合は、原則として、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

E. 資料購入費

新聞を2種類購読：

35,064円(8月～3月、4,383円/月×8月)、23,550円(9月～2月、3,925円/月×6か月)

F. 広報費

ホームページ維持管理費(按分80%) 229,320円(1月に計上)

区政報告作成費(按分80%) 744,450円(2月に計上)

1) ホームページ維持管理費について

HP維持管理費は、「政務調査費の支出に関する業務処理について」に、「実態に則して按分する」と記載されている。個人個人によって、按分率が違うのではないかと、何故80%なのか根拠の説明を要する。

2) 区政報告作成費について

区政報告作成費領収書には、但書きに「区政報告」、企画、デザイン、レイアウト、印刷、製本費と記載され、各項目の内訳書は添付されていない。備考欄に、区政報告5万部と記入されているのみである。領収書には、明細書を添付すること。

G. 事務費

携帯電話(按分50%) 20,836円

H. 人件費

補助職員賃金 229,600円

11月～3月の間に雇用し、業務時間 9:00～18:00 で、実働8時間、勤務場所は不明

賃金は、1時間当たり820円で、日給は6,560円、月当り45,920円

2/15 区政報告作成費領収証によると、企画、デザイン、レイアウト、印刷、製本まで、総てを、アビリティハウスが請け負って作成されている。11月に雇用された補助職員は、区政報告に係る補助は出来ないのではないかと。証拠品として提出されている区政報告書は一枚のみで、しかも、2月に業者によって作成されている。

12月～1月の雇用内容は、区政報告配布補助になっており、12月～1月は、区政報告も作成されて居らず、何を配ったのか不明である。朝の9:00から18:00まで、実働8時間も、報告書を、連続して配布できるだろうか、甚だ疑問であり、特に12月から2月は、16:00頃から暗くなり、杉並のような住宅街での配布行動は、請求人の経験からも危険を伴い困難である。

以上の理由から、計上額229,600円の返還を求める。

42. 会派事務費・人件費の分担について

各議会会派が、会派としての活動のために必要な事務費、人件費等の経費を、所属議員が、均等割りで分担し、各々の政調費に計上している。その際の按分率は、多くの場合50%とされている。各会派の活動の拠点・会派事務所の所在場所については、所属議員の収支報告書には、記載がなく、区役所3階の会派・議員の控室が、それに該当するとした。

議員控室使用規程は、議長訓令として、昭和38年に発令され、平成4年に改正されているが、その第2条に、控室の使用については杉並区役所庁内規則に拠るほか、本規程の定むるところによるとされている。又、その第3条には、控室の使用は議会開会中とし、必要があって議会休会中使用する場合は事務局員職員の勤務時間内とするとされ、更に、その第2項に、特に必要がある場合は議長の承認を得て時間外にわたり使用することができる、と規程されている。

請求人は、平成21年度政調費監査請求で、M会派が計上した控室お茶代等の経費計上の按分比（80%）の監査を求めたが、それに対して、当該年度の監査結果書には、控え室のお茶代等について「会派が自律的に定めた按分を尊重する」としつつ、「議員控室の本来の目的などを踏まえ、より透明性の高い按分割合を検討されることを期待する」と述べられている。

請求人は、会派・議員の自律性を尊重する立場から、その控え室の使用実態について立ち入る意図からではなく、又、状況の変化と共に、控室の機能が変遷することはあり得ると解するが、平成21年度政調費監査結果書の付言にもあるように、議員控室の本来の目的・機能を、会派・議員が、どの様に捉えているかについて、明確な説明を求める。請求人は、会派の活動は、議会等における政党的な駆け引きを目的とした活動を含め多岐にわたり、政務調査活動は、その一端であり、その所属議員は、一方、自分の事務所を起点に、政務調査活動を含めた種々の活動を行なっていると解する。

従って、議員控室を会派事務所として活用する場合には、その中における政務調査活動の位置づけは、相対的にも小さくなると解すべきであり、会派事務所の経費の按分比を50%として、公金である政調費に計上することに疑念を有する。

各会派・議員に、その按分の根拠について説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務費・電話費・人件費の返還を求めることとした。